

鍋二、一白箸五拾膳入十袋、一わさびおろし
 二、一燒物片口五、一砥二、一火吹竹三本、
 一とうしん付木、一火打道具、一組棚二組、
 一膳十八膳、一今里皿三拾六、一同蓋天目三拾
 六、一同天目三拾六、一同小皿三拾六、一同
 猪口三拾六、

別破陣より次官迄、凡十人程之遺用器物、

一大藥罐一、一大櫃火鉢一、一茶柄杓一本、
 一水手桶一、一水こぼし一、一薄茶茶碗十、
 一今里皿二束、一同蓋天目二束、一同天目二
 束、一同猪口二束、一膳十膳、一燈臺一本、
 一鐵あんどう二、油共、一羽帚二本、一多葉粉盆
 三通、させる二、一水手桶一、木共、一水手盥二、
 一しゆろ箒二本、一眞板一面、一庖丁二枚、出及
 一枚、一布巾三、一飯櫃一、但大、一木杓子二
 本、一味噌こし二、一すいなう一、一播盆一、
 一木、一中やくわん一、一渡しがね三、五本、あぶ
 りこ一、大、一火箸一膳、一かね杓子二本、一
 德利か手樽か二三升入二、一油德利一、但二
 白銚一、但鐵、一水桶一、一手桶二、一米かし

桶一、一柄杓大小二本、一かい木一本、一鐵
 鍋五つ入子一組、一飯鍋一、但大、一大間鍋一、
 一白箸五拾膳入五袋、一火吹竹、一とうしん付
 木、一火打道具、一組棚一組、

中官百四十人程之遺用器物

一膳百四十人前、一大天目二百八十、但、飯汁碗に候
差渡四寸五分、一ッは夫、一今里皿四百二十、一同
 天目二百八十、一鐵行燈十八、油共、一手洗十五
 一水手桶五、柄杓、一しゆろ箒五本、一七つ入子
 鉢四組、一多葉粉盆二十五通、但、一通りに煙
器四本つ、一薄
 茶茶碗五十、一茶水桶五、一藥罐大中十三、竹小
柄杓
 共、一櫃火鉢九、五箇、一白木炭取九、一眞板大
 中十枚、一庖丁二十枚、中出及十枚、一播盆五、共、
 一燒物片口十、一わさびおろし三、一火箸十八
 膳、一かね杓子十五本、一貝杓子二十本、一
 飯櫃大小十、一木杓子十本、一飯鍋大八、但、一ッ
付八升
 だ、一五つ大入子鍋五組、一味噌こし十、一す
 いなう八、一德利か手樽か、壹升入、二升入、三升
 入、二十、一あぶりこ九、一わたしがね九、五本
 一貳升入油德利五、一大据桶三、一手桶十五、

柄杓 一米かし桶九、一火かき五本、一柄杓大
 中十五本、一水擔桶五荷、梅共、一白箸五十膳入
 三十袋、一布巾十、一とうしん付木、一火打
 道具、一火吹竹、一置いろり五、但、常之通に而は火
氣下に通り火用心
不宜候間、底板之上に薄石に而も瓦に
而も敷候、火用心能御付可然存候、一砥五、

下官百七十人程之遺用器物

一膳一膳宛、一大天目三百四十、但、飯汁碗に候間、一
寸五分、一ッは
夫より少小ふり、一同天目三
 百四十、一鐵行燈十八、油共、一手洗十五、一手
 水桶五、柄杓、一第五本、一多葉粉盆三十通、一
通
り、一薄茶茶碗七十、一藥罐大中十五、竹
六本つ、一庖丁二十六枚、出及十三枚、一播盆七、共、
 一燒物片口十二、一火はし十八膳、一貝杓子四
 十本、一大飯鍋十、八升だき、一料理鍋二十、一
 七つ入子鉢五組、一味噌こし十、一德利か手樽
 か、一升入、二升入、三升入、二十、一油德利二升
 入六、一据桶三、一米かし桶十、一五徳か金
 輪十、一火抓五、一柄杓大中二十本、一水擔
 桶六荷、梅共、一白箸五拾膳入四十袋、一とうし
 ん付木、一火打道具、一火吹竹、一置いろり

五、但、梅共中官
いろり同前、一眞板十面、一布巾十、
 先達而御馬御鷹に相附罷越候次官一人、中官一人、
 下官一人、都合三人遣ひ道具も、先規御賄方より別
 而御用意被成御渡しと相見申候得共、此度は次官
 中官下官へ相定り御渡し被成候器物之内を以、御
 見計被成御渡被置相濟可申儀と存候、
 右者、天和正徳朝鮮人旅館に而遣用之器物に御座
 候、其内、前々は三使以下下官迄、銘々椀膳小道具
 共に御渡し被成候得共、左様候而は三百四五十人
 前之椀膳御用意被成候故、大分之御雜作に罷成候
 間、朝鮮人自分よりも椀等可持越候間、夫を以假成
 りに相濟、其外差當り入用に無之品々相省候様、對
 州に申越候所に、椀膳等之重立候品は除之、手安き
 燒物類少々相増候は、御入用も軽く、朝鮮人ため
 には自由叶悦可申歟と申候候、且又御渡被置候器
 物之内、數少く候品われ損候而、當用差支候は、
 若は御賄方へ、對馬守役人ともより申斷り申上る
 に而可有御座候、其節御取替被下候様にと奉存候、
 未御當地へ罷通り候朝鮮人之員數も、不相極候得
 とも爲御用意之候間、先格を以書付差上候、右之通

御心當被仰付置候は、差而大違は有御座間敷か
と奉存候、事多御座候得は若は書落も可有御座候、
左様之品は其節可申上候、勿論大坂客館に而も右
之器物入申候、彼地役人可申上と奉存候、員數は人
數多候故、御當地より少し相増候事も可有御座候、
委細は彼地藏屋敷の差置候家來共可申上候間、此
旨早々被仰越可被下候、京都は此度は晝休に罷成
候故入不申候、以上、

宗對馬守内
平田直右衛門

七月
同月十六日、奥野忠兵衛様御手紙之返書、

一大坂に而御大名様方より出候七艘之船乗組之
事、對馬の信使着以後ならては、相知間敷由申上置
候付、申來次第御知せ可申上旨奉得其意候、未其儀
不申來候、察見申候に不急事故、大坂着之時分なら
ては濟申間敷敷と存候、左候而は被仰越候而も間
に合申間敷候、先規を以考申候へは、國書船に八九
人、正副從三艘二十人より二十三人迄、上上官以
下乗船五艘十四五人宛と奉存候、外二艘は兩長老
乗船に成申候、大概如此と可被思召候、若間に合申
間敷かと奉存有増を申上候、

同年九月十七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、左記
之、
於大坂旅館下行相渡候節、二十三にわけ相渡候様
にと官人附之役人被申候、兼而三使より上上官、學
士、判事、上官、中官、下官、通詞七段にわけ渡候様
にと申遣候付、御賄方も二十三に分候義不致得心、
左候は、面々臺所切に可渡哉と申候得共、役人兎
角合點不申候に付、望之通二十三にわけ相渡候、其
上下行物入物も毎日の義、品多く重り候得共不相
返由申來候、官人附之役人心得違に而無之候哉承
度候、
一參向は、右望之通二十三にわけ下行相渡候得共、
殊外混雜候間、歸國之節は官人切に下行相渡度之
旨、御賄方より申來候、其元よりも官人附之役人
に、其趣御申遣候様と存事に御座候、
一通詞四十五人分下行相渡候處、朝鮮船六艘之船
頭十二人、通詞並之下行可相渡之旨、大塔貞右衛門
平山左吉書付指出候由、通詞者對馬守殿御家來と
承候、右船頭と申者下官に而も候哉、通詞並之者に
而候哉承度候、以上、

九月十七日

奥野忠兵衛
平田直右衛門様

同月十八日、昨日奥野忠兵衛様より、直右衛門方へ
來り候手紙之返事今日遣之、左記之、
昨晝は御手紙拜見仕候、大坂於旅館朝鮮人下行之
義、二十三にわけ御渡被下候様にと、朝鮮人附之役
人共申候に付、兼而三使より上上官、學士、判事、上
官、中官、下官、通詞七段に分け御渡被下候様に申
上候付、其通御差圖被仰遣候付、御賄方に而も二十
三に御分け被成候義御同意に無之、左候は、面々
臺所切に御渡可被成由、被仰開候得とも、役人共合
點不仕候付、望之通二十三に分け御渡被成候由、其
上下行物入物も毎日の義、品多重り候へとも不相
返由、彼地御賄方より被仰越候付、役人共心得違に
而は無之候哉、御開被成度由被仰下奉得其意候、七
段に分け御渡被成被下候様にと、私より申上候段、
其砌早速國本役人共方へ申遣置候處、右之通申上
候段は、聊役人共私に可申様無御座候、朝鮮人共違
而願申候故、不得止候而申上たるに而可有之候、其
譯は定而委御賄方へ申上たるに而可有之候得共、

具に不被仰越候故、了簡違に而申上候敷と可被思
召候、御當地に而相濟申たる事に候得は、中々容易
とかふ可申上様無御座候、大坂旅館に而は朝鮮人
共も、一組一組宛相分り罷在、七段に分け御渡被成
候而者、朝鮮人とも甚迷惑仕候由申候付、右之通相
願候哉、其段爰元に而は了簡難仕候、途中へ申遣し
様子承合候上追而可申上候、
一參向者、役人望之通貳拾三に分け御渡被成候得
共、左候而は殊外致混雜候間、歸國之節は官人切に
下行御渡候様に被成度旨、御賄方より被仰遣候間、
私方よりも官人附人役人へ、其趣申遣し候様にと
被思召候由奉得其意候、夜前途中迄も早速申遣候
役人とも、追付御當地へ罷越候間、罷罷成候は、前
以申上候通に無相違候様に可申談候、其上違却之
義候は、其趣可申上候、
一通詞四十五人分下行御渡被成候所、朝鮮船六艘
に而船頭十二人、通詞並之下行御渡し被下候様に、
平山左吉大塔貞右衛門書付を以申上候由、通詞は
對馬守家來と御開被成候、右船頭と申候は下官に
而も候哉、通詞並之者にて候哉、御開被成度由奉

得其意候、右船頭之義は對州者に而御座候、以前より信使之節は、朝鮮船に乗せ候而船乗前之下知仕候もの而、通詞並之下行被下來り候、以前は拾八人之事も有之候得とも、近年之信使には隨分途吟味減候而、十二人に相減申候、是は本通詞とは譯違、通詞船頭と申ならはし候、依之公儀へ差上候通詞人數之外に而候故、御存知不被遊答候、此者共も以前より大坂に而、御賄方より下行御渡し被成來候先格に候間、此度も其通爲申上事に而御座候、左様思召可被下候、大坂御賄方之御帳面に者記可有之候間、御吟味可被成候、以上、

九月十八日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月廿日

一忠兵衛様直右衛門に被仰聞候者、兵庫御賄方より申越候者、通詞四十五人と申越置候得とも、右之外通詞大分相増候由申來候、彌其筈に御座候哉と被仰聞候故、御答申上候者、通詞之儀者兼而國元より人數相究り居候故、過分に可相増様は無御座候、併、昨日御尋之節申上候船頭通詞と唱候者十二三

人、通詞同前に下行被成下候、右之者共義に而も可有之かと存候旨申達候得者、其儀者昨日承候其外之様に相聞候と被仰聞、以上、享保己亥信使記録、

一大坂に而三使に上使を被成候へは、大坂御城代之宿は門跡にて候、常憲院様御代に初り、天和迄之格は、座敷へ上使と三使と一同に出合申候、文昭院様御代初、寶永之按するに、正徳三使大坂に着之砌、江戸より被仰越此度は上使門跡之堂に御登り之時、階之本に三使迎に罷出、亦上使御歸之時分其所に送て被出候へとの御下知にて、色々三使に申聞せ候へとも承引不仕候、兎角左様に思召候は、朝鮮王に伺ひ候て又々可參候、只今俄に被仰懸候ては、自分杯之仕方に不相成と申切、江戸よりは兎角迎送り被仰付詰り候由被仰下、其間之掛合大坂に日數滞留仕候得共、不埒にて詰之處承引無之候、いつ迄も此所に指置敷、亦者追立ると成とも可仕と申候、正使之師匠學士に東郭と申もの有之、夫杯を以色々申させ、いつ迄も此分に候へは惣中も遂出仕候て、三使に其通り被仕被相濟候て可然と相願候故、旁三使もこまり漸納得にて、階之上際迄迎送仕

候、然れども御當代按するに、有徳院殿をさし奉る、初、正徳按するに、享保の誤りなり、信使之節之迎送仕に不及迎、天和之格に相成元の戻り候事、異本朝鮮物語、

九月十日、信使大坂を發與あり、この月四日、播磨國兵庫より大坂に着せり、是より陸路宿驛に大目付等より、先たつて宿觸あり、享保四年九月十日、大坂發足淀泊、柳營柳營離脱漏、享保四年二月、江戸道中筋廻状

一道中筋往還通一里塚、并宿入口土手矢來欠損候所は無油斷繕置、且又並木立枯、又は吹倒間拔候所は、植次候様に常々申付候間、見苦敷義有間敷事に候、併油斷之所々も有之候は、此節修復植繼可仕候、朝鮮人就來朝に、別段に取繕候義は無之候間、可得其意候、

一朝鮮人來朝道筋宿々は勿論、間之村々共に往還通道造掃除之義、朝鮮人通候筋見苦敷義無之様に、入念可申付事、

一朝鮮人相通候道筋、旗鍵さわり不申候様に、往還道中道に而高さ四間程明け候様に、並木枝葉伐詰候様に致筈に候、尤御賄之御代官より手代指遣し可申付候間、右手代に指圖可請事、

一朝鮮人泊り休之間之宿、見苦敷家居は簾を掛け葭藁に而圍、或は横町見通し之所は、喰違之葭垣仕筈に候、此段も右御代官手代共罷越可申付候間指圖可請、尤石佛相取除候には及不申候事、右之通、間違無之様に可相心得候、此觸狀順々相送り、留りより宿送りを以、石見守役所可相返者也、

亥二月 伊勢判

石見判

品川より守山迄、井美渡路
彦根共朝鮮人通り筋
宿々々 問屋
年寄
宿主
間々(之カ)村々
組頭

追而、京都より守山迄之間、道遠く掃除之義は、町奉行より可申付候間可得其意候、以上、以上、月堂見聞御勘定奉り伊勢伊勢守なり、伊勢は享保四年五月十七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、左記之、
一去る十四日河内守殿より按するに、老中井上正岑 江戸道中と

もに、朝鮮國書御返翰に下馬下座等之儀、此度は不
及其儀旨御書付御渡し候爲御心得申達候、
按するに、この書この御願の事、また同月
廿三日にも載す、参考のため兩存す、
一朝鮮國書御返翰へも、江戸并道中に而も下座下
馬に不及之旨被仰渡候間、可被得其意候事、享保己亥
享保四年

一朝鮮國より獻上之御鷹一居、一日飼料、
鶉三羽 鳩大二羽半、雀拾貳羽

同献上御馬壹疋、一日飼料、
大豆三升 白米貳升 小麥粉貳升
鹽貳合 飼葉拾六束 こま之油壹合

右之通、通り筋宿々代官衆へ爲心得被仰渡候、

一三使上上官三人 上判事三人 學士壹人
上官四拾五人内、次官十一人、中官百六拾人
下官貳百六拾人 合四百七拾五人

一兩長老 本番 天龍寺 眞乘院月心湛長老
加番 東福寺 即宗院石霜葛長老

一對馬守殿家中八百人餘 乘馬七拾疋餘

右は、今度御供被致候御家中上下人數也、御雇人足
之分は此かきりにあらず、

宗對馬守殿御供衆中

家老杉村三郎左衛門○組頭大浦兵左衛門○假組頭
幾度六右衛門○鐵砲大將儀主税○弓大將田島十郎
兵衛○旗大將内野權兵衛○長柄大將吉田兵左衛門
○大勘定儀四郎左衛門○船奉行小田平左衛門○供頭
吉田七左衛門、島雄只右衛門、山川治五右衛門、
樋口富右衛門○奏者用達多田半兵衛、仁位貞之允、
久和重右衛門、吉村庄兵衛、兒島作太郎○宿札打
乾元右衛門、平田左中○御傳馬一宮助左衛門○小
姓組戸田官右衛門、鈴木幸助、幾度左平太、箕原作
右衛門、中原狩野之介、平田助之進、古川伊右衛
門、山崎元右衛門、山路幸四郎、保田喜左衛門、小
川軍次、堀繁之允、小柿左平○案書役島居七兵衛、
大浦伊兵衛○結筆大浦伊介、江口源五、加納彌太
郎○組頭手代久和重右衛門、青野甚平○徒目付藤
源八○口方西山格右衛門○勘定手代山 右衛
門、西川彌七○同帳付川邊新七、志田軍平、和瀧少
藏、寺崎庄左衛門○組頭書手國分木工右衛門、福島
太郎右衛門、重松平次○大目付 土田平八○頭掛武田
甚五右衛門、平山新五右衛門○銀掛衣 和瀧吉藏、波

多野文平、龍返寺半平、平間喜兵衛○進物手代高勢
浮右衛門、佐々木源右衛門○御傳馬 井上勝右衛門、
佐伯市右衛門○宿札替 畑島權右衛門、庄司治右衛
門○餘目付藤松三郎右衛門○馬醫田口勘右衛門、志
田善右衛門○船奉行 近藤喜右衛門○側徒倉田左兵
衛、河村久右衛門、井野久兵衛、山岡源七、佐伯茂
右衛門○供徒山内源右衛門、永留助兵衛、河内會
右衛門、梅野津右衛門、佐々木六左衛門、稻留與
市、重松瀨左衛門、原太郎左衛門、山本左五右衛
門、小島仙五右衛門、小川茂右衛門、江崎十右衛
門、小川貞五郎、古村甚右衛門、高木權右衛門、稻
留與次右衛門、保田源右衛門、浦田市郎右衛門、
横田宇左衛門、橋倉甚右衛門、畑島彈平○役徒倉
野彌太郎、鈴木彌兵衛、福山傳右衛門、峯多兵衛、
飯田清右衛門、中村儀右衛門、福田傳七、青木辨
右衛門、永留與一右衛門、河内宇佐右衛門、樋口
久米右衛門○用人鈴木政右衛門、古川繁右衛門、
○奥小姓組松村四郎兵衛、仁位郡右衛門、小川軍
次、立田書左衛門、唐坊兵右衛門、島雄伴五郎○
奥醫島本祐庵、井田忠庵○外科飯田自齋○膳番立花

信使付

源右衛門、大浦甚右衛門○側徒津留四郎左衛門、
大浦甚五右衛門、古村甚兵衛、青木彌七、山田武
右衛門、出來源右衛門○奥茶道土井仙歌、古竹柏
齋○表茶道井清庵、順吟柳齋、林子榮齋○料理人山
崎儀右衛門、飯田彌兵衛、國部門平、京瀬源右衛
門○不寝番内林五兵衛、瀧本傳右衛門、中尾義兵
衛、江口彌十右衛門、
信使奉行 松村采女○同大浦忠左衛門○裁判樋口彌
左衛門、吉川六郎左衛門○出馬掛三浦酒之允、山
川作右衛門○宿見分内野市郎右衛門、津留源右衛
門○頭掛平山左五次、大塔貞右衛門○人馬下 樋口
吉右衛門○馬付 番十兵衛○同御覽付平田登○眞文
役雨森東五郎 芳洲、松浦儀右衛門 別號 ○同書役味木
金藏、橋邊正左衛門○通詞下 田代澤右衛門、米田惣
兵衛、兒島又藏、山本喜左衛門、梶井八郎左衛門、
貝江庄兵衛、川村格之允、次川嘉右衛門、松原半
左衛門、小田七郎左衛門○結筆 江崎忠兵衛、
梅野市郎右衛門○右御役 高島彈藏○結筆 大浦忠左衛門方
舟橋忠右衛門、高山源藏○右御役 柴田多四郎○出

方手代平山善右衛門、内山多左衛門、藤松餘右衛門、村田達八○宿見分佐治平四郎○人馬役土井與兵衛、永田伴右衛門、梅津權右衛門、高木伊兵衛、平間新七○鷹師倉掛幾左衛門、石田軍平○牽添吉村儀右衛門、橋倉紋右衛門、田中吉右衛門、相良宇八、山田善八、大久保平藏、大浦源内、山崎清太、峯勝左衛門、津留本右衛門、稻留源右衛門、給人四人○料理人大谷平九郎、山崎平吉、井野權右衛門、大坂殘朝鮮人附

徒目付仁位三右衛門、永留宇右衛門○唐役溝井左次右衛門○船橋目鈴木彌右衛門、川原多右衛門、倉田彌三右衛門、石川小左衛門、木寺久右衛門、西宮新五兵衛、以上、以上、月堂見聞集、享保十三戊申年雨森東五郎書上

一正徳年には、所々より出る人馬共に餘計有之、差碍候事無之、天和年も其通りに有之たる由に候處、享保年には請負に成候ゆへ甚差支へ、日本之御外聞不宜候、重て信使之節は、天和正徳之例に被仰付候様に、兼て公儀に可被仰上事に候、交際提議○按ずるころのこころ、この行果して所々にて人馬滞りの事あり、参考のためこゝに附録す。

享保四年九月十七日

一奥野忠兵衛様方より贈答之手紙、左記之、昨日は緩々と御物語候、淀に而馬數不足、官人相殘候義、御用懸より申來候は、人馬之數相談申候節、書付其元にも御覽之上御宿所へも持參、役人にも御申談候而相極候間無相違等候處、馬百八十疋、人足二百六十人不足之わけ難心得候間、私より承台候様にと申來候、馬は中馬之間違に而も事濟可申候得共、人足二百六十人不足之譯承度候、以上、

九月十七日 奥野忠兵衛
平田直右衛門様

右御返答之手紙、左記之、

今朝者預御手紙候、如仰昨日者緩々得貴意大悅奉存候、然者、其節御噂申上候淀に而馬數不足に付、官人相殘候義、御用懸様より被仰出候は、人馬之數私にも被仰談、猶又罷歸役人衆へも申談相極候間、無間違等候處、馬百八十疋、人足二百六十人不足仕候譯、御不審に被思召上候故、私方御開合被成候様被仰候旨承知仕候、荷馬不足仕候は、彌中馬之間違に而可有御座と奉存候、私方より差上申候書付御

吟味可被成候、荷馬乗掛之數と斷書仕差上申候、人足之儀は、不足之段對馬守方より何とも不申越候、私先頃書付差上候、信使道中一日之人馬之積りを申上置候、献上物等之先荷之人足は、此方より書付指出不申候、若先荷等之人足不足と相見申候歟と推察仕候、尙又途中迄申遣不足之譯、追而委細可申上候、以上、

尙々、中馬之間違之儀者、御用懸様に被仰上候而不差支候様被仰付可被下候、折節御尋に御座候故申上候、とかく中馬之外不足之荷馬は、御出し不被下候而は其差問可申候、隨分途吟味無用之人馬一人一疋も相増不申候様にこの儀は、度々委申遣置候故、油斷有之間敷と奉存候、人馬不足之譯は不申聞候へども、是又相滞候而は信使旅行不罷成候間、相増候、馬之儀無滞様に、人馬割御代官方へ早々被仰遣可被下候、今度相増候増人馬之儀者、重而委細可申上候、以上、

九月十七日 平田直右衛門
奥野忠兵衛様

同月十八日

一昨日大久保下野守様より直右衛門方へ、以御切紙今四ツ時伊勢伊勢守様御宅に御内寄合に付、彼方へ伺公仕候様被仰聞候、御用有之旨被仰下候付、御差圖之通、伊勢守様、致參上候處、杉岡彌太郎様、辻六郎左衛門様按ずるに、この二人御代官なり、御逢、今度於淀朝鮮人方馬數違之事御尋候付、申上候者馬數之義、天和正徳員數、河内守様御用人衆より自分心得に承置度旨被申聞候付、先規之帳面を以荷馬乗懸馬之員數書付差出候、中馬之義者前々より御大名様方鞍皆具等も御出被成、馬數極り被爲仰出事故、格別に存書付出し不申候處、何も様には惣様馬數に被思召候と相聞へ候、此所に而間違申候、若は各様より此方へ直に御尋有之候は、中馬は外と申義書加へ差出候事も可有之候得とも、河内守様御用人衆へ出し候書付を、河内守様より各様へ御渡し被成候付、其帳面を以御極被成候故、間違申候よし申入候處、人夫違之事も被仰聞候付、此儀は如何様とも譯を不申越候故不存候得とも、若献上先荷物に入用人夫も、私方より書付差上候當日之員數に御見込被成候而、違申候歟とも被存候由申上る

相濟而下野守様御逢被成、右之譯又々御尋被成候付、右之次第申上候、
同月廿五日

一今朝三島より飛脚到來、御供年寄中より被申越候者、江尻御發駕之節、人馬相滞り三使以下漸發足被致候得共、荷物等相残り候付、朝鮮人も少々跡に残り、勿論此方之荷物等も残り候由申來候付、依之、今朝直右衛門儀、松平對馬守様に致參上、御用人吉田十兵衛に面談委細申達候處、書付差出候様に被申候付、彼方に而相認差出、右之書付は被仰上帳に記之故、爰に略之、以上、己亥信使記録、

通航一覽卷之六十

朝鮮國部三十六

○信使參向道中、附異、享保度

享保四己亥年九月十一日、信使入洛す、上使として松平伊賀守忠周、京都所、その旅館本能寺に參向御饗應あり、この行、京都には宿泊なかるへきを、延等により終に一宿を許せり、このとき、彼禮曹と松平忠周書讀贈答あり○前卷併せ見る

享保四己亥年九月十一日、曉方に淀、同日夜四前に京都、按ずるに、この間泊り文脱せしなるへし、いかんとなれば、道程續に三里なり、然るに、夜四時京着とあれば、これかならず、きのお故障の事ありて運送におよび、曉迄に投宿せしにより、入洛もかくおそなほりしなるへし、故

一十一日夜八ツ時、松平伊賀守殿饗應相濟御歸、
一辻固洛中の分は御所司代與力衆、洛外の分は町御奉行方の與力同心衆、

堺町三條上る角辻固
小川佐市郎殿

堺町通は御所道と云、柳馬場高倉通は人馬往來

通航一覽卷之五十九終

道と云、依之、人馬のものは堺町通は除候由、辻固之節御物語、

- 一姉小路柳馬場東へ入町、馬のもの寄宿、
- 一寺町大雲院は、本多下總守殿家中下宿、
- 一松平伊賀守殿束帶布衣白張等召連天性寺へ御待受、宗對馬守殿衣冠布衣召連御出合、
- 一松平伊賀守殿より、三使へ干鯛壹箱斗樽壹荷つ被遣、本多下總守殿より、三使上上官上官まで粽被遣、角倉與市殿より、饅頭壹折八百入三使へ進上、右の饅頭、萬治年中の誤りなり、按ずるに、明曆朝鮮人來朝の節、壹分饅頭の大きにして、當年出來饅頭壹つに付、新銀三分つ、の由、
- 一朝鮮人參向の節夜に入候に付、御所司代より辻固の門々に大挑灯壹つ、建之、尤町々よりも高挑灯二つ宛出す、町御奉行方辻固には挑灯出不申候、町々より出申候までなり、
- 一本能寺の内は、惣て朝鮮人の旅館になる、夫々の張札あり、妙満寺は惣て日本の諸役人、代官衆、五山の僧衆宿坊、對馬守殿は河原町自分の御屋敷へ御着の由、

一本能寺へ參向の節に上着の時、按ずるに、上着は上使の誤寫なるへし、御所司代東帶三使は御對顔、御所司代の冠の櫻疊に付程、三使は是より屈伏す、其次本多下總守殿布衣按ずるに、布衣と記せしは誤りなりへし、對顔同格、其次町御奉行衆對顔、大紋同格、其次代官衆長袴對顔、右合三度互に相揖し終ると、小童子茶を茶臺に載持參、臺ともに取て臺を脇に置き茶を飲、この間小童子傍に在て、横に臥して茶を飲終る○を待て茶臺に載持歸る、横に臥事彼國の禮式の由なり、茶を飲仕舞給ふと座を御立被成、其次々々御出有て、互に入替り禮儀畢、

一上使へ居し饗の膳をは、其儘御所司代へ進上之、副使の饗膳は安房守殿、從事官の饗膳は肥後守殿へ、按ずるに、山口安房守、諏訪肥後守にして、饗應相濟て銘へ、ともに京都町奉行なり、下再び辨せす、銘の御屋敷へ進之、

- 御獻立 御馳走人 本多下總守殿
- 三使上上官 御馳走人 初獻引渡、白木三友
- 平角昆布 同搗栗 平角熨斗 同三盃 五度土器 銚

子加蝶糸花飾

七五三 本膳膳、白木三方、
 大重土 鹽引鮭 小角魚 燒物鱈 大重ふくめ 干鱈
 器下輪 和ませ ほうづき、湯漬食 丸しほ 箸臺土器
 大重土 香物 小角魚 蒲鉾 大重小桶 鯛子
 器下輪 二膳
 大重張鮫 同上鮎鮓 間土器 汁鯛、白豆腐 下輪金貝
 盛地 下輪蠟子 同上干鮫 間土器 汁、いり、大こん、
 房、瓜、牛

三膳

小角 羽盛鴨 間土器 汁白鳥、牛房、辛螺 下輪金魚足
 籠 船盛海老 下輪 汁鯛 食鉢 杉子添三 茶碗 添三
 肴奈良臺（表惣金草花盡し、色々繪あり、下臺三
 方にも表惣金草花色々丸盡し繪様、裏銀土器五
 度二枚かさね、）
 一面 高砂のり、
 一面 蓬菜 鹽引、
 一面 狸 山椒、
 一面 西王母 ばまやき、
 一面 菓喰鶴 もみのし、
 一面 竹に虎 背のり、

銚子加、蝶糸花

星物三方 二つ宛 箸臺土器 蠟子二つ 糸花
 二十本宛、段 見る貝二つ はまのり、はまがり金銀、
 水引からみ露、 段水引からみ露、
 羊羹 金のさんぼう魚足三十、 くしらもち二つ 糸
 二十本宛、段水 抜き物干鮫二つ 金水玉魚足三十宛、
 引からみ露、 段水引からみ露、 吸もの 五度土器 鯛
 間の 三方
 土器 盃 三方 間の酒 折大合衆 饅頭、三
 合 三合は金魚足五十宛、 五重土 肴三種、色付、め
 器下輪 肴長春梅何れも二本宛、 器下輪 肴三種、色付、め
 三方 菓子九種 ふち高 三方（糸松、春壹本
 宛、金のどんぼう五つ宛、金の魚足壹つ、金の千
 鳥五つ、金の小蝶五つ宛、） 饅頭、くろみ、かや、かす
 う、あるへいとう、か、
 き、結髪斗、楊枝、

上官

五三二膳白木具 本膳 本地大足打色
 大重鹽引鮭 小角魚 燒物 汁雁、牛房、大こん、し
 下輪 和ませ ほうづき、 土器 丸鹽 大重香のも
 下輪

の大こん、食箸、土器 蒲鉾小角魚足七、

二膳 本地足打色
 大重張鮫 下輪ふくめ 干鯛 下輪貝盛 鮑
 汁昆布湯 大重干鱈 同上小桶鯛子
 三膳 本地足打色
 羽盛鴨 汁、辛螺 下輪銀 船盛海老 食鉢杉子
 添、湯、茶碗添、銚子加、花飾、盃、足打、碗、吸もの、あま
 のり、肴三種、色付、め、煮貝、紙、冷し物
 足打、肴三種、色付、め、煮貝、紙、冷し物
 青梨子、葛、黒くわ、 錫鉢足打 菓子七種 糸松、饅頭、銀
 へ、栗、九年母、 梧桐 寶銀魚足一、銀 櫃子 銀小蝶 柿、ぶ、
 足五宛、 羊羹ある 楊枝
 へいとう、

中官

二汁八菜 本膳 本地足打飯
 血焼物 眞鹽、汁、大こん、しいたけ、
 三度土 鱈、鯛、れい、赤い、大こん、
 器下輪 鱈、青うり、きんかん、
 食 押皿煮物
 二膳
 いら、串焼、
 こん、やく、

糸、指身、せみ、いり酒、わ

二本 指身、せみ、いり酒、わ しま 汁、青昆、和物
 れ、ぶ、ぼじ 血鳥賊色付 引而割海老、焼、紙、
 かみこま、 盃 酒 肴二種、鮎、足打、 其箱足打、 ふた茶 吸物
 奈具、 あまのり大片、 小豆餅、白砂糖、 菓子三種 饅頭、
 後段引落し、 算餅、楊枝、 数紙、足打、
 下官
 一汁六菜 膳、足打飯
 鱈、大こん、は 汁、大こん、しい 鮎色付
 じ、み、九年母、 押皿煮物、串焼、 香物 引而焼物、あ、割
 食 海老、焼、足打、 後段引落し、 小豆餅、白砂糖、
 肴 燒鳥賊、数紙、 菓子、紙、足打、 數
 長老伴僧
 二汁七菜 木具足打
 和ませ、大こん、ろくじやう、栗、木くら、 なく汁、大こん、牛
 さん、こま、く、和物、くわ、へ、こま、 香物、ぶり、大こん、
 な、ゆ、 押皿煮物、しいたけ、 食

二膳
指身花れんこん、背り、きん、すま汁 薄墨ふた茶薄墨
子丸ま、けし、茹 引而平皿山柳粉、足打、肴二種
い、敷紙、足打、吸物しめじのり、菓子き、こんぶ
楊枝

通詞
二汁五菜膳木具足打
三度土餚赤貝、栗、九年母、大 香ふく汁、鹽鴨、大こん、
器下餚こん、しやうが、 食いりこ、串貝、
物なすび、大こん、 食こんにやく、

二膳
さしみわさび いろ酒すま汁、青こん 引而焼物
あぢが肴二種 足打 菓子二種まんぢう
け汁 楊枝

長老通詞の下々
一汁四菜塗足打
餚はまら、大こん、栗、すま汁、鹽鴨、こん 香物こく
しやう岩たけ、 食引而焼物 あぢ

以上
一本能寺饗應のとき、町御奉行衆大役に三使等に對照、互に三度相揖す、相終て三使より御茶を進す、これ少か猪口に入參湯を入れり、右終て通詞を以申ていはく、この所にて泊被仰付候段別て添存候、上下ともに草臥罷在處、別て難有次第演説す、

一宗對馬守殿より、京都公事役衆目付衆方へ、銘々朝鮮紗綾二卷つゝ被贈遣候由、
一今度朝鮮人は京都に一宿無之候、其謂れば、諸大名さへ京地に一宿致事これなし、いわんや外國のもの王地に旅宿あるへきにあらす、若三使の内、病氣か大風雨にて難行は御赦免の由、
一朝鮮人參向の節は、京都は兼々晝休に候所に、十一日夜の四つ時入浴、饗應相濟候へは八つ時に罷成候故に、本能寺にて一宿被仰付候、
一十三日暮までにて、洛中洛外惣自身番御赦免、
一本能寺五町四方自身番、十月十三日の夜に入御赦免、自注、この外の耳塚葎にてかこひ仕候、入用銀三貫目、塚の高さ四間、石塔の高さ五間、合せて九

間、横幅三十間餘、以上、月堂見聞集、

享保四年

朝鮮國禮曹參判金演、奉書日本國京尹源公閣下、嚮聞、貴大君克紹前烈、邦内寧謐、惟我王殿下期續舊好、尚差使价、奉幣馳賀、此誠修睦敦信之誼也、惟冀奉揚新化、永扶洪祚、不與土宜崇亮、不備、

己亥年四月日

朝鮮國禮曹參判金演

別幅
虎皮二張 豹皮二張 白照布五匹 段子二疋按
るに、脱蒲柳營籠に、 黄毛筆二十柄 眞墨十笏
段子の一品を脱す、
油紙五部 鷹子一連 計

己亥年四月日

朝鮮國禮曹參判金演

日本國京尹源忠周、敬答朝鮮國禮曹參判金公閣下、遙獲翰篇、盟誦津津、貴國開我大君不承祖業、撫育百姓、三使慶祝、率由前規、芳隣之德、永世之譽也、吾亦惠賜爲好、感佩有餘、菲儀報之、以表微意、厚冀鑒存、不備、

享保四年己亥月日

日本國京尹源忠周

別幅

白銀壹百枚 綿壹百把

享保四年己亥月日

日本國京尹源忠周雜話、燭談、

按するに、これより先、宿使旅館等の事、及び洛中町々脱蒲柳營修復等の事により、しはく、諸觸あり、すへて、に附載す、
享保四年五月二日

一奥野忠兵衛様より、平田直右衛門方へ御返事手紙、左記之、按するに、忠兵衛直右衛門の事、前冊に注せり、
一本能寺座割の繪圖、未御覽不被成候由、是は旗鎗立所までの儀御座候、外は先達て思召の通不殘相濟申候、近日京都へも申遣度候間、御手達は在之間敷候へども、被仰聞可被下候、以上、
御返答

此間被遣候本能寺繪圖拜見仕候、御繪圖の通可然奉存候、其内鎗建所の儀委細被仰下候、土間廊下の方は上官致出入候に、障可申哉と被思召上候由承知仕候、併多くは場所所有之候へは、鎗建 左右に分建申候故、私方より青紙にて押紙仕候、御差圖被遊被下候へかしと奉存候、夫ともに、決して上官出入に差支候は、唐門向の鎗建御長めに被成、折廻しに

て被仰付置候ても可相濟哉と奉存候、罷成候は、左右に可被仰付候、

一節鉞建所と申儀一所相見申候、是は正使の節鉞にて可有之と奉存候、副使節鉞建所不相見候間、私了簡、趣押紙仕差上申候、御繪圖此方にも扣等仕、段々貴答及延引候、以上、

五月三日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

七月廿三日、松平對馬守様御用人吉田十兵衛方への手紙、左記之、

前刻は乍早々得御意珍重奉存候、然は御繼船御宿次を以御注進仕候處、御開被成度由被仰聞候に付、別紙に書載致進覽候、京都よりは參着發足兩度注進の格に御座候へども、此度京都は逗留無之晝休に成候故、彼所よりの注進は一度にて可相濟と奉存候付、序次第河内守様にも可申上と奉存候、右の趣御序宜様奉願候、以上、
尙々、右の外不時の儀有之刻は、御繼船を以可申上候、其外は大形手前より以飛船可申上と奉存候、以上、

七月廿三日

平田直右衛門

吉田十兵衛様以上、享保己亥信使記録、

享保四年正月九日

一當秋朝鮮人來朝に付、旅館になるへき寺院寺町通二條より松原まで、御巡見として町奉行衆、其外役人達御通なり、先御代々は朝鮮人旅館は、本國寺に定候得とも、當年寺院殊の外大破に付如斯、
一五月廿二日、朝鮮人來朝道筋町兩御奉行御見聞、
一同廿五日同道筋所司代與力町奉行衆與力御見分六月廿六日觸狀

一朝鮮人押付來朝候條、通筋見物の面々無作法無之様に可仕候、縱金銀の屏風所持候とも、取かこひ候事無用に仕、内幕等其外惣して美々敷無之様に、天和年中朝鮮人來朝の節の趣可相心得事、
一逗留中又は道筋にも、三使の召供し候もの等、食銀諸道具はいふに及はず、何にても商賣牒の事一切うけがふへからず、後日に露顯候は、可爲曲事、
朝鮮人來朝に付參并歸國道筋町々々可申聞御觸、
一表側屋根庇、并仕切堀見苦敷所計、家々繕修復等

可仕候、且亦横町も道筋より見へ掛の分見苦敷所計、輕く繕等可仕事、

一町々表側致掃除、見苦敷壁は繕可申事、

一町々道筋高下有之所は、置土致し平均可申候、水吐等惡敷は水道不指支様に可致事、

一朝鮮人罷通候節は蔭砂盛砂致し、水手桶出し置、朝鮮人通候前に水打可申事、

一參向の節は、四塚より大宮七條油小路松原室町三條寺町本能寺、夫より寺町三條通蹴揚まで道筋修復の儀、六月十日まで出來候様に可申聞事、

一歸國の節は、三條寺町本能寺へ、夫より三條通大和大路、大佛正面邊、伏見海道、五條橋通寺町、四條室町まで、夫より參向道筋四塚へ罷通候、右町々修復の儀、七月廿日迄に出來候様に可申聞事、
右之通、道筋并横町まで可令觸知者也、

一五月廿八日、所司代與力町奉行の與力道筋見聞、
一六月四日、朝鮮人道筋町家破損修復の見分とし
て與力衆巡る、

六月九日御觸
一九年以前按するに、朝鮮人來朝の節のことく、家々

門前に罽を結び、横町々々は竹矢來結へし、六月十日までに繕普請出來候様に申渡候へども、七月廿日比までに出來申候様に可心得の事、

右の譯は、朝鮮人兼々五月十八日乗船の處に間違候て、六月六日に乗船仕候、故に普請も延引に被仰付候、按するに、六日は廿一日の誤寫なるへし、これ釜山海乘船にいふなり、

一六月十八日、今度朝鮮人來朝に付、御座船御出し被成候大名方大坂にて船揃在之、大名方先年のことし、

六月觸狀、朝鮮人三使通候道筋町々々可申聞事

一本能寺より三條通西へ堀川、夫より上使屋敷前まで道筋掃除可致事、

一三條通西堀川上堀川筋丸太町通より蛸樂師邊まで、猪熊通丸太町上る町、同下る町東側にて見へ掛之所、屋根庇とも大破の所計取繕可申事、

一竹林とも并樽木等有來通、見苦敷無之様に積置可申事、

一大炊殿橋より竹屋町通までの内、堀川東側在之候不淨所、其外見へ掛り惡敷所は、取繕にて見苦儀無之様に掃除可致事、

右取締等の儀は、來月廿日までに可致事、以上、同月觸狀

- 一朝鮮人通筋輕く取締の儀、參向の道筋は六月十日まで、歸國の道筋は七月廿日までに出來候様に、先達て申觸候へども、取急き候に不及候、朝鮮人通候二三日前に出來候様に可致候事、
- 一通筋蒔砂盛砂致し候様に相觸候へども、町々蒔砂盛砂致し候儀、一切無用に可仕事、
- 一道筋往來の掃除前方に致置候儀、堅無用に致し、朝鮮人相通候一日前に掃除可致候事、
- 一先達て、朝鮮人通候節は町々水手桶出し置候様に申觸候へ共、家々手桶出置候事可爲無用事、
- 但、在合候手桶にて水打手桶家内へ入置可申事、一川々其外切所并橋などへ挑灯燃し候儀、是亦随分可爲減少事、
- 一朝鮮人通候前後、夜中通筋町々家、并挑灯出し申儀無用の事、
- 右之通、道筋并横町まで可令觸知もの也、
- 六月觸狀
- 一朝鮮人道筋横町竹垣、高さ七尺に三四寸廻之竹

にて可仕候、尤道筋簀戸付可申候事、
但、朝鮮人通候三日前に可仕候事、
一三條白川橋東西の橋際、埒結可申候事、
一朝鮮人京着二日前より、洛中洛外自身番可仕候事、

- 但、朝鮮人通候節は其所に番人指置に不及候事、
- 一高瀬川筋三條小橋、五條橋見通し左右、朝鮮人通候當日は、船退け置可申事
- 一朝鮮人通候節は、往來の輩急用の外は貴賤によらず、斷を申道の左右によらせと、め置可申候、若横筋より通かゝり、朝鮮人の行列割候もの有之候は、相と、め可申候、急用の子細分明に候は、見合候て行列の間まれ候時、早く通し可申事、
- 一辻々木戸より竹垣の間、其町のもの指置見物仕儀苦しからず候、不作法に無之様に可仕候事、
- 但、竹垣押破不申様に、町々より人出し置、警固のものより指圖可請之事、
- 一見世店并二階にて見物仕候とも、作法能高聲高笑指さしなど不仕、物靜に見物可仕候、尤男女入交り不申様に分り^カれ、見物可仕事、

但、二階は簾かけ見物可仕候、見世店は奥の方に簾かけ候儀は不苦候事、

一町並竹垣の内、見物人指置候事不苦候、埒の外に出候儀無用の事、

以上

- 一七月五日松平伊賀守殿本能寺御見分、本多下總守殿、^{按ずるに、下總守は御馳走人なり、}山口安房守殿、諏訪肥後守殿、御代官兩人中井主水御待受、朝鮮人饗應の膳部御覽被成候、三使の分壹人前に九膳つゝ有之候、随分御儉約被遊候得とも斯のことし、
- 一八月廿四日曉、高倉通佛光寺上る町材木屋裏の小屋壹棟焼失、追付朝鮮人來朝の砌に不届に付閉門、
- 一朝鮮人來朝に付、本能寺休所に成候故、乘馬建場御幸町通二條下る町より姉小路上る町まで、麩屋町通二條下る町より御池上る町まで、押小路通寺町より麩屋町まで、御池通寺町より麩屋町まで、姉小路通寺町西へ入る町誓願寺は、乗掛馬小荷駄馬、并人夫等溜場、
- 右之通、其町々御觸有之候、

九月二日觸狀

- 一朝鮮人參向歸國とも通候節、三條大橋、小橋、五條橋、其外白川橋、堀川橋等、橋下川中より見物致し候儀堅任間敷候、且亦右所の川近所の町人罷出、川中へ見物人立不申様に可申開事、
- 一次第に冷氣に成、其上此節は朝鮮人京着前に候間、立方火の元の儀、彌無油斷候様に可致事、
- 一近々朝鮮人京着候間、本能寺より五町四方の分、明六日より晝夜自身番相勤候様に可申付候事、
- 同八日觸
- 一明九日九時半時、朝鮮人參向の道筋見分御出被成候、町々年寄五人組出向候様に被仰出候間、右刻限御出向可有之候、以上、
- 同九日觸、^{自注、この觸は町によりて、參らざる方これある由、}町代
- 一明十日五時半時、朝鮮人參向道筋、町御奉行様方御見聞^カ被遊旨、見世店をかたつけ、屏風立候處には屏風を立、二階には簾をかけ、兎角朝鮮人通候時の様子仕置可申事、尤年寄五人組は出向可申事、
- 一横町竹垣簀戸、御通の節立よせ置可申事、
- 一朝鮮人通候節、堂上方の御衆中、宮門跡の御

衆、并高貴の御方御見物として、見世店を御借被成候は、誰人の通傳にて借し申や、または其身御出入仕候故に借し候や、其譯書付町代方へ指出し可在之事、以上、月堂見聞集○按するに、信使旅館御入用諸品、の事により、京都町奉行より諸觸あり、また、に附録す、

享保三戊戌年十二月、朝鮮人來聘の節御賄、

- 一 鈿金黃色付壹組 大腕四ッ入子二腕、但坪平蓋も、
- 一 唐金右同斷壹組 右同斷
- 一 銅生金色付壹組 但右同斷
- 一 瀬戸物大白焼碗壹組 但右同斷
- 一 中右同斷壹組 但右同斷

綾小路通新町東へ入町、増井彌五左衛門、千本通二條下町、内山七兵衛

右は、來秋朝鮮^{○脱字}の節御賄所御入用の品々入札有之、來る九日より同十三日までの内、右兩家の内家持請人召連參、根帳寫取札披候儀、兩人方にて承合可申旨、望の賣人どもに可申觸者也、
同四年二月

一 當秋朝鮮人來朝に付、京守町本能寺方丈、并塔頭

とも繕御修復、諸小屋疊損料物等入札有之間、望の者は明後廿八日より來月二日までの内、千本通二條上る所内山七兵衛方へ家持請人召連參根帳寫、同七日肥後屋敷にて札披候様に可相觸者也、

二月廿六日

三月十六日觸狀

一 當秋朝鮮人來朝に付、蚊帳并臥具入札有之候間、明十七日より同廿二日までの内、肥後屋敷へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、同廿五日札披候様に、望の賣人どもに可相觸者也、以上、

三月十六日

一家具瀬戸物、小買物、木具糸花、鍋、釜、桶、荒物、油、蠟燭、茶、たばこ、筆、紙、墨、炭、薪、魚、鳥、青物、鹽、味噌、酢、醬油、酒、菓子、
一 働人足賃銀
一 米春賃銀

右は、當秋朝鮮人來朝付、京都御賄所御入用品々入札有之候間、十四日より同十七日迄の内、千本通二條下る町内山七兵衛宅へ、家持請人召連參根帳寫取、來る廿二日四つ時、安房屋敷にて札披候様に、

望の賣人どもへ可申觸者也、

五月廿八日、今度三條橋御修復の儀、出來入用新銀廿壹貫目小橋ども、

一 今度朝鮮人來朝に付、寄宿入用の蚊帳千張、
一同入用四つ入子の茶碗三千人前、先年は木椀にて有之候へども、漆にまけ申候もの多く候に付、今度は茶碗被仰付候、自注、一膳に付、十八匁宛なり、
七月

一 朝鮮人饗應入用四つ入子茶碗、壺、平皿ともに三千人、

銀高五拾五貫五百目、自注、一人前十八匁五分宛なり、

一本多下總守殿、今度饗應入用高挑灯大小三百程、
小は五匁五分、大は六匁、但、先年の半減也、

八月廿七日觸狀

一 木地長持壹棹 尤損し候は不能成候、

但、新敷何程、 古手は何程、 此代銀は何程、

一 葛籠一荷 但、右同斷、 此代銀は何程、

右は、朝鮮人臥具入候に付御買上に成候間、右一つに付直段何程にて可指出候旨其趣書付記、明早朝より明日中に安房屋敷に可致持參者也、以上、以上、

月堂見聞録、

按するに、これよりさき、近隣宿傳信使旅館御入用物の事によりて、京都町奉行より觸狀あり、また因に、に附す、
享保四年三月十日

一 米穀酒味噌酢醬油溜鹽類 一 燈油臘燭炭薪濃茶
薄茶煎茶類 一 料理人并御賄所働人足
右者、當秋朝鮮人來朝に付、城州淀泊參向歸國とも、御賄所御入用品々入札有之候間、望のものは明後十二日同十五日までの内、堺町四條下る町鈴木九太夫方へ家持請人召連參、根帳に付入札帳寫、來十九日於肥後守屋敷札披候様に可相觸者也、

三月十日

同月廿日觸狀

一 當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館御入用魚鳥野菜、并器物類入札有之候間、望のものは來る廿四日より同廿九日までの内、右同所御代官古郡文右衛門方へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、四月十日文右衛門方にて札披候様可相觸もの也、
一 當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館御賄所漆器入札有之候間、望のものは明後廿二日より同廿五日までの内、肥後屋敷へ家持請人召連參、根帳に付

仕様帳寫取、來る廿八日右同所御代官古郡文右衛門方へ罷越、札披候様可相觸もの也、

同月廿六日觸

一米穀酒味噌醬油溜鹽類 一青物類 一灯油
臘燭炭薪濃茶薄茶煎茶類 一料理人并御賄所賄人足

右は、當秋朝鮮人來朝に付、江州守山宿參向歸國ごもに、御賄所御入用品々入札有之候間、望のものは明後廿八日より四月二日までの内、室町通下立賣下る町多羅尾四郎右衛門旅宿に家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來月五日五つ時於安房屋敷、札披候様可相觸者也、

同月

一魚鳥野菜類 一諸道具品々賣切損料類 一小買物類 一菓子并穀類

右は、當秋朝鮮人來朝付、城州淀泊參向歸國ごも、御賄所御入用品々入札有之候間、來る廿九日より來月三日までの内、堺町通四條下る町鈴木九太夫方へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來月七日四つ時安房屋敷にて札披候様に、望の賣人ごも

に可相觸者也、
四月四日觸狀

一魚鳥類 一桶類 一塗物類 一瀬戸物類 一紙類 一旅宿
室町通下立賣下る町 多羅尾四郎右衛門
一鍋釜方并かなもの類 一小買物 一曲物箱類

釜座御池下る町 久下藤四郎

右は、當秋朝鮮人就來朝、江州守山泊參向歸國ごも、御賄所御入用品々入札有之候間、明六日より同九日までの内、右兩人旅宿へ家持請人召連參、根帳寫取、來る十四日四つ時安房屋敷にて札披候様に、望の賣人共へ可相觸者也、

一米大豆 一鳥類 一魚類 一酒 一茶并茶具

一菓子并箱杉折 一鹽味噌醬油 一青物 一炭薪蠟燭油 一小買物 一家具 一諸道具 一鍋釜 一桶類 一御馬飼料

右札披十九日

一宿々御普請方一式 一疊方 一料理人 一御賄所働人足
右札披廿日

以上、月堂見聞集、

同十二日京都を發興し、十八日三河國岡崎に頼田若す、こゝに上使として曾我周防守中興御參向あり、上使は、來聘御用掛の條にあり、

享保四年九月十二日晝八ツ時に、京都發足參向、堂月集、見聞

享保四年九月十一日、淀發足大津泊、自注、正使病氣服

○按ずるに、前條に辨する、こゝ、信使十一日京着遅延せし日より終に一泊し、十二日洛を發せしなり、この書前後宿泊の日期符合せざるを以て、かく記せしに似たり、同十三日大津發足守山泊、同十四日守山發足彦根泊、同十五日彦根發足大垣泊、同十六日大垣發足名古屋泊、同十七日名古屋發足岡崎泊、同十八日岡崎發足吉田泊、同十九日吉田發足濱松泊、柳營秘談、

按ずるに、岡崎宿信使旅館に、上使の事によて、これより先、御用掛の輩扱の事あり左に出す、

享保四年五月四日、奥野忠兵衛様より岡崎宿等の繪圖に相添來候岡崎宿旅館の儀に付、飯塚孫次郎殿、都築藤十郎殿手代より差出候書付の寫、左記之、

一三州岡崎宿旅館の儀、上使被成御座候節、三使暫く居被申候假座敷の儀、御座敷の内外に座取可仕

右は、當秋朝鮮人來朝付、河州枚方宿晝休御賄御入用品々、并御普請方一式入札有之候間、明後七日より同十三日までの内、川原町二條下る町角倉與市宅の家持請人召連參、根帳寫取、來る十九日翌廿日兩日安房屋敷にて札披候様に、望の賣人ごもへ可相觸者也、

四月五日

六月二日觸狀

一高挑灯 百十四張 但一番

但、合紋書付等の儀は可令指圖事、

一箱挑灯 七百三張 但一番

但、右同斷、

一蠟燭 一萬三千七十二丁程、淀より新井よ

内 三十目掛千八百二十四丁、て八泊分 二十目掛一萬

千二百四十八丁、但、暑氣の節候條、隨分流

不申候様生掛致し可申候、

右は、朝鮮人人馬泊小屋場、并道中入用として御買上有之間、右挑灯蠟燭隨分念入仕立差上積、望のものは明三日より相考入札認め、來る五日家持請人召連參、安房屋敷にて札披候様に、早々可相觸者也、

場所無御座候に付、三使居間の前東南の方に、十二疊三仕切新規建之積目論見申候、

一正使物置は御差圖の通に仕候、副使従事物置御差圖の場所に難相建、殊に通道無御座候付、副使従事座敷北の方明き地に、二ヶ所相建候積目論見仕、則繪圖に記し差上申候、

一上上官物置御差圖無御座候付、目論見不仕候、然處、彼地役人中被申開候は、正徳年中上上官荷物置所相建候、今年は入不申哉と心得被申候、上上官荷物置所入申儀に御座候哉、尤右の目論見別段仕持參仕候、如何可被仰付候哉、

一三使旅館玄關前旗鎗建の儀、高五尺、横五間四本建の積、大旗二本は前後の柱根入丈夫に仕相建候積目論見仕候、然處、岡崎宿正徳年中は、横六間餘外に大旗建、二ヶ所別段に仕候由御座候、同年外泊宿の内、横四間仕大旗二本前後の柱へ立相濟候所も御座候へとも、四間にては間狭く候間、此度は五間に仕、大旗立も右五間の前後柱用之相建候は、相濟可申哉と奉存候、尤風雨の節は外掛所に相仕廻申事に御座候間、彌高五尺横五間可仕候哉、且

亦節鉞建は、正使副使居間の前に、高五尺横五尺つ二ヶ所建候積目論見仕候、

一三使上上官臺所、御差圖の通には難相建御座候に付、ふりを替一ヶ所六坪つ、相建候積目論見仕、則繪圖に記し差上げ申候、

一宗對馬守様御宿彦十郎儀、旅籠屋にも無御座候付、手狭にも相見申候へとも、屋普請等丁寧に宜相見申候、正徳年中も御宿仕候由御座候間、御差圖の通彌彦十郎處、御宿に相極候積に御座候、

一判事、學士、醫師宿甚太郎被仰付候へとも、右人數は四五人ならては御座有間敷候、右宿は手廣御下知の通、上官次官座敷の入口、別々に罷成申候、依之、三使屋當用、上官の外は残らず上官次官ともに、甚太郎所に一所に被差置可然奉存候、尤正徳年中も判事、學士、醫師、上官、次官ともに、甚太郎壹軒にて相濟候由に御座候、

一御馬宿の儀、甚太郎所有來候厩七疋立御座候、右厩の内五疋立を用候へは、御入用も多く掛り不申、御修復少々にて相濟申候間、御馬宿甚太郎所に被仰付候様にと奉存候、

一中官宿三軒被仰付候へとも、宿數多被仰付候程、手番も不宜様、奉存候、三使屋當用中官の外、百二十人程、正徳年中も久右衛門所一宿に被仰付候由、彼地役人中心付被申候間、今年も久右衛門一宿の積目論見仕候、

一御鷹宿の儀、久右衛門所圍宜、窓も無之座敷多く御座候間、久右衛門所に被差置候様にと奉存候、

一中官宿先達て被仰付候新助家は、殊外手狹普請も古く御座候間相除申候、勘左衛門家は廣宜相見申候、通詞宿に仕候積、且亦下行渡處半左衛門、孫六家、去年中相立候由にて、家も新敷手當も宜相見申候付、勘左衛門、半左衛門、孫六通詞宿三軒引替候積仕候、

一下官宿、十次郎、甚右衛門、徳左衛門、庄左衛門四軒の内、三軒は家古く屋根破損仕候間、三使屋近所の方へ寄せ、次郎七、新八、次右衛門、徳兵衛四軒家宜御座候に付、引替申積に仕候、

一下行渡場の儀、御差圖口、半左衛門孫六二軒ともに、通詞宿に仕候付、上官宿甚太郎本陣にて勝手廣御座候間、右の勝手下行場に目論見候、

右は、三州岡崎宿朝鮮人旅館見分仕候所、新規建物の儀御差圖の通難相建所々、并官人宿家古破損多、手番不宜宿々引替目論見仕、則繪圖の面委細記差上申候、如何可被仰付候哉奉得御下知候、以上、

飯塚孫二郎手代
大田 政右衛門
都筑藤十郎手代
佐々木兵八

五月

同月八日、奥野忠兵衛様より手紙贈答、左記之、

一當秋岡崎宿上使の節、御賄方にて可致支度事も可有御座候哉、心得にも可成事も候は、承之度候、右答 當秋岡崎宿上使の節、御賄方にて御支度被成候事も可有之哉、御心得にも可成事は申上候の由、被仰下奉得其意候、別て御用意可被成品も無之と相見候、天和年上使の刻、上使三使ともに齒に御着座と相見申候、此度も其通にて可有御座候、上使壹枚三使三枚、都合四枚御用意可被仰付候、對馬守は齒敷不申候と相見申候、

同年七日七日、奥野忠兵衛様へ以手紙申達、

一岡崎にて上使の節、齒四枚入候由先日申上候、上使旅館へ御入の節、門より敷臺際まで莚三枚並

敷之、其上に薄縁二枚並敷候由、留書に相見申候故、此段も爲念申上置候、以上、

七月七日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

先刻は御手紙の處、罷出不能即報候、

一岡崎宿にて茵四枚入候由、先達て被仰開用意仕置候、上使旅館に被入候節、門より敷臺際まで筵三枚並敷之、其上に薄縁二枚並に敷候由、御留書に相見候に付、爲御知被入御念御事に御座候、彼地御代官へ可申達候、尤不及御報候、以上、

七月七日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月十四日、奥野忠兵衛様は直右衛門より手紙、左記之、

一岡崎旅館上使の節、座位の繪圖御見せ被成、御賄御代官方より御伺の御書付拜見仕候、成程御伺の通の座割にて可然奉存候、先頃河内守様より私に御尋御座候節、對馬守方天和の留書を以書付差上候故、其通に御差圖被仰出候事と奉存候、此方留書は方角を取違申にて可有之候、若御座席南面の角

かけ申候座にては無之候哉と奉存候、夫故西方と記し置候かと察存候、最前申上候は方角の違にて可有御座候段、河内守様御用人衆まで申上候、成程此通にて宜く奉存候故、直し候ては差上不申候、御繪圖返上申候、上使と三使御振替り被成候分は妨無御座候故御好次第と奉存候、此段とも御用人中まで申上置候、

七月十四日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

一岡崎旅館上使の節、御代官出候繪圖書付御覽被成候由、先達て河内守殿より御尋の節、天和の留書を以書付被出候其趣を以、此方へも御指圖と相聞候へ共、御代官伺候通、上使東向にて有之間敷候、御留書に方角を被取違候ものと思召候由、此趣も此間河内守殿御用人中へ御申達候由致承知候、御代官繪圖の通可然に付、御直し不被成候旨承之候、近日相伺申にて可有御座候、

七月十四日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様以上、享保己

按するに、またさきに新居渡船のこまにより御用掛より掛合の書あり、便覽のためこまにむさむ。

意候、
一天和年三使乗用小早三艘、上上官三人中に二艘、對馬守壹艘、都合六艘、石川又四郎様秋鹿長兵衛様より被差出、書簡輿は正使乗船に乗候由相見申候、長老衆兩人も小早壹艘に、儘に被乗候と帳面に相見、成程其通覺申候、然とも何方より出候との事不相知候、直は戻船有之被乗渡候哉と奉存候、
一上官の分は、三使船三艘、上上官船二艘、此五艘に乗分り、中官下官は渡し船にて罷渡候由相見申候、
一正徳年は三使乗用三艘、對馬守壹艘、兩長老壹艘、都合五艘、牧野大學様より被差出、書簡輿は正使乗船に臺に据、六枚折小屏風にて圍候由相見申候、
一上上官乗用日覆船三艘、此三艘に對馬守信使附の家老、并裁判役の者乗分り罷渡申候、上官乗用日覆船數船、右の分は御代官窪島市郎兵衛様御支配と相見申候、
一中官下官對馬守家中のもの、ともに渡し船にて段々に罷渡り、對馬守供の家老兩人用人とも三人、

享保四年五月奥野忠兵衛様より尋來候送答左記之
一朝鮮人新居渡海の時、天和小早五艘、右乗船、
三艘 三使 二艘 上官 壹艘 宗對馬守
右の通の由、松平伊豆守より書付被出候、上上官不相見候、小早の外に乗候儀と相聞候、
正徳同所小早五艘、右乗船、
三使 三艘 兩長老 壹艘 宗對馬守 壹艘
右の通に候由、伊豆守より書付被出候、上上官不相見候、小早の外に乗候儀と相聞候、
當時同所小早六艘有之候旨に候、當秋は、
三艘 三使 壹艘 上上官 壹艘 兩長老 壹艘 宗對馬守
右の通にも可然候哉思召寄承度候、其段相窺究可申候間、御申越可被成候、以上、
五月
同月五日右御答
昨日は御切紙被下候處、取込罷在御即答不申上候、天和正徳新居にて朝鮮人乗船用小早數、松平伊豆守様より御書付被差出候付、委終御尋の趣奉得其

日覆船五艘御用意有之、其外惣様渡船の支配は、大學御家來被相勤候様に相見申候、

一此度は大和小早数の通、六艘にて可然哉の由被仰下候へとも、此方留書には七艘の様に相見候、六艘にては上上官乗船三人中に壹艘に成候積に候故、差支可申哉と奉存候間、小早有合候は、數七艘に被仰付候へかしと奉存候、

一先日は荷物とも本坂へ廻候哉の様に被仰聞候、罷歸致吟味候へとも、本坂には不參、悉く卯の花崎へ參り相渡申候、以上、

五月五日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

奥野忠兵衛様より直右衛門方への御手紙、左記之、一新居渡海小早の儀、天和は七艘と相見候間、當秋も七艘に致し候へかしと被仰聞候、此間も申進候通、小早有船六艘候よし、伊豆守殿より書付被出候、正徳の通上上官は日覆船にも可申付哉、正徳は小早五艘の由に候、當秋は六艘御座候間、上上官三人壹艘に載候ては如何と申進たる事に御座候、小早壹艘に上上官不被成わけに候は、日覆船と存

罷在候、且亦荷物の儀、先年も本坂へは不相廻、卯の花崎へ參り相渡候由、當秋の儀、正徳の時分より渡海道悉く埋、船路も一通に罷成候へとも、鞍馬鞍皆具道中人馬ともに渡海不仕候間、さしつかへ間敷哉と存候事に御座候、

御返答、左記之、

一昨日は乍貴答御手紙拜見仕候、新居渡海小早の儀、天和は七艘と此方留書に見候故、當秋も七艘に被成候へかしと申上候處、小早有船六艘有之由に付、上上官乗用は日覆船にも可被成候哉、正徳は小早五艘に候、當秋は六艘有之候間、上上官三人壹艘にては如何と被思召御尋被成候事の由、入御念候御事奉存候、小早壹艘に上上官三人乗申候様に可申進候、日覆船も先年の通、四五艘被仰付置被下候様にと奉存候、且亦荷物の儀、先年も本坂へは不相廻、卯の花崎を渡候由申上候處、當秋の儀正徳の渡海路悉く埋り、船路も一通りに罷成候へとも、鞍馬鞍皆具道中人馬ともに渡海不仕候故、差支間敷哉と思召候由御尤奉存候、

同月七日奥野忠兵衛様より來候手紙、左記之、

一昨日は兩度御手紙の處に、罷出候て不能即報候、然は、新居渡海小早船の儀承合候處に、天和は小早七艘と御留書に相見候、當秋も七艘と御申聞候へとも、只今有船六艘有之候て、上上官壹艘にても不苦哉の旨申進候へき、壹艘に乘候様御申越可被成候由致承知候、日覆船も先年の通、四五艘も申付候付候様にと被仰越承之候、

同月廿三日同斷

一新居にて小早六艘先達て申談候通、三使三艘、壹艘は上上官、壹艘は對馬守、壹艘は兩長老乗船の筈に極候、上上官等は當分の日覆船申付等候事、以上、享保己亥信使記録、

同廿日遠江國濱松を數知發し、同廿七日江戸に到着あり、この行、信使壹艘國勝本船中、風難に遭ひし別條なりしなり、

享保四年九月廿日濱松發足掛川泊、同廿一日掛川發足藤枝泊、同廿二日藤枝發足江尻泊、同廿三日江尻發足三島泊、同廿四日三島發足小田原泊、同廿五日小田原發足發御奈川泊、同廿六日神奈川發足、按るに、このたび小田原泊より、廿六日品川東海寺泊、同廿七日日覆泊なり、この書誤りなり、

東海寺發足淺草東本願寺到着なり、柳營務候罷渡、享保四年五月廿三日、奥野忠兵衛様御手紙、一當秋六郷川の、小早御船、并屋形有之役船廻管に候事、

(御付紙にて)六郷川の相廻候小早四艘

内、三艘三使乗船、壹艘宗對馬守乗船

外に、上上官并兩長老乗船は屋形船、

同年九月十八日

來廿六日藤澤發足に候故、六郷潮時の様子御考、對馬守方被相達候様に御代官方被仰渡、此方にも御書付被下候は、途中まで可申進候、簡様の儀は爲念候故、度々申進候方宜候由申上候へは、其段は伊奈半左衛門様へ被仰渡置候、潮時の書付參候は、此方にも可被遣由被仰聞、御用相濟て罷歸、

同月廿日

一奥野忠兵衛様、直右衛門被仰聞候は、六郷潮時の儀書付御渡申候、對馬守殿方にも可被仰遣候、御代官方には此方より申進候との御事にて、書付一通御渡候付、委細致承知候、途中對馬守方被可申越

候、伊奈半左衛門様よりも、猶亦藤澤參着の節被仰遣、其刻限に彼所を致發足、神奈川晝休の内、潮時間違不申様に、對馬守家來り得と被仰談被下候様、半左衛門様方被仰越可被下旨申達、右潮時書付左記、

六郷渡場潮時の時刻

九月廿五日	晝九ツ過より	七ツ時まで
廿六日	晝九ツ半より	七ツ時まで
廿七日	晝八ツ時より	暮六ツ時まで
廿八日	晝八ツ半より	暮六ツ時まで
廿九日	晝七ツ時より	暮六ツ半まで
晦日	晝七ツ過より	暮五ツ時まで

右刻限の内、六郷相渡候様に可然候、藤澤宿早々致出立、神奈川休にて右刻限相考渡候様に、官人附役人へ通達可有之候、尤神奈川にて伊奈半左衛門役人へも可被申合候事、

九月廿日

一右御書付寫候て、御馬附番十兵衛に相渡、馬醫并通詞下々へも堅く申付候様にご申渡、以上、享保己亥信使記録、享保四年七月十九日、朝鮮信使壹岐國勝本へ着船

逗留の中、同月廿四日大風、朝鮮人旅宿家屋過半、吹潰されけれども怪我人等無之、中官長屋二間半に十七間半の内、十三間潰、下官長屋二間半に二十七間の内、十六間潰、八月朔日勝本出帆と云、承寬、

通航一覽卷之六十終

通航一覽卷之六十一

朝鮮國部三十七

○信使參向道中 寬延度

寬延元戊辰年信使來聘、正使洪啓禧、副使南泰蒼、從事官曹命采等、二月十六日對馬國鰐浦に着船、同月廿四日對府に着す、是より水陸所々の御馳走、及ひ人馬等の事は、かねて諸州の大小名以下に命せらる、

延享四丁卯年十一月廿八日、朝鮮の都を發興して、辰正月十日釜山海へ船に乗り、二月十六日に對馬國鰐浦に着岸す、按ずるに、以上の文中東萊府着の事等を脱せしなるへければ、その解したし、同廿四日府中に到る、爰に廿四日逗留、護花園隨筆、

寬延元戊辰年、朝鮮人國元出立より道中日數付、一去年卯の十一月廿八日國元出立、同年十二月十六日東萊府に着、自注、此日、同十八日東萊府より釜山浦に着、自注、此日、二月十六日釜山浦出帆、夫より對州鰐ヶ浦着、自注、此日、同廿四日同國府中へ着、

朝鮮國より大坂迄の道程、

朝鮮國より東萊府迄廿日路、東萊府より釜山浦迄三里、按ずるに、前説によれば、釜山浦より槇の島迄壹里、槇の島より鰐ヶ浦迄四拾八里、一對州の渡り、金ヶ崎より坂迄五里、坂より鴨瀬浦迄六里、府中より壹岐勝本迄四拾八里、勝本より藍島迄同斷、

但、日和能候へは名護屋に不寄、直に藍島に通船之由、

道中人馬入用員數

一書簡橋昇八人 一三使橋昇六拾人 一同平橋昇貳拾壹人 一乗物五挺四拾人 一荷物持夫貳百八拾人 一乘馬七拾疋 一中乘馬百七拾疋 一乗掛馬百四拾九疋 一荷馬貳百七疋

長老貳人、人馬入用員數、

一人足三拾四人、内、十六人乗物昇之、一乘馬二疋 一乗掛馬三十六疋

同宗對馬守、人馬入用員數、

一人足百五十人 一荷馬三百五十疋 以上朝鮮來

寬延元年、享保四より此間三十年、

一卯十一月廿八日、朝鮮出立、一同十二月十六日、

東萊府へ着、一辰二月十五日、釜山海を出帆の處、不順にて同國多太の浦へ着、同十六日對馬の鰐の浦へ着、

道中の事、來朝歸國ともに休泊、同所御馳走人十萬石以上は、領主より下行、
但、兩宿の内、一宿は御代官より賄、一宿は領主より下行渡る、上下共同斷、

一朝鮮釜山海より對馬へ四十八里、對馬より壹岐の勝本へ四十八里、
一壹岐勝本八里、平戸六里、松浦肥前守〇一筑前藍島八里、筑前福間五里、松平筑前守〇一長門赤馬關五里、萩三十二里、松平大膳大夫〇一周防上の關九里、松平大膳大夫〇一安藝浦刈二十里、安藝廣島四里、松平安藝守〇一備後鞆十八里、伊豫吉田三萬石、伊達大膳大夫、御賄宮村孫左衛門〇一備前牛窓十里、備前岡山三萬石、松平大炊頭〇一播磨室十八里、姫路十萬石、松平大和守〇一攝州兵庫十里、尼ヶ崎松平遠江守、御賄幸田善大夫、藤井九左衛門〇一岡部美濃守、御賄與谷半四

郎、萩原藤四郎〇一河内枚方五里、高槻三萬、永井飛騨守、御賄渡邊民部〇一山城淀泊三萬、千石、稻葉丹後守、御賄小堀十左衛門、角倉與市〇一京都三萬、山十五、松平美濃守、御賄小堀十左衛門、角倉與市〇一江州大津五里、丹波龜山五萬石、青山因幡守、御賄石原清左衛門〇一同守山五里、伊豫龜山六萬石、石川主殿頭、御賄瀧川小左衛門、多羅尾四郎左衛門〇一江州八幡三萬、美濃岩村松平能登守、御賄小野左大夫〇一同彦根七里、三十五井伊掃部頭〇一美濃今須休、同入掃部頭〇一同大垣五里、石、戶田采女正〇一同尾越六里、六十、尾張殿〇一尾州名護屋泊三萬、御同人殿〇一同鳴海六里、御同人〇一三州岡崎泊四里、岡崎六、水野監物〇一御内藤十右衛門、淺岡彦四郎〇一同赤坂休、四三萬、土井伊豫守〇一三州吉田泊、七萬石、松平豐後守、御賄千種清右衛門、近藤萬五郎〇一遠州新居里三按するに、新居の下松平豐、御賄竹垣治部右衛門〇一同濱後守の名を脱せしなり、松平伊豆守、御賄井戸助左衛門、泉本

儀左衛門〇一同見付休、同人〇松平御賄大草太郎左衛門〇一同懸川休、三里、五萬、太田備後守、御賄平岡彦兵衛、小川新右衛門〇一同金谷三萬、同人〇太田備御賄天野助次郎〇一駿河藤枝泊五里、田中四、本多伯耆守、御賄齋藤新八郎、辻六郎左衛門〇一同府中二里、中駿河加番衆、御賄土屋木工之助〇一同江尻泊六里、肥前五萬三、鍋島加賀守、御賄吉田久左衛門、上倉彦右衛門千石、〇一同吉原六里、長州長府五萬石、毛利甲斐守〇一伊豆三島泊、伊豫大洲加藤出羽守、御賄齋藤喜六郎、土井八郎兵衛〇一相州箱根四里、小田原大久保出羽守、御賄鈴木小右衛門〇一同小田原四里、同人〇大久保〇一同大磯四里、播州明石松平左兵衛督、御賄堀江清次郎〇一同藤澤泊五里、肥後新田三萬五千石、細川采女正、御賄柴村藤右衛門、木村雲八〇一武州神奈川休、越後新發田溝口出雲守、御賄伊奈半左衛門〇一同品川泊三萬石、讚岐丸龜京極佐渡守、御賄伊奈半左衛門、六萬三千石

山城淀より遠州新居迄、送り馬皆具仰に依て

差出す面々、

三十五疋 紀伊殿〇十四疋 肥前小城七、鍋島肥後守
〇十二疋 江州藤所本多下總守〇十一疋 但馬五萬、仙石越前守〇十疋 石州五萬、松平周防守〇十疋 豐後石、稻葉右京亮〇十疋 備前中山、板倉周防守〇八疋、州四萬三、龜井隱岐守〇六疋 豐後杵築三、松平市正〇六疋、三萬石、松平攝津守〇六疋 肥後宇土、細川豊後守〇五疋 日向佐土原鍋島加賀守〇五疋 日向高鍋、秋月佐渡守〇五疋 豐後日出二、木下式部少輔〇四疋 豐後府内石松平主膳正〇三疋 豐後佐伯、毛利周防守、都合百六十一疋
遠州濱松よりは東國大名より差出す、馬の數は左之通、
馬壹疋一日、飼料之事、
大豆三升、但、能煮て水、搗糲三升、白米二升、荒麥二升、能煮て水、粕四合、鹽二合、大豆葉二束、五尺繩敷糲三把、赤土三升、薪三貫目、官中要録
寛延元年、朝鮮人道中休泊、朱書自分馳走、△は朱書の印御馳走方

△對州府中 △宗對馬守○壹岐勝本 △松浦肥前守
 ○筑州藍島 △松平筑前守 ○長州赤間關 △松
 平大膳大夫 ○周防上關 同人△松平大 ○安藝
 蒲刈 △松平安藝守○備後鞆 伊達大膳大夫 御賄
 御代官岡田庄太夫、○備前牛窓 △松平大炊頭○播
 州室津 △松平大和守○攝津兵庫泊 松平遠江守、
 幸田善太夫、藤 ○同州大坂旅館東本願寺 按するに、西本願
 井九左衛門、○同州大坂旅館東本願寺 寺の誤りなり、
 岡部美濃守、奥谷中四郎、○河内枚方休 永井飛騨守、
 渡邊民部○山城淀泊 △稻葉丹後守○京 旅館本國
 寺 松平美濃守、小堀十左衛門 ○近江大津休 青山因幡
 守、石原清左衛門○同國守山泊 石川主殿頭 瀧川小右衛
 門、多羅尾
 四郎左 ○同國八幡休 松平能登守、小野左太夫○近江
 彦根泊 △井伊掃部頭○美濃今須休 同人○井伊掃 青木
 大郎九郎○同國大垣泊 △戸田采女正○尾張起休
 按するに、美濃 國の誤りなり、
 尾張殿○同國名古屋泊 △御同人○尾
 ○同國鳴海休 御同人○尾 ○三河岡崎泊 水野監
 物、内藤十右衛門、○同州赤坂休 土井伊豫守、菅沼久次
 郎、○同州吉田泊 松平豊後守、千種清右衛門 ○遠州

新居休 松平豊後守、竹垣治部右衛門○船渡奉行 交
 代寄合松平三治、溝口修理○同州濱松泊 松平伊豆守
 井戸助左衛門 ○同州見付休 同人○松平、大草太左衛門
 泉本儀左衛門 ○同州掛川泊 太田攝津守、小川新右衛門 ○同州金
 谷休 同人○太田、天野助次郎 ○駿州藤枝泊 本多
 伯耆守、辻六郎左衛門 ○駿州府中休 駿府加番、大谷木
 工之助 ○同州江尻泊 鍋島攝津守、吉田久左衛門 ○同
 州吉原休 毛利甲斐守、田中八兵衛 ○伊豆三島泊
 加藤出羽守、齋藤新八郎 ○相州箱根休 大久保出羽
 守、鈴木小右衛門 ○同州小田原泊 同人○大久保 ○同州
 大磯休 松平左兵衛督、堀江荒四郎 ○相州藤澤泊 細
 川采女正、柴村藤右衛門 ○武州神奈川 溝口出雲守、
 伊奈中左衛門 ○同州品川泊 京極佐渡守、同人○伊奈中
 栗園漫抄、
 三月十七日宗對馬守義如、信使を伴ひて對馬國を出
 帆し、四月十九日攝津國兵庫に八部着船、翌廿日大坂
 に到着す、滞坂中、要應上使等ありしなる
 へけれども、いま記載を欠く、
 寛延元年、朝鮮人道中泊休御馳走固御賄方、

一壹岐勝本 御馳走 六萬石肥前平戸、江松浦肥前守
 戸より三百九十九里
 三月十七日對州出帆、同日勝本着、
 一筑前藍島 御馳走 五十二萬石餘筑前福岡、松平筑前守
 江戸より二百九十八里
 長門下關の廿二里
 四月朔日子中刻着、同三日卯下刻出帆、
 一長門赤間關 御馳走 三十六萬九千石長門萩、松平大膳
 江戸より二百五十九里、松平大膳
 大夫
 上之關の三十五里
 四月四日申上刻着、同六日辰下刻出帆、
 一周防上之關 右同人
 蒲葺の廿里
 四月四日 按するに、八日 已刻着、同九日已刻出帆、
 の誤りに、
 一安藝蒲葺 御馳走 四十二萬六千石、安藝廣島、松平安
 江戸より二百二十一里、松平安
 藝守
 鞆の廿八里
 四月十日午刻着、同十三日午中刻出帆、
 一備後鞆 御馳走 十萬石、伊豫宇和島、江伊達大膳大夫
 戸より二百七十八里、伊達大膳大夫
 牛窓の廿里
 四月十四日卯中刻着、同十五日卯下刻出帆、
 御賄御代官 岡田庄大夫 宮村孫左衛門

一備前牛窓 御馳走 三十一萬五千石、備前岡山、松平大
 炊頭 江戸より百七十三里
 室津の拾里
 四月十六日未上刻着、同十八日已上刻出帆、
 一攝津室津 御馳走 十五萬石、攝津室津、江松平大和
 守 戸より百五十七里、松平大和
 明石の拾里
 四月十八日着、同十九日出帆、
 右是迄は船路、明石より兵庫へ拾里、
 一攝津兵庫泊 御馳走 四萬石攝津尼崎、江松平遠江守
 大坂の拾里 戸より百三十五里、松平遠江守
 四月十九日着、廿日出帆、
 御賄御代官 幸田善大夫 藤井九左衛門
 大坂西本願寺泊 御馳走 五萬三千石、和泉岸和田、岡
 一宿坊西本願寺泊 御馳走 江戸より百四十一里、岡
 部美濃守
 四月廿日着、五月朔日出立、
 御賄御代官 奥田半四郎 萩原藤七郎
 次官三人、中官十六人、下官九十壹人、
 右都合百拾人、當所に相残り逗留、
 對州より大坂迄御馳走船行列、○今省略之、

接するに、この書かく記せども、こは大坂川口行列の事なるへければ、こにいたす、
 寛延元年三月十七日壹岐勝本に到る、それより四月朔日筑前藍島、四日長門赤門關、七日周防上關、十日安藝蒲劔、十一日播州室、廿日巳中刻攝津大坂に着、十日の間逗留す、護花園隨筆、
 寛延元年四月廿三日大坂へ着、按するに、前の二書により、宿坊西本願寺、自注、俗に大坂の御堂と云、
 一大坂御城代は、酒井讃岐守若狭拾貳萬石、
 一同町奉行は、小濱周防守久松筑前守、官中要録、

通航一覽卷之六十二

朝鮮國部三十八

○信使參向道中附異 寛延度
 寛延元戊辰年五月朔日、信使大坂を發す、前月廿日、岩坂り、是より陸行道筋修理等の事、先に御用掛寺社奉行大目付以下連署の宿觸あり、前卷併せ考ふへし、
 寛延元戊辰年五月朔日大坂出立、朝鮮來朝記、
 延享四丁卯年四月、
 來辰年朝鮮人來朝に付、參向歸國共に、道筋享保四亥年之通可相心得事、
 一朝鮮國より献上之御鷹御馬、上使より先達而參候に付、其心得可致候、尤道筋右同斷之事、
 一道中筋往還道一里塚、并宿入口矢來欠損候所、無油斷繕直、且又並木立枯、又は吹倒間拔候所は、植次候様常々申付候而、見苦敷事有之間敷事に候、併油斷之所にも有之候は、此節より修復植次等可仕候□朝鮮人來朝に付、別段に取締候儀は無之間可得其意事、

通航一覽卷之六十一終

一朝鮮人來朝之道筋板橋土橋石橋等も、損候所々所□仕來候場所は、修復可申付事、
 一道中筋宿々は勿論、間之村々共に、往還通り道造り掃除之儀、常々申付候事に候得共、朝鮮人通候節、見苦鋪無之様可申付事、
 一朝鮮人通り候道筋、旗鍵に障り不申候様に、往還道中通りにて、高さ四五間程明け候様に、並木之枝葉詰候筈に候、尤御賄御代官より手代差遣し可申付候間、右手代差圖可請事、
 一横町見通し候處喰違葎垣、或は杉葉垣松葉垣等にて、勝手次第に可致候、且又朝鮮人泊休之宿、見苦敷家居は籬をかけ、又は葎實にて圍ひ可申候、尤來朝二三日前出來候様可心得候、此段も右御代官手代罷越可申付候條、差圖可請事、
 但、石佛類取除候には不及事、
 右之通參向歸國共に、間違無之様可相心得者也、
 卯四月廿九日

荒 四 印
 出 羽 印
 志 摩 印
 對 馬 印

品川より守口迄美濃路朝鮮人通り筋

豐 前 印
 攝 津 印
 宿 々 間 屋
 年 寄
 右之村々 名主 組頭
 按するに、攝津は御用掛寺社奉行秋元攝津守涼朝、この年六月御寄若年寄となり、代り酒井修理大夫忠用命せらる、豐前は同斷大目付河野豐前守對馬は大目付道中奉行兼役、對馬守志摩は御勘定奉行道中奉行兼役神谷志摩守、出羽は川掛御勘定奉行逸見出羽守、荒四は同斷御勘定吟味役堀江荒四郎なり、
 同年、宿觸
 此觸書早々相廻し、伊奈半左衛門役所へ可相返者也、宿々又は途中にても、朝鮮人と猥に不入交様に可致候、且又少之品にても、宗對馬守役人々斷無之、官人と取遣不致様、急度可相心得者也、

荒 四 印
 出 羽 印
 志 摩 印
 伊 賀 印

豐 前印
丹 後印
品川より守口迄美濃路彦根八幡共朝鮮人通筋

宿々問屋
年寄

按するに、丹後は御用掛寺社奉行船集丹後守正甫、この年九月、酒井修理大夫に代る、伊賀に大目付道中奉行兼役神谷伊賀守、この年十二月廿三日、水野對馬守に代わりし、これに、の宿觸は、十二月最末に出せし事しるへし、

飯器宿觸
大坂 枚方 京都 大津 守山 八幡 今須
岡崎 赤坂 吉田 新居 濱松 見付 掛川
金谷 藤枝 駿府 江尻 吉原 三島 箱根
大磯 藤澤 神奈川 品川 江戸
當夏朝鮮人來朝に付、右宿々御賄所、江戸并江口
口信樂、遠州志戸呂より燒物飯器皿鉢并漆器類等、
請負之者より宰領□□之、右宿々々相□□候間、宿
繼人馬無滞差出、急度可相届候、右器物損し安き
物に候間、於宿々隨分念入候様に可致候、且又人馬
數之儀、右器物持出し之宿々御代官より印形之送
狀相添、何方迄送届候様にと可令差圖候間、先達而

宿々問屋場を遣し置候印鑑引合、無滞滞附□□可
申候、右器物倉末に取扱、割損し等多出來候は、
急度可相答條、得其意重々念入可申候、尤此觸狀
に、宿々承知候段印形いたし、留りより出羽守宅に
可相返者也、

伊 賀印
豐 前印
丹 後印
以上竹
橋圖、

寬延元年、宗對馬守道中往來行列の次第
一先騎一頭、一狸夕皮鐵炮三十挺、鐵炮奉行一頭、
一弓三十挺、弓奉行一頭、一長柄凡三筋、按するに、
誤脱なる、鍵奉行一頭、一旗棹三包、旗奉行一頭、
一御朱印箱一つ、一先馬六疋、七つ道具、一先
供三十六人、一駕籠廻り十八九人、一供牽馬十
五疋、一騎馬三十一騎、一跡より駕籠之供數不
知、一押二頭、二本道具、以上、薩花圖隨筆、
寬延元年、宗對馬守供之役人、
家老杉村大藏 中老鈴木市之丞 藏頭川島所右
衛門 弓頭樋口彌五左衛門 旗奉行杉村帶刀 長柄
奉行三浦源之丞 用人俵平磨、大島宮内 大目付吉

田安左衛門 下行役三浦三次郎 人馬下知箕原城
左衛門 遂上御馬附樋口顯右衛門 同御靈附野村清
右衛門 眞文字役阿比留太郎八

道中并旅館詰切候役人
家老 裁判 出馬役 兼奉行中庭作左衛門 御傳
馬役一宮助左衛門

信使附

信使奉平田直右衛門 裁判役島雄八左衛門、小野六
行家老 出馬役三浦内藏丞、吉川兵部左衛門
郎右衛門 宿見分河村太郎左衛門、難波大助、下行役 眞文
字役、以上、柳營拾遺集、

同三日入浴、かいて信使休泊の宿割は、朔日大坂より枚方休な
しなると、この日京着となる、故に採用、枚方俄に宿泊せ
書、その記載一ならざるを知るへし、上使として牧野備後
守眞通京都所かの旅館本國寺に到る、御饗應あり、
眞通の許に、かの禮曹より來
翰によりまた返書を出す、

寬延元年五月朔日淀、二日京都、薩花園隨筆、
寬延元年五月
一河内枚方京都 三萬六千石攝州高槻、永井近江守、
御賄御 渡部民部引船 按するに、淀は五里の誤りなり、一山城淀泊京都の
代官 里の誤りなり、

御馳走十萬三千石、山城淀、稻葉丹後守「是より陸地之
分迎馬出る」一京都宿坊本國寺泊大津 御馳走十
萬二千石、大和郡山、松平美濃守、御賄御 小堀十左衛門、
江戸より百三十四里、代官 角倉與市、朝鮮來朝記、
寬延元年五月三日、枚方休の處、俄に泊になり、淀
晝休、當日京入、鳥羽の實相寺に於て、三使上上官
へ御菓子を賜ふ、夫より京着、本國寺へ著、
按するに、朔日大坂を發し、同三日入浴すれば、その間二泊なり、
然ればこの書枚方俄に泊とあるは是にして、淀晝休とあるは非な
り、かの兩所とも宿泊とせされは、日
次符合せざるを以てなり、下是に準す、
一京都旅宿 本國寺日蓮宗 堀川松原通り
京都御馳走役 十五萬石、 松平美濃守
御賄御 小堀十左衛門、角倉與市
但美濃守は前日出京、朝鮮人出立追付、歸國
登りの節も同前、總人數凡千五百人餘、
一所司代も裝束にて、本國寺へ來る、御饗應あり、
一三使上上官三人、上判事三人、製述官一人、
右者引渡七五三三盃銚子、加七五三の膳、白木三
方、湯漬、鉢錫、奈良臺、吸物盃、湯次同斷、折肴一
種、菓子五種、
但引替の御料理これなし、定日の下行出之、

一上官二十八、次官十三人、
 右は五々三膳、白木足折、湯次、錫、湯漬、鉢、錫、吸物、肴三種、菓子五種、
 右二汁八菜、膳木地足折、香物とも、吸物、後段引落小豆餅、菓子二種、
 一下官二百六十三人、
 右は一汁二菜あり、按ずるに、この間膳足折香物とも、脱文あるへし、膳足折香物とも、肴一種、後段小豆餅、菓子一種、
 一長老二人、同伴僧、
 右二汁七菜、膳木地足折、香物とも、肴二種、菓子、
 但歸國の時は下行渡る、
 一通詞は二汁五菜、膳木地足折、香物とも、肴二種、菓子二種、
 一長老并通詞の下々は、一汁四菜、香物とも、
 但長老の下々は、歸國の時下行渡る、通詞家來は、参向の通りを[◎]料理下さる、
 一歸國の時、中官二汁五菜、肴二種、菓子二種、下官へ一汁五菜、菓子一種、
 一通詞二汁五菜、肴菓子一種、同家來一汁四菜、
 下行渡方

一三使一人分上白米二升、銀八十九匁二分五厘、
 一上上官一人分上白米一升五合、銀八十四匁三分、
 一上判官一人分上白米一升、銀四十八匁六分二厘四毛、
 一製述官右同斷、
 一上官次官一人分中白米一升、銀三十九匁七分五厘二毛、
 一中官小童一人分中白米一升、銀二十八匁三分、
 一下官一人分中白米七合五勺、銀五匁五分五厘、
 一通詞一人分中白米三合七勺五才、銀十三匁七分五厘六毛、
 一長老一人分銀七匁五分、伴僧侍一人分銀貳匁五分、下部一人分銀一匁五分、
 右は何れも一度の積りなり、
 京都旅宿本國寺に於て、松平信濃守馳走の鉢、幕屏風、但三使上上官は金屏風、上官以下は金屏風に不及、硯料紙箱とも、挑灯、水溜桶、臺子、手拭掛、行灯等、椀薄縁、衣桁、多葉粉臺、此外諸番所の飾道具色色、
 朝鮮國王并三使より所司代に贈物、

國王より
 虎皮一張 豹皮一張 白苧麻五匹
 青皮二張 黄毛筆 二十柄 眞墨十笏 鷹一連
 一禮曹より 人參一斤 色紙三卷 黒麻布九疋
 扇子二十柄 黄毛筆二十柄 眞墨十笏 石鱗一斤 胡桃二斗
 一三使より 扇子十柄 尾扇三柄 草注紙二卷 石鱗一斤 胡桃二斗
 一三使より本國寺に 白紗綾二疋 花席二張 壯紙三卷 胡桃二斗 扇子十柄 尾扇三柄
 一此時所司代は牧野備後守、日向延岡八萬石、一同町奉行は三井下總守、永井丹波守、官中要録、
 寛延元年、所司代に朝鮮國より書簡、并別幅、
 朝鮮國禮曹參判李匡奉書日本國京尹源公閣下、
 嚮聞貴大君新受内禪、丕紹前烈、我王殿下思續舊好、專差使价、奉幣馳賀、益以篤誠信、勉修隣睦之誼也、惟冀奉揚新化、永扶洪祉、不腆土宜、莞領是幸、統希崇亮、不備、
 丁卯年十一月日 禮曹參判李匡世
 別幅
 虎皮一張 豹皮一張 白苧布五匹 青黍皮二

張 黄毛筆二十柄 眞墨十笏 鷹子一連
 丁卯年十一月日 禮曹參判李
 所司代より朝鮮國に之返簡、并別幅、
 日本國京尹姓名敬答朝鮮國禮曹參判李公閣下、
 逃傳翰篇、盟誦不措、貴國聞我大君克承前業、信使慶賀、悉由舊典、善隣之德、而綏世之譽也、亦辱佳祝、修好感謝有餘、仍捧菲儀、以表微忱、鑒諒是希、不備、
 延享五年戊辰六月日
 別幅
 白銀一百枚 綿一百把
 延享五年戊辰六月日 日本國京尹姓名^{鶴林求聰}
 同四日京師を發興し同七日尾張國名古屋に^{愛着す、}
 寛延元年五月四日、江州大津泊、官中要録、
 寛延元年五月
 一近江大津 休守山、御馳走 四里半 五萬石青山因幡守、御代
 官、石原清左衛門〇一近江守山 泊八幡、三里、御馳走 中十五町
 六萬石石川主殿頭、御贈、瀧川小右衛門、多羅尾四郎

左衛門○一近江八幡休彦根の馳走 三萬石松平能登守御賄御小野左大夫○一近江彦根泊今須の御馳走 三十五萬石餘井伊掃部頭○一今須休大垣の御馳走 右同人掃部頭代官 青木次郎太郎佐渡川、墨股川、小鰐坂井川、船橋○一美濃大垣泊尾張の御馳走 戸田采女正○一美濃尾越休名古屋御馳走 六十一萬九千石、江戸より尾張中納言殿○一尾張名護屋泊鳴海の御馳走 御同人尾張中納言一同鳴海休岡崎の御馳走 御同人尾張中納言朝鮮來朝記、

寬延元年五月三日大津、按ずるに、この書二日京着、四日守山、五日彦根、六日大垣、七日西中刻名古屋に到る、

獻上の鷹、辰四月廿日なこや止宿、獻上の馬は同五月朔日通る、宗氏荷物四月晦日通る、

一諸侯出馬鞍 具附九十八疋、中馬百八十六疋、右人數三千八百六十九人、右宿寺院三十一ヶ寺、町宿三百軒なり、

一在々より寄る馬千三百疋、厩大洲眞福寺、七ヶ寺

掛所清壽院、人足溜場日置村之内、名古屋人足寄場本町筋櫻町上る所の町屋、宗氏家中惣人數千二百十九人、下宿寺院三十ヶ所、町屋五十八ヶ所、

一於府下町々より差出候夜具、絹以上百八十八對、木綿六百二對、蚊屋二百八十三、

一於性高院來朝之節鹿、自注、内歸朝之節九頭なり、右はある家にしるし留置けるを、求め出せし事あらましを載す、朝鮮人戊辰來聘の覺也、護花園隨筆、

同八日、三河國岡崎に額田をいて上使あり、三枝備中守中興御これを役す、上使の證は、來聘御同廿一日江戸に着せり、

寬延元年五月八日岡崎、十日吉田、十一日濱松、十二日掛川、十五日藤枝、十六日江尻、十七日三島、十八日小田原、十九日藤澤、廿日品川、廿一日江戸に參着す、晝休は五月二日八幡、彦根、起、鳴海、赤坂、新居、見付、金谷、府中、吉原、箱根、大磯、神奈川、五月七日名古屋止宿、八日午刻發途、翌朝卯頃岡崎に着、其日逗留、十二日掛川に二日逗留、十四日大井河をこし、是内逗留なし、護花園隨筆、按ずるに、この書日次誤あるに似

たれとも、姑く存す、

寬延元年

一三河岡崎泊赤坂の御馳走 六萬石水野盛物、御賄御内藤十右衛門、淺岡彦四郎○一同赤坂休吉田の御馳走 二萬三千石土井伊豫守、御賄御菅沼久次郎○一同吉田泊新居の御馳走 七萬石松平豐後守、御賄御千種清左衛門○一同新居休真松の御馳走 松平豐後守、御賄御竹垣治部右衛門○右同所船渡奉行 六千石松平三治、五千石溝口修理○一遠江濱松泊見付の御馳走 七萬石松平伊豆守、御賄御井戸助右衛門、泉本儀左衛門○一同見付休掛川の御馳走 松平伊豆守、御賄御大草太郎左衛門、平岡彦兵衛天龍川船橋、大井河共○一同掛川泊金谷の御馳走 五萬石太田攝津守、御賄御小川新右衛門○一同金谷休藤枝の御馳走 右同人御賄御天野助次郎大井河川越とも○一同駿河藤枝泊駿府の御馳走 本多伯耆守、御賄御辻六郎左衛門、齊藤新八郎○一駿府休江尻の御加番前

田大和守、七千石池田備中守、六千石 遠山民部、御賄御大屋木工之助、安部川河越、藤川船橋共、○一駿河江尻泊吉原の御馳走 五萬二千石鍋島攝津守、御賄御吉田久左衛門、上倉彦左衛門○一同吉原休三島の御馳走 五萬石毛利甲斐守、御賄御田中八兵衛○一伊豆三島泊箱根の御馳走 六萬石加藤出羽守、御賄御齋藤喜六郎、土井宇兵衛○一相模箱根休小田原御馳走 十一千大久保出羽守按ずるに、鶴林來聘詳録には、箱根石大久保出羽守御代官御賄御鈴木右衛門と載す○一同小田原泊大磯の御馳走 右同人出羽守御賄御齋藤喜六郎、土井宇兵衛酒匂川船橋共、御賄御柴山藤右衛門衛佐、御賄御堀部清次郎馬入船橋共○一同藤澤神奈川の御馳走 三萬五千石細川若狹守、御賄御柴山藤右衛門五里九町御馳走 品川休品川の御馳走 五萬石溝口出羽守、御賄御伊奈半左衛門六郷船橋共○一同品川泊御馳走六萬三千石京極佐渡守、御賄御伊奈半左衛門 上官以上は泊東海寺、中官以下は宿泊、朝鮮來朝記、

寛延元年五月廿一日江戸着、京より十九日振り、官
中要録、

この行信使對馬國鰐浦着岸のとき、副使の乗船焼失
す、よて後特に賜ものあり、また上方におゐて火薬の
ために失火し、傷くものあり、

寛延元年二月、

朝鮮人對州鰐ヶ浦迄着岸に付、對州より祝儀とし
て酒肴を贈る、諸官悉く是に沉醉して、下官之側に
在之蠟燭の火糞へ移り、夫より段々燃付、副使の船
一艘不殘焼失す、即刻對州よりの防火の勢多く出、
人數を助くる時、中官壹人、下官貳人焼死之由注進
之、

但三使迎として、船三艘新に出來し、朝鮮國へ兼
兼被遣置、此度乗船之所に、右之火事にて一艘燒
候由、依之此度之進上物、何れも半分つ、差上、
半分は歸國之上可遣之由、按するに、この
右之通注進有之、朝鮮來朝記、

寛延元年

去る二月、對州鰐浦にて副使の乗船焼失に付、晒布
三百疋、申海鼠一箱下さる、宗對馬守御暇の時、酒

井雅樂頭目錄を相渡、官中要録、

寛延元年

於上方朝鮮人鐵炮口薬にて失火有之候節、宗對
馬守役人裁判役を差出候書付、

上房火炮、近下官金福才、火薬春精烈火掉生、
福才自腹至頭盡皆焦燻、而此外無傷人傷物事、

子淳 愈知 印
李深 愈知 印
大年 洪愈知 印

戊辰四月

裁判兩公 鶴林求聘詳録、

寛延元年四月、朝鮮人來朝の内、騎馬の者壹人、大
坂久太郎町、按するに、着坂あり、△薰物屋四郎兵衛と申
者方罷越度旨相頼、御届の上被遣候由、右朝鮮人
馬に乗、通詞壹人役人差添、四郎兵衛方へ無案内罷
越、家名相尋る故、隣町迄見物群集いたし候、様子
相尋候處、朝鮮人申候は、自注、日本
調にて、薰物屋四郎兵衛
殿と申は、こなたにて候哉と問ふ、成程薰物屋四郎
兵衛にて候といふ、朝鮮人申す、扱は先四郎兵衛殿
は死去被致候哉と問ふ、成程死去いたし候と答ふ、
左候へは其元は長吉殿と申方にては無之哉と問

ふ、其通りと答ふ、扱紛も無之候、私儀先年此御家
に相勤申候紀州有田郡瀬名村の者、御親父様御代
奉公致し候節、鳥目四貫文取進いたし、夫より京都
へ出かせき候得共、不當りにて長崎へ下る人有之
時、一所に罷下り候得共、是亦不當りにて難儀いた
し候間、對馬に下候得は、勝手よく暮し方の義も在
之よしを申者有之、罷歸り六年暮 候處、少々仕當
て、朝鮮への通り切手を貰候て、彼地へ渡り相慶之
儀有之、朝鮮人聲に成り申候、先方小役人の跡故、
今度日本へ渡海の人數に被差添候に付、何卒古主
へ立寄、右之趣をも咄度、且紀州の様子風聞も承度
存る也、私日本に居候時分、朝鮮人參直段一兩目に
付三百目程もいたし候様に覺へ申候、今以左様に
候哉と、懷中より人參三本、外に小皿十枚出し、是
ははるく、心掛持參のよしにてあたへ申候、四郎
兵衛斷申候得とも、達てと申故受納いたし候、四郎
兵衛問、只今は知行とられ候哉、暮し方はいか、と
申候得は、答て曰、六間間口奥行七間の住居にて、
相應に暮し候由申候、四郎兵衛鳥目貳貫文與へ候
得は、堅斷申候、此錢朝鮮にて持候へは、十五六年

は安々と暮し申候、左候は、百文可申請と申ゆへ、
むりに五百文遣し候所、忝候へとも此錢持歸り候
得は、殊の外改強六ヶ敷候得は、中々いか様に隠し
候ても、持返る事は難致候間、右之内百文は申受師
り妻へも咄し、日本にて金銀澤山の咄もいたし可
申と言て、暇をいたし歸り候よし、右の人參藥種屋
へ遣し候處、壹貫七百目、成候由、右之趣堺本、稻
生安房守より被申越候よし也、落穂雜談一集○按する
に、この事因に、こゝに附

通航一覽卷之六十二終

通航一覽卷之六十三

朝鮮國部三十九

○信使參向道中 明和度 明和度信使來聘、正使精職、副使李仁培、從事官金相翊等、寶曆十三癸未年冬、對馬國に着す、到着の月日所見推考して記す、是より旅中御馳走人例のことし、こたひ馬の事は、一式宗氏引受に仰付らる、その事信使發導拜謁、并御暇等の條に出す、 道中人 寶曆十三癸未年、

信使來聘に付、禮曹より對州之書簡、

朝鮮國禮曹參議朴道源奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟秋涼、啓后、對序珍迪、既慰且悵、朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專^差使^カ、修幣敦信、續^按するに、續^下、惟希諒茲至意、另無將護、俾得過返、幸甚幸甚、仍將菲儀、並冀莞領、不備、 癸未八月日 禮曹參議朴道源^{栗園漫抄}

寶曆十三年、朝鮮國釜山浦より鰐浦へ到る、 對馬國^{朝鮮國より} 宗對馬守^{對馬州より} 壹岐勝本^{對馬州より} 八里^{對馬州より} 言^{對馬州より} 四十四

里に近 松浦肥前守^{勝本より} 筑前蓋島^{三十五里} 松平筑前守^{豐前小倉} 小笠原伊豫守^{朝鮮人此所通船之節、自然難風等に逢候節、網碇水薪用意之事}、○長門赤間關^{蓋島より} 松平大膳大夫^{赤間關より} 周防上關^{赤間關より} 三十五里、 同人^{松平大膳大夫} 同國德山^{松平大膳大夫} 朝鮮人通船之節、水薪等用意、○安藝浦浦^{上關より} 三十五里、 松平安藝守^{浦浦より} 伊豫津和地^{浦浦より} 松平隱岐守^{浦浦より} 備前^{浦浦より} 中川修理大夫^{按するに、御代官川崎平右衛門先祖書に、石州御代官川崎平右衛門、寶曆十三年、朝鮮人來朝、備後國鞆津御船御用被仰付相勤候とあれば、この書誤りにや、} 同國牛窓^{浦浦より} 松平伊豫守^{浦浦より} 淡州^{浦浦より} 松平阿波守^{浦浦より} 朝鮮人通船之節、自然難風に逢候節、網碇水薪用意、○播磨室津^{浦浦より} 酒井雅樂頭^{浦浦より} 攝津兵庫^{浦浦より} 松平遠江守^{浦浦より} 御船方風祭甚三郎、竹垣庄藏^{浦浦より} 朝鮮人參向之節、乘鞍馬同皆具淀^{浦浦より} 廻り候内より來り、川口船場より西本願寺迄用之、但歸國右同斷、○大坂^{浦浦より} 兵庫^{浦浦より} 西本願寺旅館^{浦浦より} 岡部内膳正、御船方内藤十右衛門、飯塚伊兵衛、○河内枚方^{浦浦より} 松平紀伊守^{浦浦より} 御船方半岡彦兵衛、○山城淀^{浦浦より} 三里、 稻葉丹後守、

〔朝鮮人參向之節、鞍馬同皆具、此所より新居まで出之、〕○京泊 本國寺旅館 本多隱岐守、御船方小堀數馬、角倉與市○近江大津^{京泊より} 青山下野守、御船方石原清左衛門○同國守山^{大津より} 石川主殿頭、御船方多羅尾四郎右衛門、志村新左衛門○同國八幡^{休守山より} 三 加藤佐渡守、御船方齋藤新八郎○近江彦根^{泊八幡より} 三十一丁 井伊掃部頭○美濃今須^休 右同人^{井伊掃部頭} 同國大垣^{今須より} 戶田采女正○尾張起^{休大垣より} 四里 尾張殿^{按するに、起は美濃國に屬せ} 尾張殿^{按するに、起は美濃國に屬せ} ○起川舟橋 御同人^{尾張殿} 小熊川 竹中主膳^{大島雲} ○墨俣川渡 尾張殿、永井伊賀守○佐渡川 戶田采女正、松平中務少輔、西尾左吉○同國名古屋^泊 起より 尾張殿○同國鳴海^{休名古屋より} 二 御同人^{尾張殿} ○三河岡崎^{泊鳴海より} 五里七町 水野和泉守、御船方布施彌市郎、淺井作左衛門^{按するに、この所において上使あり、中興御掛御養美等の} ○同國赤坂^{休岡崎より} 稻垣對馬守、御船方^{條にあり} 同國吉田^{泊赤坂より} 三里七町 松平伊豆守、御船

方町野惣右衛門、吉田源之助○新居渡舟船奉行 中根大隅守、松平原八郎○遠江新居^{休吉田より} 四里 松平伊豆守^{新居寄} 大草太郎左衛門、御船方大野佐左衛門〔朝鮮人參向之節、渡海相濟、舞坂より江戸迄、鞍置馬同皆具出之、但歸國之節、江戸より舞坂迄同斷〕○同國濱松^{泊新居より} 二 井上河内守御船方今井平三郎、萬年七郎左衛門〔但渡海間一里、舞坂より新居に陸一里半十六丁〕○天龍川船橋^{見付二里四} 山本平八郎○同國見付^{休濱松より} 三浦志摩守〔天龍川船奉行共〕御船方山本平八郎○同國掛川^{見付より} 四里 太田攝津守、御船方大草太郎左衛門○同國金谷^{休掛川} 三三二 同人^{太田攝津守} 大井川河越奉行共〔御船方岩出伊左衛門○駿河藤枝^{泊金谷より} 三三六町 本多伯耆守○安部川河越 駿河町奉行掛、御船方稻垣藤左衛門、藤本甚助○駿府^{休藤枝より} 五 内藤丹波守、御船方會田伊左衛門○同國江尻^{泊駿府より} 二 鍋島紀伊守、御船方池田喜八郎、久保平三郎○富十川船奉行 小林孫四郎○同國吉原^{休江尻より} 六里二町 京極佐渡守、御船方小林孫四郎○

伊豆三島 泊吉原より四里中六町 松平左兵衛督、御膳方遠藤兵右衛門、江川太郎左衛門○相模箱根休三島より 大久保大藏大輔、御膳方川田玄蕃○同國小田原泊箱根より 同人^{◎大久保}酒匂川船橋^{但此度土}渡邊半十郎○同國大磯^{休小田原より}脇坂淡路守、御膳方渡邊半十郎○馬入川船橋 渡邊半十郎○同國藤澤泊^{大磯より二}武藏神奈川^{休藤澤より}溝口主膳正、御膳方伊奈半左衛門^{六卿川船渡、御船手より御船出る、}○同國品川^{泊神奈川より}藤堂佐渡守、御膳方前同人^{◎伊奈半}○江戸客館東本願寺 加藤遠江守、毛利能登守、御膳方辻源五郎、吉田久左衛門、宮村孫左衛門、青山市左衛門、栗園漫抄、

按するに、朝鮮人來朝之記に載するところ、自異同あれば、姑く下に附す、

寶曆十三年、朝鮮人御馳走固場所附、

壹岐勝本^{肥前平戸六萬石、江月より三百九十九里、}松浦肥前守淺草島越○筑前蓋島^{筑前福岡五十二萬石、}松平筑前守霞ヶ關○長門赤

防上 長門萩三十六萬九千 松平大膳大夫^{日比谷}○安藝浦之關^{二百三十一里、}松平安藝守霞ヶ關○備後鞆^{安藝廣島四十二萬八千}石^{二百二十一里、}松平中川修理大夫^{芝口一}御膳御掛斐十太^{豐後岡七萬四千四十}夫、川崎平右衛門○備前牛窓^{備前岡山三十一萬五}平伊豫守大名小路○播州室津^{千石百七十三里、}酒井雅樂頭大手向角^{是迄船路}○攝州兵庫泊^{攝州兵庫松}平遠江守鏡砲洲、御膳御風祭甚三郎、竹垣庄藏○大坂西本願寺泊^{五萬三}岡部内膳正山王臨、御膳御内藤十右衛門、飯塚伊兵衛^{此所に次官三人、中官十六人、}下官九十一人、右都合百十人は、先例之通相残り逗留、○河内枚方^{五萬石松平紀伊守一ッ橋}○川船休^{御膳御}平岡七兵衛○山城淀泊^{京都部}千石、稻葉丹後守小川町^{是より陸路、此所迄迎馬出す、}○京都本國寺泊^{大津}六萬石本多隱岐守南八丁堀、御膳御小堀數馬、角倉與市○江州大津^{休小幡}三十五町、五萬石青山下野守^{鍛冶橋内、御膳御}石原清左衛門○江州森山泊^{八幡三}五萬石石川主殿頭下谷、御膳御多羅尾四郎右

衛門、志村新左衛門○江州八幡休彦根^{二萬五}加藤佐渡守^{御膳御}齋藤新八郎○江州彦根泊^{美濃}今須泊^{三十五}井伊掃部頭櫻田、御膳御千種平右衛門^{美濃}○美濃大垣泊^{尾越}十萬石戸田采女正龍之口○尾越^{休名古屋}名古屋泊^{鳴海}休岡崎^五六十一萬九千尾張殿市谷御^{參州岡崎}泊赤坂^{五萬四}松平周防守^{大名}小御膳御布施彌十郎、淺井作右衛門○參州赤坂休^田路、代官三萬石稻垣對馬守^{桃町八}御膳御鶴飼左十郎○參州吉田泊^{新井}七萬石松平伊豆守大名小路、御膳御町野惣右衛門、吉田源之助○新居休^松右同人^{◎松平御膳御}大野佐左衛門○同所船渡奉行^{六千石中}根大隅守^{坂上、五千石松平源八郎}淺草○遠州濱松泊^見里半^{六萬石井上大和守}鍛冶^{御膳御}今井平三郎、萬年七郎左衛門○遠州見付^{休掛川}二萬三三浦志摩守^{虎之}御膳御山本平八郎○^{天龍川船渡し}○遠州掛川^{泊金谷}三萬石五萬石太田攝津守外櫻田、御膳御大草

太郎左衛門○遠州金谷泊^{藤枝}天野市十郎岩出伊右衛門○^{大井川河越に而}○藤枝泊^{府中}五萬石本多伯耆守^{敷寄屋}御膳御稻垣藤右衛門、藤本共助○府中^{休江尻}二萬石内藤丹波守^{半藏御}御膳御會田伊右衛門○^{阿部川河越、藤川船橋}○御加番御馳走御固^{一萬石前田大和守}一番町、五千石内藤重次郎^{根津、四千石瀧川大學}赤羽橋○江尻泊^{吉原}六里^{七萬}石鍋島紀伊守幸橋内、御膳御池田喜八郎、久保平三郎○吉原^{休三島}五萬石京極佐渡守^{芝新}御膳御小林孫四郎○豆州三島泊^{箱根}三萬石松平左兵衛督^{半藏御}御膳御遠藤兵右衛門、江川太郎左衛門○相州箱根^{休小田原}同小田原泊^{大磯}十一萬大久保大藏少輔^{増上寺}御膳御川田玄蕃、^{酒匂川船渡し共}○大磯^{休海手}御膳御脇坂淡路守^{芝口一}御膳御渡邊半十郎○^{馬入船渡し}○藤澤泊^{神奈川}五萬石稻葉能登守^{愛宕下、御膳御}岩松德右衛門、泉本儀左衛門○武州神奈川^{休品川}五萬石溝口主膳正^{大名小路}御膳御

伊奈半左衛門○〔六郷船渡し〕○武川品川泊五萬千石餘伊東豊後守外櫻田、伊奈半左衛門

上官以上は東海寺泊り、上官以下は宿泊り、朝鮮人來朝之記、

宗對馬守義暢信使を伴ひ自國を出帆し、その日次第等明和元年正月廿一日大坂に着船、こゝに五日滯留、同廿八日

洛に到る、兩所御覽等の事、更に記載を欠く、たゞ二月十六日江戸に入る、の禮曹江戶着の證は、信使着府并滯留中御扱の條に

見えたり○この後文化度は、對馬國にて聘禮ありしなれば、信使道中の記事なし、

寶曆十四年甲申、自注、今年六月明和改元す、朝鮮の三使來聘す、正月廿一日大坂に著船せり、海上風波の難多く、對馬より大坂迄に數十日を経たり、大坂に五日の休息にて、同廿七日に淀に至り、其翌日京に入る、金鶴雜話

明和元年甲申年、三使大坂川入、川下行列、○今略す、寶曆十三年

朝鮮國禮曹參判李潑奉書日本國京尹藤公閣下、按ずるに、此比京都所司代述承貴大君紹有鴻緒、不闢

前休、我王殿下思續舊好、專差使价、奉幣馳賀、茲蓋敦信修睦之誼也、惟冀奉揚政化、永奠洪祚、不

備、

寶曆十四年甲申三月日日本國京尹藤某

別幅 白銀一百枚 綿一百把 方策新編○按ずるに、これより先東海

道其外信使道中筋、旅人往來の事によつて、道中奉行より圖書を出す左のこゝに、

寶曆十三年十一月四日、道中奉行 按ずるに、御勘定安藤正少弼相達候書付、

御徒頭衆

臆土宜、莞頌是幸、統希崇亮、不備、

癸未八月日 禮曹參判李潑

別幅

虎皮一張 豹皮一張 青黍皮二張 白苧布五匹

黃毛筆二十柄 眞墨十笏 鷹子一連

際

癸未年八月日 朝鮮國禮曹參判李潑 方策新編、栗

方策新編には、子に載せず、明和元年、京尹復朝鮮國禮曹書

日本國京尹藤某敬答朝鮮國禮曹參判李公閣下、

遙惠華箋、捧讀不措、貴國聞我大君續紹鴻基、信

使之賀、舊章是率、實修鄰好、以彰世睦、吾亦辱荷

佳祝、無勝感佩、具非儀、用申微悃、統希鑒諒、不

備、

寶曆十四年甲申三月日日本國京尹藤某

別幅 白銀一百枚 綿一百把 方策新編○按ずるに、これより先東海

道其外信使道中筋、旅人往來の事によつて、道中奉行より圖書を出す左のこゝに、

寶曆十三年十一月四日、道中奉行 按ずるに、御勘定安藤正少弼相達候書付、

御徒頭衆

通航一覽卷之六十四

朝鮮國部四十

○信使着館并滯留中御扱 從慶長度 至寛永度

按ずるに、慶長十二年信使はしめて來聘以來、天和度に、たりて、

江戸客館は馬場町本誓寺に定められし、天和十二年十二月かの寺

焼失の後、正徳度より淺草東本願寺なる、元和度にはたまた

ま御上洛中により、伏見城にて聘禮なれば、紫野大徳寺を旅館と

す、また御暇により上使等の事、この條に收むべきなれども、こ

便覽のため兩國書并禮物信使御暇等の條に出す、この條すへて、

の條及び信使聘禮、附登城行列諸誓

間、營中御覽應の條併せ考ふへし、慶長十二丁未年閏四月廿四日、朝鮮國信使江戸に着

す、文獻慶長の間討伐のころより、かの國に散在の本誓寺を客

館とす、

慶長十二丁未年閏四月廿四日、朝鮮之三使來于江

戸、自注、信使呂祐吉、副使慶暹、從事丁好寛○御年譜、

創業記考異、官本三河記、家忠日記追加、慶元記、慶長十二年閏四月廿四日、朝鮮王よりの三使、正使

呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寛也、唐人本泉寺と

申寺に按ずるに、慶長年録及び大三川志、令旅宿、慶長年録大

三川志、

慶長十二年閏四月、高麗人去月廿一日に東着、此間

通航一覽卷之六十三終

朝鮮人通行之節、東海道并美濃道大名通行之節、大人數に而は差掛致混雜、人馬手支候間、當月二日より之江戸出立は相成間敷候、其外旅人は、朝鮮人通行之前後は、往來無構相通、通行之節は差留、一切通申間敷候、急用之旅人は、脇道之場所は、障に不成所々廻置、朝鮮人通行障に不成様取計、尤朝鮮人江戸着以後は、江戸表より出立之大名早速發足いたし、歸國之節二三日以前よりは、江戸出立相成間敷候條、大坂より罷下候大名も、右之日積を以、道中朝鮮人歸國之障に不成様、道中宿々可相心得もの也、右之通右近將監殿接するに、老中伺之上、宿々相觸候間、爲御心得申達候、未十一月御徒方萬年記、山田傳左衛門筆記、

在京、今六日に東京關東の下、勅使三人、二人上上官人、二十六人中官、又其次八十四人、下官百五十四人、合二百六十九人歟、右之二百七十人之内、日本人少々在之、是は先年彼國に打入し時按するに、文殘留居住之者歟、此渡海之衆、何も衣裳きらひやかならず不審と云々、勅使三人乗物に乗、其内先一人乗物之内に、書物を左に置、右に人形を置作花を持せたり、朱にして置按するに、慶長年録朱に是指南車の古事乃木人か、此三つ之乗物は、高麗よりの乗物なり、上上官人と在之二人は日本之乗物也、食物は庭鳥上々同雞豚、上々鳩、上鴨、同鶉雀、同鯛、同鯉、かまぼこ、鯉、鮓、同雲雀、鮑以下上之食物也、賤者共はにんにくを好也、茶も上々酒を好、何も嫌物はさして無之、菓子以下迄大方此分也、甘物を別て好也、勅使三人は路次にても左右を見る事無之、形儀神妙也、何も宿を出入時、如鐵砲なる物を三ツ放、鐘鼓を打鳴、閏卯月廿六日按するに、日次誤りなり下同し、江戸に着、官本當代記、

家人數十人を具し來る、日記摘要、慶長十二年閏四月朝鮮三使江戸着、此時西國表の殘黨多く朝鮮に退渡るを、數十人召具して來る、宗對馬守導引之、五本慶長日記、慶長十二年朝鮮信使來、或曰、先年彼國征伐の時、残り止りし日本人、或は本朝亡命の徒朝鮮に渡海して、彼國に仕官せし族、今度來聘の三使に隨て歸國せしと云々、武徳編年集成、
按するに、見聞集等に朝鮮人御覽應のため、嗜好のものを貯られし事を載す、因に出す、
關東へ御打入の以後、から國の帝王より日本へ勅使わたり、數百人の唐人按するに、から國と書るは韓國をさる事し、江戸へ來り、これらをもてなし給ふには、給ひ、流れのみなかに鳥屋を作り、雉子を限りなく入をきぬ、その雉子屋のはごりに橋一ありけり、それを雉子橋と名つけたりとこそ、見聞集、清水御門の前をすぎ雉子橋を渡る、此橋の下之水は鷹匠町の下水、内藤上野介の屋敷の前より御堀へ落るに、日本橋より神田橋一ツ橋此橋の下、御藏の後まで鹽のさし入御堀なり、權現様御代の御時、

唐人參府之節御馳走に下され候雉子雞を、此所にやらいを結て入置たるゆへ雉子橋といふとこそ、雉子橋の御門といふは此はしより坤にあたる、案一本、慶長十二年六月、朝鮮人本泉寺といふ寺に旅宿の時、其邊の子供礫打合候、此頃町の事肝煎金六といふ町人あり、朝鮮人見候間、毎年より嚴敷打合候得と申付、子供之内有力の者打合、子供を打殺候其敵を可取とて刀をぬき切伏首を取歸を、朝鮮人見て日本人は町人まで武勇也と恐怖するなり、慶長小説に、こは實に似たれとも、旅館留中の事なればまた因に存す、
元和三丁巳年八月廿一日、朝鮮人京師に着す、即日上使として、老中本多上野介正純、京都所司代板倉伊賀守勝重、かの旅館大徳寺にいたる、時に台徳院殿御上洛中にして、伏見御在城なり、御覽應あり、その奉行は即勝重奉はる、
元和三丁巳年、朝鮮の正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴梓、從事官通訓大夫李景稷來朝して、大坂をたいらげ給ふ事を賀す、義成按するに、對馬これか先客となりて、八月廿一日洛に入大徳寺に館す、時に台徳院殿伏見の城にまします、寛永宗義成譜、
元和三年八月、唐人紫野大徳寺に着、天瑞寺惣見院

に旅宿、此旅宿之門外武官之唐人から鐵砲二打、文官之唐人管絃をいたし、扱宿に着申候由、御馳走之奉行板倉伊賀守なり、元和年録、
元和三年朝鮮の吳允謙、朴梓、李景稷を三使として來朝す、是は大坂没落し天下彌御一統、且は秀吉公の子孫滅亡の事、朝鮮にても大慶に存し、益當御代の長久を賀し奉る祝儀の使なり、宗對馬守義成自注、、柳川豊前守調興直子、、景同道して上洛し大徳寺に旅宿す、按するに、前文に信使來朝の時、その前年柳川御暇相ともに江戸に下向し、信使歸國の時、柳川對馬守馬の歸ヶ浦迄送る事、毎度の例なりと載す、此とき蘇長老死して、方長老は未だ對馬へ赴かず東福寺に住せるゆへ、對馬守家人島川内匠と云る者、少し文才あるに依て、書簡の役を勤め信使を指引す、八月廿一日入洛、朝鮮物語、
元和三年今度使者之名、三使、通政大夫兵曹參議知製教吳允謙、通訓大夫軍器寺正知製教兼校書館校理朴梓、通訓大夫行禮曹正郎知製教李景稷、以上、此三人は官使也、自注、三人之内、是に朝鮮にて、嘉善大夫同知中樞府事朴大根、上通事朝散大夫守司譯院正崔義吉、鄭彦邦、康遇聖、此二人は上官也、軍官御梅將

軍宣傳官李真卿此一人、武官にて總の警固と云々、
 一朝鮮勅使并諸官人、元和三年丁巳八月廿日任先
 例大德寺寄宿、異國日記○按するに、先例とあるは、慶長十年、
 の交和使僧侶等渡來の時をいふなり、
 元和三年、朝鮮信使來貢記、自注、時大樹偶在、
 京居伏見城、
 秋八月廿一日朝鮮人來貢、令居紫野之天瑞寺惣見
 院、其三使、通政大夫吳允謙、通訓大夫朴梓、通訓大
 夫李景稷、又朴崔兩通事及上官等、上下都合四百數
 十人、京尹板倉伊賀守勝重奉旨饗之、三使七五三
 膳、通事等五五三膳、其餘各賜飲食有差、今日執事
 本多上野介正純、及板倉伊賀守勝重爲使節、自伏見
 赴紫野勞朝鮮使之遠到也、兩人裝束自注、諸
 大夫、三使出
 迎之、羅山文集、慶延
 略記、紀年錄、
 元和三年八月廿一日、台徳公御代替之賀儀として、
 朝鮮國之正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴梓、
 從事官通訓大夫李景稷來朝して入洛す、大德寺を
 以て旅館とす、時に公は伏見に御在城あり、東武實錄、
 寛永元甲子年十二月十二日、朝鮮の信使江戸に着し、
 先例のごとく本誓寺を旅館とす、御馳走人等はかね
 て命せらる、引用書に、御馳走人安藤右京進とのみあり、後例によ
 り、
 詳ならは二人なるを知るべし、この比の事今

寛永元甲子年朝鮮の信使來聘して、將軍家の御家
 督のこゝを賀す、按するに、大猷院殿前元和、
 九年七月將軍宣下あり、通政大夫鄭
 堂を正使とし、通訓大夫姜弘重を副使とし、通訓大
 夫辛啓巢を從事としてきたる、義成これをみちひ
 きて、十二月十二日江戸にいたりて本誓寺を旅館
 とす、寛永宗義成譜、東武實錄、
 寛永元年十二月十二日、朝鮮人下着至本誓寺、御馳
 走人安藤右京進、自注、朝鮮人江戸入管絃を致し、
 旅宿之門前
 にて、
 寛永日記補調、三ッはなして旅館に着申候、
 土屋治兵衛利正、慶長十八年五月町奉行となる、寛
 永元年朝鮮の信使來聘して、十二月江戸に着せし
 とき、利正仰を奉はり品川驛に出で是を迎ふ、土屋
 家譜、
 坂家古日記、
 寛永元年十二月十二日、朝鮮信使江戸へ下着、依先
 例寄宿于本誓寺、宗對馬守柳川豊前守同道也、以前
 庵規伯玄方長老亦同道、
 一今度之專使之官者并人數、從方長老被記送、見于
 左紙、
 正使 通政大夫刑曹參議知製教烏川鄭堂○副使
 通訓大夫承文院判校兼春秋館編修官晋山姜弘重○

從使 通訓大夫禮曹正郎知製教鷺山辛啓榮○上上
 官二人 嘉善大夫同知中樞府朴大根、嘉善大夫行
 龍驤衛護軍李彦瑞○上官三十人、中官百八人、下官
 百五十七人、右合三百人、
 右從方長老書付罷越候、
 正使 通政大夫自注、李云堂上三
 品、以君之命爲大夫刑曹參議知製教自注、李云堂上三
 品、以君之命爲大夫烏川鄭堂○副使 通訓大夫承文院判
 校自注、
 曰知製教、於其職、
 帖附君御印、兼春秋館編修官自注、李云、堂下三品者、不曰命
 以後也、
 部、晋山姜弘重○從使 通訓大夫禮曹正郎自注、佐郎
 之次也、知製教自注、李云、五品之職、而曰通訓大
 夫、此依交祖之隆代其責者也、鷺山辛啓榮○上上
 官二人、自注、日本にて
 私如此書之、嘉善大夫同知中樞府事朴大
 根、嘉善大夫行龍驤衛護軍李彦瑞大叻可庵亦同、
 右以酌より記來也、異國記日、
 寛永元年十二月十二日、朝鮮國信使至江戸、有將軍
 宣下、依御代始也、以本誓寺爲旅館、正使通政大夫
 鄭堂、副使通訓大夫姜弘重、從事官通訓大夫辛啓
 榮、紀年錄、
 同十三丙子年十二月六日、朝鮮國聘使着府す、道筋警
 固及び御馳走人等は、かねて命しをかる、これ等の事
 定例なれば、

のち本文にこの夜客館にて饗應せしめらる、
 寛永十三丙子年十二月五日
 一明日朝鮮之信使江戸參着に付、宮木越前守、石谷
 十藏按するに、二人と
 ともに御目付なり、兩人に、諸見物之作法見廻濫に
 無之様に可申付之旨被仰付云々、
 同六日
 一朝鮮之信使申之刻參着、旅宿本誓寺也云々、或書
 載寛
 永日記、
 寛永十三年朝鮮の正使通政大夫任統、按するに、日親
 任統の誤寫なる、
 要致等によるに
 へし、下同し、副使通訓大夫金世濂、從事官通訓大夫
 廣床來貢す、義成是を贊道して、十二月六日江戸に
 いたり本誓寺に館す、寛永宗義成譜、
 寛永十四年十一月十日、按するに、月日と
 もに誤寫なり、今日朝鮮人
 來朝す、宗對馬守義成相伴之、朝鮮より種々獻上、
 信使以下江戸伯勞町寺院に按するに、即本
 誓寺をさす、
 宿坊也、御
 饗應御馳走之役人旗本大名役之、寛明日記、
 寛永十三年十二月六日、朝鮮信使到着于江戸、安藤
 右京進重長、脇坂淡路守安元奉仰於本誓寺經營之、
 先年宗對馬守義成、與柳川豊前守調與爭論以後、有
 命于義成、今年來朝、按するに、先年とあるは、去年の事な
 り、
 詳に宗氏通信御用の條にあり、

正使通政大夫任統、副使通訓大夫金世濂、從事官通訓大夫黃床、上上官二人、判事官三人、上官四十六人、中官百五十七人、下官二百六十七人、都合四百七十五人、內藝者學士一人、醫師三人、筆者三人、自注、白眉、書官一人、馬藝二人、馬醫一人、樂士六人、梅陰、西湖、等之藝者有之、通詞召長老璠西堂、紀年錄、寬永十三年朝鮮人來聘、自注、大明、崇禎九年、正使 通政大夫承政院同副承旨知製兼教經筵參贊官春秋館修撰官任統○副使 通訓大夫行弘文館應教知製兼經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德全世濂○從事 通訓大夫行司憲府執義知製兼教春秋館記注官按するに、床の名を脱、○上上官 嘉善大夫同知中樞府事洪嘉男、折衝大夫僉知中樞府事姜渭濱○上官四十二人、次官五人、中官百五十五人、下官二百六十七人、十二月六日東武城入府、行列次第

人、判事官七人護于中行之後其左右、清道旗二對、偃月刀三對、三支槍三對、巡視旗三對、吹螺三對、太平簫三對、喇叭三對、長槍三對、裨將五對、令旗三對、炮手四對、鞍籠三對、乘床三對、騎使令三對、權客便覽、寬永十三年十二月六日、未之刻朝鮮之信使江戶入なり、町筋之辻固等をは、森川金右衛門按するに、百人組之頭也、根來衆を引連て務む、加賀爪民部少輔忠澄按するに、町奉行、宮城越前守兩輩騎馬にて路次之躰を見計、朝鮮人に先立て芝より本誓寺まで之間を二行に列す、朝鮮人江戶入行列之次第

一清道六本 六人馬上にて持○一羈貳本 二人馬上にて持一行○一旂貳本 二人馬上にて持一行○一假月六本 六人馬上にて持二行○一三枝之鎗六本 六人馬上にて持二行○一騎馬都訓導 三人箭を負て一行○一巡視六本 六人馬上にて持二行○一馬二疋 龍亭子書簡箱をのせて、二人にて擔ふ、○騎馬 判事一人 ○一太平簫 六人馬上にて吹二行○一螺角 六人馬上にて吹二行○一喇叭 右同斷にて吹二行○一行鼓 右同斷にて擊二行○一鈺 右同斷にて擊二行○一鈺 右同斷にて鳴二

行○一平橋 六人にて昇○一同 同斷○一同 同斷○一矛六本 六人にて馬上に持二行○一騎馬裨將 十人弓を持矢を負二行○一牽馬四疋自注、二疋、二疋、○一令六本 六人にて馬上に持二行○一炮手 八人馬上にて持二行○一騎馬自注、鞍、六人二行○一騎馬使令 六人二行○一鈺二本 二人馬上にて持左一行○一節二本 二人馬上にて持右一行○一騎馬 小童六人二行○一步從 使令二行○一步從 吸唱三人二行○一屋橋 十二人にて昇○一步從 使令二行○一騎馬 小童二人二行○一步從 吸唱二人二行○一屋橋、副使 十二人にて昇○一步從、從、吸唱 二人二行○屋橋、從事 十二人にて昇○一步從 二人二行○一肩輿、上上官 二人にて昇○一步從 二人二行○肩輿、上上官 二人にて昇○肩輿、學士 二人にて昇○一肩輿、醫師 二人にて昇○一肩輿、上判事 二人にて昇○一騎馬、上官中官 六十人○一駕橋 四人にて昇○一鼓 二人にて擔○堀式部少輔按するに、則奉行、石谷十藏騎馬にて二行、朝鮮人之跡に付て側を行く、

一安藤右京進、脇坂淡路守右兩人、今度朝鮮人來朝之御馳走奉行仰せ付らる、長袴を著し本誓寺の大門に向て信使に接す、三使の輿本誓寺の庭上に入る、上上官上官以下皆門前より下馬をす、三使方丈の寓にして着座す、朝鮮人來朝記、正使 通政大夫承政院同副承旨知製兼教經筵參贊官春秋館修撰官任統號白麓○副使 通訓大夫行弘文館應教知製兼教經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德金世濂號東溟○從事官 通訓大夫行司憲府執義知製兼教春秋館記注官黃床號青丘○上上官 二人 嘉善大夫同知中樞府事洪喜男、折衝大夫僉知中樞府事姜渭濱○上官三人 中直大夫司譯院僉正虎遇聖、奉正大夫司譯院僉正李長王、奉列大夫司譯院僉正尹大統○武官十七人 中直大夫前會審判官朴弘疇、前鎮川縣監李惟淵、前所斤僉使金子父、朝散通禮院引儀景大裕、張文俊、訓練院習讀趙延命、忠佐衛部將鄭漢驥、前造山萬戶李院、忠義衛副司臬任統、奉正大夫前黃州判官金光立、行玉浦萬戶白士哲、前青水萬戶崔成及、忠武衛副司臬李俊望、權瓊、

尹愛倍、尹涯、金經猷、以上○中直大夫詩學教官推
 試自注、學、號兼軒、奉正大夫司譯院教授皮得忱自注、大
 司譯院判官韓相自注、講肄習讀文弘讀號白眉、幼學金
 口號梅隱以上○朝奉大夫典醫監、惠民署主簿朝彥
 協、以上、二人醫師○忠武衛上護軍朴之英自注、號西
 湖○圖書署教授金明國自注、號蓬潭○龍驤衛副司
 趙廷玠自注、通事、○通德郎司譯院直長尹廷羽自注、唐○龍
 驤副司泉金繼逸○黃得吉○唐節校尉忠佐衛副勇白
 天龍○崔貴賢○將仕郎理馬韓天祥自注、馬醫、○典樂洪鳳
 元丁潤瓊、薛義立、林許弄、安越孫、金群祥、以上六人
 樂人○侍者五人、中官一百五十人、下官二百六十七
 人○東福寺召長老、東福寺璘西堂玉露叢、
 朝鮮の來聘に清道と書る旗之其儘にもたせたるは
 五山の僧也、道春等か何と心得たるや、朝鮮人か借
 せるもまたつたなし、案に、清道は道をはらふと
 讀、清道而後は天子の事なり、秀吉公之時朝鮮來聘
 せり、神君の時より御代々來聘せる故、初め五山の
 僧や、林道春に心付たらは使如きに立させまじき
 事なるを、何と解したるや不審なり、又朝鮮人等か
 日本に屈服しなから、借して持來る無禮さも尤拙

き事なるへし、西涯叢談○按するに、この青年代詳ならされど
 へるなるへし、また下二字の、こまきは、殊に
 いつとも定めかたければ、こまに附載す、
 朝鮮三使臺橋の前に圖の、こまき儀仗あり、
 節



人をして聞けるに、此字を書答へし、右二器は旅館
 座上までも入れ置けり、鹽尻載朱氏談綺、
 一朝鮮之役人慰に行を見申に、人數も大分連、鎗は
 右之通鞘無しに候、旗を持せ候、尤昇之旗にて候、
 錦之旗は大旗にて四枚敷も有之候、行列之節は旗
 持も持なから馬に乗申候事、異本朝鮮物語、
 寛永十三年十二月六日、今晚朝鮮人に御振廻を賜
 はる、右京進淡路守奉行す、三使より上官に至るま
 ての膳部は七五三なり、座敷奉行配膳の者長袴を
 着す、中官より以下の膳部は五々三なり、座敷奉行
 配膳の者肩衣袴を着す、

朝鮮人本誓寺に參着の日より逗留中諸事之次第

一大門東

安藤右京進重長

- 弓五張、鐵炮十挺、長柄鎗十本、突棒一本、刺股一
 本、銀一本、棒五本、大挑燈一、外有小挑燈、馬乘五人、頭
二人、鐵炮頭二人、足輕十人、中間三人、
長柄頭一人、 脇坂淡路守安元
一西按するに、玉露叢には
 弓五張、鐵炮十挺、長柄鎗一本、突棒一本、刺股一
 本、銀一本、棒一本、大挑燈一、外有小挑燈、馬乘五人、頭
二人、鐵炮頭二人、足輕十人、中間三人、
長柄頭一人、 右京者、淡路者合如此、
 一大門より本堂迄の間に警固、鐵炮者八十人、着袴、
 一本堂 淡路守者馬乘五人 右京進者足輕十人 給
 人十人 足輕二十人
 御振舞之時座敷奉行配膳
 一信使三人之座敷、膳部七五三、
 右京進者 馬乘三人 座敷奉行○兒小姓四人
 配膳自注、着 ○中小小姓三人 膳立自注、着
 淡路守者 馬乘三人 座敷奉行○兒小姓四人
 配膳自注、着 ○中小小姓三人 膳立自注、着
 一上上官二人之座敷、膳部七五三、

馬乘二人 座敷奉行○兒小姓六人 配膳自注、着
 ○中小小姓四人 膳立自注、着 右京者、淡路者合如
 此、

- 一判事官三人、上官四十四人之座敷、膳部七五三、
 馬乘十八人 座敷奉行○兒小姓二十人 配膳自注、
着袴 ○中小小姓二十人 膳立自注、着 右同斷、
 一中官百三十二人之座敷、膳部七五三、
 馬乘十人 座敷奉行○中小小姓三十人 配膳自注、
着袴 ○足輕三十人 膳立自注、着 右同斷、
 一下官二百四人之座敷、膳部七五三、
 馬乘四人 座敷奉行○足輕四十人 配膳自注、着
 ○足輕四十人 膳立自注、着 右同斷、
 一火番 馬乘八人○足輕八人 右同斷按するに、玉
十六人足輕十六人さあ
り、是なるに似たり、
 一番所六箇所 每一箇所足輕二人、右同斷、
 一本堂 馬乘十六人、但使番、 足輕二十人 右
 同斷、
 一座敷 馬乘六人 屬信使三人○馬乘四人 附
 上上官二人○馬乘四人 附上官○馬乘六人 附
 中官 右同斷、朝鮮往來、
玉露叢、

大猷院様御代、百十三年以前寛永十三年丙子十二月六日江戸着、

右御馳走安藤對馬守、脇坂淡路守、江戸馬喰町宿坊、淨土宗本誓寺朝鮮來朝記、

寛永十三年十二月六日、朝鮮國之信使來貢于武陽、

而營本願寺、按するに、本誓寺の誤りなり、脇坂淡路守安元蒙均命、與

安藤右京進重長堂饗應之事焉、改選諸家系譜、

寛永十三年、朝鮮人御馳走、

一江戸 大河内金兵衛殿 野村藤三郎殿 一色

忠次郎殿異國日記○按するに、この三人は御代官也、

同七日客館に上使あり、老中土井大炊頭利勝、酒井謙

岐守忠勝これ役す、この日より下行を賜はる、その事及び

寛永十三年十二月六日、通信使到江戸以本誓寺爲

旅館、安藤右京進重長脇坂淡路守安元爲之館伴、自

馳走、七日土井大炊頭利勝、酒井謙岐守忠勝爲上使

赴本誓寺勞三使、續善隣國實記、

寛永十三年十二月七日、朝鮮使昨日參着、上使土井

大炊頭利勝、酒井謙岐守忠勝衣冠也、慶延略記、

寛永十三年十二月七日の朝より、朝鮮人に御扶持

方野榮并酒肴等を下さる、大河内金兵衛奉行す、

目錄但一日之下行也

白米二十石 味噌五石 醬油一石五斗 酢一石
 五斗 鹽三石 酒八石 油七斗 鳧雞雉百五十
 羽 鷹十二羽 鶉鴨鴨百羽 生鱈四十本 鮪鯨
 王餘魚四百枚按するに、玉露殿には、玉露殿には、 鶏卵五千 生鯛
 小鯛鯉鱸百枚 家猪野猪鹿一疋宛 鯉節千 白
 魚雜喉三斗 小鯛鮮乾物二百枚 鰻 蝶螺
 赤貝辛螺二百 鯨五貫目 芹百籠 葱百束 蕪
 菜百五十束 苣二百籠 大根千五百本 芋三十
 平蕪五百合 椎蕪三斗 干瓢百把 白砂糖七斤
 梨子二百 豆腐五百丁 羊羹五十斤 洲濱百竿
 餅四千五百 あるへいとふ三十斤 かすてら五
 十斤 落鴈五十斤 以上、
 此日、午刻土井大炊頭、酒井謙岐守上使として本誓
 寺に來る、大門より本堂まで薄緣筵敷く、上使衣
 冠を着し太刀を帶て二行に行列す、布衣傘持者後
 に從ふ、宗對馬守右京進淡路守も、同じく衣冠にて
 太刀を帶き、上使に先たつて案内す、朝鮮上々官之
 通事洪嘉男姜渭濱二人、上使の御迎に庭上に出來
 る、路次の兩方に朝鮮の旗矛を立て樂を奏す、正使

任統、副使金世濂、從事黃床、上使の御迎に出て、本

堂の板椽の東の唐戸に傍て西面して立て、上使大

炊頭謙岐守本堂の階を登て、西の唐戸に傍て東面

してたつ、右京進淡路守對馬守、同じく上使の後へ

に從ひたつ、三使禮拜し上使揖す、本堂より方丈ま

て上使左を行、三使右を行、上使方丈の上壇に登る

時、對馬守隨ふ、上使上壇の北に就て、南面して立、

右京進淡路守下壇に就て、同く南面に立、三使又上

壇の南に就て北面に立、上々官の通事等三人下壇

に就て同く北面に立、三使上使に向て禮拜す、上使

揖して褥の上に着座す、三使同く座す、大炊頭仰の

旨を對馬守に申渡さる、對馬守又通事に申渡す、通

事平伏して三使に申す、三使の返事を通事聞て、又

對馬守に申渡す、對馬守平伏して上使に申す、事畢

て朝鮮の侍童五人湯を捧て上使に進む、湯は人參

汁を茶に和す、天目に脚あり、長さ三寸ばかり、臺

は皿の如くにて中に穴あり、天目の脚臺の穴より

下に出るなり、右湯畢て上使起座する時、三使又起

て禮拜す、上使揖して方丈より本堂に退出て、三使

又從ふて送る、上使禮謝ありて階を降て還り去る、

朝鮮往來、
玉露殿、
同二十癸未年七月七日、朝鮮國の信使江戸に着す、
の事所見

寛永二十癸未年七月七日、就若君様御誕生、朝鮮人

來朝本誓寺に宿、正使尹順之、字樂天、號萍溪、副使

趙綱、字日章、號龍洲、從事官申濡、字君澤、號竹堂、

進士安期、字真卿、號螺山、又稱廣陵處士、都合三百

餘來朝、先容宗對馬守義成、御馳走人岡部美濃守宣

勝、加藤出羽守泰興、慶延略記、

寛永二十年七月七日、朝鮮人江戸へ到着す、

行列

清道旗六本 馬上六人二行○籙自注、鬼かしら二本

馬上二人一行○旒自注、は二本馬上六人一行○偃

月自注、は六本 馬上六人二行○三枝鎗自注、は六

本 馬上六人二行○都訓導三人自注、矢馬上三

人一行○巡視自注、は六本 馬上六人二行○龍亭

子自注、書簡○太平甯六 馬上六人に而吹之、二

行○螺角二 馬上二に而吹之、二行○喇叭六

馬上六人に而吹之、二行○行鼓六 馬上六人に

而擊之、二行○鈴點二 馬上二人に而擊之、二行

○鉦二 馬上二人に而吹之、二行○平輪自注、のり六人に而擔也○同自注、同○同自注、同○矛六本 馬上六人二行○裨將自注、馬上十人二行○令六本 馬上六人二行○炮手 馬上六人二行○使令 馬上六人二行○節二本 馬上二人一行○使令自注、步從二人二行○小童 馬上四人二行○吸唱 步從二人二行○正使自注、使令自注、步從二人二行○吸唱 同二人二行○副使自注、步從二人二行○小童 馬上四人○吸唱 步從二人○從事自注、○使令 步從二人二行○小童 馬上二人二行○上々官自注、一人、○步從 二人二行○小童 同斷○步從 二人二行○小童 同斷○上上官自注、一人、○學士自注、同、○上官中官 馬上二行○鼓 二人に而擔之

未刻本誓寺に入、三使本誓寺に至る時、大門の外にて樂を奏す、此時上官中官下官等は、門外にて下馬す、三使は本堂之階邊にて屋橋より下る、上々官學士は階下にて肩輿より下る、美濃守出羽守三使出向て方丈へ導入、暫休息の後三使、上々官、上官迄七五三の響應あり、中官は五々三の御振舞なり、

下官の輩にも飲食を賜る、朝鮮使來聘記、寬永二十年、觀朝鮮人來聘詩、井序、朝鮮之來貢于本邦尙矣、載在國史、今不復贅、惟寬永二十禩朝鮮三官使來聘、越七月七日到江府、余與父兄往觀、滿城之人、擱街填市、亦皆爭觀其行粧也者、稟柳營之命、往巡檢者先進三四輩、而後朝鮮人或捧旗或持矛、或擊太鼓、或吹太平簫、或握火炮、或負弓矢、而皆進、其曰清道、曰蠶、曰龍旆、曰巡視、曰令、皆其旗名也、而後三使各乘輦而進、乘馬相從者亦各在其後、狄鞮上官及中官下官群行其後、巡檢者及洪且兩滌子亦逐次而進、而後對馬島主率其從兵而進、遂各館于本誓寺、余既歸環堵、有問者曰、子常謂書籍之外不懸眼、其不見山王祭禮淺草祭儀者其以此歟、然往年觀祇園祭禮、今觀朝鮮來聘者未審、敢問如何、余應之曰、如山王淺草祭者、唯觀其粉奢而已、爽人之耳目而已、我何觀乎、祇園我祖神也、故敬而觀之、若夫朝鮮者、箕胥靡之所封也、風俗雖不及中華、而非它國之比、故班蘭臺曰、天性柔仁異乎三方之外、且文術遂未廢弛、崇奉中國之禮不已、稱王不稱帝、其設官建位、視之中朝各降一階、分文武之品、貴聖賢之

書、專對之任代不乏人、及第之選歲拔其尤、不亦胥乎、本邦之古、差肩中邦下視三韓、然近世風俗文學蕩盡矣、然則大明之外可觀者朝鮮乎、我往觀者以此、且我見三使、其狀貌眸子非碌碌之倫、從者之衣服、無文飾無華美、似上古之民、人笑其穢惡、我取其素朴、其餘姑舍是、此我所以觀朝鮮聘貢也、汝以爲奈何、問者去矣、余又謂、朝鮮懼本邦聘介不已、則本邦之武德有優於彼者乎、於是賦一絕、是行、朝鮮正使通改大夫禮曹參議知製教尹順之號淳溪、副使通訓大夫行弘文館典知製教兼經筵侍講官春秋館編修官趙綱號龍洲、從事官通訓大夫行吏曹正郎知製教申瀧號竹堂

想像神功征伐年、北賓來貢武城邊、古今秀出扶桑影、庇覆雞林八道天、讀耕外集

大猷院樣御代百六年前、寬永二十年癸未七月七日江戸着、

右御馳走岡部内膳正、加藤出羽守、宿坊本誓寺朝鮮來朝記、

寬永二十年來朝之人數、通信使三行上上官二員、專官三員、判事五員、唐判事二員、讀祝官三員、醫官二員、寫字官三員、書官二員、天字官一員、軍官十九員、馬牽二員、馬醫一員、典樂六員、船將三員、熟手

二員、上上官合六十三、書記一員、小童十三員、小通事九員、三使好子六員、判事好子二十四員、刀尺六員、使令十四員、吹手十六員、軍物差備八員、船主二十四員、中官合一百二十一、拾軍二百七十八名、以上都合四百六十二員、朝鮮人御禮次第、

同八日上使大老酒井少將忠勝、及び嚴有院殿より牧野内匠頭信成藩翰譜による、諸式例の即御傳役、信使旅館にいたる、こさし

寬永二十年七月七日、三使江戸に來り、例によりて本誓寺を旅館とす、岡部美濃守、加藤出羽守、仰を蒙りて館伴人となる、翌日將軍家之御使酒井讚岐守、竹千代君の御使牧野内匠頭、本誓寺にいたりて三使を勞す、寬永宗義成譜、續善國圖覽記

寬永二十年七月八日、旅館本誓寺迄上使酒井讚岐守忠勝、若君様より牧野内匠頭信成、慶延略記

寬永二十年七月八日將軍家御使若狹侍從、按するに、累代武經等によるに、忠勝の頃は、大老に、若君御使牧野内匠頭兩して少將なれば、この書誤りなり、

上使本誓寺に向向、岡部美濃守宿坊にて衣冠を着す、對馬侍從兼て三使に案内を告るによりて、上使本堂に至る時、門内の庭上にて朝鮮人二行に並居て樂を奏す、三使堂の階下へ降て上使を迎、一揖

終て三使先立入て、客殿の上段に立て上使に對面す、互に立て舞終て各着座す、此時兩上使上意之趣を對馬侍從に演説す、通事上々官に云つたふ、通事三使に達す、三使上使に向て會釋し御返答を申上、通事其旨を對馬侍從につたふ、對馬侍從又上使に達す、此間も樂を奏す、此時人參湯を朝鮮の童子捧出て上使にす、む、双方立向て一禮有而、上使退出のとき、三使先立て如元階下迄送り、一揖して互に退、庭上にて樂を奏する事又前の如し、朝鮮使來聘記、

通航一覽卷之六十五

朝鮮國部四十一

○信使着館并滯留中御扱明曆度天和度

明曆元乙未年十月二日朝鮮國信使江戸に着す、翌三日上使老中松平伊豆守信綱、酒井雅樂頭忠清かの旅館にいたる、

明曆元乙未年六月廿七日

一御鷹五十五居 一御馬三疋

右者、今度朝鮮人進上物之由、六月九日對州に渡海仕候、朝鮮人二人通事三人同前に到着候由、信使より先達て大坂迄參着之由、寛明日記、
明曆元年九月廿八日、法泉寺に按ずるに、本誓寺相越、朝鮮人御馳走所見分之爲也、

同月廿九日、朝鮮人江戸參着に付、安西甚兵衛、久世三四郎、近藤登之助按ずるに、其兵衛は御先手頭、三四郎、登之助は百人組之頭なり、町中辻固被仰付之、

十月二日、朝鮮信使、申後刻本誓寺へ到着、

同月三日、朝鮮信使昨日着府、御機嫌に思召旨、爲

通航一覽卷之六十四終

上使伊豆守雅樂頭被遣之、但衣冠着用、按ずるに、朝鮮東帯にて對、即刻御請申上、以上、御日記、

明曆元年十月二日、朝鮮信使江戸參着、任先例以本誓寺爲旅館、對馬侍從義成自注、宗伴信使下着す、朝鮮往來、

明曆元年朝鮮國正使翠屏趙珩、副使秋潭俞瑒、從事官壹谷南龍翼來聘、宗對馬守平義成、并建仁寺凡岩達長老、茂源柏長老同伴、十月二日到江戸、以本誓寺爲旅館、岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興爲之館伴、三日酒井雅樂頭忠清、松平伊豆守信綱爲上使赴本誓寺勞三使、續善隣國實記、

明曆元年九月廿九日、近藤登之助、久世三四郎、安西甚兵衛事、朝鮮人江戸入之刻、品川柴口に組中召連辻固可仕旨被仰渡、

十月二日

一朝鮮人夕部神奈川に泊、今晝品川休、申刻江戸入至本誓寺着、見物貴賤群集、樂にて通るなり、
一品川迄爲迎、兼松下總守、神尾備前守、石谷監物、小倉忠右衛門、土岐縫殿助按ずるに、下總守は大目付、監物に町奉行、忠右衛門縫殿助は將監の誤りにて、備前守に共殿助に御目付なり、罷越宗對馬守に逢、先達而右五人

者本誓寺に歸相詰、御歩行目付六人、小人目付十人も同前也、

一安藤右京、松平出雲守按ずるに、この二人本誓寺に見舞被罷越、

一朝鮮人數之覺

信使三員、正使、副使、從事官、上々官二員、讀說官一員

官事官三員、上官二十九員、次官十一員、中官百六十五員、下官二百七十四員、合四百八十員

長老達長老、柏長老、上下百人、通詞上下百人大通詞有之、小通詞有之、諸役者四十人、都合七百二十八人、

右於御馳走場、此人數之支度也、

同三日、朝鮮人、爲上使前橋羽林、河越拾遺按ずるに、上野國前橋は酒井忠清、武藏國河越は松平信綱の居城なり、されども羽林と書せしは誤りなり、被遣、東帯に而對談、

於本誓寺一日分之入用

- 白米十九石四斗四升 醬油一石五斗 酢一石五斗
- 味噌五石 鹽三石 酒八石 油七斗 庭鳥
- 斗 鷹十 鳩百羽 たらふと四十 せいご四
- 百 鯛二十 鱸二十 鯪五十 鮭十尾 鯉節千
- 鮑二百 かます五百 たまご四百 冬瓜百 ね

ぎ百把 菜百五十把 大根二千本 はじかみ百把 さといも五斗 松茸百本 どうふ二百丁 からし一斗 けし五斤 こせう五斤 ぶどう三百房 白砂糖五斤 ようかん五十箱 あるへい二十斤 あこや三千 らくがん五十斤 うゐろ餅百

右之外、通詞上下九十人分遣由、

同五日、夜廻衆召之、朝鮮人逗留中彌切々廻り、火之用心可申付由、以上、朝鮮使來聘記○人、數以下、全條記同し。

ちやうせん唐人、明曆元乙未神無月二日午の刻に品川へ入、本町をば申の刻に通し候、見物申候、唐人數大將共に、ばくらう町寺町へ入候分三百六十七人也、此内馬にのり申候分二百八十人程、其外はかちの供やり持也、やりいろく三十すじ計り、**申**如此の鎗なりとも有、此外長崎に按するに、大坂百人留り候、以上四百七十人日本へ渡り候、但大將は三人なり、是はちやうせん大納言之位なりと申候、道具やり三十、てつぼう十挺、ゆみ十張計也、此外はた、ふえ、たいこ、かねなど馬にのり候ても吹候、うち候、但能き分百五十人程、按するに、此間九十九

八人程、惡敷分四十人程きらもなし、其外かちにて候、江戸大名衆より上馬ぞうば共、見島迄むかひの借馬出申候、酒井讚岐守様より按するに、大も上馬六疋、のりかへ二疋、雜馬十疋、是に百五十兩程も入候、道中はたご一人五十文つゝに極り申候、ちやうせんへ歸る時も、又見島迄右之通おくり被成候、榎本氏覺書、

嚴有院様御代九十四年以前、明曆元年乙未十月二日江戸着、

右御馳走内藤帶刀、高力左近大夫 江戸宿坊本誓寺朝鮮來朝記○按するに、この書御馳走人の名他書に異なり、但し、一日この二人に命せられしにや、姑らく存す、

明曆元年十月二日、今度來朝之朝鮮人 正使 通政大夫吏曹參議知製教趙珩自注、號○副使、通訓大夫司僕寺正俞瑒、自注、號○從使、通訓大夫行弘文館副校理知製教兼經筵侍讀官春秋館記註官南龍翼、自注、號○上上官二人 崇祿大夫前行知中樞府事洪喜、男折衝行龍驤衛副護軍金謹行○上官之内讀祝官自注、兼 中直大夫忠武衛上護軍李明彬自注、號 ○上官之内判事三人 中訓大夫司譯院僉正金時聖、司譯院判官洪汝兩、中武衛

酒井雅樂頭、河越侍從信綱自注、松平伊豆 赴本誓寺、時朝鮮人於庭上奏樂、三使階下に降て兩上使に損而三使階に上る、忠清信綱同階に上て對三使、立て一揖して座す、對馬守侍從義成、岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興自注、皆 上使に伴ひ傍に候す、忠清信綱上意の旨を義成に談す、義成上上官へ告る、上上官三使へ達す、於是人參湯を出す、畢て三使御返答を上上官へ述る、上上官義成へ告る、義成又忠清信綱へ申す、即兩上使退出、三使階下迄送り一揖す、朝鮮人不殘庭上に列す、朝鮮往來、

天和二千戌年八月廿一日、朝鮮の信使者府あり、

天和二千戌年六月廿四日

一信使來聘に付、御所より本願寺迄按するに、本誓寺の芝より本願寺迄御道筋見分のため、大目付彦坂壹岐守、町奉行甲斐庄飛騨守、北條安房守、御勘定頭大岡五郎右衛門、御普請奉行大久保甚右衛門、田中孫十郎被遣之、

同年八月廿一日

一信使昨日神奈川止宿、今日品川晝休に付、芝口迄相越、面々其以後町並巡見本誓寺へ相越、信使來着

司猛李尙漢○上官之内軍官十八人 折衝行龍驤副護軍趙琛、禦御前虞候羅得聖、前所斤僉使趙鉉、訓練院僉正朴之塙、前都總府都事崔山峻、中直大夫前行刑曹佐郎李益亨、前行司憲府監察鄭斯翰、前長鬚縣監韓相、前庇仁縣監李東老、前判官鄭貴顯、前訓練院習讀丁之碩、内禁衛李夢良、前司果崔聖吉、前司果陸良善、前司果閔應性、前司果鄭哲先、前司果南得正、奉正大夫司譯院僉正鄭時謀○上官之内、唐通事、司譯院判官吳仁亮○上官之内、書吏二人、前東部參奉金義信自注、號 忠武衛副司直鄭琛○上官之内、醫者二人、前惠民署主簿韓亨國、前司果崔相○上官之内、畫書、前司果韓時覺○上官之内、唐通事、司譯院直長李承賢○上官之内、判事二人、司譯院直長朴亨元、司譯院奉事卞以標○上官之内、兼軍官二人、展力副尉尹盖同、金見希○上官之内、馬醫、將仕郎理馬朴弘遠○上官之内、樂師二人、典樂薛義立、金夢述、熟手韓永○侍者四人 船將三人○中官百六十五人○下官二百七十四人

一三日從將軍家朝鮮信使へ、上使厩橋少將忠清、自注、

後登城、

大目付坂本右衛門佐、御目付松平孫太夫、日根野長左衛門、御從目付六人、御小人目付八人、一本誓寺へ申刻過着に付、

町奉行二人、甲斐庄飛騨守、北將安房守與力同心共中橋より、本誓寺迄作法申付、百人組貳組、水野半左衛門、秋山十右衛門與力同心共、御弓頭一組、水野藤右衛門與力同心共三組は道筋警衛、一本誓寺へ社奉行三人、水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、

一御馳走人小笠原信濃守、内藤左京亮、

一雜掌人設樂太郎兵衛、守屋助次郎、近山與左衛門、南條勘兵衛、按ずるに、太郎兵衛以下御代官なり、天和朝聘記には、南條金左衛門に作る、御日記

天和二年八月十八日、朝鮮人宿坊本誓寺爲見分、頃日御老中被相越之由、萬天日錄

天和二年八月十九日御書付出る。

一朝鮮人着之日、社奉行本誓寺に可被越事、

一大目付壹人、町奉行二人、御目付二人、徒目付六人、小人目付十人、右芝口より本誓寺迄、道筋見廻り見物不作法無之様可申付、町奉行兩人は朝鮮人行列に少先達而可被越事、

一行列に少先達而可被越事、

一御目付は芝口より直に本誓寺へ罷越、朝鮮人彼寺迄可相詰候事、

一町與力同心、道筋所々に差置、町人猥に無之様相計可申付、道筋警衛御物頭可相勤事、

同月廿一日

一今日未下刻、朝鮮人本誓寺へ參着、柳警日記

天和二年

一土井能登守屋敷按ずるに、延寶二年江戸大輪圖によるに、數半東の、東之方、并松平佐渡守屋敷、按ずるに、同圖にあり、下松平因、東方御先手壹組、

一神田御殿東方、御普請小屋東方、松平因幡守屋敷東方御先手壹組、與力同心上下着可申、同心棒爲持可申事、

一朝鮮人通り候刻、與力同心ともに踞申間敷事、

一京橋より中橋まで八町、御先手一組可被相勤事、

一御先手頭は、信使通候刻引込可罷在事、

一頭羽織立付、與力同心同前對之羽織竹杖つき可申、但朝鮮人通候刻、與力同心共に踞申間敷候、鐵炮爲持無用之事、

一新橋より札辻まで三十二町、百人組一組に而可固候事、以上、憲教類典

天和二年八月廿一日、朝鮮人江戸着に付、大目付坂本右衛門佐、御目付松平孫太夫、日根野長左衛門、御歩行目付并御小人目付等を召連れ芝口へ至也、朝鮮人品川注、出、申刻本誓寺へ到着すへきを注進し、道筋巡見して直に本誓寺へ至り、三使到着以後登城す、町奉行甲斐庄飛騨守、北條安房守も與力同心を引具し、中橋より本誓寺迄の道筋巡見して、三使到着以後直に登城す、百人組二頭水野半左衛門、秋山十右衛門、御弓頭水野藤右衛門も其組率ひて、芝口より中橋迄を經歷し道筋巡見す、各辻固め諸事嚴重也、社奉行水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、大目付彦坂壹岐守、勘定奉行大岡五郎右衛門は、本誓寺へ赴き諸事沙汰す、御馳走人内藤左京亮、小笠原信濃守息男大助、自注、信濃守御馳走人たりりて、兼而本誓寺の宿坊に引越す、天和二年朝鮮使來朝記

天和二年八月廿一日、朝鮮人今日到着に付、坂本右衛門佐、松平孫太夫、日根野長左衛門品川迄被遣、一芝口より本誓寺まで、百人組御持弓頭水野藤右

門警固之、但兩町奉行は朝鮮人行列に少先立可能越由被仰付、

一兩町奉行與力同心、朝鮮人通筋所々に差置、猥に見物無之様可申付由、

一水野右衛門大夫、先達而本誓寺へ往諸事可申付由、且御馳走人左京亮、大助、其外役人中へ上意之趣被仰出、

一坂本右衛門佐、兩町奉行日根野長左衛門、松平孫太夫登城、朝鮮人未下刻到着之由言上、甘露殿、萬天日錄

天和二年八月廿一日

一今日朝鮮人到着に付、坂本右衛門佐、自注、大日根野長左衛門、松平孫太夫は小目付、品川へ被遣之、芝札之辻より本誓寺の間、道筋之奉行は御持弓頭御持筒之頭、兩町奉行衆相勤之、

一朝鮮人江戸入之時、道筋之町々は機敷をかまへ、高さ三尺に垣をゆひ往來を止め、男女老若之見物をひたし、所々に町與力同心相詰、不作法無之様に相守之、或は棚壹間を金貳分三分、又銀二枚程にてかりかへて見物すと云々、

朝鮮人來朝

正使 通政大夫曹參議知製教尹趾完通訓大夫弘文館典知製教兼經筵侍講官春秋館編修官 副使 通訓大夫弘文館典知製教兼經筵侍講官春秋館編修官 李綱通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講官 從事官 校理知製教兼經筵侍講官 朴慶俊右謂是三使 上上官 同知朴再興同 兪知十承業 同 同洪禹載學士 製述官成均館進士成琬上判事 前主簿安慎徹 同 前直長鄭文秀同 前上劉以寬 上上官四十八同 中官百六十八 下官二百六十一人 右都合四百七十五人自注、此内に廿八年以前に來朝之唐人三十人程有云々 右之内、上官四人、中官二十一人、下官八十七人、都合百十二人は大坂東本願寺に殘、

一朝鮮人三百六十三人江戸に來也、内、信使三人、上上官三人、學士一人、上判事三人、上官四十人、中官百三十九人、下官百七十四人按するに、同書にして人數の違へるは疎なり、 一五山派之僧、大虛靈長老辰長老使に相添て對州より來る、宗對馬守騎馬五拾騎召連參、自注、二十八年未之年は七十騎召連に候得とも、今度勘當故右之通りなり、 弓張 鐵砲 五十 長柄 五十 雜兵千七百程と云々、 一同日未の下刻着江戸、

小笠原信濃守 内藤左京亮
南條金左衛門 設樂太郎兵衛

近山與左衛門 守屋助次郎
馬喰町本誓寺 信使上上官以下之宿坊也同所雲光院 兩長老 同所法禪寺 御代官衆御賄所願行寺 宗對馬守宿坊 彌勒寺 内藤左京亮下陣 一本誓寺門より本堂迄、東之方は小笠原信濃守勤、同門より西之方は内藤左京亮勤之、

一信使江戸着之日は、七五三之御馳走也、但し翌日より下行米にて渡し、魚鳥其外品々上判事請取之賄也、朝鮮人の爲には勝手能事なりと云々、右朝鮮人の相渡す料理之雉子百羽、庭鳥一羽、其外胡麻之油七斗宛毎日渡し、其外之物略之、

一朝鮮人明六前に一度、夜六半に一度日々兩度宛門内にて奏樂、終りに鐵砲を一つ打之、道中泊々にても如斯、并宿入にも如此と云々、

一朝鮮人本誓寺逗留之内、火之番藤堂佐渡守勤之、以上、天和被禮記、

天和二年朝鮮國正使尹趾完、副使李彦綱、從事朴慶俊來聘、宗對馬守平義真、并相國寺太虛靈長老、東福寺南宗辰長老同伴、八月二十一日着江戸、以本誓寺爲旅館、續善隣國寶記、

天和二年八月二十一日

綱吉公御代始爲佳儀、朝鮮正使尹趾完、副使從事官來朝、到江戸府以本願寺爲旅館、義真贊導之、内藤左京大夫按するに、左京義泰、自注、又義規、小笠原信濃守長勝爲之館伴、自注、長勝依病氣大助長胤代之勤役、

小笠原修理大夫長胤、少名大助、實同氏上野介長章男、伯父信濃守長勝依無男子爲養子、

天和二年壬戌八月十五日、代信濃守而勤朝鮮來使之館伴、以上、改選諸家系譜、

天和二年八月廿一日、朝鮮之三使江戸着行列

清道旗二本 馬上六人二行○羈二本 馬上二人 一行 旗 馬上二人一行○偃月六本 馬上六人 二行 三枝鍵 同○都訓導矢負 馬上三人 一行 巡視旗六本 馬上六人二行○龍亭子二 書簡箱載 太平簫六本 馬上六人二行○螺角二 馬上二人 二行 喇叭 六人馬上○銅鼓 六人馬上 鈺 二人馬上○鉦 二人馬上 平轎 六人擔之○同 同 矛六本 馬上二行○裨將矢負 馬上十八人 二行 令 六馬上○砲手 馬上 使令

馬上○節二本 馬上○小童 馬上四人○吸唱 步徒 人數上下都合三百六十二人

三使職脚

正使 通政大夫曹參議知製教尹趾完通訓大夫弘文館典知製教兼經筵侍講官春秋館編修官 副使 通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講官 李彦綱通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講官 從事官 知製教兼經筵侍講官 春秋館編修官 朴慶俊同知朴再興 兪知十承業、兪知洪禹載學士 製述官成均館進士成琬上判事前主簿 安慎俊前直長 鄭文秀前正 劉以寬寫字官 雪月堂、寒松齋、春齋、滄浪子、鵬溪、續武家評林、

天和二年、道中行列、

此内、宗家の行列は近來相違あり、

對馬家老一人馬	對道具	對挾箱	鐵炮	狸々絛	飾弓三十張	數鎗三十筋	挾箱
<small>其外準之</small>			<small>火繩に火をたく</small>				
徒士拾五人	徒士拾五人	猩々絛袖なし羽織	七道具	宗對馬守	同勢	馬下行役	馬真文役
						駕籠通詞役	同同同
三穴手中馬	偃月刀	同	四本	長鎗中馬	同同	三枝鎗中馬	
三穴手中馬	偃月刀	同	六本	長鎗中馬	同同	三枝鎗中馬	
同同	令旗中馬	同同	六本	炮手 <small>自注、ほうやり</small>	使令	喇叭中馬	
同同	令旗中馬	同同	六本	都訓導 <small>自注、奉行也、奉行也</small>	喇叭中馬		

同同	螺角中馬	同同	太平簫中馬	同同	鈴子中馬	同同	
同同	螺角中馬	同同	太平簫中馬	同同	鈴子中馬	同同	
銅鼓中馬	同	細樂中馬	同	打鼓中馬	同同	馬上鼓中馬	
<small>自注、じやばり也</small>				<small>自注、うち</small>			
銅鼓中馬	同	細樂中馬	同	打鼓中馬	同同	馬上鼓中馬	
				<small>自注、壺つづみ也</small>			
同同	都訓導一人	鈴子中馬	炮手	使令	巡視旗	同同	馬上上方馬
同同		鈴子中馬	炮手	使令	巡視旗	同同	馬上上方馬
別破陣上馬	軍官五人上馬	炮手中馬	鼓手	筵	笛	典樂上馬	輿添士二人
				<small>自注、長つづみ</small>			
別破陣上馬	軍官五人上馬	炮手中馬	鼓手	筵	笛	典樂上馬	輿添士二人
				<small>自注、尺八のるい</small>			
別破陣上馬	軍官五人上馬	炮手中馬	鼓手	筵	嵇琴	典樂上馬	同斷

寫字官上馬	使令中馬	節持中馬	小童馬	印信關帖	陪軍官 <small>自注、陣 衛なり</small>	吸唱 <small>歩行自注、ふへ のるい</small>
寫字官上馬	使令中馬	節持中馬	小童馬	小童上馬		
正使與添士二人	日本通詞	軍官上馬	伴倘上馬	使好子		
正行次 <small>自注、やれ、 しにのる</small>	駕籠	上判事書記上馬	應直上馬	使好子	<small>自注、正使自 分の家來</small>	
同 斷	對馬家來	軍官上馬	應直上馬	使好子		
禮單直上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令中馬	節	小童中馬	同	副使與添士二人
<small>自注、別副の ばんに入</small>	吸唱上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令中馬	節	小童中馬	同
日本通詞	軍官上馬	上判事書記	伴倘上馬	使好子	盤纏直上馬	
對馬家來	軍官上馬	應直上馬	使好子	吸唱 <small>副行次 自注、やれ、 しにのる</small>	同	
				吸唱 <small>同</small>		

小通事 <small>中馬</small>	使令馬	從事與添士二人	日本通詞	軍官上馬	上判事書記
小通事 <small>中馬</small>	使令馬	同	對馬家來	軍官上馬	
伴倘上馬	使好子	盤纏直上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令	
應直上馬	使好子	<small>自注、從事自 分の家來</small>	吸唱上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令
使令 <small>中馬</small>	上上官 <small>自注、の、 りもの</small>	小童	使令	上上官 <small>自注、の、 りもの</small>	小童上馬
次上判事上馬	同上馬	押物判事四人	醫員上馬	同書員上馬	駕籠
					對馬家來
					足輕
					良醫
					日本通詞
					足輕
					對馬家來
					足輕
					良醫
					日本通詞
					足輕
					對馬家來
					足輕
					良醫

對馬裁判馬 馬役 下行役人馬役人押

對馬家老自注、行列先官中要錄○按するに、この書行列中清道乘に同じ、旗懸等の事を設せしは、疎といふべし、

天和二年八月

一信使昨廿日神奈川令止宿、今日品川にて晝休在之來府、因茲兼日被仰付面々芝口迄罷越、大目付坂本右衛門佐、御目付松平孫太夫、日根野長左衛門、御徒目付六人、御小人目付八人、右芝口迄罷越、三使品川より出駕之注進以後、町並道筋令巡見、直に本誓寺に相越、三使來着後登城、中橋より本誓寺迄迂固、町奉行甲斐庄飛騨守、北條安房守兩組與力同心、芝より中橋迄百人組之頭、水野半左衛門、秋山十左衛門兩組與力同心、御弓頭水野藤右衛門與力同心、右三組にて迂固相勤、一本誓寺に社奉行被指遣、諸事可申付旨被仰付、水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守也、一三使申刻來着也、一本誓寺御賄御臺所被仰付候、御臺所組頭福田五

左衛門、御代官設樂太郎兵衛、守屋助十郎、近山與左衛門、南條金左衛門、御徒目付二人、御小人目付六人、一本誓寺に毎日御目付壹人宛代々被參、寺社御奉行衆は兩日一度宛被相越、水野右衛門大夫は毎日被相越、

宿坊之覺

願行寺對馬守也、本誓寺朝鮮人、法善寺本誓寺脇寮小笠原信濃守、内藤左京亮也、一朝鮮人本誓寺より登城之度々馬可出旨、以切紙被仰付、馬拾三匹杏籠三、十三萬石堀田筑前守○九萬三久保加賀守○八匹二、八萬石阿部豊後守○四匹一、四萬石戸田山城守○三匹一、三萬石、牧野野後守○三匹一、四萬石松平遠江守○六匹二、七萬石松平伊

豆守○五匹二、六萬石安藤對馬守○四匹一、五萬石淺野式部少輔○四匹一、五萬石久世出雲守○四匹一、四萬石龜井松之助○三匹一、三萬五千石松平駿河守○三匹一、四萬三千石本多飛騨守○三匹一、三萬八千石金森萬之助○二匹一、二萬石土井式部少輔○二匹一、二萬石三浦志摩守○二匹一、二萬石増山兵部少輔、以上、朝鮮來朝記、常憲院様御代六十七年以前、天和二年壬戌八月廿二日江戸着、右御馳走、小笠原信濃守、水谷信濃守按するに、水谷信濃守とせば誤りなり、

宿坊

本誓寺朝鮮來朝記、貞享元年按するに、この書年代を誤りしなり、朝鮮人來朝に付、本誓寺、雲光院、法禪寺御賄方作事の帳あり、竹橋靈簡、深川當智山本誓寺、元は馬喰町上寺町に有、天和二戌年十二月廿八日本郷より出火之節、殿堂悉く類焼して、翌亥年今之地に移る、馬喰町に有之時は、朝鮮人來朝之時旅館と成、此後深川に移る、右正徳來朝已後は淺草本願寺旅館也、同廿二日上使として、大老堀田少將正俊、老中大久保

加賀守忠朝、淨徳院殿より徳松君、明年遷せらる、老中阿部豊後守正武を、かの客館に遣はさる、同月廿九日西九拜禮後、この事なり、又淨徳院殿より宗對馬守義真、水野右衛門大夫忠春を御使として御懇の上意あり、天和二年八月廿二日、朝鮮三使に上使として堀田筑前守、大久保加賀守被遣、若君様より阿部豊後守被遣、道中無恙着之段被仰遣之、柳營日記、御從方萬年記、廿露露、天和二年八月廿二日、大老堀田筑前守正俊、執政大久保加賀守正朝、御使を奉て本願寺に往て朝鮮の信使を勞ふ、若君の御使は執政阿部豊後守正武也、惠則實錄、

天和二年八月廿二日、上使堀田筑前守、大久保加賀守、若君之御使阿部豊後守、各衣冠下襲して本誓寺へ赴く、宗對馬守及内藤左京亮も衣冠にて相從ふ、時に庭上にて樂を奏す、上々官階下まで出迎、三使は唐戸のきわへ出迎ふ、上使立て一揖す、三使答禮す、上使着座上意之旨を對馬守へ達す、對馬守これを上上官に傳ふ、上上官又三使へ演述す童子人參湯を捧出て上使に獻す、事畢て三使御返答を上上官へ述ふ、上上官これを對馬守へ告ぐ、對馬守即上

使へ演述して上使退出、三使唐戸のきわまで送る、相ともに一揖す、上上官は階下まで送る、

此時、林春常、人見友元も先づ本誓寺へ赴く、天和二年朝鮮來朝記、

天和二年八月廿二日、辰の刻信使到着に依て、本誓寺に爲上使、堀田筑前守、大久保加賀守被遣之、自注、衣冠帶、若君様より爲上使、阿部豊後守被遣之、之裝束也、上使參向之時、門内より堂下迄薄緑をしき、自注、衣冠帶、若君様より爲上使、阿部豊後守被遣之、之裝束也、上官、中官庭上左右に並立、上使門内に入時伶人奏樂、上使堂下に至時、上上官三人共に堂を下て出向ふ、上使堂上に至時、信使内よう出向、三人共に上使一揖して、此時樂を止む、上壇に至る、上使は上壇に褥をしき東向に座す、信使は西むきに座す、此時上使宗對馬守に上意之趣言渡す、對馬守承之上上官に上意を申渡す、上上官平伏して承之、正使に言之、正使謹て承之、副使從事官にも言聞す、終て正使御請を又上上官に言上る、上上官對馬守に言之、對馬守謹て御請を上使へ言上、此時上使は信使より爲御馳走人參湯を出す、終て上使御退座、信使又堂上まで送之、此時又奏樂、上上官堂下まで送之、規式如

前、右宗對馬守、水野右衛門大夫、内藤左京亮皆々衣冠、同廿三日上使之爲御禮、信使より上官三人、筑前守、加賀守、豊後守方に參向、騎馬三人宛に而跡先を押、同廿九日堀田對馬守、自注、東帶○按するに、馬守の誤、若君様より寺へ參向、規式次第前のごとし、天和二年八月廿九日、信使昨廿八日西丸へ雖爲出仕、御幼君に付而、御名代にて御禮被爲請候所、萬端首尾克相濟御喜悅被思召候段、爲上使宗對馬守水野右衛門大夫差添自注、着大紋、相越三使に上意之趣對馬守演述之、西丸へ大久保加賀守、阿部豊後守登城有之而、御詭之趣對馬守右衛門大夫に申渡之、御日、天和二年八月廿九日、宗對馬守、水野右衛門大夫西丸へ登城、加賀守豊後守命を得て曰、朝鮮三使昨日登城すといへとも、御幼齡なるに因て、御名代を以て御禮を請終ふ、國王より進物品々獻上、御喜悅に思食さる、三使遠境來朝大儀に思召の旨、三使へ申渡すへしと云々、對馬守右衛門大夫直垂大紋を着して、本誓寺へ赴き上意之旨を三使に達す、三使畏りを申す、兩人共に加賀守豊後守宅へ赴て御請

を申す、天和二年朝鮮來朝記、

通航一覽卷之六十六

朝鮮國部四十二

○信使着館并滯留中御扱 正徳度

正徳元辛卯年十月十八日、朝鮮國の信使着府あり、東本願寺を旅館とす、例馬喰町本誓寺なりし、天和二年來朝後、寺を客館とす、十二月彼寺燒失により、これより以降本願寺を客館とす、都下その道筋の警固等嚴重に沙汰せらる、承寛謙謙に、この年來朝來聘と唱ふことあれども、この前後もその唱一定ならず、またこたび御客と唱ふへきよし御觸ありと載たれども、今その的確を得ざれば信しむべし。

正徳元辛卯年四月廿七日、朝鮮人道筋見分罷越、土屋相模守、加藤越中守按するに、老中土屋政直、若年寄加藤明英なり、始、其外御用掛之面々例之如し、同年五月三日、朝鮮人在府中、通行道筋固等之儀、諸向に書付達之、別記、同年七月十一日、品川朝鮮人宿寺、并本町まで見分として相模守相越付而、加藤越中守、本多彈正少弼、仙石丹波守、萩原近江守按するに、彈正少弼は寺社奉行、丹波守は大目付、近江守は御勘定奉行なり、罷越、町奉行御普請奉行は、芝口より常磐橋まで見分、

通航一覽卷之六十五終

同月十九日、韓客旅館修復出來、相州以下見分有之、以上、御日記、

正徳元年五月

一信使江戸留館之間、御馳走人火之番御賄方、并寺社町々等被仰出旨を相守、各道行可有由、急度可被申觸事、

附信使留館之間、時々巡察之上、存寄事等有之、大成令において、各支配に就て其差引可有事、補遺

正徳元年七月九日

御白書院

弓二十張、腰砲三十挺、長柄三十本 中川内膳正

右朝鮮人來聘之節、芝札辻固被仰付候旨、豊後守按するに、老中阿部正喬申渡之、

同年同月十九日

一今日老中并加藤越中守本願寺に見分に罷越、

一同月廿七日、被仰出候御書付之寫、

朝鮮人來聘に付、淺草本願寺にて着服之覺、

一御饗應之日、五位以上は衣冠、其外は六位衣冠、平生之見廻之時は、五位は狩衣、六位は布衣之事、

七月

同年八月四日

一朝鮮人來聘に付定書

芝札之辻より客館迄の道筋見廻之儀、鈴木飛驒守、伊勢平八郎、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門、間宮

鞠負按するに、この五人四人宛にて相廻候様可仕候、御目付也

一芝札辻大名警固有之、芝口御門も被仰付候旁に付、道筋警固之百人組御先手今度相止候事、

一芝札之辻より客館まで道筋、町奉行沙汰之、并御目付四人つゝ見廻之事、

右之通可被相心得候、

八月

同年十月十八日、今日朝鮮人江戸着に付、品川まで爲上使酒井左衛門佐被遣之、以上、柳警日記、

正徳元年八月十七日、韓使饗禮、於東本願寺御小姓

組番頭禧古有之、爲見分加藤越中守相越、本多彈正

少弼、仙石丹波守、萩原近江守御給仕、肝煎番頭阿部遠江守、稻葉紀伊守、川勝能登守、御目付鈴木伊兵衛罷越、御日記、

天徳元年
一八月朔日、朝鮮人來聘之節、道番固等之儀、百人

組御持御先手、其外御目付衆御用等被仰付、

一十月二日、久世大和守渡、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門達、

御徒 二組

右朝鮮人江戸着之日、道筋所々に在之、作法并人拂等可申付候場所其外之儀、仙石丹波守、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門に可被承合候、

是より以下、大目付衆御目付衆達書之趣なり、

江戸着道筋

芝車町大木戸より通町通、芝口御門より日本橋

通、本町三丁目より大傳馬町通、横山町より淺草橋御藏前通、觀音雷神門前より田原町通崇福寺前本願寺、

一同月十一日、先年朝鮮人來聘之節、道番御徒出不申儀書出候様、御目付鈴木伊兵衛被申聞、自注、是は此後世に

例見合のため記置之、

一同月十七日、明十八日朝鮮人江戸着に付、人拂固御徒方二組當候に付、右頭土岐内記、中山解勘由今日登城、御目付鈴木伊兵衛に對談致す、右固之組休息用事相達候場所之儀、久世大和守殿に先達而御

息用事相達候場所之儀、久世大和守殿に先達而御

徒頭三宅大學申上候處、大和守殿より町奉行丹羽

遠江守に被仰渡、右場所可相渡由遠江守より大學

に被申越、本番組御徒四人差遣、右場所請取之、

土岐内記組御徒、用事御達所 芝口壹丁目横町西願 大屋 太兵衛店

中山勘解由組御徒、用事達所 淺草茅町壹丁目東願裏 大屋 市左衛門店

一掛之御目付衆達書、

朝鮮人江戸着之日 御徒 一組

芝口御門通、淺草橋御門邊、淺草寺前より本願寺

までの内、
右之所々其外にも、被差置可然處御見合可被差置候、

一同月十八日、朝鮮人東願寺に着、
人拂固

土岐内記組共

中山勘解由組共

代り 稻生次郎左衛門

右明六時前揃、衣服熨斗目上下、但内記組は芝口御門内揃、勘解由組は淺草御門内揃、内記は芝口御門御番所へ上、勘解由は淺草御門御番所へ上り罷在

候様被仰渡候、代之頭は在宅にて心得候事、御徒方萬正徳元年

一 九月廿七日、献上御鷹二十四羽、自注、但釣垂のやうにうなる内に入て、上をりうきうござにて包み、鳥籠籠のやうに一層に二籠つゝ入、棒に備後表かけてきたる、御馬五疋、自注、なわりてはな、馬絹かけて鞍なし、日本之もの牽く、これし香なし、馬絹かけて鞍なし、日本之もの牽く、この節上官一人中官二人下官一人来る、自注、この間毎日一献上御馬御鷹に付先達て罷越す、御鷹あり略之、

次官安哨官 中官金通事 中官李守奉 馬五疋
正二疋 青毛 鹿毛 献上 鷹廿三居内十居 献上、
正三疋 青毛 鹿毛 栗毛 鷹廿三居御三家方、

一 十月二日京都出立、同月十六日來聘之由御觸あり、十二日十三日兩日軒々矢來調、十五日御見分有之處に、大井川満水に付、十八日當着、十七日未明より綵段の幕、金銀の屏障を以、手柄次第に飾る、奉行乗朝六時見分なり、それより貴賤見物、通り町人脱カをり夥しき事筆[◎]にて延かたし、同十八日見物前宵、または明七前より相詰事なり、信使暮六時に東本願寺へ着、折節十六日より天氣悪敷、十八日も雨天なり、行列みたれ不行儀也、當日徒目付小入目付道筋度々廻り、與力一人同心二人附添、二町はさみに一組宛目付す、

一同月十八日、到着之道筋、品川車町大木戸門より芝金杉通、芝口御門京橋日本橋室町本町三丁目通、大傳馬町通、旅籠町通、油町通、鹽町横山町淺草橋御門通、茅町瓦町天王町片町森田町旅籠町黒船町諏訪町駒形町觀音雷神門前、東仲町田原町三丁目東本願寺、車町大木戸より本願寺まで二里十三町、一信使來聘の節、四五町さきへ町奉行坪内能登守、松壹平岐守行列なり、三町ほどすきて徒目付二人自注、行列、歸國のとき丹羽遠江守、坪内能登守行列なり、

對馬守江戸入行列

猩々緋袖なし羽織

藤色小紋羽織

同上

足輕

同三町足輕

猩々緋袋

替足輕

同上

足輕

騎馬三騎 都四十六人

鐵砲廿挺

玉箱五荷 替五人

頭一騎

足輕

弓二十張 替二十張 替三人 矢箱三荷 替三人

計有而足輕

染火繩二十人

紋所の目白

足輕

同上 腰付頼

頭一騎 足輕

唐のかしら

頭一騎 步侍

牽馬五匹 純子馬衣 馬槍杓香籠

足輕

肚瓢鞆

持弓 五張

足輕

長柄三十本 替三人

足輕

肚瓢鞆

矢箱二荷

鎗 同

三階大白頭 具足櫃

挾箱拾荷 立傘曲承

牽馬二匹

大勢

鎗 同

長三尺計

黑革金紋

鞍蓋

槍杓長刀侍

香籠長刀侍

廣小路御通、崇福寺へ御入被遊、正徳辛卯信使記録、
 正徳元年、三使江戸へ着なり、依て品川より淺草ま
 て道筋は、大名衆若殿奥方見物のため、町々のみせ
 店を棧敷を仰せ付られて、紗綾縮緬純子等の幕打
 廻し、表通のみせ下の柱は悉く色々の染絹をもつ
 て巻之、金銀の屏風光耀さ、通筋の結構、日本の繁
 榮を顯はして、朝鮮人の目をおどろかせたまふ、同
 年琉球人來る、これは島津家に琉球中山王の使な
 り、依之彼家にて饗應、登城をも朝鮮人と違ひ、隨
 分小勢なり、朝鮮人は百人計なり、尤琉球人は衣裳
 美麗なり、朝鮮人は上官は美麗、中官以下の衣裳等
 惡く、勿論人躰も賤し、たとへは琉球人は都人のこ
 とく、朝鮮人は遠國遠島の人のことく、何れもめつ
 ら敷、見物の貴賤老若男女夥敷たとへんかたなか
 りし、元正間記、

人こまり申候、四時新井筑後守人數八十人、徒の
 もの十人をさきへ三本道具、跡に二本道具なり、中
 村氏筆記抄、
 正徳元年十月十八日の晩より川崎を立て、按ずるに、
守の地に着せし未の半に淺草の客館に到り、人々に
 はきのふなり、云ふへき事とも云ひ終て後に歸參れる由を申す、
 白石私記、
 正徳元年十月十八日三使未中刻品川發輿、酉上刻
 本願寺參着、正徳辛卯信使記録、
 正徳元年十月十八日、家宣公御代始爲賀儀、朝鮮正
 使超泰德任守幹副使從事官李邦彦來聘、義方贊導
 之到江府、以本願寺自注、爲旅館、酒井修理大夫忠
 音、眞田伊豆守幸道爲之館伴、且老中爲上使到旅
 館、勞遠來之行、按ずるに、上使の此度待遇三使、凡超
 先例甚嚴重也、改選諸家系譜、
 正徳元年十月十八日、朝鮮國三使江戸著なり、今
 般は先規に違、公儀の御馳走事嚴重なり、稱之御
 客と可唱之由御觸有之と云、前規は御觸等來朝と
 有之、今般は來聘と書す、右三使着之節、道路市
 家屋々綺羅耀天、見物男女綾繡裝之、幕毛氈等驚

目也、承覽謹錄、

通航一覽卷之六十七

朝鮮國部四十三

○信使着館并滯留中御扱 正徳度

正徳元辛卯年十月十八日、信使着府により、客館に上
 使品川豊前守して高家その遠來を勞らはせ給ふ、また
 上使松平備前守正久をもて奏者宗對馬守義方に、信使
 御教諭書及び登營の儀式とたひ更定により、その次
 第書等を附與せしめらる、

正徳元辛卯年十月十八日雨天、

一殿様未上刻品川御發駕、申下刻直に御宿坊崇福
 寺に御入被遊、暫御休息被遊、本願寺に上使御出を
 御待請被遊、本願寺に上使御入被成候次第、其外殿
 様御勤之次第、信使奉行日帳に有之、
 一信使來着之日は、三使并從者迄 饗應有之筈に、
 兼る被仰出置候得共、今日は三使精進日故、御饗應
 無之也、正徳辛卯信使記録、
 正徳元年十月十八日、韓使東本願寺着、上使高家品
 川豊前守、御日記、

通航一覽卷之六十六終

正德元年十月十八日、朝鮮人三使從者不殘淺草本願寺に著、

上使 品川 豐前守

一同日宗對馬守參府、上使松平備前守、朝鮮人登城之節、規式書附被遣、文書並、

正德元年十月、奉命教諭朝鮮使客 源君美

教領客使、予續承前業、繼志述事、亦惟隣國之好、在懷不已、以朝鮮接壤密邇、行理之命無世不至、方其太祖大王開國、始通問於前代之恭獻王、恭獻王是利義蓋修高麗氏舊好也、自爾兩國使命交際、各有禮制、相敦睦者幾二百年、及勝國壬辰之變、按、勝國は豊臣家なす、兵燹一開、兩國失離、積有歲年、天厭喪亂、眷顧有道、我神祖受命、奄有方國、徼福其宗社、迺速出令、反其旄倪、修我前好、休息厥民、聘問以時、相繼不絕、雖然當我草昧、務在簡易、賓主之禮蓋有闕焉、爾後所因損益、隨時取旨、未有一定之制、當今嗣德、百年禮樂可由起、凡為經國之典、可以修明、爰命有司、議定賓禮、奉之以舊法、考之以古禮、度之以二國、今使客或恠有異乎前議、領客使其曉使者、謀事補闕、行之以禮、記不言

乎、禮從宜使從俗、想宜知悉、

正德元年辛卯月日

進見賜饗辭見儀

一唐宋以來、外國朝聘、其儀有三、曰入見、曰錫宴、曰朝辭、本朝舊儀、亦有進見賜饗辭見焉、蓋所以勞其使者也、我使臣之往于朝鮮、其於我使亦猶我之於其使者也、近例外使進見之日賜饗而已、今使客千里將命一見事訖、則甚非朝廷禮待之意矣、奉旨詳定、共力進見之日禮賓如前議、賜饗之日設樂於內廷宴樂之、辭見之日附以國信禮物、一如舊儀、

受書儀

一古者聘禮賓執圭享禮、賓賜奉束帛加璧、若有言則以束帛如享禮、記曰、若有故則卒聘、束帛加書將命、蓋敬其君命也、按宋時南北敵國之禮、正使捧書、副使正笏、隨之如明時、東宮受蕃使進見儀、及蕃使參見省府臺官儀、亦蕃使取箋取書跪進、本朝外使進見舊儀、亦復若此、近例客使入見儀、使其上上官捧書匣、正副使等從之、受書官受書匣於殿外而入、啓封全訖、正副使等入拜、蓋非賓所以敬其君命也、且不與古禮合、今奉旨詳定、其上上官捧書匣、正副使

等隨之而入、其上上官在前、正副使等在後、當殿側立、北嚮西上、受書官進揖正使、正使少前東向、上上官對跪、正使跪取書匣起、入自兩楹間而西、與受書官對行跪、進於殿南北之中、受書官西面跪受之、

書幣及使者位

一古者聘禮賓執圭升西楹西、東面致命、授玉於中堂與東楹之間享禮、賓賜奉束帛加璧、庭實皮或馬則入設、亦三分庭一在南、賓如初升、致命授幣而出、按宋時南北敵國之禮、禮物入列於殿下、使者在其後、明時東宮受蕃使進見儀、設箋案于丹墀之北、設方物案位于箋案之後、設使者位于方物位之後、蕃使參見省府臺官儀、亦置書案于月臺上之北、方物案分陳于東西、使者拜于其南、本朝舊儀亦復如此、近例禮物入殿前、列於南榮之下、使者拜位在殿內、大棹於古禮、今奉旨詳定、設書案位於殿上正中、禮物可以為幣者、則設其位于書案之南、其可以為庭實者、則陳于南榮之西及庭上、設使者位于幣物之南、頗與古禮合、

賓位

一古者聘禮賓、賓位在西、賓觀奉束帛入門右北

面、奠幣再拜稽首、蓋以臣禮見也、擯者辭賓、出擯者坐、取幣出門西面、請受賓禮辭、聽命奉幣入門、左介皆入門左西上、蓋以客禮入、故得從介也、賓揖讓升、振幣進授、當東楹北面、按近例禮賓儀、賓位于東西面、如是則待賓、以我臣禮也、不與古禮合、今奉旨詳定、當設使者位於西、以客禮待之、

獻主

一古者燕禮必有獻主、諸侯燕其臣子、使宰夫自注、中大夫宰之屬為獻主、君於其臣、雖為賓不親獻、以其尊莫敢抗禮也、若與四方賓燕、則不以其賓為賓、而以其介為賓矣、禮家之說、主國之君饗時、親進體於賓、今燕又且獻焉、人臣之禮、不敢褻煩尊者、於是賓升堂而辭讓、欲以臣禮燕、蓋為其恭敬也、雖然賓實主國所宜敬也、故席之于祚階之西、北面有折俎、不啻肺不啻酒、君迎上介以為賓、使宰夫為主人、如燕其臣子、蓋其不以所與燕者為賓者、禮家以謂燕為序歡心、賓主敬也、本朝舊制、燕外國之賓、則使其共食使掌獻飲食、猶周官宰夫之職也、我國初之例、未有燕賓於殿內也、殿內燕賓、使三家為主人自丙子按、丙子、寬始、雖然夫三家者、我王室懿親、故其位在西、賓就臣位、且

酌主人、爾後因以爲例、蓋非所以敬賓樂賓也、大悖於古禮、今奉旨詳定、使領客供等兼共食使、以爲獻主、賓正其位、按するに、位の下恐らくは、于西の二字を脱せしむ。主人位于其東、尙序其歡心、以達敬賓之意、

內宴服

一本朝之禮、席地而坐、即是古之遺風也、燕禮亦所以樂賓也、而今外使公服著靴、恐不便於坐久、當其內殿設宴之日、則使客宜皆常服而入、如我官司、亦皆具服如常儀、

茶禮日

三使多紅杭羅朝服 金冠、銀粧帶、佩玉、象牙笏、黑靴子、

別宴日

三使油蒸雲紋大段團領 烏紗帽、銀粧帶、黑靴子

辭宴日

三使多紅杭羅朝服 金冠、銀粧帶、佩玉、象牙笏 右單係外使呈領客使者、國書復號紀事、

正德元年、信使到着時に示されしは、前朝の事○此脱カ替りたる事有へき旨を、執政土屋相州より三使に教諭せらるゝの事あり、其略に曰、爰命有司、議定

賓禮、奉之以舊法、自注、天和迄、考之以古禮、自注、孔經の度之以二國、今使客或恠其有異於前議となり、按す、この書老中土屋政直よりの、此時は大廣間の上壇を御座の間とし、中壇を御座の間とし、下壇を前殿と名を立られ、朝儀の禮容を議して書に編、進見儀賜宴儀辭見儀と三篇ありて儀注を起し、大小名家諸有司の其職事に管係せる人々は、皆一本を寫し得て、忽忘して其儀を失はざる様、各自に意を用ひられたり、且朝廷の禮も官位の等級に隨ひ、其冠の服象を用ひられぬ、自注、事三篇の、正徳朝辭、儀注に詳なり、使録附言。

正德元年、韓使官職姓名

正使 通政大夫史曹參議知製教趙泰億號謙齋、又號平泉、按するに、朝鮮聘禮事には、國信を通する使にて、さるなり、○副使 通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講春秋館修任守翰、號靖菴、按、同書に正使也とあり、○從事 通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講春秋館記注李邦彦、號南岡居士、按するに、正五位の官、○上上官通儀 同知李頌麟、字聖瑞、同書に、正五位の官、 兪知金始南、字重叔、兪知李松年、字久叔、按するに、同書に、三使につきて、使の、 ○學士 製述官前佐郎李

礪、字重叔、號東郭、安岳後人也、生甲午、乙卯歲爲進士、癸酉年爲柑科狀元及第、丁丑又重試科、以前任安陵太守、今爲製述官于時五十八歲、按するに、同書に、文章の事を司る、○正使書記 判官洪舜衍、字正六位の官なりとあり、

命九、號鏡湖、副使書記 副縣監嚴漢重、字子鼎、號龍湖、泰進士及第、歷職秘書省博士高敬郡太守、○從事書記 前司果南聖重、字仲容、號泛

叟、兩曆中來聘使從事南壺谷公之子也、○寫字 李壽長、字仁叟、號貞谷、或號養靜主人、天安人、李爾芳、字馨遠、號花菴、完山人、按するに、同書に、右筆なりとあり、

○雖不爲寫字職、粗能書之輩二人、前奉事金時璞號海峯、錦谷不詳姓名、書法適美、似米元章之書、○醫、良醫前直長奇斗文、前主簿玄萬釜

副司勇李渭、○書、副司果朴東普、號竹里、按するに、同書に、繪、きな、 ○馬上才 池起澤 李斗興、○理馬 安英敏、○典樂 金碩謙 金世璟、○上判事 前判

官洪爵明、字水鏡、副司勇玄德潤、字道以、前判官鄭昌周、按するに、同書に、上判事兪知金始南、前判官の官なり、 洪舜明、副司勇玄司猛、作る、また諸事を裁判する官なり、 ○次上判事 前主簿金是禔、字楊甫、前

兪正崔漢鎮、前兪正金顯門、字大材、按するに、同書に、前兪正金顯

門を前判官鄭昌周に作るは異説なり、また、○押物判事 前上判事にさしつゝきたる官なりと記す、○押物判事 前直長朴泰信、字信哉、前奉事金時璞、前直長趙得賢、按するに、同書に、荷物をつゝきたる官なり、 ○正使軍官 兪知李詒 兪知金諡英、前郡守李行儉、經

歷趙健 兪知韓範錫、主簿柳潑 哨官金世珍 前參奉韓潤基、按するに、同書に、正使に附し武官なりとあり、 範錫を兪、○副使軍官 前監察閔濟章 宣傳官鄭壽

松 都事趙愷 宣傳官鄭續述 護軍申震燾 前別將劉廷佐 副司猛張文翰 閑良任道升、按するに、同書に、前監察は副使に附たる武官、 ○從事軍官 副司勇十景

和 別破陳カ、兼軍官金斗明 嚴漢佐、按するに、同書に、從事官につきたる武官、 ○中官百七十八人、下官二百七十四人、合支四百九十七員、

禮單直 金益命、○廟直 李明浚、鄭仁起、元萬柱、○盤纏直 崔天若、李能白、趙龍錫、○卜物監官 李寅成、○都訓導 金漢伯、鄭載重、金鎰億、○使奴子

奴貴善、奴萬貴、奴五男、奴季奉、奴老積、奴順傑、○小通事 金石乙金、崔震昌、鄭得秋、朴毛老金、

崔命男、朴貴贊、李完日、白哲同、宋毛同、李承談、○小童 裴重儉、金鳳章、姜弼周、金有聲、金光

日、洪俊屹、徐貴之、姜翼聖、李世鄭、李德、李愛正金、金興碩、朴致善、李尙三、崔應虎、尹昌傑、張世徵○吹手 朴明善、朴三龍、李得命、河命奉、李仁業、朴萬得、許斗白、許時萬、崔甘之、金處健、金順昌、安汝光、崔仁達、鄭碩伊、黃自立、張太發、金海孫、鄭世察○使令 柳占發、李愛發、李是同、許益文、李談沙里、金貴陟、朴太順、柳之望、金愛達、俞世雄、崔命元、李重白、方戒獻、權貴子、韓命石、李達望、李哲伊、李哲安、李善石、金奉哲○刑名將河貴男、朴儉星○炮手 孫哲雄、金世昌、張以敏、尹戒雲、李承好、金孝昌○一行奴子 奴得伊、奴有男、奴戒相、奴自民、奴孝健、奴同伊、奴士奉、奴已石、奴德立、奴信元、奴英白、奴分男、奴國先、奴次男、奴福先、奴後弼、奴戒先、奴庚金、奴杜鵬、奴後立、奴具德金、奴自龍、奴莫男、奴忠男、奴石乙福、奴孝建、奴處篤、奴貴一、奴加五金、奴甲生、奴石同、奴貴男、奴善同、奴鶴立、奴四天、奴路中、奴貴男、奴忠善、奴先伊、奴次先、奴六男、奴終得、奴太山、奴奉伊、奴北棠、奴鋤乙奉、奴太應、○刀尺奴枝望、奴占發、逸上、奴信義、奴得善按するに、朝鮮時事に

は、この日に中宗百○下官 金順迪、琴順伊、孫尙卜、朴是夏、奴守奉、姜卜只、張太江、金正寶、沈守命、郭永發、金光中、朴自老味、朴談未、金汝厚、申己厚、朴莫金、金己里金、朱別江、李白必、孫仁石、韓元石、姜成弘、崔於屯、阿哲石、張介奉、張鶴善、朴太石、張次善、許善玉、朴萬迪、李文伊、李莫金、孔尙必、崔者斤金、李完伊、金上民、梁千白、朴哲奉、李貴男、白順興、朴訓伊、金尙日、金白伊、李夢信、金柱獻、奴水奉、金順伊、金泰發、申世發、梁善中、崔戒民、金順山、朴命千、林哲昌、申廷漢、李元昌、金於叱同、金益星、李生伊、池仰可之、金有迪、姜哲奉、許永白、金世重、金善己、朴文弼、白完石、金好發、黃毛吉、申弼吾、高時云、奴玉山、鄭之還、朴正贊、李起良、崔命友、鄭加音、石乙伊、金元見、奴雲善、朴戒安、朴元伊、奴者斤男、李永望、元立伊、金承千、金麻堂、姜江山、朴不見上、魯應星、李望伊、安貴東、金士立、朴有弘、朴士守、金士明、金正伊、朴同上、鄭福、黃俊能、千時京、金壬戌、方尙發、金石乙奉、金仇音立、金善伊、金自善、朴得敏、金義善、金仁貴、金今善、尹是察、鄭元伊、金太老

味、朴自男、韓漢福、金煩卦、金進守、李守完、金太叔、全忠善、宋斗必、梁信億、金萬守、金順發、朴曲孫、白今山、崔學進、李己龍、朱尙伊、韓立伊、張愛善、金石乙伊、金世正、金元生、元達伊、宋敏鶴、崔先石乙伊、張萬景、鄭天康、洪海俊、奴岳金、崔戒海、金尙友、金莫金、朴立伊、黃明重、金石香、文是暹、崔後昌、金善友、金方漢、金守萬、金自龍、金順發、朴順山、奴嗜同、李天龜、崔萬石、金厚成、尹雪連、田玉善、崔必尙、金玉善、李山伊、金海善、金永順、鄭奉伊、金萬伊、朴正男、金日萬、按するに、同書三七七人あり。○上上官三人、上判事三人、製述官一人、上官三十五人、次官八人、自注、内一人、職上御、十四人、自注、内十七人、小童一人、馬に附先の來る。、下官百七十一人、自注、内一人、職上御、馬に附先の來る。、合三百七十一人、自注、内一人、職上御、馬に附先の來る。、次官三人、自注、内一人、職上御、馬に附先の來る。、中官二十六人、自注、内一人、職上御、馬に附先の來る。、下官百人、合百二十九人大坂に残る、

一着之日、以上使饗應、七五三五五三、二汁五菜之式、按するに、この日御饗應なり、りしなれば、この説誤りなり、

一信使御饗應、逗留中高盛、町料理人可出之事、一園基相手名人共御用意被仰付候處、彼國より相手が不來、無之、以上琉韓紀事、

正徳元年

一朝鮮人并下官宿坊 本願寺、淺草崇福寺○宗對馬守 德本寺○酒井修理大夫宿坊 滿照寺○右同人下宿 眞福寺○眞田伊豆守宿坊 善照寺○右同人下宿 長教寺○御賄方下宿坊 源際寺○宗對馬守家老下宿 即隨寺○同斷信使附 閉成寺○對馬守家來宿坊 妙法寺○之着迄、對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 淨正寺○獻上御馬懸り、對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

對馬守家來通調頭、 淨正寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、 眞光寺○對馬守家來宿物支配役、并鷹匠、

寺○同斷 長泉寺○同斷 嚴念寺○御賄方 宗見寺○同斷 玉泉寺○同斷 來應寺○同斷 善龍寺○同斷 法融寺〔右者本願寺地内〕○御賄方 法應寺○集長老宿 清光寺○縁長老宿 大松寺續談海、同月廿一日、客館に上使ありて、はしめて饗應を賜はる、

正徳元年十月二十一日

一昨十九日は、朝鮮國の忌日たる由、昨二十日は猷廟月並の御精進なるに由て、兩日延引せられて、今日旅館初めて設けらる、御饗應あり、對馬守兩長老三使と同席に在りて相伴せらる、三使上上官は七五三、上上官以下は五々三、給仕三十五人、進物番衆より十六人、扈從衆より十九人、各素袍長袴を着す、上使として品川豊前守參向、踐好録、十月十八日に、信使淺草本願寺に旅館し、自注、翌十王の諱日なり、二十日に大猷廟の月並喫茶日故なり、二十一日に旅館にをめて御饗食を設らる、對州侯兩長自注、京相國寺縁長老、三使の同席にて相伴せらる、正徳朝鮮聘使錄附言、

正徳元年十月廿一日

一去十八日、正使精進に付、今日於寺御饗應、組詰

面々、

寺社本多彈正、森川出羽 大目付横田備中 勘定萩原近江 書院頭阿部遠江 給仕 稻葉紀伊 小姓組川勝能登 目付鈴木飛騨、同伊兵衛、天野彌五右衛門、河野勘右衛門、大久保甚右衛門御日記○按ず、八月十七日韓使饗應、於東本願寺御小姓組御番衆稽古有之、爲見分加藤越中守相越、本多彈正少弼、仙石丹波守、萩原近江守、御給仕肝煎番頭阿部遠江守、稻葉紀伊守、川勝能登守、御目付鈴木伊兵衛罷越と記す、正徳元年、朝鮮人御饗應之次第御書付寫、

御饗應之次第

- 一第一 三使 對馬守 兩長老
- 七五三 上上官 吸物三種 盃臺一つ 押肴一種宛(但上上官の者盃臺無用) 菓子九種 茶
- 引替 三汁十五菜七五三相濟、相伴退座の時出すへし、 吸物一種
- 肴三種 (但三方に三種組附) 後段 菓子五種
- 一第二 上判事學士醫官
- 七五三 吸物一種 肴一種 (但吸物肴組合せ) 菓子五種 茶
- 引替 三汁十菜 吸物一種 肴二種 (但吸物肴組合せ) 菓子三種

一第三 冠官 軍官一席 次官 小童一席

五々三 吸物一種 肴一種 (但吸物肴組合せ)

菓子五種 茶

引替 三汁八菜 吸物一種 肴一種 (但吸物肴組合)

肴組合)

一第四 中官

三汁八菜 吸物一種 肴二種 (但吸物肴組合)

菓子三種

一第五 下官

二汁七菜 肴二種 (但組合せ) 菓子一種

以上

御饗應膳具之次第

一七五三五々三之膳具

木具土器之類 金銀の飾彩畫糸花等を用へからす、

但盃臺の飾等は可用之○食次湯次之類 三使上上官迄は黄からかねを用、其以下は錫からかねを用へし、

引替膳具之次第

一第一 三使

懸盤椀器燗鍋菓子の高つき、茶碗の臺等、内外外黒塗金粉蒔繪松竹○皿鉢之類 錦手いまり燒○食次湯次水次等 黄からかね○かよひの具 ぬり三方

一第二 上上官

猫足椀器燗鍋菓子の高つき、茶碗の臺等、内外黒塗金粉かき松竹○皿鉢之類 染附上品○食次湯次水次等 黄からかね○かよひの具 ぬり三方

一第三 上判事以下次官小童迄

膳并かよひの足打、菓子の高等、ぬり木具○椀器 内外黒塗銀粉かき松竹○皿鉢之類 染附青磁の類中品○食次湯次 内外黒ぬり○水次

一第四 中官

錫○燗鍋 鐵○茶碗臺 黒ぬりひら臺

一第五 下官

膳常之通 黒ぬり○椀器食次湯次 黒ぬり中品○皿鉢之類 染附青磁之類下品○水次 からかね

○燗鍋 鐵○菓子入 しらへき

膳常之通ぬぐひうるし○椀器食次湯次黒ぬり

下品○皿鉢之類 染附青磁の類下品○水次 かわかね○燗鍋 鐵○菓子入 しらへき
 一茶碗皿鉢等の類、唐物を用へからず、
 一膳具の次第に随ひて、ぬり物焼物なども、上中下の品其差別有へし、

一道中におゐて中官下官朝夕晝の食事は、御賄方并領主拾萬石以上沙汰すへし、其膳部惣而京大坂等の例に准して、有來物を用へし、過分の用意有へからず、以上

御饗應之時座席之次第御書付寫

御饗應之時座席次第

一上使客館に至候時、三使等階下に迎送し、堂上にて上意を奉り、并對馬守兩長老相伴之座次等、其禮行はるへき所々、かねて心得有へき事、

一上々官以下次官小童迄饗應之座席は、客館之内然るへき所々を撰へし、若座敷之敷すくなく、其座分けかたくは、上判事等以下は、座敷二つを以其所として、替々兩度に饗應すへき事、

一座敷饗應等之奉行、并給仕人之會所膳所臺所等、客館之内然るへき所無之者、勝手能所假屋を構

て其所とすへき事、

一饗應之座席、客館之内然るへき所々すくなく候ども、上々官以下休息之所、并對馬守家人役所等に定置候座敷を取拂、饗應の座とし、饗應過て元の如くしつらひかへす事無用に候、かねてより饗應之座を撰ひ、其外を以上官以下休息之所を點し定むへし、若饗應之座之外、上官以下休息之地とすへき所なく候は、上官以下は三使の本館に近き寺院を、別に其旅館と定むへき事、

附上上官并小童休息之所は、本館之内を離るへからざる事、

一中官以下に饗應を被下候、○脱字其下陣にて申付へき事、

以上

御饗應時之覺

一上使退出以後座定りて、式の膳を出すへき事、
 一式の膳畢りて、相伴對馬守兩長老退座以後、引替の膳を出すへし、但引替の膳は御馳走人の家來役送して、小童等に渡すへき事、
 一座席饗應等之奉行は、次官小童迄之饗應事訖て

後に退出有へき事、

一給仕之御番衆は、式の膳相濟、相伴退座の後退出有へき事、

一中官下官等の下陣にをゐては、座席等の儀、對馬守家來差引、町奉行與力給仕を奉行し、御賄方の手代饗應奉行すへき事、

以上

右四通、蓋正徳辛卯時、而白石先生取草也、希世之古文書可珍々々、竹橋齋○按するに、これらの御書るれども、その本源は都下旅館にての事、付ひらく道中にも渉りしものと知ら主なるへければ、姑らくこゝに附す、

十一月七日上使をもて三使以下に菓子等を賜ふ、
 同十二日客館にをいて歸國の御饗應により、きのふ賜はれ、また上使あり、

正徳元年十一月七日

一本願寺にをゐて信使に、上使高家京極大膳大夫を以左之通被遣之、

檜重一組 茶一壺宛 酒二瓶

三使に 銘々

檜重一組 茶一壺

酒二瓶

上上官三人中ね

折一合

折三合

右之通被下之、

上官以下に

中官下官に

一上使被遣爲御禮、三使より井伊掃部頭、老中間部越前守、本多中務大輔に、宗對馬守以家老申上之、
 一同月十二日、朝鮮人歸國に付、御饗宴被下之、依之客館本願寺に、爲上使高家品川豊前守遣之、

但委細者朝鮮人日記に有之、柳營日記記、

正徳元年十一月七日、京極大膳大夫參向して、三使等に御菓子を賜ふ、十一日辭見登城、十二日旅館にて御暇乞の御饗應あり、其儀式最前二十一日の時、の如し、上使として品川豊前守參らる、相伴并給仕の輩前に同じ、踐好録、

正徳元年十一月七日、三使安否御尋、御菓子其外被遣候、上々官以下にも被下物有之、上使京極大膳大夫、十一日朝鮮人登城御暇、朝鮮三使於本願寺御饗應に付、上使品川豊前守、文書、

同月十八日、高家奏者番等信使の旅館にいたり、かの國書を返して、御返簡受とりの式あり、これ兩國書中犯違の事あるにより、追て改め互に授受あるへしと

の命によりてなり、考證は、兩國書并傳物信使御暇等の條にあり。

通航一覽卷之六十八

朝鮮國部三十七

○信使着館并溜留中御扱 享保慶

享保四己亥年九月廿七日、通信使着館あり、諸事舊に復し給ふにより、道固等も前度に異なり、正徳度は別方道固もこたひより止らる。

享保四年己亥年九月廿七日、吉宗公御代始爲嘉儀、朝鮮三使來聘、義誠贊導之到江府、以本願寺自注、淺草、爲旅館、牧野駿河守忠辰、中川内膳正久忠爲之館伴、今度待遇信使、其外饗應諸式皆用天和二年壬戌來聘之舊例云々、改選諸家系譜、

享保四年九月廿六日

一明日朝鮮人到着に付、品川出立より人留有之候、且又固被仰付候覺、

芝元大木戸より 百人頭 溝口式部組

濱松町貳丁目迄 但京橋明地堂町程、字

より京橋迄 田川町壹町程積、字 同斷 堀田彌太郎組

通航一覽卷之六十七終

京橋壹丁目より室 御先手 鳥居 權之助組

本町三丁目角より 倉橋三左衛門組

淺草御門の内迄 牧野八太夫組

堀田伊豆守脇迄 按するに、享保二年江戸圖によるに、伊豆守屋敷は、即今の淺草堀田原是なり、

慶訪町より崇 戸田庄右衛門組

右の外大名屋敷前通候節、人數出固候由、

一朝鮮人通候度々、淺草寺町見通對馬守屋敷、小出

信濃守、織田近江守、本多虎之助被仰付之、

一朝鮮人逗留中、淺草御門番池田内匠頭、同芝口御

門番細川伊豆守被仰付之、

一朝鮮人江戸着道法、芝牛町大木戸より通町通、芝

口御門、京橋、日本橋、本町三丁目、四丁目、大傳馬

町通、旅籠町通、油町、鹽町、横山町、江島町、馬喰

町、淺草橋、茅町、瓦町、鳥越橋、御藏前、黒船町、駒

形町、觀音雷神門前、東仲町、田原町、報恩寺前、崇

福寺前より本願寺に、歸國も右同斷、柳營日記○按するに、江島町を同册町と

載す、他はこれに同じ。

享保四年朝鮮人江戸着に付、道筋固の次第、

百人組溝口式部 同堀田彌太郎 同神保主膳

歸國之節 同彦坂壹岐守 頼御儀地頭鳥居權之助

倉橋三左衛門 御先手何れも與力十

騎同心五十人宛 牧野八大夫 戸田庄右衛門

右鳥居權之助病氣に付、神尾左兵衛代之、

右の面々、芝元大木戸より本願寺迄道筋固め勤之、

但歸國の節も同前、鳥居權之助代り逸見源兵衛

勤之、

道筋見廻の面々 大目付横田備中守 町奉行大岡越前守 御目付鈴木

伊兵衛 同稻生次郎左衛門 御徒目付等

但歸國の節、町奉行中山出雲守、

右の面々は、芝泉岳寺より本願寺迄、道筋見廻勤

之、其外町奉行與力同心の道筋見廻り、町中作法申

付之、

同年九月廿七日

一今日朝鮮人不殘、品川東海寺より淺草本願寺に

到着に付、早朝より大目付横田備中守、御目付鈴木

伊兵衛、稻生次郎左衛門自注、三人共、途中見分、直に

東海寺に趣き、三使發足を見て本願寺に到、町奉

行大岡越前守自注、與力同心を率て、芝口御門より

本願寺通筋巡見し本願寺に來る、一同朝兼ての命によりて、寺社奉行松平對馬守、勘定奉行大久保下野守、且林大學頭、同七三郎、同百助自注、五人共、本願寺に相詰、寺社奉行酒井修理大夫、自注、五人共井伊與守も本願寺に來居す、御徒方萬年記、天和來朝の節の朝鮮人不殘、本願寺按するに、本誓寺の誤りなり、到着以後、右の面々登城其趣を言上す、今度は河内守宅按するに、老中、赴き是を達す、大學頭父子は直に歸宅す、脱漏柳營秘鑑、享保四年九月廿七日、朝鮮人江戸到着、旅宿淺草東本願寺、自注、但此時芝より京橋迄道筋、百人組貳組固出動、京橋より本願寺迄、御先手五組にて固相勤、右與力は羽織立付、同心は羽織股引にて勤、此度御徒方より道固出役無之、正徳度は、朝鮮人通行の度々、御徒方道固出役有之、此度より相止○御徒方萬年記、享保四年

御目付

朝鮮人往來共、芝の大木戸より本願寺迄、道筋固可相勤候、勤方の儀、天和二戌年、百人組の通可被相心得候、
百人組二組 御先手
右固場其外委細の儀、百人組に可承合候、且又町

奉行組與力同心も、品川谷山邊より本願寺迄、町中見廻り作法等可申付様申渡候間、可被得其意候、
一惣人數
三使 上上官三人 上判使同 次官十人 學士一人 上官十人 中官百四十四人 下官百六十九人 都合三百六十九人、内三人先達て獻上の御鷹御馬に附參候、
大坂居殘候分
次官三人 中官十六人 下官九十一人 都合百十人残り、惣人數四百七十九人
右は朝鮮の都亥四月十一日出立、同六月廿七日對府に着、七月十九日壹岐勝本に着、鶴林來聘記、享保四年九月廿七日午の刻、三使江戸着、

朝鮮人來朝左の通

正使 通政大夫吏曹參議知製教洪致中自注、字は副使 通訓大夫行弘文館知製教兼經筵侍講官春秋館編修官黃瑯自注、字聖在、別號瑯、壬戌に生る、三十八歲、從事官 通訓大夫行弘文館校理知製教兼經筵侍講官春秋館注官李明彦自注、字聖在、別號瑯、壬戌に生る、三十八歲、同上官三人 同知朴再昌、兪知韓後媛、兪知金圖南自注、字は同上判

事三員 兪正韓重億、判官李樟、判官鄭昌周自注、字は製述官一員 著作申維翰自注、字は進士姜栢、進士成夢良、進士張應計自注、字は次上判事三員 兪正金世鑑、奉事翰續興自注、字は副司猛朴春瑞、同吳萬昌、奉事金震赫、金正權興式自注、字は良醫一員 副司杲權道自注、字は別捉白與鈴、副司杲金光洵自注、字は上護軍鄭世榮、同李日兮自注、字は副司杲威世輝自注、字は正使軍官七員 折衝將軍李思成、同崔必番、同禹成績、同洪得潤、都總都事具式、萬戶邊儀、副司猛楊鳳鳴自注、字は副使軍官七員、折衝將軍韓世元、都總經歴德得望、宣傳官柳善基、同元弼揆、虞侯朴昌徵、副司勇鄭俊僑、副司猛金漢主自注、字は從事官軍官三員 監察趙倅、良金滄、副司果黃錫自注、字は別破陣二員 尹希哲、金世萬自注、字は馬上才二員 姜相周、沉重雲自注、字は理馬一員 馬醫金男自注、字は典樂二員 金重立、威德亭自注、字は伴尙三員 崔鳴淵、申命禹、尹昌世自注、字は騎艇將三員 金鼎一、徐碩貴、金漢立、以上自三使至上官合五十五員自注、字は中官一百六十人内、都訓導三人自注、字は列奉行、卜艇將三人自注、字は船頭、禪單真二人自注、字は物掛、廳直三人自注、字は支、盤纏

享保四年、朝鮮人官職姓名

正使 通政大夫吏曹參議知製教洪致中自注、字は副使 通訓大夫行弘文館知製教兼經筵侍講官春秋館編修官黃瑯自注、字聖在、別號瑯、壬戌に生る、三十八歲、從事官 通訓大夫行弘文館校理知製教兼經筵侍講官春秋館注官李明彦自注、字聖在、別號瑯、壬戌に生る、三十八歲、同上官三人 同知朴再昌、兪知韓後媛、兪知金圖南自注、字は同上判事 兪知韓重億、判官李樟、判官鄭昌周自注、字は製述官 著作申維翰自注、字は進士姜栢、進士成夢良、進士張應計自注、字は次上判事 兪正金世鑑、奉事翰續興自注、字は副司猛朴春瑞、副司

猛吳萬昌、奉事金震妹、金正權與○良醫 副司果
權道○醫員 副使白與銓、副司果金光泗○馬上
才 姜相周、沉重雲、理馬金男以上合四百七十五
員、一依壬戌年例者也、雜話燭談、

享保四年九月廿七日晝八つ時、朝鮮人江戸へ着、

一正使印 青色にて正の字白○一副使印 黄色に
て副の字白○一從事印 黄色にて從の字白、

一通詞四十七人、内大坂に四人残る、通詞小者九十
四人、兩長老の人数三十三人、

一曲馬の馬數三疋、青月毛麻^カ毛青毛、

一江戸東本願寺朝鮮人旅館、

牧野駿河守、中川内膳正、會田伊右衛門、朝倉牛九郎、松平九郎左衛門、堀江牛七郎、

以上、月堂見聞集、

大御所様^{按するに、有}御代三十年以前、享保四年乙亥
九月廿七日江戸着、

右御馳走中川内膳正、牧野駿河守 宿坊淺草本願
寺朝鮮來朝記、

享保四年九月、於旅館三使の對面の面々、并裝束の
次第、

牧野駿河守、中川内膳正、松平對馬守、横田備中

守、大久保下野守、

右の五人大紋にて對面の事、

但着の日御饗應相濟て、對面可有之候、御饗應の
節より可爲大紋候、若着の日御饗應無之、對面迄
に候は、追て御饗應の節、半袴可有着用候事、
林大學頭、林七三郎、林百助も此通可被相心得
事、

一相詰候ても對面無之面々は、可爲半袴候事、

一上使の節、御馳走人御用懸りは大紋可有着用候、
御目付は可爲布衣候事、

但御暇に付上使の節、松平對馬守は御返輪の御
取次相勤候に付、衣冠着用の事、

一右の外上使の席に不被出分は、半袴可有着用候
事、

一上使老中并宗對馬守は衣冠の事、

一平日は何も半袴可有着用候事、

一發足に付御饗應、發足の朝にても、又は前方に御
饗應有之候共、何も半袴、尤發足の節も可有半袴候
事、

以上

九月廿七日 脱漏柳警廳○按するに、享保己亥信使記録
に、是より先御用掛の輩信使對面等の事によ
り、談判往復の書を
載す、こゝに附す、

享保四年九月廿一日

一松平對馬守の鈴木左治右衛門致參上、御用人吉
田十兵衛に出會申達候は、明日於本願寺御用懸御
三人様の直右衛門申上候は、三使の御對面の節、朝
鮮人見掛にも御座候間、御刀持并御侍中、御後に被
相詰候様に被遊候は、乍憚可然奉存候、彼方には
軍官等大勢罷在候處に、此方御附添の人無之ては、
見掛旁宜かる間敷と奉存候、尤京大坂にても、御馳
走の御方様とて、御見掛故、右の通被遊候と覺申
候、此段對馬守には御開届被遊候得共、備中守様に
は御不同意の様に相見え申候、決て御飾被成候と
申譯に無御座候間、彌御三人様共に、三使御對面の
節、右の通に被遊候方可然奉存候旨申達候處、委細
致承知候、對馬守へ可申達旨被申聞罷歸る、

同月廿二日

一松平對馬守様御用人井川治右衛門方より、鈴木
左治右衛門方への手紙贈答左記之、

昨日は御出被成、其節被仰聞候、三使の對馬守對

面の節、刀持の儀委細被仰聞、大慶被存候、夫に
付御用懸の御方、天和正徳共に對面の節は、刀持
罷出候哉、兩年の例御留御書付可被下候、此段得
御意候様に對馬守申付候、以上、

九月廿二日

井川治右衛門

御手紙致拜見候、天和正徳御用懸の御方様、三使
御對面の節、御刀持被罷出候哉、兩年の例御開被
成度由被仰下、奉得其意候、其段爰元の留書に見
え不申候故、昨日途中迄尋遣し申候、今度京大坂
にて御役人様御對面の節は、次第も可有之候間、
申來次第早速可申上候、宜被仰上可被下候、以上

九月廿二日

鈴木左治右衛門

同月廿六日

一明廿七日、朝鮮人到着候ても、御饗應は無之候て
も、御馳走人方御用掛り、三使の對面可有之候哉、
又は御饗應の日對面の事にて可有御座候哉、此段
御報に委細可被仰下候、

一明廿七日、信使品川驛發興の刻限申來候は、被

仰開可被下候、少々早く承度義有之候付、如此御座候、右の段拙者共より得御意候様對馬守申付候、以上、

九月廿六日

吉田十兵衛
井川治右衛門

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、明廿七日、朝鮮人到着、御饗應は無之候ても、御馳走人御用掛様、三使に御對面可有之候哉、又は御饗應の日御對面の御事にて可有御座候哉の旨被仰開候、到着の目御對面の先例に御座候得共、御饗應の儀、途中迄申遣、三使方承合候處、着日は道中疲も御座候間、御對面の儀も即日差延、御饗應の日御對面被遊度御事と、私共了簡仕候、御尋に付乍憚存寄申上候、猶又信使品川驛發與刻限の儀御尋被成候、三使衆卯下刻發與被致候様申合候由、只今申來從是可申上と存候折節、御尋に付申上候、對馬守儀は、先達て發足可仕旨申越候、右の趣宜被仰上可被下候、以上、

猶以先日被仰出候御書付拜見仕候得共、始て御對面の刻は、いつにても大紋を被爲召候御事と

奉存候、左候得は、着日は御用捨被遊候方可然奉存候、然共此儀は私一人の存寄に候、明日對馬守到着の節、被仰談候様にと奉存候、以上、

九月廿六日

平田直右衛門
吉田十兵衛様

井川治右衛門様

一奥野忠兵衛様よりの手紙別紙贈答左記之
彌明廿七日三使以下迄可爲參着存候、然は長老通詞并下々共に、明日御料理被下候、依之宿坊混雜無之ため、別紙の書付を一通宛長老通詞御申通候様にと存候、此段大久保下野守も被申候、可然と思召候は、今晚中品川宿迄早々可被遣候、以上、

九月廿六日

奥野忠兵衛
平田直右衛門様

右御手紙に相添來候御書付、被仰出帳に記有之故爰に略之、

御手紙致拜見候、三使以下、彌明廿七日到着の筈に御座候、然は長老通詞下々共に、明日御料理被下候付、宿坊混雜無之ため、別紙の御書付兩通、長老通詞に申渡し候様、大久保下野守様も被仰候間、可然

と奉存候は、今晚中品川宿迄早々可申遣旨奉得其意候、彌御書付の通にて可然歟と奉存候に付、今晚品川に可申遣候、

猶々、中官下官御料理の儀は、着日に被仰付、御手番も能御費無之事に候は、其通にて被仰付候様に、昨日申上候、其段御伺被成候由に候得共、如何様に被仰付この事不被仰開候、彌着日に御饗應被下候に相究り候は、其段も品川宿迄申遣し度候、自是先刻手紙を以御尋申上候、御返答早々被仰開可被下候、以上、

九月廿六日

平田直右衛門
奥野忠兵衛様

以手紙致啓上候、信使着日御饗應被差延候儀、中官下官には御役方御手番能御費も無御座候は、着日御饗應可被下旨申上候處、可被得御差圖の由被仰開、其後如何様に取極被成候との儀不被仰下候、御治定の趣被仰開可被下候、此段爲可得貴意如此御座候、以上、

九月廿六日

平田直右衛門
奥野忠兵衛様

御手紙致拜見候、信使着日の御饗應相延、中官下官には御料理被下等に付、被仰開候趣令承知候、中官下官者彌着日御料理被成下候間、其通御心得可被成候、先刻罷違不能即答候、夜更早々如此御座候、以上、

九月廿六日

奥野忠兵衛
平田直右衛門様

右兩長老伴僧通詞下々御饗應、中官下官着日御料理被下候との義、御書付寫之書狀相添、品川御泊り迄差遣之、以上、享保己亥信使記録、

同月廿八日、客館に上使老中井上河内守正岑、戸田山城守忠真これを役す、かつ三使等に着館の御饗應あり、

享保四年九月廿七日、朝鮮人今日本願寺に到着、上使河内守山城守罷越、衣冠重着太刀帶之、柳營日次記、享保四年

一九月廿八日、朝鮮人旅館東本願寺に、爲上使井上河内守、戸田山城守相越、塔頭源隆寺へ立寄裝束着之、自注、衣冠重着、太刀帶槍鬘子、一源隆寺へ宗對馬守、松平對馬守先達て罷越、

一本願寺塀重門より書院式臺際迄十間程の所、塀重門の外にも五六間の間薄縁敷之、
 一河内守山城守源隆寺より歩行にて罷越、布衣并草履取傘持白張着召連、
 一御目付二人布衣、塀重門の外左右に出迎、
 一宗對馬守冠衣、牧野駿河守中川内膳正、松平對馬守、横田備中守、大久保下野守大紋、右庭中西の方中程迄出迎ふ、上上官或人東の方罷出、上使會釋有之、西の方宗對馬守御馳走人或人、東の方は上上官二人、上使先達て玄關に上り、對馬守御馳走人は縁類西の方上使の後へ開之、上上官は同所東の方上使の後へ開之、松平對馬守、横田備中守、大久保下野守は上使の跡に従ふ、
 一三使縁類東の方に出迎、上使三使互に一揖有之、上上官八人三使の後に従ふ、上使は西の方、三使は東の方順々に立置上段の上る、上段にても上使は西の方、三使は東の方齒の前にて互に一揖有之、各齒に着座、
 一宗對馬守御馳走人玄關よりは上使の際に従ひ、下段西の方上段際に立置、上使三使二揖相濟て着

座、
 一上上官三人三使の跡に従ひ、下段東の方に有之、但三使玄關へ出迎候節、上官等三使の後に立置、上使三使上段の通り候時は、北の縁類東の方に罷在、
 一松平對馬守、備中守下野守は、庭中より上使の跡に従ひ、下段西の方埋圍際より順々に立置、上使三使二揖相濟て着座、
 一上使供の布衣着の者、刀持ともに五人つゝ、上使に従ひ玄關へ上り、北の縁類西の方に罷在、
 一御目付兩人上使の跡より玄關へ上り、縁類通り東西に罷在、
 一上使宗對馬守に會釋有之て、對馬守上段の上る、上意可申渡旨申聞、對馬守上使の側に進む時に申渡さるゝ趣、
 信使遠境來朝の儀、太儀に被思召候、依之御使被成下の旨也、
 右の趣對馬守に河内守申渡之、對馬守承之少し退き、上上官を呼之、上座の上上官一人上段の上り、上意の趣對馬守申渡之、上上官上使の側に進み、三

使の銘々上意の趣傳之、重て上使對馬守に會釋有之て、上意可申渡旨申聞、對馬守上使の側に進む、此節の上意の趣は、
 國王安寧に被在之哉の旨被聞召度の段、
 右の趣對馬守に河内守申渡之、對馬守承之少し退き、上意の趣上上官に對馬守申渡之、上上官三使の側に進み、如最前銘々に上意の趣傳之、過て對馬守上段下より一疊目西の方、上上官は同所西の方へ退き罷在、此節小童人參湯持出畢て、
 一三使上上官を招き、上上官最初三使に上意を傳候所に出候、道中御馳走岡崎へ上使の御禮等申上之、上上官少し退き、最前上意を承候所にて、對馬守に右の御禮達之、對馬守最初上上官に上意を傳候所にて承之、上使に申傳之、上使挨拶有之刻、其旨を最前上上官に對馬守上意を申渡候所にて、上上官に對馬守申達之、上上官最初上意を承候處にて承之、三使の側に進み達之、對馬守上上官は、上段東西元の席に退、
 一上使對馬守に會釋有之て、三使御請の儀申達之、對馬守其旨上上官に申渡之、上上官承之、三使側

に進み達之、即三使御請申上之、上上官少し退き、最初上意を承候所にて、對馬守へ三使御請の趣上上官達之、對馬守最初上上官に上意を傳候所にて承之、三使御請の趣上使に對馬守申傳之、相濟て對馬守上上官下段元の席に退く、
 一上使三使座を立、齒の前にて二揖有之、此時上上官一人上段へ上り、如最初上使と三使の中間程に罷出、三使同前に二揖して下段に退く、上使三使如初東西に立置退出、三使出迎候所迄退く、上使三使互に一揖有之、宗對馬守御馳走人上上官二人先達一揖の間、玄關式臺東西に立留り、庭中最前出向候場まで送之、對馬守御馳走人は西の方、上上官は東の方へ開く、
 一上使の刀持其外布衣着の者、上使の跡に従ひ罷出る、
 一松平對馬守、備中守、下野守は、上使退出先達て、庭中最前出迎候所に罷在、
 一御目付は、上使退出先達て、塀重門左右最前出迎候所に罷出、
 一河内守、山城守門の内にて乗駕、

一上使供の者布衣着五人、徒士以上麻上下、其外白張着召連之、

但布衣白張着の者は、先達て本法寺まで差遣置、夫より召連なり、傘は朱傘白袋を懸け爲持候事、一河内守、山城守源隆寺に立寄、装束着替候事、自注、天和には直に登、脱漏柳營秘鑑、

享保四年八月廿四日、奥野忠兵衛様より來候手紙左記之、

於本願寺御饗應の節、三使上上官の臺天目一通り充、右の外に居間渡り九通り入候由、御賄御代官申聞候、右九通り三使二通り充、上々官の一通り充と相聞へ候、客前ともに三使は二通り充入り候事御座候哉、此度は右員數用意いたし可然候半哉承度候、御報可被仰聞候、以上、

八月廿四日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右答、

御手紙致拜見候、本願寺御饗應の節、三使上上官へ臺天目一通り充、右の外に居間渡り九通り入候由、御賄御代官より被仰上候付、御尋の趣承知仕候、先

日朝鮮人遣用諸器物の帳面にも、三使に六通り、上上官三人に三通り、都合九通りの由申上候、三使分其外上使の節、又は客の刻數通り入可申候故、御饗應の節は、別て一通り充御用意不被仰付候ては差支可申歟、乍然居間渡りを御饗應の節出候様に被仰付候ては、埒明兼差支可申かと奉存候故、御賄方より御伺の通に御用意被仰付可然奉存候、以上、

八月廿四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

九月十六日、信使着の日、於本願寺御饗應の節通ひ稽古、今日兩御馳走方の衆被仕候付、直右衛門儀も致參上候様に、昨日松平對馬守様御意の由、御用人中より手紙來候付、直右衛門并平田又左衛門、御留守居原宅右衛門本願寺に罷出る、

同月廿一日、奥野忠兵衛様よりの手紙左に記、

昨日者緩々懸御目候、其節申談候信使江戸着御饗應の節引渡出候哉、天和の獻立帳には其段相見え不申候、三方に鬘斗ばかりにて差出事に候哉、三使銘々に出候哉、京大坂にては、三ツ盃銚子加も出候、右の儀明日相伺候間、今日中承之度候、且又御

饗應の節、二銚子如何の由御申候得き、是も御扣御覽御申聞可被成候、最早來朝無程義に候間、爲御知可被成義は、今日中委細御書付可被遣候、猶近日本願寺にて可得御意候、以上、

九月廿一日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右御答、

先刻の御手紙致拜見候、被仰聞候信使江戸着御饗應の節引渡出候哉、天和の御獻立帳に、其譯不相見候付、考候て申上候様にこの御事、奉得其意候、鬘斗三方三使銘々に被差出、銚子も一人つゝ銘々に被差出候由、天和留書に相見え申候間、左様御心得可被成候、猶近日中期拜顔、萬々可申上候、以上、

九月廿一日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

今朝の御答令拜見候、信使江戸着御饗應の節、引渡鬘斗三方、三使銘々に出候由、且又銚子の儀も、銘銘に出候段、天和留書に御座候旨、御紙面の通致承知候、以上、

九月廿一日

奥野忠兵衛

同月廿二日、奥野忠兵衛様より直右衛門方への手紙贈答左記之、
朝鮮人參向の節御饗應、當日又は翌日成とも、勝手次第の儀、道中へ爲御聞合候、一兩日中に可申來旨、此間御物語に候へき、從道中申來候哉、最早間も無之義相知不申候はては、御賄方用意にも差支申候、様子承度如此候、且又昨日被仰聞候引渡鬘斗三方の儀、并銚子銘々出候事、御賄方へも申渡候、何も明日於本願寺可得御意候、以上、

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、參向の節御饗應、又は翌日成とも勝手次第の儀、道中に尋遣し候ゆへ、返答申來次第、早速可申上旨、先頃申上置候付、最早間も無之義故、只今の内様子不相知候ては、御用意の支に罷成候由被仰下、奉得其意候、道中には早速申遣候得共、今日迄も返答到來不仕候、申來次第早々可申上候、且又昨日申上候鬘斗三方、并銚子三使銘々出候事、御賄方に被仰渡候由承知仕候、以上、

九月廿二日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

一松平對馬守様御用人衆より直右衛門罷出候様に
申來候付、河内守様相仕廻罷歸候節、可致參上由申
達置候付、酉中刻遂伺公候處、吉田十兵衛被出合、
御饗應着の日に無之候ても不苦事に候哉と被尋
候に付、成程他日御料理被下候先例も被在之歟と
覺候故、可罷成哉と存、其段申遣見候へとも、未返
事無御座候由申達候得は、此義御尋申候様に申候
由、扱昨日又左衛門殿より被遣候、所々に押有之候
書付に、大概其斷書被成被下候得共、得と合點不參
候間、具に合點參候様に御書付被下候様に、又左衛
門殿へ被仰達被下候様被申候故、得其意候由申請
取之、序に申達候は、頃日御刀持の事申上候節、備
中守御不同心成御挨拶の様に見及申候故、再三對
馬守様の申上候得共、御同心の様に相見不申候付、
昨日は留守居を以も申上候、曾て御遠慮に及申事
にて無御座候、我々御逢被成候刻、御腰物持被出
候、同前の事候間、其旨可被仰上候由申遣罷歸る、
同月廿四日、奥野忠兵衛様より直右衛門方々の御

手紙返事左記之、

昨日は懸御目致大慶候、其刻承候通、道中より御饗
應の儀申來候哉、彌着の翌日御饗應相濟候は、着
の日手前料理の下行不殘相渡候様に可被成候哉、
中官以下は着の御料理とかく不出候ては可爲難儀
候哉、左候は、昨日も申候通、三使上上官上官迄
七五三の分は、翌日の積りにて、中官小童五々三下
官通詞長老の分は、到着の日御饗應有之様に可致
候哉、七五三計の方、翌日差出候得は、御馳走方御
賄方ともに手番も宜有之候、此趣共に道中へ御聞
合無之候ては成かね申事に御座候哉、京大坂にて、
天和の例も候の間、右之通中官以下よりは苦かる
ましく候哉、中官に不限、三使の外は、上上官上官
迄も、着の日御饗應可被成候哉、思召寄承置申度
候、御報に可被仰聞候、以上、

尙々御饗應當着の日に究參り候へは、尤同日に
相仕廻可申候、

九月廿四日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右返事

前刻は御手紙致拜見候、然は參着御饗應の儀に付、
委細被仰聞候趣致承知候、此間は毎日道中より飛
脚便り有之候得共、御饗應の儀聞合に遣候書狀不
相達候哉、大方今日罷歸候日積りかと奉存候、追々
申遣候故、後刻にても返答可相達歟と相待罷在候、
三使上上官上官七五三被下候分計、翌日の御饗應
に被成、中官以下通詞長老此分、當着の日御饗應御
濟被成候得は、御賄方御馳走方共に手番能可有之
と被思召候、此趣共に道中不承合候ては不罷成候
哉、京大坂にて、天和の例も候間、中官以下計到着
の節被成下苦かる間敷候哉、または中官に不限、三
使の外は、上上官上官迄も、着の日御饗應可被成候
哉、私了簡の通可申上の旨奉得其意候、御饗應着の
翌日に成候へは、中官下官着日に手前賄は可難成
候故、此分は御饗應不被仰付候ては罷成間敷と奉
存候得共、是共に途中迄尋に遣し候、扱又天和年京
都にては、正使副使重き精進日に付御断被申上、三
使上上官迄は日を替御饗應被下、上官より以下は、
京着の刻御饗應相濟候由見え申候、彼方の支にて
御饗應相延候例は御座候得共、此方の支にて被差

延候例無之義故、朝鮮人方承合申越候様に、途中迄
申遣候譯に御座候、今日中にも返答可相達候故、到
來次第否自是可申上候、通詞長老は到着即晚、御饗
應被仰付候ても別て支は有之間敷候とかく不殘當
着の日御饗應と申候ては、朝鮮人共段々に替り合、
御饗應被下候積り故、及晚景候ては、必定御膳部の
出方御給仕共に相滞可申歟と奉存候、任御尋存寄
の通申上候、以上、

九月廿四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

一奥野忠兵衛様に遣候手紙左記之、
以手紙申上候、朝鮮人參着の御饗應の儀、途中迄申
遣候處、彌翌日に被仰付被下候様に、三使被申候由
にて候、乍然中官下官は即日御饗應被下候方、御手
番も能御費も無之事に御座候は、中官下官は即
日被成、三使次官小童迄を翌日に可被成候、此段可
申上と奉存候折節故、如此御座候、以上、

九月廿四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様以上、享保己亥信使記録、

享保四年九月廿七日、朝鮮人到着廿八日上使

束帶 井上河内守 戸田山城守
 一同廿九日、右の御禮上官御老中へ参る、月堂見聞集
 享保四年、細井廣澤涯名關思恭書擢張王、朝鮮使聞
 之、辭故事朝鮮使朝王命之書、翌日園基、本因坊與
 之對圍、王因命本因坊道朝與之圍、自注、許以三段、使人謂爲其門人、
 遂請免狀而去、朝鮮遺事、

同月十三日、歸國の御饗應を賜ふ、
 享保四年十月十三日、出立の御饗應、於淺草客館有
 之、三使上官上官迄七五三、其餘は五々三、右到
 着の日も同斷、月堂見聞集、
 享保四年十月十三日、本願寺御賄方饗應、十五日三
 使以下不殘本願寺發足下行也、脱漏柳營總鑑、雜話燭談
 享保四年十月十一日、上使にて御暇、十二日に、按する
 書によるに、十三日、於本願寺御饗應、承寬建錄、
 の誤寫なるへし、

通航一覽卷之六十八終

通航一覽卷之六十九

朝鮮國部四十五

○信使着館并滯留中御扱 享保

享保四己亥年、朝鮮の信使來聘により、御馳走人及び
 客館御修復掛り、また滯留中近火の時、消防人數等の
 事を命せらる、

享保己亥年二月廿四日

牧野馳河守 在邑 中川内膳正

當秋朝鮮國信使來朝付て、當地宿坊於東本願寺御
 馳走の儀、其方兩人被仰付候、六月致參府申合可相
 勤候、御賄は御代官の申渡候、萬端可爲天和二戌年
 の通候、無益の儀無之様に可相心得候、信使來朝人
 數の書付等、從松平伊賀守按するに、京都所司代松平忠榮、可相達候、
 此外委細松平對馬守、橫田備中守、大久保下野守
 按するに、對馬守昭因は寺社奉行、備中守は大目付、
 下野守は御勘定奉行にして、ともに御用掛なり、可承合旨、
 老中以奉書相達之、
 右の通河内守按するに、御用掛 宅にて申渡、御日記、
 享保四年、朝鮮人江戸宿坊東本願寺本堂假屋御普

請被仰付候、

御作事 柳澤備後守、久松豊前守 同下笹瀬木工右

奉行 衛門 大工頭片山三七郎月堂見聞集、

享保四年五月

一昨十六日、江戸逗留中、客館の相詰候様被仰付面
 面、自注、被仰出候に記之○按す
 るに、その交名は下に見ゆ、

右の通被仰付候、乍序爲御知申上候、以上、
 五月十七日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様享保己亥信使録、

按するに、奥野忠兵衛は御用掛御勘定組頭、平

田直右衛門は同斷、宗對馬守義誠の老臣なり、
 享保四年六月三日、朝鮮人旅館近邊若出火候は、
 藤堂和泉守、立花飛騨守人數駈付しめし、定火消罷
 越候は、引拂候様申渡候間、可被得其意候、
 同年七月六日、當秋朝鮮人東本願寺逗留中、若近所
 出火有之立退候場所、

築地本願寺 谷中感應寺 同所瑞林寺 西久保天
 德寺

右四ヶ所の内、風並次第立退候筈に候、途中警固
 の儀は、御馳走人家來差出候間、可被得其意候、右
 の趣御使番にも兼て可被相達置候、已上御書寫、

享保四年六月三日

藤堂和泉守 立花飛騨守

右兩人朝鮮人旅館近所若出火も候は、人數駈付
 しめし、定火消罷越候は、引拂候様に可仕旨、井
 上河内守傳達之、御目付御使番にも被仰渡之、
 一今度朝鮮人來朝に付、江戸旅館淺草本願寺、右御
 馳走人の中川内膳正、牧野駿河守先達て參府以前、以
 奉書被仰付之、

同年七月五日、井上河内守御目付に相渡す書付、

一當秋朝鮮人東本願寺逗留中、若近所出火有之立
 退候程に候は、築地本願寺、谷中感應寺、谷中瑞
 林寺、西久保天德寺、右四ヶ所の内、風並次第退け
 候筈に候、途中警固の儀は、御馳走人家來差出候
 間、可被得其意候、

右の趣火消役御使番へも兼々可被達候、

同年九月廿八日、先達て被仰付候三人の大名火消、
 按するに、この書四月十七日條に、松平右衛門督、松平淡路守、
 松平土佐守、右出火の節、風烈可及大火候に候は、防可被仰付
 之旨、昨十六日被仰渡さあり、淺草筋に出火候得は、藤堂
 和泉守前人數立置候筈に候、方角違候出火には、
 例の通榭原式部大輔按するに、こは下谷池の辻番所罷

越居候由被申開候、以上柳營日記、
九月朔日、献上の御鷹馬等江戸に着す、
享保四年

一朝鮮より御鷹御馬、亥九月朔日に江戸着、献上の儀は登城の節、

鷹子二十連 御馬二匹自注、青毛五歳、曲馬三匹自注、青毛十歳、栗毛同、栗毛同、

右馬役官人三人鶴林來聘記、

享保四年八月廿八日

一御用掛松平對馬守様々左の書付原宅右衛門持參、御用人吉田十兵衛面談差出候處、則被差上、書付請取候、明日是より可申達この御事にて罷歸る、

口上覺

正徳年進上の御馬到着の刻、御用掛様方本願寺へ御越御見分被成候、此度も御出被遊、御馬御見分可被遊候哉、天和には即日御出の儀不相見候間、御了簡次第と奉存候、爲念此段申上候、以上、

八月

宗對馬守内 原宅右衛門

同月廿九日

一朝鮮人居所侍中居所共に、疊建具無之に付、左の

通書付認、松平對馬守様々鈴木左次右衛門持參、御用人吉田十兵衛に面談差出候處、則被差上、被仰出候は、書付御請取被成候、昨日被差出候書付の儀、御馬參着の節、本願寺に御出御見分の事、對馬守横田備中守様は御出被成間敷候、若大久保下野守様御出被成候事可有之哉の由被仰聞罷歸、

口上

明日進上の御馬鷹參着仕候に付、御馬に相附候朝鮮人、并對馬守方より相附候役人通詞共宿、今日見分仕候處、建具疊等も無之、建家計にて御座候、以前より對馬守方信使附役人宿には、建具疊迄も御揃御渡し被遊候、建家計御渡被成候例は無御座候間、此度共に何方よりそ右の段御指圖被下候様にと奉存候、明日の儀に御座候間、西側塔頭淨正寺蓮光寺計、建具疊早々敷被相渡候様に被仰渡可被下候、以上、

八月

宗對馬守内 平田直右衛門

九月二日、藍島より飛脚到來、河内守様并信使御用掛に御案内の趣口上書認、原宅右衛門を以差出す、先河内守様は罷出、夫より松平對馬守様へ致伺公、

吉田十兵衛を以口上書差出す、右上書は河内守様御贈答の帳に有之に付略之、

同月六日

一信使御用掛松平對馬守様々鈴木左次右衛門致參上、口上書を以申上候は、進上の御馬に相附罷越候朝鮮人宿寺計に羅在候故、本願寺中歩行仕度由願出申候、不苦候は、被差免被下候様に申上る、其節右朝鮮人臥具の願書同前に差出候處、此書付は大久保下野守様へ致持參候様に被仰聞罷歸る、

一右臥具願口上書、大久保下野守様々平田又左衛門致持參差出候處、御内寄合にて御他出に候間、歸宅の節可申開由被申開候故、左様御座候は、御歸宅被遊次第被差上被下候様に申置、頃日於客館下野守御目見仕候處に、何角御懇意の蒙御意、忝次第奉存候由申置罷歸、持參の口上書は被仰上帳に記有之に付、爰に不詳、

同月七日

一昨日大久保下野守様々平田又左衛門を以差出候口上書の儀に付、奥野忠兵衛様より來候御手紙左に記之、

御馬に附參候官人臥具の儀、相渡候様御用懸迄御斷の由、冷氣にも罷成候に付、到着の日より臥具爲相渡申候、信使兵庫着船の節、官人不殘臥具相渡る筈御座候、乍序申進候、以上、

九月七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右御返答の手紙左に記之、

御手紙致拜見候、然者御馬に附參候官人臥具の儀、御用掛様迄相伺候に付、到着の日より臥具爲御渡被遊候由、尤信使兵庫着船の節、官人不殘御渡被成筈御座候由、被仰下候御紙上の趣、被爲入御念候段承知仕候、以上、

九月七日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月八日、松平對馬守様御用人衆より一人罷出候様にと御留守居方々申來り、今朝原宅右衛門致參上候處、御用人井川治右衛門を以被仰渡候は、御鷹馬に相副罷着候朝鮮人宿寺計に罷在、致難儀候間、本願寺中歩行仕度旨願候趣被申開候、彌願の通被差免候間、本願寺内計致歩行候様に、其節は警

固人相附、寺外に罷出候様に可仕候、且亦御馬の儀もすくみ候間、寺中牽廻り度旨、是又其通りに仕候様にと被申候通被申開候に付、委細奉畏候旨御請申達す、且又右の節治右衛門被申開候は、今朝大坂より飛脚到來の處、信使乗候船、去三日兵庫着船の由、大坂より申來候段、河内守様より對馬守方へ被仰下候旨被申候に付、相應の致挨拶罷歸、
同月十日、松平對馬守様は比日被遣候御狀の御封印、直右衛門方迄御返し被下候故、則火中仕候、
同月十七日、御用掛松平對馬守様は原宅右衛門を以差出候書付左に記之、
獻上荷物先荷物到着仕候は、旅館の内は置所も無之候故、塔頭の内徳本寺に被差置候は、可然奉存候、御返物も其通御座候、然處只今迄は御作事方の衆彼寺に被相詰候間、被引取次第先荷置候用意有之候様に被仰付可被下候、若以後迄も御作事方役所無之候て不罷成候は、外にも御作事方は被引移候様可被仰付候哉、且又右の荷物彌徳本寺に差置候様に被仰付候は、番人等の儀、御馳走方より被差出候様に被仰渡可被下候、以上、

九月

宗對馬守内
原宅右衛門

右の通口上書仕持參、御用人井川治右衛門に面談相渡候處、早速被申上候處、獻上物先荷物大坂出立の儀御注進有之候哉、幾日比可爲到來哉の旨御尋被成候付、宅右衛門御答申候は、出立の注進は仕間敷候得共、對馬守屋敷には定て大坂役人共より可申越と存候、未其左右到來不仕候、先規は三使者十日餘も先達到着仕候、此節は三使衆京都逗留無御座候故、五六日先達着可仕哉と存候、左候得は、廿日前後には荷物着可仕候間、其前置所の儀被仰出候様、御取成被仰上可被下旨申達候處、又々被申上、委細御開届被成候、明日は御寄合に候間、明後日可被仰談との御事に付、相應に挨拶仕罷歸、
同月十八日、松平對馬守様御用人井川治右衛門方より、宅右衛門方への手紙、并返事左に記之、
昨日被仰開候朝鮮人献上物先荷物置所の儀に付、正徳年は、右荷物何方に被差置候哉、今度被仰開候通、徳本寺にて御座候哉、正徳の様子承度奉存候、御報被仰開可被下候、此段拙者より得御意候様

對馬守申付候、以上、

九月十八日

井川治右衛門

原宅右衛門様

右返事

御手紙致拜見候、朝鮮人献上物先荷物置所の儀、正徳年は、何方に差置候哉、今度申上候通、徳本寺にて候哉、正徳の様子御開被成度由、對馬守様御意の趣被仰下奉承知候、正徳年は、朝鮮先荷物本堂手廣有之候故、仕切候て被差置候、此節は本堂手狭に有之、外に被差置候所も無之候、火事等の節持出候手廻しのため、徳本寺に被差置度事と奉存候に付、其旨爲申上儀御座候間、右の趣被仰上可被下候、以上、

九月十八日

原宅右衛門

井川治右衛門様

同日、於本願寺獻上荷物置所の儀、御作事方の衆徳本寺御引取被成候は、徳本寺に差置れ可被下候、御馳走方平日の番人火事等の節、手番ひも宜御座候由申上候得は、御普請も最早相濟候、併御作事方の面々居不申候て不叶事に候は、脇の小寺に成

按するに、この事因に、に附す、

ともく、せ候間、献上荷物は徳本寺に被差置候様に御差圖可被成の旨被仰開候に付、中官下官臺所水溜の儀も、序に申上候處、員數書付、明朝奥野忠兵衛様の差出候様に、早速可被仰付旨被仰候故、奉得其意候、

同月十九日、松平對馬守様より御留守居一人罷出候様に申來候に付、原宅右衛門致參上候處、吉田十兵衛被出逢、此間被仰開候献上荷物置所の儀、彌徳本寺可然候間、其通申渡候間、左様相心得候様にとの御事の由被申開候付、奉畏候旨申達罷歸、以上、享保己亥信使記録、

信使着府前、客館内外の修造等、諸事あらかしめ其設けをなさしめらる、

享保四年五月十七日、松平對馬守様御用人中へ、直右衛門より遣候手紙左に記之、

以手紙致啓上候、兩御馳走人對馬守宿坊の儀相極り候は、番所等の用意も可有之候間、被仰渡被下候様にと奉存候、對馬守宿坊若振替罷成候は、本願寺塔頭の下宿も、宿坊の在所に應し、爲通用裏道も明申候故、振替不申候ては不罷成候故、彌早々

被仰付被下候様に願候、最前申上置候通に相濟候へかしと奉存候、御様子相知候、被仰聞可被下候、此段各様迄爲可得御意如此御座候、以上、

五月十七日

平田直右衛門

吉田十兵衛様

井川治右衛門様

右返書

御手紙致拜見候、然は兩御馳走人對馬守様御宿坊御番所等の御用意も有之候間、申渡候様に思召候間、委細御紙面の趣對馬守に申聞候處、致承知候、追て可得御意候、此段及御報候様に申付候、以上、

五月十七日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

同月廿日

横田備中守様

大久保下野守様

兩町御奉行

右の御方様、去る十九日品川より本願寺迄の町

筋見分被仰付候由、廻狀に申し来る、

同日、松平對馬守様御用人吉田十兵衛井川治右衛門方よりの手紙返答左に記之、

以手紙致啓上候、然は被申達儀有之候間、今八つ時過御家來一人被遣候様、貴様迄可得御意旨、對馬守被申付候、以上、

五月廿日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

右の返答相應に御請申上る、

一松平對馬守様御用人中より切紙にて、一人罷出候様申來候に付、御留守居鈴木左次右衛門致持參候處、御用人吉田十兵衛を以被仰渡候は、對馬守様御宿坊大松寺に被仰付候間、可被得其意候、大松寺にも其趣申渡等に候由被申聞、且又御馳走人牧野駿河守殿宿坊清光寺、中川内膳正殿宿坊崇福寺被仰付候段、被仰渡候付奉畏候、其段對馬守方へ可申遣候、御受宜奉願候由申達罷歸、

七月廿三日、

一松平對馬守様御用人衆より、今朝五ツ時過罷出

候様、昨晚手紙來候に付、今朝御差圖の刻限に致參上候處、御逢被成、被仰聞候は、本願寺對客所御馳走方より番人差置候には及間敷旨、河内守殿迄先比被申達尤に思召候、彌番人は被差置間敷候、賄所の通ひ口へ切候て、其所に對馬守殿より番人少々被相附候様に、河内守殿御差圖に候間、可被得其意候、御留守居にても呼候て可申達候得とも、最初よりの儀、御手前按ずるに、平田直右衛門、存し候故、若間違等有之候ては如何候故、御手前招候て申達候由被仰聞候に付、委細奉畏候、べり口番人の儀は、幸役人大勢客館に相詰申候故、其内より見計ひ相詰候様に可申付候、其外のべり口錠を落し、兼ては戸の上を板にて釘しめに被仰付候様に、河内守様へは申上置候得共、板うち付候には及間敷候故、外より釘へに致し、御響應の節、釘を拔用事相違候様に有之候は、差支有之間敷と奉存候に付、甲良左衛門按ずるに、棟梁申談し候處、彌私申達候通、片山三七殿にも申入候て、其通に可仕候、其外竈敷又壁拔候所に、此類の事は輕き儀に候故、得御差圖候にも不及候間、可申付由申來候、此段も乍序申上置候由申達罷歸、

一右番人の儀に付、御留守居中より御馳走夜中川内膳正様牧野駿河守様御留守居方へ手紙にて、客館對客所御番人の儀、兼て直右衛門存寄申上置候通、兩御館伴様より被差出候に不及候、對馬守方より相應に番人差置候様に、河内守様被仰候旨、今朝對馬守様直右衛門に被仰聞候、此段各様迄申遣候様に直右衛門申付候旨申達、

同月廿四日、奥野忠兵衛様御返答、

先頃御尊申上置候魚類の外に、天和正徳共に、被成下候品御留書は可有御座候得共、爲念別帳に記し候て差上申候、御賄代官衆にも御尋に付、寫差出申候、

先日申上候魚類の外、精進物類菓子類、大概左に書付差上申候、

- 一蕪 一大こん 一にんじん 一葉にう 一ねぎ
- 一菜 一牛房 一にんにく 一れんこん
- 一里いも 一山のいも 一すいき 一みやうが
- の子 一せり 一なすび 一さやさゝげ 一さ
- さげ 一のり 一くわゐ 一みる 一うめ 一
- こんぶ 一かんびよう 一冬瓜 一鹽竹子 一

鹽松茸 一けし 一ごま 一からし 一さんせ
 う 一しやうが 一こんにやく 一ざくろ 一
 袖 一いはたけ 一豆腐あけごうふ 一小豆 一
 菜豆 一かうの物なすび、大こん、類、かす漬、又
 はぬか漬、味噌漬にても、一票 一みかん
 一くねんぼ 一かき 一御所がきつりがき 一な
 し 一ふ 一すいくわ 一きんかん 一きく花
 くわし類
 一ふぶき 一待よひ 一霜柱 一山椒餅 一に
 んじん糖 一さんし餅 一かるめいら 一かり
 やす 一ひりやうす 一紅梅糖 一あるへいと
 う 一ようかん 一ういろ餅 一あこや餅
 一かすていら 一票粉餅 一さとうかや 一求
 肥 一まんちう 一うづら焼 一こんべいとう
 一らくがん 一花ぼうる 一大りん 一小りん
 一見どり 一氷砂糖 一みつ漬類 一砂糖漬類
 一焼酒 一あられ 一銘酒の類色々
 炭薪

も可有之候得共、大概兩度の信使の節申上候格
 を以、書付差出申候御扣も可有之候得共、爲念申
 上候、御賄方にも彌被仰付置可被下候、三使より
 上上官迄は、漸六人の事に御座候間、御菓子等被
 相渡候刻は、主水歟織江方にて仕候菓子を御渡
 被成候へかしと奉存候、名目は違不申候ても、其
 品不宜候ては、氣の毒奉存候故、爲念申上候、鬼
 も角も宜敷御差圖可被遊候、以上、
 七月
 同月廿四日
 一奥野忠兵衛様より尋來候手紙贈答左に記之、
 正徳年は、元子三ツ班が幔三じり、布交幕一對、江
 戸客館にて入候よし、此度も右の品入候哉、客館に
 ては何方に用候事候哉承度候、但天和には右の品
 品不相見候、左候得者、此度は入間敷事に存候得
 も、爲念承合候、
 一天和中奉書美濃紙杉原程村類、留書に相見候、朝
 鮮人方の用に入事御座候哉承度候、
 一大坂八幡町にて旅館見分の面々、上上官席冠棚
 并旗鍵掛雨覆好有之旨に候、此儀は先達て其元よ

り御申聞無之に付不申付候、都て宿々旅館に無之、
 兩所計にては半々の事候、江戸客館上上官席にも
 不相見候間、取拂はせ可然由、御用掛衆被申候に
 付、爲御心得申進候、以上、
 七月廿四日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右御返答の手紙左に記之、
 先刻は御手紙拜見仕候、正徳年、元子幔布交幕入
 候に付、此度も入候哉の由被仰下候、正徳年、門
 外下輿の規式に入候品にて御座候、此度門外下
 輿有之間敷候故、入申間敷歟と奉存候、
 一天和年奉書美濃紙杉原程村類御用意の儀、御
 留書に見之申候付、朝鮮人方の用に入申哉の由
 御尋被成候、表向料紙等は御馳走方より被差出
 候様に及承候、若は三使衆内證にて入用有之節
 は、被乞候事も有之候、左様候節は、此方役人共
 より御賄方にて可申達候間、其節用事相達候様に
 被仰付置可被下候、兼て御用意及申間敷候、
 一大坂八幡町にて見分の者共、上上官席冠棚并
 旗鍵掛雨覆好有之旨御聞被成候、此儀は先達て

私方より不申上事故不被仰付候、都て宿々旅館
 に無之、兩所計にては半々の事に思召候、江戸客
 館上上官席にも不相見候間、取拂はせ可然由、御
 用掛衆方被仰候に付、私爲心得被仰下候由奉奉
 存候、宿見分の者相尋ね候得は、大坂にては從
 事賄所對馬守休息所の儀を申候、外には何そ好
 候事は無御座由申候、武器は雨天の節立置候事
 は無之候、大坂八幡共、本堂廣く候故、雨天の節
 は、本堂の縁類に被取入候ても相濟申事故、其通
 申達候由申聞候、大坂八幡計にかきり、雨覆好可
 申様無御座候、曾て入不申候間、覆は被取拂候様
 に可被仰付候、上上官居所冠棚の儀は、對州にて
 も申付候故、所々にて好候由申候、御馳走方より、
 朝鮮人調法に存候品は無之候哉と被尋候故、冠
 棚被仰付置候は、調法が可申候、棚不被仰付
 候は、折釘にても被仰付置可然由申たる事候、
 先日も申上候通、上上官迄は冠着仕候故、冠棚被
 仰付候事難成候は、折釘にても御用意有之方
 可然奉存候、然共不被仰付候ても、其分の事に御
 座候、左様に被思召可被下候、以上、

同月廿六日、朝鮮人の八百屋物菓子類并炭薪渡方の儀、奥野忠兵衛様御賄御代官より御尋に付、別帳に相認、手紙相添遣申候、奥野忠兵衛様にも寫差出、別帳は御賄御代官方の帳面に記之候故、爰に略之、

八月朔日、直右衛門儀、河内守様へ就御用致參上罷歸候刻、松平對馬守様へ罷出、爰許本願寺の下馬札御建被下候様にこの事、口上書相認及暮候故、御用人衆の逢不申、御取次衆へ頼置罷歸、此紙面の趣、兼て河内守様へも爰許様にも可申上旨申上置候由、御取次の申達渡之、委細被仰上帳に記之、同日

一奥野忠兵衛様よりの手紙并返答左に記之、
一信使も勝本迄參候由、追日嘸御取込可被成候、海上順宜、無滯來着の様に御同前存候事御座候、
一先年來朝の節、江戸御賄所へ蟻入候と風聞承之候、左様の事も御座候哉承置申度候、以上、

八月朔日 奥野忠兵衛
平田直右衛門様
御手紙拜見仕候、信使勝本着船の段、脇使承候へ

は、御宿次の御注進不相達候故、御案内も不申上候、
一先年來朝の節、江戸御賄所へ蟻入候と風聞有之候由御尋被成候、左様の儀沙汰有之様には承及候得共、此方には曾て無之事に御座候、虚説と可被思召候、以上、

八月朔日 平田直右衛門
奥野忠兵衛様
同月九日
一松平對馬守の御寄合に付、直右衛門も被召寄、御尋等左に記之、

一苗の儀、岡崎御當地共に、夏苗遣置候處、段々及延引候間、冬之支度には及間敷哉と御尋被成候に付、夏冬差別無御座候ても不苦儀と奉存候由申上、右忠兵衛様御好にて覺書被成、直右衛門名付にて、左の通彼方の書役衆の御書被成、此通被懸御目候、相違は無之歟と御尋故、此通に候由申入候得は、則御役様方へ被差出、
一苗の儀、岡崎御當地ともに夏冬の御支度に及不申候、御用意苗いつれにても不苦儀に奉存候、

八月九日

平田直右衛門

同月廿二日、松平對馬守の御留守居鈴木左次右衛門持參の書付左に記之、

朝鮮人江戸の通り、大坂殘人數の覺、
一三使 上上官三人 一上判事三人 一學士一人 一上官三十二人 一次官十人 一中官百四十四人 一下官百六十九人 合三百六十五人江戸の通、内三人は先達て御鷹御馬に相附參る、依之信使參着の節は、三百六十二人罷越候、

一次官三人 一中官十六人 一下官九十一人 合百十人 都合四百七十五人
右の通に相極候由、對馬守方より申越候に付、御案内申上候、以上、

宗對馬守内
鈴木左次右衛門

八月 御用掛様の一通

九月十六日、奥野忠兵衛様の返書、
客館火の許の儀、前にも兼て通詞下知役并通詞の者の申付、朝鮮人居所晝夜立廻り、火元念入申候、尤通詞の者共不寐番申付候、其外の役人共も不絶立廻り、火用心の儀申付候、

同月十七日同斷、

昨日被仰聞候は、來廿日御用懸様本願寺の御出被遊候間、私にも罷出候様に被仰聞候と覺候得共、御苗敷様は、昨日御代官衆申談候由申上候得は、左候は、罷出に不及候由被仰候様にも存候故奉伺候、乍御六敷被仰知可被下候、

同日忠兵衛様より再答の御手紙左に記之、
今日の爲御報御手紙拜見、御紙面の通可申達候、且又來る廿日、本願寺御用掛中見分に付、御出可被成哉の旨、昨日承候へき、苗敷様等も御賄方御申談候間、其元御出には及申間敷哉の旨承知致し候、十九日登城いたし、御用掛衆の承、從是可申進候、以上、

九月十七日 奥野忠兵衛
平田直右衛門様

同月十九日、奥野忠兵衛様の左の手紙遣之、
以手紙致啓上候、昨日は得貴意珍重奉存候、其刻申上置候三使臺所遣用水溜、中官下官居所水溜の數大概吟味いたし、別紙に注文書仕差上申候、昨日委細下野守様の申上候得は、今朝書付其許

様迄差出候様に、早速御差圖可被成由被仰聞候故差上申候、其外徳本寺の儀をも申上置候、今日御相談可有之と奉存候、宜御相談奉願候、以上、九月十九日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

覺

三使臺所の前に、水溜一 但水十五荷入、桶にても船にても、たけ高く候ては、水汲にく、可有御座候間、水汲よく候様に雨おほひ替りふたにても有之可然候歟、外に有之候故、雨入可申と存候、是は桶にて水入候様に、

中官居所 水溜二 右同斷、 内一は桶にて水入候様に

下官居所 水溜川 右同斷、

右の通候、何方へ成共被仰付被下候様にと奉存候、被仰付候御方、すね所等可申談候、以上、

九月

宗對馬守内 平田直右衛門

右の返事手紙左に記之、

御手紙拜見、然は昨日下午野守の御申聞候由、三使臺所并中官下官居所水溜注文書被遣之、受取申

候、御紙面の通今日申達、用意可申付候、其外徳本寺の儀をも御物語有之由、此儀今日承届可申候、私儀此間本願寺より不快にて罷歸、昨日は内寄合わ罷出候に付、不懸御目候、以上、九月十九日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月廿日

一御用掛の御面々本願寺座廻御見分相濟、御寄合所の御列座にて、本願寺門出入の儀に付御書付一通、松平對馬守様直右衛門の御渡被成候に付、御書付の趣奉長候由申上る、其外何角御尋事等有之、相應に御答申上る、御渡被成候御書付被仰出帳に記之候故、爰に略之、

一御徒目付荒川權六郎殿の直右衛門出會候に付、申達候は、此間御醫師林良以様、朝鮮人の御對談の節、茶たばこ御菓子等出之、若隙取候程に御座候は、輕御料理御吸物御酒等、駿河守様方より御出し被成候様にとの儀、河内守様御用人衆内意の趣、私方より駿河守様衆の申通候に付、彼方にも其通被相心得候由に候處、御自分様良以様御出の節、御同

道被成候て、茶たばこの外不被差出様にと、駿河守様御役人衆の被仰達候由致承知候、又重ても御出可被成候故、右の趣に御心得被成可然と奉存候由申達候處、權六郎殿御返答に、左様の譯委承不申候、爰元罷出候に付、稻生次郎左衛門被申聞候は、茶たばこの外何ぞ出候義は無用に候間、其通心得候様にこの事故、右の通申達候、被入御念被仰聞、致承知候との事也、

同月廿五日

一備中守様又々被仰聞候は、御用意も段々首尾好無間違相調、一段の儀に存候、乍然此上本願寺火の用心の儀無心元候、随分念入候様に有之度候、且又行規方別て念入候様に、近日西の門に張紙出し可申候由被仰聞候に付、致承知候、被入御念御事に御座候由、相應に御挨拶申し罷歸、

一今朝奥野忠兵衛様へ左の手紙遣之、夜前の御返答致拜見候、徳本寺の儀、兼て不申上候由被仰下候、此儀は松平對馬守様へ申上候故、御作事方の御差圖有之候て、役人衆被引取候事に御座候、然處疊は御作事方より被敷置候に相見、被揚取

候由昨夕承候故、驚候て爲申上事に御座候、天和にも御馳走方より被敷候事は無御座候、公儀より被仰付候ゆへ申上候間、左様被思召可被下候、御取込可被遊候間、御報に不及候、以上、

九月廿五日

平田直右衛門 奥野忠兵衛様

以上、享保己亥信使記録、

通航一覽卷之六十九終

通航一覽卷之七十

朝鮮國部四十六

○信使着館并滯留中御扱 寛延度

寛延元戊辰年信使着府前、あらかしめその滯留中、非常心得方、及び消防等の事を命せらる、

延享四丁卯年十二月十日

來夏朝鮮人東本願寺逗留中、若近所出火有之、立退候程に候は、

築地本願寺 谷中感應寺 同所瑞輪寺

西久保天徳寺

右四ヶ寺之内、風並次第退ヶ候筈候之間、被得其意火消役御使番にも、兼而可被相達置候、

十二月

右書付、御目付の雅樂頭按ずるに、老中渡之、

寛延元戊辰年三月

細川越中守 松平阿波守 火消役

右東本願寺邊、若出火候は、欠付候様に申渡候、町人足も欠付候筈に候間、消防之儀に付、相互に争

等無之様可相心得旨、火消役并右兩人家來へも可被達置候、尤町奉行へも申渡、

町奉行に

東本願寺邊、若出火も候は、町人足欠付候様に先達而申渡候、火消役并上野、淺草御藏火之番之面々家來も、欠付候筈に候、消防之儀に付争等無之様に相達候之間、町人足にも右之趣、急度可被申付候、同年四月十七日

朝鮮人來朝御用掛

御作事奉行

御目付に

御使番

東叡山

淺草御藏

細川越中守代 松平阿波守代 佐竹右京大夫 南部大膳大夫

右之通被仰付候に付、先達而越中守阿波守に相達候通、朝鮮人御用相濟候迄、下谷淺草邊若出火之節、人數差出、小火之内鎮候様に、右京大夫大膳大夫に申渡候、

松平安藝守 松平大炊頭 松平出羽守

右淺草邊、東本願寺近邊又は柳原外、出火と見請候者、柳原藤堂和泉守屋敷前に早速人數可被差出候、

彼所の御使番罷越可被差圖之間、差圖通火防可被申付候、

右之趣相達候間、可被得其意候、享保四年朝鮮人來朝之節、松平右衛門督、松平淡路守、松平土佐守に相達候節之通、可被心得候、

四月

右書付、御目付、御使番の、雅樂頭、水野壹岐守按ずるに、若年寄水野忠定、渡之、以上、大成令續集、

寛延元年三月七日酒井雅樂頭相渡、

細川越中守

一下谷筋、淺草邊若出火に而、東本願寺へ風筋あしき時は、人數差遣、小火之内鎮り候様、可申付候事、一自身は勿論、人數大勢揃出候儀に而者曾て無之、上野へ差出候人數之内、先番之もの少々、出火之場所欠付候様、可致候、定火消三組欠付候筈に候間、三組共に欠付候は、差出候人數上野へ成共、屋敷成とも、勝手次第引取可申事、右者、此節より朝鮮人、御用相濟候迄之儀に候、勿論本願寺近所、常々人數廻らせ候儀は、曾而不及候、以上

松平阿波守

三月 一下谷筋、淺草邊若出火に而、東本願寺風筋あしき時は、人數差遣し、小火之内鎮候様、可申達候事、一自身は勿論、人數大勢差出候儀に而は曾而無之、淺草御藏に、差出候人數之内、先番之者少々、出火之場所へ欠付候様可致候、定火消三組欠付候筈に候間、三組とも欠付候は、指出候人數淺草御藏にたりとも、屋敷成とも、勝手次第引取可申事、右は、此節より、朝鮮人御用相濟候までの儀に候、勿論本願寺近所、常々人廻らせ儀には、曾而不及候、以上、

火消役

一當夏朝鮮人來朝に付、此節より朝鮮人歸國迄之内、若東本願寺近邊出火候は、早速三組かけ付、消防可被致候、其方とも欠付不申内者、上野并淺草御藏火之番より上野淺草に差出候人數之内、出火之場所欠付させ、其方とも三組共に欠付候は、右人數は引取候様申渡候間、可被得其意候、 三月 同年六月十五日同人相渡、

松平安藝守

淺草邊東本願寺近邊出火候は、人數差出候様、先達而相達候得とも、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月

松平大炊頭

淺草邊東本願寺近邊出火候は、人數差出候様、先達而相達候得とも、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月

松平出羽守

淺草邊東本願寺近邊出火候は、人數差出候様、先達而相達候得とも、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月

佐竹右京大夫

朝鮮人御用相濟候迄、下谷、淺草邊若出火之節、人數被差出候様、先達而相達候得共、朝鮮人發足に付、不及其儀候間、可被得其意候、

六月

南部大膳大夫

朝鮮人御用相濟候迄、下谷、淺草邊若出火之節、人數被差出候様、先達而相達候得共、朝鮮人發足に付、不其儀候間、可被得其意候、

火消役

朝鮮人歸國迄之内、若本願寺近邊、出火候は、三組欠付消防被致候様、先達而相達候得共、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月以上、令條錄、

寛延元年、火防柳原邊迄、

三拾壹萬、松平大炊頭、四拾貳萬、

五千石、松平大炊頭、六千石、

松平出羽守、柳原邊迄、

萬六石、

信使滞留中、御用掛り詰合及び見廻りの輩、衣服等の御書付を出さる、また老中以下しはは着府前、道筋の見分あり、

寛延元年三月、朝鮮人旅館に相詰候面々裝束之儀、

一於旅館三使に對面之面々、寺社奉行稻葉丹後守、

御馳走人戸澤上總介、伊東修理大夫、大目付河

野豐前守、御勘定奉行逸見出羽守、

右五人太紋に對面之事、

但着之日、御饗應相濟而對面可有之候間、御饗應

之節より可爲大紋候、若着之日、御饗應無之對面

迄に候は、追而御饗之節者、半袴可有着用事、

一相詰候而も對面無之面々、可脱^カ爲半袴候事、

一上使之節御馳走人、御用掛も大紋可有着用候、御

目付并堀江荒四郎者、勘定吟味役、御可爲布衣事、

但御暇に付、上使之節、稻葉丹後守者御返簡之取

次相動候に付、衣冠着用之事、

一右之外、上使之席に罷出分者、半袴可有着用

事、

一平日者、何も半袴可有着用候事、

一發足に付、御饗應發足之朝に而も、又者前方に饗

應有之候共、何も半袴、尤發足之節も可爲半袴事、

以上、

三月

寺社奉行

朝鮮人江戸着之日歸國之日、稻葉丹後守、外に兩人

東本願寺に可被相越候、且又逗留中毎日申合、一人

宛旅館爲見廻可被罷越候、衣服可爲麻上下候、丹後

守外者惣而不及裝束候、

三月

町奉行一人

朝鮮人着之日、芝口邊迄相越、品川より出駕之注進

を以て、先達而町並巡見有之、直東本願寺に可被罷

越候、朝鮮人東本願寺着已後登城無恙候段、老中

可被申聞候、若退出以後に候は、御側衆迄其段被

申達、雅樂四方にも可被申聞候、尤月番者可被相

殘候、諸事享保四亥年之格に、可被心得候、

按するに、この間見出し御目付の四字脱せしなるへし、

一朝鮮人東本願寺逗留中、毎日一人宛旅館に爲見

廻可罷越候、中山五郎左衛門、神尾市左衛門儀別に

見廻り候に不及候、按するに、この或人は、御用掛たるによりて成へし、申合一人

宛可被罷越候、尤半袴可有着用候、

三月

一朝鮮人江戸着之日、芝口邊迄、御徒目付、御小人

目付召連相越、品川より出駕之注進以後先達而町

並道筋巡見、直に東本願寺に可被罷越候、河野豊前

守も右之通、巡見直に本願寺に相越候様申渡候間、

可被相談候、上使之日、御饗應之時、歸國之日、席兩

人共に相詰、上使之日は布衣可有着用候、其外者可

爲半袴候、

三月、以上、令條錄、

寛延元年三月、掛之御目付兩人、朝鮮人江戸着之

日芝邊迄御徒目付、御小人目付召連罷越、品川より出駕之注進を已後先達而町並筋巡見、直に東本願寺に相越候様可有之候、上使之時節並歸國之日者、兩人共に相詰、上使之日者布衣可着用候、朝鮮來朝聘詳録○按するに、この書前記大同小異なれば、しほらく存す、

寛延元年五月十五日、御黒書院御勝手

寺社奉行 稻葉丹後守

大目付 河野豊前守

御勘定奉行 逸見出羽守

右被召出、朝鮮人支度之儀御尋有之、御徒方萬年記、寛延元年

酒井雅樂頭

右朝鮮人道筋兩度見分有之、

組中召連 町奉行 能勢肥後守

同斷 馬場讃岐守

右就同斷度々道筋見分、

御先手 長田山城守 河野中右衛門

道奉行 堀田源右衛門 松平惣十郎

御目付 中山五郎左衛門 神尾市左衛門

右就同斷道筋度々見分有之、

御徒目付 中村源十郎 伴勘七郎

勝田彌十郎 河内忠次郎

右就同斷度々道筋見廻可申事、

一朝鮮人に付、江戸町屋抱屋敷等迄も、茅葺、板葺、等に而も見分不宜候に付、葺取繕候様にと、町奉行所に而奈良屋市左衛門に申渡有之、

佐久間町後明地 百二間に十三間半

天文屋敷東通り明地 三十九間に十三間

新橋馬場明地 九十間に四十八間

右之通、伊奈半左衛門より、豊島町秋田屋與兵衛に申付、小屋相建、寄集候人馬の之焚出共に有之由、同年五月

酒井雅樂頭 稻葉丹後守

河野豊前守 逸見出羽守

中山五郎左衛門 神尾市左衛門

右本願寺に罷越、着前に付諸事見分有之、

町奉行 能勢肥後守

品川迄着之日罷越跡拂、

御馳走 戸澤上總介 伊東修理大夫

同斷に付、本願寺に罷越出迎、以上、朝鮮來朝記、

五月二日、献上の御鷹馬着府す、考證の書に、御鷹の事見之推考して

寛延元年五月二日、朝鮮國より献上之御馬江戸着、

栗毛一匹八歳 鹿毛一匹同 一匹〇〇 青毛三匹

十歳、八歳、 曲馬栗毛十歳 鹿毛九歳

右之馬差添候官人姓名

次官理馬 張唱宮○中官小通詞 朴通事、張世

明○下官 李差式、崔秋成、鶴林求聘詳録、

同月廿一金信使者館あり、

寛延元年五月廿一日、

一、朝鮮人不殘、品川東海寺を淺草本願寺迄到着に付、早朝より大目付河野豊前守、御目付中山五郎左衛門、自注、二人共途中見分直に東海寺に赴き、三使發足を見て本願寺へ至り、町奉行は馬場讃岐守、能勢肥後守、自注、務與力、同心を率而、芝口御門より按するに、芝口御門は、享保九年正月焼失、已後廢せらる、今の新橋是なり、この書誤れり、

道筋巡見し本願寺へ来る、

道筋見廻り之面々、

大目付河野豊前守 町奉行馬場讃岐守 同能勢肥後守 御目付中山五郎左衛門、御徒目付等

右之面々は、芝泉岳寺より本願寺迄、道筋見廻り勤之、其外町奉行與力同心も道筋見廻り、町中之作法等申付之、

寛延元年五月廿一日

一同朝兼而之命によりて、寺社奉行稻葉丹後守、勘定奉行逸見出羽守、且林大學頭、同圖書頭自注、麻本願寺に相詰、寺社奉行も來居、

淺草御門警固、

六郷伊賀守 本多帶刀 大久保傳藏以上鶴林求聘詳録

一朝鮮人來朝之節、往來并品川より東本願寺迄道筋、

芝車町大木戸より通町通り、芝口橋、京橋、日本橋、本町三丁目、大傳馬町通り、旅籠町より、通り油町、横山町通り、同朋町、淺草御門茅町、鳥越橋、按するに、この橋、淺草御藏前、御藏前、黒船町、觀音雷門通り、東中町、田原町、報恩寺前より東本願寺に、歸國之節右に同じ、

寛延元年、芝大木戸より本願寺まで道固

幕政の釘貫 元大木戸より 百人組頭横田勘右衛門 〇濱松町貳丁目迄 百人組與力十八騎同心九拾五人

一組
同丸の内堀業紋付
一十五町程 濱松町一丁目より 同諏訪内膳○
京橋迄 百人組與力同心同斷同斷、但京橋明地一
丁程、宇田川丁一丁程之積にて、二十町、
同丸に花菱
一十一町程 京橋一丁目より 御先手青木與右
衛門○室町三丁目角迄 御先手與力同心一組
同丸星
一同 本町三丁目角より 同櫻井七右衛門○淺
草御門内迄 同斷、
同上可藤
一同 淺草茅町一丁目より 同鈴木佐太夫○堀
伊豆守中屋敷脇 同斷
同車輪
一同 諏訪町より 同榎原大貳○崇福寺角迄
同斷、但百人組一組、與力、拾八騎、同之積にて二組、御
先手一組 與力、八騎、同之積にて四組、
歸國之節も右同斷、
一淺草本願寺旅館 六萬八千石出羽新庄、戸澤上總介
五萬石、日向飯肥、江戸より百拾里餘、戸澤上總介
より三百四拾里、伊藤修理大夫
辰五月廿一日着、六月十三日歸國出立、
御賄御代官 船橋安右衛門、野呂猪右衛門、戸

田忠兵衛、近藤七郎左衛門、朝鮮來朝記、
寬延戊辰、朝鮮人來朝姓名號略、
正使 通政大夫吏曹參議知製教洪啓禧、字純甫、
號澹窩南陽人、年四十六○副使 通訓大夫行弘
文館典翰知製教兼經筵侍讀官春秋館編修官南泰
著、字洛叟、號竹裡、宜寧人、年五十○從事 通訓
大夫弘文館校理知製教兼經筵侍讀官春秋館記註
館曹命采、字疇卿、號蘭谷、昌寧人、年四十九○上
上官三員 僉知朴尙淳、字子淳、號竹窓、年四十九、
僉知、玄德淵、字季深、號疎窩、年五十五 僉知洪
聖龜、字大年、號壽巖、年五十一○上判事三員 僉
正鄭道行、字汝一、號靜庵、年五十五 訓道李昌基、
字大卿、號廣灘、年五十三、主簿金弘詰、字聖叟、
號葆真齋、年三十四○製述官一員 典籍朴敬行、
字仁則、號矩軒、年三十九○正使書記 奉事李鳳
煥、字聖章、號濟庵、年三十九○副使書記 奉事李
逅、字子相、號醉雪、年五十九○從事書記 進士李
命啓、字子文、號海泉、年三十五○次上判事二員
黃大中、字正叔、號蒼崖、年三十四 副司猛、按する
誤脱あり、玄大衛、字穉久、號長湖、年三十一○押物

判事四員 判官黃岳成、字大而、號敬庵、年五十
四、僉正崔鶴齡、字君聲、號芳湖、年三十九、主
簿崔壽仁、字大來、號美谷、年四十 判官崔嵩齋、
字如高、號水庵、年五十九○良醫 趙崇壽、字敬老、
號活庵、年四十四○醫員二員 趙德祚、字聖哉、
號松齋、年四十、金德崙、字子相、號探玄、年四十
六○寫字官二員 同知金天壽、字君實、號紫峯、
年四十、護軍玄文龜、字者叔、號東岩、年三十八
○書員 主簿李聖麟、字德厚、號蘇齋、年三十○正
使軍官七員 學士官可註、此洪海、同知白輝、昌城
府使趙東晉、竹山府使全桂岳、監察李伯齡、即
應李鴻儒、同知金壽鼎 ○副使軍官七員 即應
南行明、司果尹世佐、宣傳官田醫國、宣傳官李摘、
宣傳官李邦一、內乘李逸齊、僉知林世載○從事
軍官三員 司果李喜春、咸陽府使李桂國、以上
爲上官○別破陣二人、馬上才二人、理馬二人、伴
倘三人、騎船三人、右爲次上官○都訓道三人、卜
船將三人、禮單直三人、廳直三人、警纏直三人、小
通事十人、小童十六人、三使奴子六人、一行奴子
四十六人、吸唱六人、使令八人、吹手十八人、刀尺

六人、炮手六人、蕪奉持二人、節鉞奉持四人、旗手
八人 右爲中官○騎卜船沙二十四人、其他下官
員、通計、四百八十人、和漢筆談、蕭風編、
朝鮮來朝記
寬延元年五月廿一日、未刻江戸着京より、十八日振
旅宿淺草本願寺、官中要錄、
寬延元年、朝鮮人逗留中御馳走馬附、鞍置馬、
一十二疋 拾五萬石老中酒井雅樂頭○一八疋 拾萬
石同堀田相模守○一四疋 五萬石 同松平右近將監○
一三疋 三萬石同西尾隱岐守○一三疋 六萬石同秋
元但馬守○一疋 壹萬五 若年寄本多伊豫守○一
疋 壹萬五 同水野壹岐守○一疋 壹萬五 同板倉佐渡守
○一疋 壹萬五 同堀田加賀守○一疋 壹萬石同
加納遠江守○一疋 壹萬石同堀式部少輔○一三
疋 貳萬三 同三浦志摩守○一疋 壹萬石同戶田淡路守
○一五疋 七萬石奏者番松平主水正○一四疋 貳萬石
同松平備前守○一四疋 五萬石同松平紀伊守○一三
疋 三萬石同朽木土佐守○一三疋 三萬三 同永井伊
賀守○一三疋 千石 同内藤大和守○一三疋 三萬五
同牧野因幡守○一二疋 千石 同小出伊勢守○一一
疋 壹萬六千 同小堀和泉守○一二疋 貳萬石同松平宮

内少輔〇一二正 壹萬石同井上遠江守〇一三正
百石八同金森兵部少輔〇一二正 貳萬石同酒井山城
守〇一二正 壹萬石大御番頭有馬備後守〇一一正
壹萬石同遠藤備前守以上、柳營拾遺集、

五月廿二日、きのふ信使着府により、上使として老中
酒井雅樂頭忠知、本多伯耆守正珍、
有徳院殿より、西尾隠岐守忠直、
後明殿殿より、秋元但馬守涼朝をかの旅館に遣はさ
る、昨今のうち、客館にて、御覽願あり
しなるへけれども、今所見なし、

寛延元年五月廿二日、
上使 酒井雅樂頭、本多伯耆守
大御所様より上使 西尾隠岐守
大納言様より上使 秋元但馬守

右者、昨日朝鮮人三使着に付被遣之、御徒方萬年記、
寛延元年
一朝鮮人旅館東本願寺に、爲上使酒井雅樂頭本多
伯耆守、大御所様より西尾隠岐守、大納言様より
秋元但馬守相越、塔頭源隆寺に立寄裝束着之、自注、
重なる、太刀、源隆寺へ宗對馬守其外御用懸先達而罷
越、

一上上官三人三使之跡に従ひ、下段東之方に有之、
但上使玄關へ出迎候節、上上官等三使之後に立
並、上使三使は上段へ通り候時は、北之縁類東之
方罷有、
一稻葉丹後守、逸見出羽守は庭中上使之跡に従ひ、
下段西之埋園際より順々立並、上使三使二揖相濟
而着座、
一上使供之布衣着之者、刀持共に五人宛上使に従
ひ玄關へ上り、北之縁類西之方罷在、
一御目付兩人、上使之跡より玄關の上り縁類通東
西に罷在、
一上使宗對馬守へ會釋有之而上段へ上る、上意可
申渡旨申渡、對馬守三使之側へ進み、于時申渡さる
る趣、「信使、遠境來朝之儀、太儀被思召候、依之御
使被成下之旨也、右之趣對馬守に申渡之、對馬守承
之、少し退き上上官を呼、上座之上上官一人上段に
上る、上意之趣對馬守申渡之、上上官三使之側へ進
み、三使の銘々に上意之趣傳之、重而上使者、對馬
守へ會釋有之、上意可申渡旨申聞、對馬守上使之側
へ進む、此節之上意之趣は、「國王、安寧に被在之哉

一本願寺塀重門より書院式臺際迄十間程之所、塀
重門之外にも五六間之間、薄縁敷之、
一雅樂頭其外源隆寺より歩行に罷越、布衣并草
履取拿持白張着召連、
一御目付二人布衣、塀重門之外左右に出迎、
一宗對馬守衣冠重を着太刀を帶、稻葉丹後守、河野
豐前守、逸見出羽守各大紋、庭中西之方中程迄出迎
ふ、上上官貳人東之方に罷出、上使會釋有之而、西
之方に宗對馬守、御馳走人二人東之方者上上官貳
人、上使先達而玄關上り、對馬守御馳走人は縁類西
之方、上使之後口開之、上上官は同所東之方三使之
後へ開之、稻葉丹後守、河野豐前守、逸見出羽守者
上使之跡に従也、
一三使縁類東之方へ出迎、上使三使互に一揖有之、
上上官壹人三使之後に従ふ、上使者西之方、三使者
東之方、順々に立並上段へ上る、上段に而も上使は
西之方、三使は東之方、齒之前に而互に二揖有之、
各齒に着座、
一宗對馬守御馳走人、玄關より三使跡に従ひ、下
段西之方上段際に立並、上使二揖相濟而着座、

之旨、被開召度之段、右之趣、對馬守へ雅樂頭申渡
之候而、對馬守承之少退き上意之趣上上官に對馬
守申渡之上上官三使之側へ進み、如最前銘々に、上
意之趣傳之、過而對馬守上段下より二疊目西之、方
上上官は同所東之方へ退き罷有、此節小童一人人
參湯持出畢る、
一三使、上上官を招き、上上官最初三使上意を傳候
所へ出る、道中御馳走岡崎へ、上使之御禮等申上
之、上上官少退き最前上意を承候處に而、對馬守へ
右之御禮達之、對馬守最初上上官へ上意を傳候處
に而承之、上使に申達之、上使挨拶有之則其旨を最
前上上官對馬守上意を申渡候所にて、上上官へ對
馬守申達之、上上官最初上意を承候處にて三使之
側へ進み達之、對馬守上上官は上段東西元之席へ
退く、
一上使對馬守へ會釋有之而、三使御請之儀申達之、
對馬守其旨上上官へ申渡之、上上官承之三使側へ
進み達之、則三使御請申上之、上上官少退き最初上
意を承候所にて、對馬守へ三使御請之節上上官達
之、對馬守最初上上官へ上意を傳候處にて承之、三

使御請之趣上使へ對馬守申傳之、相濟而對馬守上
 上官下段元之席へ、退く、
 一上使三使座を立齒の前にて二揖有之、此時上上
 官一人上段へ上り、如最前上使と三使之中程へ罷
 出、三使同前に二揖して下段へ退く、上使三使如初
 東西に立並ふ、退出、三使出迎候所迄送之、上使、三
 使互に一揖有之、宗對馬守、御馳走人上上官二人先
 立、一揖之間立關式臺東西に立留り、庭中最前出向
 候場迄送之、對馬守御馳走人は西之方、上上官は東
 之方へ開之、上使之刀持其外布衣着之者上使之跡
 に從ひ罷出、
 一稻葉丹後守、豊前守、出羽守者、上使退出先達之、庭
 中最前出迎候所に罷出有之、
 一御目付者、上使退出、先達而塀重門外左右最前出
 迎候所迄送へ候所、
 一上使供之者、布衣着五人徒士以上麻上下其外白
 張着召連之、
 但布衣白張着之者は、先達而本法寺迄差遣、夫よ
 り召連之傘は朱傘白袋を懸け爲持候事、
 朝鮮人好物之覺、

一牛、猪、鹿、家猪、鶏、雉子、鴨、王子、鯛、鮑、鱈、か
 ど、鱒、さばら、鮪、伊勢海老、蟹、蛤、右之外、鳥肉之
 類厚味之物別而好申候、惣而生魚之類給申候、鹽魚
 又者川魚給申候得共、餘り好み不申候、
 一大根、わけぎの類、芹、牛房、椎茸、ちさ、薯蕷、蕪、
 茄子、菜、油あげ、海松、若和布、右之外、海藻、野菜、
 干物之類大概給申候、
 一西瓜、柿、梨子、蜜柑、久年母、柚、葡萄、瓜、右之水
 菓子之類、別而好み申候、
 一にうめん、そば切、饅頭、餅類、やうかん、あるへ
 い、こへうとう、龍眼、りちい、氷砂糖、白砂糖、かす
 ていら、砂糖漬、蜜漬、右之分好み申候、其外菓子
 大概給申候、
 一古酒焼酎、右之外酒等大概給申候、御尋に付
 書付差上候、朝鮮人によつて嫌申者も可有御座候
 得共、右之品者惣而好み申物にて御座候、料理、あ
 つき物を嫌、大概ぬるき、物を好み申候、以上、
 月日 宗對馬守内
 平田直右衛門
 杉村三郎左衛門
 一鶴、鯉、すばん、右者朝鮮人以前は給不申品之由

御座候得共、今程者給申者も可有之由及承候、以上、

○按するに、この事滯留中
 御座の因われは、右

右 兩 人鶴林求野詳録、

通航一覽卷之七十一

朝鮮國部四十四

○信使着館并滯留中御扱 明和度
文化度

明和元年甲申年、朝鮮國信使着府前、かねて非常心得等
 の事命令あり、

寶曆十三癸未年十一月十三日

松平大膳 大夫
 佐竹 次郎
 小笠原伊豫守

淺草邊東本願寺近邊、又者下谷柳原外出火と見
 請候は、柳原藤堂和泉守屋敷前々早速人數可
 被差出候、彼所に御使番罷越可差圖候間、差圖之
 通火消可被爲候、

右之趣相達候間、可被得其意候、延享五辰年朝鮮人
 來朝之節、松平安藝守、松平大炊頭、松平出羽守に
 相達候節之通、可被心得候、

十一月十三日

寶曆十三年十一月廿六日

通航一覽卷之七十終

御先手 笹本勅負佐忠省
朝鮮人來聘程近に付、晝夜相廻怪敷者召捕、町奉
行に可相渡候、累代武鑑、
寶曆十三年十二月

御目付

朝鮮人東本願寺逗留中、毎日壹人宛旅館に爲見
廻可被相越候、太田三郎兵衛、曲淵勝次郎儀別々
見廻に不及候、按ずるに、この兩人は御用掛たるによりてなるへし、申合壹人宛
可罷越候、尤半袴可爲着用候、
十二月、天明集録

明和元年正月廿七日、左之書付、御目付太田
三郎兵衛申達之、

當年朝鮮人東本願寺逗留中、若近所出火有之立
退候程之儀候は、築地本願寺、西の久保天徳
寺、駒込吉祥寺、本郷丸山本妙寺右四ヶ寺之内、風
並次第退け候筈に候間被得其意、火消役御使番
衆にも兼而可被達置候、

同年二月十七日、
一今日右近將監 按ずるに、老中松平武元、良阿彌を以、御目付御
使番の朝鮮人逗留中、本願寺近邊出火之節、右近將

監松平攝津守 按ずるに、若年寄松平忠恒、出馬被成候間、其段可相
心得旨書付被相渡候由、以上、柳營日記、

明和元年

一正月八日朝鮮献上之鷹江戸着、
一二月三日朝鮮献上之馬五疋到着、
二月十六日信使江戸に着す、同十八日老中松平右近
將監武元、松平右京大夫輝高、かの旅館東本願寺に上
使たり、

明和元年二月十六日信使旅館に着、

一朝鮮人江戸着道筋、芝車町大木戸より通り、芝
口、京橋、日本橋、本町三丁目、同四丁目、大傳馬町
通り、通旅籠町より通油町、通鹽町、横山町通り、
同朋町、馬喰町、淺草橋御門、茅町、瓦町より鳥越
橋、御藏前通、黒船町、駒形町、觀音雷神前通、東仲
町田原町報恩寺前、崇福寺前より、東本願寺へ入、
栗岡淺井、

明和元年二月廿六日、按ずるに、この書日次を誤れり、朝鮮人來朝、此
日江戸入、前宵より今朝迄雨天、上上官馬上に而各
桐油雨褙着、下官等は坊主合羽、笠の上へ油紙にて
笠なりの油紙をかけ、龍虎の昇はしほり、其外みな

雨紙を懸る、小雨たるをもて中に雨具をも取たる
もあり、和世説、

明和元年、淺草本願寺旅館、

五萬石毛利能登守日ヶ嶽
六萬石加藤遠江守下谷
御助御 辻源五郎、吉田久左衛門、宮村孫左衛門、青
山市左衛門朝鮮人來朝之記、
加藤遠江守泰武、寶曆十四年甲申二月、朝鮮人來
聘、於江戸淺草本願寺蒙可饗應之命、改選諸家體、
明和元年

一韓使一行の中に、軍官の徐有大と云人殊に大力
にて人を惡殺すること魔の如し、拳を以て一たび
擊は人立所に死すと、傍なる韓人云りけるも、多力
の人と見へたり、總て一行四百餘人いづれも吾國
の人に比すれば、一段長高く大力にて皮膚厚く胸
廣く、兩乳の間遠し、これ其土地の然らしむる所に
して、一國の人皆此のことと思はる、人を擇て來
るにはあらず、然れば外の人も何とやらん、吾國の
人より臂力すぐれたるやうに覺ゆ、しかし相者の
言をきくに、韓人はすへて指甲薄し、勇力の相に非
すと云り、人々多力なるにもあらざるへし、

一浪華にても江戸にても、客館人に一度つゝは改
し饗應を行はせらる、事也、しかるに、日本にて饗
應の事を、振舞といへる事を、かねてより彼國の人
聞及び、學士書記などの思へるには、振舞と、饗應
の時は必舞樂を奏するなり、然るに、今舞樂のなき
は禮の衰へて略せるなりとぞ、振舞の義は左にあ
らざるへけれども、韓人は此態度をなすもさること
なりと、魯堂の物語れり、金龜雜話、

寶曆年信使之時、
一毛利能登守様より御用意、
黃純子暖簾三下り 上上官○絹布交同五下り
内壹下り 上判事○内壹下り 製述官○内壹下
り 押物判事○内壹下り 次判事○内壹下り
軍官拾七人○淺黃絹同壹下り 別破陣より次官
迄、

一加藤遠江守様より御用意、
赤地純子暖簾三下り 上上官○紺絹同上 書記
番員○花色絹同壹下り 寫字官醫師○紅同貳下
り 中官入口○木綿皿砂同壹下り 下官入口○
絹布交同壹下り 軍官拾七人○淺黃絹同壹下り

別破陳より次官迄、
一享保延享兩度とも聘使住居所にも暖簾有之、小野某留書、

明和元年二月十八日

上使 松平右近將監
松平右京大夫
三 使 ね

右者一昨十六日着に付、被遣之、柳營日記、

明和元年二月十八日、
一朝鮮信使到着に付、東本願寺に上使、右近將監、右京大夫衣冠重太刀檜扇、宗對馬守、衣冠重太刀帶、松平和泉守、按ずるに、御用掛加藤遠江守、毛利能登守、大井伊勢守、一色安藝守、按ずるに、大井伊勢守、御用掛勅定奉行、各大紋庭中西之中程迄出迎、上上官二人東方之方へ罷出上使會釋有之、對馬守、上上官二人上使に先達階上へ上り西東へ開く、三使縁類東之方へ出迎、上使、三使互に一揖有之、上上官一人三使之後にしたかふ、上段に而上使は西方、三使は東之方互に二揖有之各酋に着座、上上官三人三使之跡に從ひ下段東之方に有之、上使供之布衣着之者刀持

とも五人宛上使に從ひ階上へ上り上段西之縁類に罷在、上使、宗對馬守に會釋有之而對馬守上段へ上る、上意、可申渡旨申付、對馬守上使之側に進む、于時信使遠境來朝し太義に被思召候、依之御使被成下旨、對馬守に右近將監申渡、對馬守上上官に申渡、上上官三使之側へ進み銘々上意傳之、上使重而此節、國王安寧、被在之哉之旨被聞召度段申渡、如前傳達、此節小重人參湯持出之、三使上上官を招道中御馳走岡崎に上使之御禮申上之、對馬守承之上使に申渡之、三使御請之趣上使に對馬守申傳之、對馬守上上官下段へ退く、上使、三使座を立二揖有之而上使三使如初東西へ退く、三使出迎候所迄送之、對馬守、御馳走人、上上官二人先立一揖之間階下東西に立留り庭中最前出迎之場迄送之、上使召連供之者、布衣着五人近習之者五人鬘斗目麻上下着之、其外白張着四人召連候、御日記、

同十三日軍官以下に御料理を賜はる、

文化八辛未年三月廿九日、朝鮮人對州へ着岸す、片山氏筆記、

聘禮の期、文化八年五月と定りしかば、其年のはしめに各對州へ趣く、按ずるに、御用掛の輩をさす、此時對馬の國主は對馬守義功、嫡男にして、對馬守義質と稱して、自此時、義質主歲十一歳、官年の十六歳其進退成人も及ばず、沙汰せり、按ずるに、百碎諸略によるに、義質對封叙爵せしは、文化九年冬にして、この頃猶若干代と稱す、義功疾、國內國府寺と云寺内に客館を建、來聘使の休息所とし、邸居を修補し聘禮執行の所とし、專修聘の儀を執れり、斯くて文化八年三月廿九日午の刻に朝鮮之正使通政大夫吏曹參議知製教金履喬自注、字公世、號、副使通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍讀官春秋官編修官李勉求、自注、字子餘、號、上上官、按ずるに、鶴林情思附錄、兩載、五十五歳、には、關官堂上とあり、知中樞府事、玄義洵、自注、字敬天、號、垣、大護軍玄斌、自注、字陽元、號、同知、事樞府事崔昔、自注、字明遠、號、上判事前判官下文圭、自注、字五汝、號、梅、前主簿崔仁民、自注、字章叔、號、漢學上判事前、軒、四十歳、正李儀龍、自注、字雲龍、號、次上判事前主簿金祖慶、自注、字春蓬、三判官秦東益、自注、字直哉、號、押物判事副司猛趙、十歳、

行倫自注、字明五、號、前判官洪得俊、自注、字仲偉、號、製述官、奉常寺僉正李顯相、自注、字相之、號、正使書記幼學金善、臣、自注、字士緯、號、副使書記通德郎李明五、自注、字李真、號、濟山、四十九歳、醫員生徒金鎮周、自注、字汝安、號、活、副司勇朴景都、自注、字從五所、四寫字官護軍皮宗鼎、自注、字子重、號、書員副司泉、李義菴、自注、字爾信、號、以上者上上官也、正使軍官前營、將具毅和前府使李一愚、前郡守柳相弼通德郎趙晚、錫、副司勇文永詰、副司軍官尙衣院主簿李勉玄、前、內乘李運植、前五衛將鄭宅外、前營將許乘前懸監金、最行正使伴人進士李文哲、別陪行幼學金萬享、敬天、玄知事陽元知事明遠崔同知、以上上上官三員、玉汝、卞、判官章叔崔、主簿漢學雲卿李判事、以上上判事、三員、子祐金主簿直哉秦主簿、以上上判事二員、明五、趙、主簿仲偉供、判官以上押物判事二員、相之李製述、官右製述官一員、正使士諱全書記、副使李良書記二、員、汝安金、主簿聖拜朴、主簿醫二員、早重皮護軍右、寫字一員、爾信李主簿書員正使軍官五員、副使軍官、五員、以上二十四員、正副使伴倘二員、正使別陪行一、員、理馬一人、喂鷹一人、騎船將二人、右次官七員、

人輦總直一禮單直一人、一船將二人、卿書記二人、都訓導二人、使孛子四名、一行、孛子三十名、陪小童十五名、小通詞十名、刀尺五名、使令十四名、吹手十二名、名節鉞手四名、刑名手二名、吸唱四名、炮手四名、令旗手四名、清道旗手沙工十六名、羸手二名、巡視旗手四名、月刀手四名、長鎗手四名、馬上鼓手四名、銅鼓子四名、大鼓手二名、三穴銃手二名、細樂手四名、鉦手一名、右中官一百六十九名、風樂手十二名、格軍一百十八名、屠手匠一名、右下官一百三十名、都合人員數二百三十四、自注、使二員合對州府中湊へ着岸、自注、釜山浦より四、二百三十六、府中國府寺其日上陸國府寺の境内にあらたて十町あり、自注、國主屋敷の客館に入、四月九日正使副使上上官へ客館に於て、七五三の御料理にて御饗應あり、同十一日には上官中官同十三日には軍官以下下官等へ、御料理を下さる、同十四日小笠原大膳大夫忠徳、對州府中に着岸、自注、釜山浦より出帆、海上四十八里と云ふ、府中同十五日上陸府中金石と云處を止宿とす、自注、金石は、府中也、此所より國主屋敷迄十四町といふ、同年五月朔日脇坂中務大輔安董同所に着岸、同十二日上陸府内金石の傍、自注、家老の屋敷三軒、を以て、旅宿とす、其外林大學頭及び大目付、御目

付、以下の人々も來着す、自注、金石の近邊、家老用人の家を以て、旅宿とす、輕き乘は、町宿、同月十三日、朝鮮正副使を御尋として客館へ、上使、脇坂中務大輔安董、自注、山本氏筆記、文化八年

一朝鮮信使一行正月廿日都發足、三月十二日朝鮮國釜山浦出帆、同十三日對州佐須奈浦に着岸、同廿九日、對府着、

御禮式覺

一四月九日朝鮮人の、着御饗應有之、客館上段之間、信使兩人七五三、御料理、奈良屋押菓子、同次之間、上上官三人右同斷、島臺、但給仕對馬守家來熨斗目長袴、御役人者、熨斗目半袴、扣所に着座、

(朱書)但美濃守、按するに、大目付、主膳正、按するに、御助正、左衛門尉、肥後守、按するに、御目付、遠山

一今日御役人對面可有之所、印信關估置所并侍立其外之儀に付、彼方の懸合等相決兼候に付、對面之儀者延引に成、依之右御饗應暮時より相始四ツ時頃相濟、

一對馬守役人より者早め客館に被相詰、但狩衣にて信使に對面有之、對馬守家老布衣、留

守居長袴、

一信使館、相接時、烏紗帽、公服黒團領、

一上上官、烏紗帽、紅團領、銀帶黒靴、

朱但信使に付添上官、自注、武小童一同に罷出、

文官者烏紗帽青緑之服、武官者紫裏紅之服、劔弓

矢を携笠を冠、

一兩使上上官に、御料理木具之外、高盛之品、并奈

良臺、島臺頂戴致度段相願、前々、本願寺之節も右

之通、被下候例を以、被下に相成、

四月十一日

一前同斷御饗應有之、上段次之間、上官二十四人、(但内三人不快之趣に而、不能出、)同、次官七人、

右七五三御料理被下之、

(朱)但上官之内上判事、押物判事、製述官、良醫、四

人、一席、拾人二、二席、次官壹席にて可被下積

之所一同に頂戴仕度段相願候に付、一席にて被

下、晝頃より八半時頃迄に相濟、

一對馬守四時相詰、家來迄一同熨斗目半袴、

一服之儀前九日之通、御役人方一同のしめ半袴、

一上官次官共に御料理高盛之品、前段之通頂戴、

四月十三日

前同斷御饗應有之、客館下段、小童拾五人、五々

三御料理、銘々部屋にて「中官百五拾四人、五々

御料理、貳度に被下、同斷「下官百三拾壹人、二汁

七菜御料理、貳度に被下、

(朱)但晝時より始、夜五半時迄に相濟、

一對馬守前同斷、家來前同斷、

一御役人方支配向共前同斷、

一小童中官御料理高盛物等同斷頂戴、

一對州にて信使に御饗應御料理請負人町料理人頭

取石井次兵衛罷越候、

但料理人五拾六人、木具屋八人、糸花屋五人、

合七拾人相下る、

一信使一行着御饗應之節、聘使上上官御扣に相殘

居候、奈良屋島臺右者岩千代に相廻し候様違有

之、

朝鮮人膳部獻立

果棠餅、切餅色々高盛、「昌麴、蜜漬生姜桔梗色付

葛切、「鶏蒸、丸煮龜足、「於音炙、鯛作り身さん

てん、「折肉、鯛脊切身さんてん、「煎油魚、鯛い

りこ鮑申ざしさんてん、金鰻熟 煮干鮑、海參
 熟 豆腐あん筒切りこ玉子掛さんてん、紅蛤
 熟煮いの貝、魚菜 湯引調切身上は置岩茸ねぎ
 椎茸、右大撰匙盛 右大皿盛
 正果 丸餅胡麻かけ、薬果 薬果高盛、生栗
 生むきぐり、胡桃 むきくるみ、大棗 煮なつ
 め、熱卵 ゆで玉子、黄栗 乾栗、乾柿 角切
 柿植松實、右中撰匙盛 右中皿盛
 湯 干柿蜜水松の實、水正果 水物山菜莢引く
 ず切砂糖入、右中甫見盛 右天目盛
 柏子 中皿松の實、鐘子二 猪口蜜同 以上、近藤
 煎糖油 某留書、
 文化八年
 一指幔幕一張 御玄關〇一同幕五張 内二張、御
 玄關左右 内一張、北之椽側 内一張、南之椽側
 内一張、上使御扣所之椽側〇一同暖簾四下り、内
 一下り、内二下り、内一下り、
 右御行禮家之分
 一指幕一張 東之椽側〇一同暖簾三下り、内二
 下り、兩使炊所入口 内一下り、上上官家廊下出口
 右聘使住居所之分、

一指暖簾一下り 上上官家廊下入口〇一木綿暖
 簾七下り、内一下り、上上官炊所入口 内一下り
 上上官炊所入口 内一下り、中官家之廊下出口
 内二下り、中官家廊下東西出口 内二下り、下官家
 廊下南北出口
 右上上官家より下官家迄之分、
 一弓三十張 一鞆三十甫 一鍵二十本 一三ッ道
 具 以上臺用意、此内鍵三ッ道具建者此方用意、
 一紋紙屏風一双 一挑灯三張 一燭臺五本 一指
 幕三張 御行禮之節 一布同三張 平日
 右大廳番所、
 一鐵炮十五挺 玉藥筒亂火繩 一鍵五本 一三ッ
 道具 以上、臺用意 一紋紙屏風半双 一挑灯三
 張 一燭臺三本 一指幕二張 御行禮之節 一布
 同二張 平日
 右表門内番所、
 一弓十甫 一鐵炮十挺 正藥箱筒亂火繩 一鍵十
 本 一三ッ道具 以上臺用意 一燭臺五本 一挑
 灯三張 一布幕二張
 右惣門外番所、

一木綿幕八張 一三ッ道具候八通、
 右堅番所八ヶ所、
 一番手桶臺挑灯御備之事、
 一温突敷蓆之事、
 此節於江戸表信使一行の御渡物品積之内、
 絹田町交暖簾二下り 上上官〇紬花色同三下り
 上判事二人、製述官一人、良醫一人〇紺木綿同五
 下り 上官二十三人〇萌黄木綿同二下り 次官
 十人小野某留書、
 五月十三日信使旅館に、上使として脇坂中務大輔安
 齋参向し、慰勞の上意を傳ふ、
 文化八年五月十三日
 一客館の上使脇坂中務大輔、自注、
 衣冠、
 一岩千代、自注、衣冠、
 家老布衣、
 但對馬守今朝より相詰候所、痛所相起、立居不自
 由に付、兼而江戸表に而御差圖も有之儀に付、悴
 岩千代代勤之積致度段、家老より伺出、評議相濟
 朝鮮信使之方にも右之段相届る、
 一林大學頭、井上美濃守、柳生主膳正、遠山左衛門
 尉、佐野肥後守、松山惣右衛門、

但諸大夫大紋、惣右衛門布衣、
 一御勘定組頭、御勘定吟味方改役、御勘定長袴、其
 他御徒目付、御普請役麻上下、御小目人付平服、
 (朱)但儒者御右筆出席無之、
 一朝鮮信使上上官服前御饗應之節之通、
 一上使相濟而、御役人一同信使上上官の對面有之、
 按するに、是より前御用掛の輩、信使に應接の時及び上使禮式
 等の事により、宗義功家來より掛合の始末、書面をもて申出し
 むれり、
 一未五月十日、中務大輔殿の差出書付、
 朱但承置段御達に相成、
 氏江左織
 平田隼人
 多田左膳
 小野直衛
 大森繁藏
 乍恐奉申上候
 去月九日、御役々様信使客館に而聘使初而御對面
 被成候等之所、彼方之印信關帖、御對面席に被持出
 候而者御對面難相成與之御達に付、其趣追々懸合
 仕候、然處彼方に而者、前々江戸表於本願寺御役々

様御對面且上使被成下、上使御對面之節も印信關帖者、其席に持出來候由申聞之、對馬守前々之書留に、持出之有無相記無之候得共、此方之書留に者不被持出之趣に而幾遍も懸合仕、尤彼方不持出候而者難相濟と申聞之主意者、聘使として被差渡候故朝廷より印信關帖被相渡、則聘使勤向に付候第一之品に御座候得者、暫時も側を外し候時者勤向相離候に相當、依之前々江戸表に而者、登城之節殿上之御間を差置候外者、於何方も側を相離不申、右殿上之御間を被差置候者、乍恐御正前に付之計、江戸表之上使も御使、聘使も朝鮮王之使、御使者相互故、御對々之御事に有之候得共、御正前與者御同様に者仕兼、扱又上使之節すら前々右之通仕來候付而者、御官員且對馬守對面之時者、猶又持出來候由に而、多日種々掛合相盡候得共、兩様共に者何分承知無之、客館の上使被爲入、上使御對之節者、印信關帖上使御詰所可被差置、御役々様御對面之時者、對馬守對面之通、何遍不被持出様には仕兼候趣、昨夜兩使之返答上上官を以申聞有之候、御役々様御對面之節之儀も、何卒御達之通

持出無之方に仕度種々掛合詰候得共、上使御對面之節之儀を、漸右之御場所に被差置候丈に申談仕候次第御座候間、是等之趣乍恐宜御開通被成下、此上之所可然御差圖之程奉願候、
右之掛合御禮式に被爲差臨候御場、多日之掛合に相及ひ、彼方之返答申上方段々遲延仕、對馬守且私共に至、誠に奉恐入候得共、此度之懸合筋彼方に而者品重く、第一聘使者勿論、上上官等歸國之上首尾合之所深相恐候付、是迄實に被相決兼候次第に相聞、依之容易に決定之返答いたし被兼候間、申上方延引仕候事情をも、乍恐宜御開濟被成下候様願奉候、以上、
五月十日
氏江左織
平田隼人
多田左膳
小野直衛
大森繁藏
一同日同斷、
前名前
信使客館上使被爲入御禮式之間、彼方塀重門爲開

候様、御手續書有之候付、其趣申達候處、彼方に而者、被相敬候御方者御通筋を聞候儀禮に相叶、閉候者圍み候に相當り甚失禮之由、扱又右之門を閉候而者、樂を奏候役にも御禮式之場所相見不申、旁以閉候儀承知仕兼申候、
一未五月十二日中務大輔殿の出候書付、
(朱但承置段達に相成、

平田隼人 大森繁藏

客館の上使被爲入候節、聘使之後は上官小童君座之儀、先般評定仕候節御次第書之御旨を以、彼方に掛合仕候處、其砌彼方より返答仕候者、御禮式書之通相心得可申段申出居候付、上官小童聘使之後は侍座仕事與相見居候所、當所の着砌より右着座之一件、彼是難澁申聞、何分禮におゐて其座すると申儀者、我國に而者無之、御向ふに奉對候而者不敬に相當、使臣に對候而も失禮之儀者難仕、最前講定之節者其所迄は不行届候、其砌御禮式之儀者彼是一同と申上候者貴國に而者侍座禮に相當候事故、貴國も禮を以御應對不仕候而者、失禮に相成申候に付、侍立と被相心得候由申出候付、今更に相成、間違

成筋を何角申出候段甚如何敷、何分侍座致候様色色様々懸合相盡候得共、此儀に於て者、御向に對失敬相成候筋故何分其通に者難仕、右様之事も有之候付、先般講定之節も、對州に罷渡候上猶又御禮可申上段申上置候事に而、當所の罷渡段々講定之件件再吟味候所、彌上使被爲入節聘使御應對之間、侍立不致候而者、禮を缺き候に相當候事故、前々於本願寺も侍立仕來候得者、旁何遍も侍座難仕、幾重にも宜御開通被成下候様、申聞有之候、
右之通、最前申出候筋を、今更に相成間違成義を申聞甚以如何敷、決而取揚可申上筋無之候得者、侍立不仕候而者御向に奉對不敬に相成、尤前々對馬守書面にも、上官等三使後に相立と書載有之候得、彼方より申聞候趣と引合申候間、此上何角と掛合仕候時、此度初例之義を懸合候に相成候に付而は、急に埒明申聞敷哉に相考、甚以奉恐入候得共、
右之事情宜御開留被成下候様奉願候、以上、
五月十二日
前兩人以上、近藤某留書、
文化八年、朝鮮信使客館の上使之次第、
一朝鮮信使到着に付、客館の上使依有之、井上美濃

守、林大學頭、柳生主膳正、自注、各遠山左衛門、佐野字右衛門、村垣左太夫、自注、各布衣○按するに、村垣左太聘禮饗應の先達而罷越、宗對馬守、自注、服兩長老も相越、按するに、天龍寺○長老、東福寺宜長老なり、

一爲上使脇坂中務大輔自注、服相越塙重門に而下乘、但塙重門より玄關前迄、薄縁敷之、

一左衛門、字右衛門、左太夫者塙重門之外左右に出迎、對馬守、美濃守、大學頭、主膳頭、并兩長老者庭中北之方、上上官一人南之方に罷出、上使會釋有而對馬守、兩長老并上上官南北に分れ、上使に先立縁類の上り、對馬守、長老上使之後わひらき、上上官兩使之後わひらく、美濃守、大學頭、主膳正者上使之跡に従ふ、

一兩使縁類南之方に出迎一揖有之、上上官一人兩使之跡に従ふ、

一上使者北之方、兩使者南之方、順々に立並ひ本間を通り、齒之前に而相互に二揖在之、各齒に着座、但上使供之布衣着之者、刀持共上使に従ひ、階上わ上り北之縁類に罷在、兩使に相従ふ上官之輩者南之縁類に着坐、

一對馬守、美濃守、大學頭、主膳正上使之跡に従ひ次間北之方に一同立並ひ、上使兩使二揖相濟而着座、左衛門、字右衛門、左太夫者縁類左右に罷在、一上上官者兩使之跡に従ひ次間南之方に在之、

一上使對馬守の會釋在之、本間の出座、上意可申渡旨申聞、對馬守、上使之側に進む時、信使遠境渡海、大儀被思召候、依之御使被成下旨上意之趣申渡之、對馬守承之上上官を本間之内に呼、上意之趣申合之上上官兩使の傳之、過而對馬守、上上官本間之末南北に退き罷在、此節小童人參湯出之、

一兩使上上官を以、上使之御請申述、對馬守上使之演達し退座、上上官も次間の復座、

一上使、兩使座を立、相互に二揖在之、如初南北に立並ひ退出、兩使最前出迎候處迄送之、互に一揖在之、對馬守、兩長老并上上官、先達一揖之間階下南北に立留、出迎之所迄送之、其外相送面々、如出迎之時、上使屏重門外に而乘輿、

但上使之刀持、其外布衣着之者、跡に従ひ罷在、小野某留書、

信使滯留中酒肴、菓子兩度賜はる、歸國の御饗應は彼

の請ひにより、下行にてこれを賜ふ、

文化八年六月初日、信使へ御尋として、檜折杉組樽等下さる、自注、前日上使より對州呼出し申渡、翌日對州家來、七五三方より請取、聘禮旅館へ贈る、其日御禮として上上官ならびに添下使旅館へ贈る、七、同九日五三とあるに考へたし、掛なご、ふ、や、同九日大膳大夫より正副使旅館へ時候見廻達、樽漬鮓一桶、同十一日、信使へ兩度目御尋品朔日に同し、斤八、山本氏筆記、

文化八年

一六月初日初度御尋として、左之通被下之、

聘使わ 大折二 杉重二樽二

上上官わ 大折三 樽三

一六月十一日二度目御尋として、左之通被下之、

聘使わ 大折二 杉重二 樽二

上上官わ 大折三 樽三

右之通、御禮高端無滞相濟、

一信使副使上上官わ、在留中兩度爲御尋被下候、折樽之圖、○省略、

但上上官わ被下候分は洲濱形付、

一柳樽 但一斗入

初度之分
兩使銘々

一御折二 饅頭八百、砂金餅八百、金頭餅八百(朱小倉野餅品替に成)、羊羹二十貫目、卷昆布六十本、

一御杉重二組 上之重 かつていら三斤、有平糖二斤、かるめいう二斤、求肥六斤、龍眼肉二斤○中之重 油醬油付焼、鶏二十羽、酒煮剪鼠海三十、からすみ三十、同干鮎百、醬油煮染しる竹三升○下之重 醬油煮染麩二百、同薯蕷四十本(朱東芋と成)、柚子四十、

一御樽二荷 但一斗入

上上官三人銘々わ、

一御折三 饅頭九百、砂金餅千五百、(朱小倉野に成)、羊羹六貫目、かつていら六斤、有平六斤、須濱形 肴臺三(朱但折之内わ入、廻りに菓子を詰、醬油付焼鶏十八羽、酒煮煮海鼠三百、からすみ四十五、醬油煮染麩二百、同薯蕷六十本(朱東芋に成)同椎茸六升、

一樽三荷 但一斗入

二度目之分

兩使銘々わ、

一御折二 三ツ重饅頭千八百、(但かいしきなく、一ツ並檜葉を敷、)
 一御杉重三重組二組 上之重 油醬油付焼鹿肉二十斤、(朱家猪に成、)酒煮車るび三百、(朱伊勢海老に成、)煮貝蛸三十、醬油煮染椎茸四升、同薯蕷四十本〇中之重 かすていら四斤、有平三斤、落雁四斤〇下之重 伊賀餅二百、きんとう餅二百、やうかん三貫目、
 御樽二荷 但一樽酒二升宛、
 上上官三人銘々、
 一御折三 饅頭九百、伊賀餅九百、きんとう餅九百、やうかん十八貫目、
 須濱形、 肴臺 但前同斷、油醬油付焼鹿肉二十四斤、(朱前同斷) 酒煮車るび三百、(朱前同斷) 煮貝薯蕷六拾本、(朱前同斷) 同椎茸三升、
 一御樽三荷 但壹樽貳升宛入
 一右折杉重者、大坂表にて下拵、對州にて仕上、樽者大坂にて仕立、相廻候事、
 一菓子、是以大坂より其職人相下り、製方有之候事、

一一式御入用、金三百五拾五兩三分貳朱餘、但追而増減之積之事、尤對馬守家來引請なり、一信使一行、出帆差急候儀に付、發足御饗應近頃失禮之儀に候得共、下行に而被相渡頂戴仕度、右之段承届候上者、大慶致候旨先達而より、對馬守家來より申出、取調一同評議濟之上、脇坂中務大輔方に而承届候段達有之、
 一朝鮮人客館、日々爲見廻御勘定組頭吟味方改、按するに、この中問誤脱あるへし、御勘定吟味方改役、御普請役罷越、尤御徒目付、御小人目付同斷、
 但服之儀者平服、尤四月六日より六月廿日迄見廻之事、
 一朝鮮人着御饗應三度に被下濟御届、并朝鮮人無異儀、客館其外相替儀無之旨之御届、夫々客殿上使御役人對面、夫より來簡請取、夫より廣間饗應、逗留中二度御尋檜折杉重被下濟、夫より御返輪渡、夫より發足御饗應下行に而被下濟、右都度に御届并客館相替儀無之旨、御届且御用狀共出る、
 (朱)但右差立七度、且其外御用狀、江戸懸より之分、往返數度之儀に付略す、重立廉計如此、尤道

中にも江戸往返御用狀數度也、以上、近藤某留書、

通航一覽卷之七十二

朝鮮國部四十二

○信使發導附宗氏拜謁并御暇等

按するに、宗氏及び兩長老をいふなり、長老の事は、對馬國以町庵主方長老の職にして、すへて朝鮮國往復の書翰を掌り、また信使來聘の時、宗氏ととも、館伴の事にも與り、しかり、寛永十二年方長老御蒙ふりて遠流のち、五山碩學のうちより、以町庵に輪番を命ぜらる、その任方長老の時、但輪番以後信使來聘には、必當加番に兩長老同伴の事となりぬ、故に宗氏と伴てこれ三館伴とも稱す、事は對馬國以町庵輪番の儀に詳なり、明暦度より以降、宗氏に人馬の御朱印を賜ひ、正徳度御暇のときは、特に舊領の地加恩を賜はる、また同時向後朝鮮人同道參府のとき、家老にも拜謁を許さるべきの命あり、

朝鮮國通信使發導、宗氏及び兩長老參府の御禮獻上物、ならひに御暇の時拜領物、また聘事にたつさはりし宗氏の老臣等も、拜謁を許され、獻物賜ものあり、慶長十二丁未年五月六日、宗對馬守進上、按するに、義智府せしは、閏四月廿四日なり、慶長十二年四月、朝鮮正使呂祐吉、副使慶遷、從事官丁好寬來朝、義智爲之先容、三使者賜物、義智亦拜領御馬二疋、其外賜物猶多、改送諸家系譜、

通航一覽卷之七十一終

元和三丁巳年八月廿三日、宗對馬守義成、柳川豊前守調興按するに、豊前守は、即義成の老臣なり、出於御前有獻物、是與朝鮮人同來故也、按するに、義成等信使發遣入洛ありしは、この月廿一日なり、今年在見城にて聘禮行はる、九月五日、今晚義成調興賜暇、各賜銀子御服、是與朝鮮人相與同行也、紀山文集、元和三三年九月五日、朝鮮の信使暇たまはりて歸國のとき、賜ものあり、義成もいごまたまはりぬ、且白銀吳服を拜領す、時に義成十四歳、寛永宗義成譜、元和三三年九月五日晚、宗義成、柳川調興賜暇各賜白銀御服也、慶延略記、

元和三三年九月五日、朝鮮人御暇、宗對馬守義成、柳川豊前守調興同賜暇、萬年記 東武編年要錄○按す、此月十日伏見を發す、寛永元年甲子年十二月廿二日、三使およひ義成、みな御いごま賜はり歸國す、ごもに賜ものあり、按するに、參府の事記載を闕く、時に義成年二十一、寛永宗義成譜、○按す、この月十二日江戸に着し、同月廿七日府を發す、寛永元年十二月廿二日、朝鮮の三使及び宗對馬守義成に暇を賜はる、賜物しなあり、東武實錄、慶延略記に保く、○按するに、慶延略記

寛永十三年丙子年十二月八日
一宗對馬守御目見、進物品々進上之、是今度朝鮮之信使御當地參上に付而致同道可參之旨上意に而去比國元之差遣之、一昨日信使來着に付而也、云々、一召長老璘西堂自對馬守付而御目見、或書藏、寛永日記、寛永十三年十二月廿八日、三使歸國のいごまたまはり且賜物あり、義成も又御懇意の旨を蒙り、光忠の御刀をたまはる、寛永宗義成譜、○按するに、義成等信使同行府を發せしは、この月廿九日なり、寛永十三年、召長老璘西堂へ御暇、銀百枚吳服十宛也、去年璘西堂一人御目見之時者、銀五十枚吳服五之由、宗對馬守殿面説也、異國日記、

寛永二十年癸未年七月十日午後刻御黒書院出御、宗對馬守御目見、人參二十袋、金入純子五卷、照布二十疋、口皮五十張、虎皮三張進上之、是今度朝鮮之信使就來朝、對馬國より令同道、依下向今日御目見也、按するに、着府ありし、次且長老、洪長老以進物御目見、是今度從對馬國依參上也、獻朝日記、

寛永二十年八月四日、松平伊豆守、牧野内匠頭按するに、伊豆守信綱は老中、内匠頭信成、嚴有院殿の御傳なり、兩御所の御使となりて義成の館に來り、歸國のいごまたまふ、按するに、信使に暇たまはりしは、

ふ、且將軍家より銀子五百枚、ならひに帷子單物各十領をたまはり、竹千代君よりも按するに、嚴有院殿、又帷子單物拾各十領をたまふ、同五日義成登城し奥の御座において拜謁、禮謝す、時に仰にいはいく、信使を携へて參向す其勞尤至れり、又仰に彦滿丸按するに、義成の少名なり、其生年よりも生長す、まことに好時節にむまれあへり、竹千代か代に及びて、朝鮮國接待の事、義成か時のごとく相かはらす是をつごめは誠に可なりごのたまひ、御手つから卯月江の墨跡を義成にたまふ、寛永宗義成譜、

寛永二十年八月三日、按するに、四日、の誤りなり、公方様より 銀子五百枚、御帷子二十 宗對馬守銀子百枚、御帷子十 洪長老 同斷 且長老 若君様より 御拾十、御帷子二十 宗對馬守御帷子十 洪長老 同斷 且長老慶延略記○按するに、六日信使と同しく江戸を發途す、明曆元乙未年十月四日

一黒書院出御、宗對馬守參勤御禮、按するに、對馬守義成、成信使同伴着府せしは、この月二日なり、今度朝鮮信使同道太儀に思召之旨上意有之、次脱カ東脱カ本達長老、二束二卷柏長老御目見、

是又朝鮮信使參府に付罷下、御日記、
明曆元年十月四日參勤御禮、
献上物 宗對馬守 虎皮五枚 鮫三十本 豹皮五枚 人參二十斤 照布二十疋 金襴五卷 太刀目錄 一一束一卷 達長老 一二束二卷 柏長老寛明日記、
明曆元年十月廿五日、三使及義成賜暇歸國、共有賜物、十一月朔日江戸發途、改選諸家系譜、
明曆元年十月廿五日 上使松平伊豆守 銀五百枚 宗對馬守 時服二十 同播磨守 銀百枚宛 兩長老 同廿六日
一黒書院出御、 宗 對馬守 右御目見御暇、左文字御腰物被下之、 宗 播磨守
是又御暇、御馬被下之旨、御日記○按するに、記載によるや、また拜領もの、數及び上使も、諸記に異なり、不審といふべし、明曆元年十月廿五日 宗 對馬守拜領 銀子五百枚、小袖二十 領、左文字御腰物、

御馬一疋、小袖二十領、

同 播磨守

右使阿部豊後守也、按するに、老中忠秋、

按するに、後年の例によれば、上使の時、は銀御服のみにて、右禮登城拜謁ありて御刀御馬を賜はるなり、この書混同して記せしなるへし、

一銀子百枚 府 一銀子百枚、小袖廿 達長老 一同斷 柏長老、寛明日記、正慶承明日記○按するに、この三使等御暇賜はり、下され物あり、

明暦元年十月廿五日

銀百枚、御服二十 達長老 一同斷 柏長老

此兩僧には於殿中被下之、朝鮮使來聘記、

明暦元年十月廿七日

一宗對馬守召之、朝鮮人御用被仰渡之、來晦日歸國之由、按するに、十一月朔、日江戸を發す、

一朝鮮人歸國之刻、宗對馬守に、人足二百人御傳馬三百疋、御朱印被下之、朝鮮使來聘記○按するに、人馬御朱印の事この年をばしめさす、その證下に、

天和二壬戌年八月廿一日、朝鮮人到着に付、宗對馬守に上使大久保安藝守按するに、奏者番なり、この日三使族館へも上使あり、御徒方萬年記、

甘露、

天和二年八月廿二日、爲上使宗對馬守に、奏者番松平因幡守被遣之、朝鮮來朝記、

天和二年八月廿五日

一昨日御觸依有之、今日御禮衆雖爲出仕、少々御風氣に被爲成御座、明後廿七日朝鮮人御對顔に付、爲御養生御表に御不被遊之旨、老中被仰渡之、同月廿六日

一已之後刻御黒書院出御、參勤御禮、

金馬代、人參廿斤、虎皮五枚、豹皮五枚、照布廿疋、

宗 對馬守以上、廣天日録

天和二年八月廿六日、人參二十斤、虎皮五枚、豹皮五枚、金馬代、照布二十疋、宗對馬守參勤之御禮として獻上、柳營日次記、甘露、

天和二年九月朔日、朝鮮人に相添罷越候御禮、

一東一卷宛 同斷 相國寺尹長老 東海寺辰長老 柳營日次記、

天和二年九月四日、宗對馬守登城、筑前守御老中列座にて牧野備前守を以、今度朝鮮人來朝に付て諸事精被入候段、御喜悅被思召候、且又朝鮮御用之儀、筑前守可相伺之由上意之趣、被申渡之、同月十日の文を脱す、

上使、以御老中宗對馬守、御暇銀五百枚、時服三十被下候、爲御禮登城、於御前御腰物、左文字代金五十枚、御馬一疋拜領之、前々御暇之節は、銀三百枚被下候處に、此度は朝鮮人同道に付、二百枚増并御腰物被下候、以上、朝鮮來朝記、

天和二年九月十日、宗對馬守御暇、上使豊後守を以、按するに、老中阿部正武、銀五百枚、時服三十被下之、若君様より、内藤若狹守を以、按するに、淨徳院殿、御時服三十被下、爲御禮登城、於御黒書院御目見、御腰物左文字、自注、代金御馬一疋、拜領之、以上、柳營日次記、

天和二年九月十日、

一今朝、對馬守に歸國の御暇被下、上使阿部豊後守、彼宅に趣き上意の旨を申渡す、公方様より、白銀五百枚、時服三十拜領す、從若君様、内藤若狹守、上使として、時服三十被下、

一已下刻、將軍家黒書院に御出、對馬守罷出候て今朝の御禮申上く、御前近く召せられ御刀を自注、左文字、代金

五十被下、豊後守取次す、對馬守頂戴して次の座へ退出し、拜領の御刀を帶して又御前へ出、時に御馬被下の上意あり、筑前守按するに、筑前守、大老堀田正俊、御挨拶し且

又來年參勤御免の上意を申渡す、

一柳の間にて、靈長老、辰長老に銀五十枚時服五宛被下、豊後守申渡す、天和二年朝鮮來朝記、

天和二年九月十日、執政阿部豊後守正武御使を承はり、宗對馬守に御暇并銀五百枚時服二十を賜ふ、對馬守義眞、登城拜謝す、御刀御馬を賜ふ、若君より、内藤若狹守重頼御使を奉はり、時服三十を賜ふ、朝鮮の、信使來聘に因て勞あるゆへ交替の常例にあらず、靈廟實錄、

天和二年九月十日、宗對馬守宅、阿部豊後守を上使として、御暇被下之、

一白銀五百枚 一時服三十 一御馬一疋 一御腰物、自注、左文字、代金五十枚、

右之通被下之、

兩長老御城に召御暇被下之、拜領物、

一白銀百枚 一時服五 靈 長 老

一同斷 一同斷 辰 長 老天和二年

天和二年九月朔日、宗對馬守、歸國御暇被下、且又來年參勤御用捨被遊候、御日記、靈廟實錄○按するに、諸記は誤りなるへし、また按するに、對馬守義眞、等信使、贊導府を出しは、この月十二日なり、

享保四己亥年五月八日、御用掛御勘定組頭奥野忠兵衛に、宗對馬守家來平田直右衛門よりの答書、對馬守に被下置候、御朱印之御文意寫差上候様に、被仰下候故則差上申候、御朱印は、明曆元年之信使之刻、日光の參詣仕候節より始り候て、向後は往來共に御傳馬人足可被成下候由被仰渡候而、日光往來國元の歸國之刻も、御傳馬被成下、天和之節は、手前よりは致遠慮不申上候得は、御失念に候哉御傳馬人足御朱印共に不被成下候而、歸國之刻に罷成候而御心付候歟、御傳馬人足は被成下候、御米は何之御沙汰も無御座候故正徳之節は、纒之事ながら、舊例欠申候段殘念奉存候由、兩條共申上候得は兩條とも被下置候、此段も貴公様へは被御心附被下候様にと可申上置と奉存候、折節河内守様より按するに、老中井上正岑、比日御傳馬人夫等可被成下候旨被仰渡難有仕合奉存候、猶委細は拜顔、可申上候、以上、猶々、御傳馬人足御證文之儀、御出し被成可然時分、私方より申上候様に、其節御證文之寫も爲念相添致持參候様にと、河内守様御用人衆被申聞候以上、

五月八日 平田直右衛門 奥野忠兵衛様
天和二戌年御朱印之寫仕、右手紙に相添遣之、人足二百人、馬三百疋、從江戸大坂迄、可出之候、是は、朝鮮國之信使令同道登候に付、宗對馬守に被下之者也、
天和二年九月十日 傳馬宿中享保己亥
正徳元年卯年十月十八日 上使松平備中守信使記録 宗對馬守
右は參勤に付被遣之、
同月十九日午刻、黒書院に御出、御勝手より
令馬代、人參五斤、虎皮五枚、龍紋二十卷、照布二十疋、
朝鮮人の差添出候に付
一束一卷 相國寺内 綠 長老
同 建仁寺内 集 長老
銀馬代 宗對馬守家人 三 人以上、柳堂
日次記○按するに、御日記前年四月廿二日條に、東福寺松原棟長老來年中來聘之朝鮮信使同伴兼役番相勤候様可申渡旨、建仁寺雲室長老者當年より對外に罷越彼地に罷在候に、不及旨申渡すあり、然れば故障によりて、綠長老來りしと見ゆ、

正徳元年、宗對馬守茂方獻上物、

一人參五斤 一虎皮五枚 一龍紋二十反 照布二十反 一金馬代

綠長老獻上 一二束一本 集元長老同 一同

宗對馬守家來御目見銀馬代

平田隼人 平田直右衛門 杉村三郎右衛門

大浦忠左衛門 杉村頼母古木集、

正徳元年十月十三日卯上刻、文昭大君以閣老大久保加賀守主按するに、忠増、爲上使、伴信使可歸國之由有台命、且賜銀五百枚時服三十襲、依之即日、義方君登城拜謁、大樹君有恩言賜佩刀、自注、來國後作退座時、閣老列座之中阿部豊後守主以台命書返給舊領園部千石按するに、諸記二千石とあれは、之は誤説なるへし、之由被仰渡之、義方君拜台命退出云々、本州編繪略、

正徳元年十一月十三日、午刻黒書院に御出御 御刀來國俊代金五十枚 御馬一疋 宗對馬守 舊領之内二千石返し被下候、御目見上意有之、御禮豊後守按するに、老中阿部正高、御取次申上、此節御馬被下旨御意有之、井伊掃部頭按するに、大老直興、老中御取次申上退

去、於溜開掃部頭、老中列座有之而柳川豊前按するに、柳川豊前は宗氏故老臣にして寛永十二年逆訴の事により陸奥國津輕に配流せらる事、宗氏通信御用の條に詳なり、舊領返し被下之旨、豊後守申渡之、濟而又御縁通りに出座、御禮之儀豊後守言上之、
宗對馬守家老 平田隼人

銀三十枚時服三宛

平田直右衛門 杉村三郎左衛門

大浦忠左衛門 杉村頼母

右朝鮮人信使來聘骨折候に付、爲御褒美被下之旨、於檜之間土屋相模守按するに、柳營日申渡之、
正徳元年十一月十三日 宗對馬守

今度信使來聘に付、御例改り候事共多有之處、精を盡し候故諸事無滞相濟候段御感に被成召候、殊近年勝手不如意之旨被及開召候、朝鮮之御用相勤儀に候得者、爲御加恩柳川豊前舊領之地、返し被下旨被仰出之候、
右之趣、御禮之前御黒書院於溜、豊後守申渡之、御日記、

正徳元年十一月十三日、御暇、上使大久保加賀守

銀五百枚、時服三十 宗 對馬守

右爲御禮登城於御前、御腰物自注、來國後、代金五十枚、御馬拜領、且亦近年不勝手之段被聞召、柳川舊領二千石被返下、來年參府も御用拾被遊旨、老中被傳之、按するに、方等この月九日信使と同しく府を發す、對馬守義

銀百枚、時服十宛 綠 長老

按するに、御徒方萬年記によるに、長老は、柳之間に御暇云云とあり、銀三十枚時服三宛同家來於檜之間拜領、

平田隼人 平田直右衛門 杉村三郎右衛門 大

浦忠左衛門 杉村頼母

同月十五日舊領拜領之御禮、

綿百把、金馬代 宗對馬守 文露置○按するに、月堂見聞集には綿二百把金馬代と載す、

享保四己亥年九月廿六日、松平對馬守様按するに、御行、御用人衆より之手紙、贈答四通左記之、

以手紙致啓上候、明廿七日對馬守様御到着直に御老中様御廻り被成候様に被存候、上使も可有御座候間愈御老中様方へ御務被成候哉可被仰開候、

此段拙者共より可得御意旨、對馬守申付候、以上、

九月廿六日 吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、明廿七日對馬守到着直に御老中様御廻候様に被聞召候、上使可有御座と被思召候、彌御老中様方直に相務候歎可申上旨、委細被仰下候御意之趣奉承知候、對馬守明廿七日直に宿坊に參着三使到着爲嘉儀本願寺に罷出、相濟夫より御老中様方には相務申候、先格に而御座候、明日も其通可仕歎と奉存候、右之趣、宜被仰上可被下候、以上、

猶々上使之御沙汰も御座候は、早々歸宅仕候様可申開候間、御内所被仰開可被下候奉頼候、以上、

九月廿六日 平田直右衛門

吉田十兵衛様

井川治右衛門様

按するに、この書はより先御朱印人馬等の事により、御勘定組頭奥野忠兵衛より平田直右衛門に贈答の書あり、こゝに附録す、

對馬守殿に被下候、御朱印人馬并駄賃人馬之儀、馬割之役人中々も宿々印鑑被遣置、右役人前日人馬之數書付被相渡、人馬割之御代官より右印鑑に書付之印行引合相渡候由に御座候、當秋も前格之通、御申付可被成候、御代官も右心得に而罷在候由申し候、若最早時節遅り、右之段役人中に御申越間に合不申候は、新規に此方より印鑑被遣、其印形を此用事計に被用候様に、役人中迄被遣之、間に合可申と存候、簡様之儀不申及儀に候得共、殊外急き御用には、御代官方杯に而右之通にも致し候故、爲御心得申進候、以上、

五月廿七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

對馬守に被下候、御朱印人馬并駄賃人馬之儀、此方人馬役之者方より、前々も宿々印鑑遣し置、右役人より前日人馬之數書付差出候、人馬割之御代官方より右印鑑に書付之印形被引合御渡被成候由に候間、當秋も前格之通人馬役之者に申付候様に、御代官方も右之趣に御心得被成御座候由、被入御意委細之御書面承知仕候、此旨人馬役之者も、大概正

徳年之格に心得可罷在と存候、彌間違無之様に可申遣候、對馬守方留書も見合候處、成程人馬役より印鑑差出置、人馬受取候節は其度々印判有之下ケ札相渡し、印鑑被引合候而人馬御渡へ被成、重而人馬請取候證文差上候節、右之札被引替候趣と相見候、爲念此段申上置候、以上、

五月廿七日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様已上享保己亥信使記録、

享保四年九月廿八日、御白書院參勤之御札、昨日上使老中被遣、

人參五斤、虎皮五枚、龍紋二十卷、照布二十疋、金馬代、

宗 對馬守

朝鮮人に差添下り候

天龍寺

一東一卷、 湛 長老

一同、一同、 東福寺 菖 長老

同年十月十三日、已下刻御表出御御禮衆有之、御黒書院、上使井上河内守

銀五百枚、時服三十、御刀包永代千貫、御馬一疋

宗 對馬守

待從被任御禮

時服十、金馬代 同 人
一朝鮮信使伴來、湛長老、喜長老御暇、白銀百枚、時服十宛被下旨、於柳之間、久世大和守傳達之、
一於檜之間宗對馬守家來、

銀三十枚、時服三宛

杉村 采女
平田直右衛門
杉村三郎左衛門
大浦忠左衛門

右朝鮮人御用相勤候に付、被下旨河内寺傳達之、
以上、柳營日記、御徒方萬年記、
享保四年十月十三日、上使井上河内守

白銀五百枚、時服三十 宗 對馬守

右國元御暇被下之、

御刀和州包永代千貫、御馬 右同人

於御黒書院御目見、右之品賜之、

白銀百枚、時服十 信使伴來 湛長老

同斷 同 喜長老

右於柳之間大和守按するに、老中申渡之、

一檜之間

白銀三十枚

杉村 采女

同斷

同斷

同斷

右河内守申渡之、脱漏柳營秘鑑、雜話燭談○按するに、此月十五日宗義誠等信使同行首途あり、

享保五庚子年四月朔日、朝鮮人召連歸國に付

虎皮三枚、龍紋五十卷、

金馬代三種二荷、

寬延元戊辰年五月廿一日、上使鳥居丹波守

右參府に付被遣之、栗園漫抄、

寬延元年五月廿二日、御白書院、參勤之御禮

人參五斤、虎皮三枚、

豹皮二枚、金馬代、

朝鮮人差添罷越候に付御禮

一束一卷

同

寬延元年

一六月十一日辰上刻上使酒井雅樂頭按するに、上使酒井忠知は老中なり、

銀三百枚、時服三十

右者、朝鮮之信使就同道御暇被仰出、且拜領物被下

平田直右衛門

杉村三郎左衛門

大浦忠左衛門

杉村 采女

宗 對馬守

宗 對馬守

英 長 老

堅 長 老

宗 對馬守

宗 對馬守

英 長 老

堅 長 老

宗 對馬守

宗 對馬守

英 長 老

堅 長 老

宗 對馬守

宗 對馬守

之旨、上意之趣雅樂頭傳達之、

一同日即刻爲御禮登城、御黒書院

御太刀備前國宗代千貫

御目見被仰付、今度朝鮮之信使來朝に付、合同道御

禮も首尾克相濟御喜悅被思召、對馬守遠境往來之

旅行、同道太儀に被思召、依之御太刀一腰被下之

旨、上意之旨傳達之、

一同日

銀百枚、時服十宛

英 長 老

堅 長 老

右朝鮮信使差添罷越候に付、御暇被下之旨、於柳之

間酒井雅樂頭按するに、御徒方萬年記に、申渡、依之拜領

物被仰付、

宗對馬守家來

平田 將 監

杉村 大 藏

平田直右衛門

右者今度朝鮮人來朝、御規式等無滯相濟候に付、被

下之旨、於檜之間酒井雅樂頭申渡之、朝鮮來朝記、

寬延元年六月十三日按するに、日次あり、

宗 對馬守

今度朝鮮人信使同道候に付而、來已年參勤被遊御

用檢候、大成令續集○按するに、官中要錄に松平右近將監を以て申渡すに載す、

寬延元年六月十一日

右者、朝鮮之信使同道に付、來已年參府之儀御用檢

被遊、來々午之年參府可仕旨、於御白書院縁類、老中

列座酒井雅樂頭被申渡、朝鮮來朝記○按するに、宗義如等此月十三日江戸を出發す、信使同行なり、

明和元甲申年二月十六日、上使加納遠江守按するに、遠江守は、奏者番なり、

右參府に付被遣之、

一今日朝鮮人着有之、

同月十八日

一今已上刻御禮之面々有之候に付、御白書院出

御、

太刀金馬代、人參三斤、

虎皮三枚、豹皮二枚、

朝鮮人差添罷越候

相國寺 膽 長 老

東福寺 芳 長 老

宗 對馬守

日記記、

明和元年三月九日、上使松平右近將監按するに、上使松平武元は老中

宗 對馬守

右者朝鮮人御用勤候に付、御暇被遣之、

一巳刻御黒書院出御、御暇

御馬被下御刀備前助國代千貫

宗 對馬守

被下物今朝爲上使相濟、

柳之間

銀百枚時服十宛 相國寺 膳 長老

東福寺 芳 長老

右御暇に付被下之旨、右近將監申渡之、

檜之間

銀三十枚時服三宛 古川 大炊 監

多田 監物

右者朝鮮人御用相勤候に付、被下之旨、同人申渡

之、柳營日記、栗園漫抄

明和元年三月九日、御黒書院縁類

宗 對馬守

右者今度朝鮮人召連致參勤候に付、來酉年參勤御用捨之旨、老中列座、右近將監申渡之、柳營日記○按等信使同伴府を發せしは、この月十三日なり、文化八辛未年十月十九日

銀五十枚時服五宛 天龍寺 楨 長老

東福寺 宜 長老

朝鮮人來聘無滯相濟候に付、被下之、

右於柳之間備前守按するに、老中申渡之、

同年十二月廿五日

御刀來國眞代千貫銀三百枚時服三十

宗 對馬守

朝鮮人來聘無滯相濟、多年骨折候に付、被下之、

右於御白書院縁類老中列座伊豆守按するに、松平信明申渡之、

銀三十枚時服三宛

氏 江 左 織

平田 隼 人

別段

同二十枚同三

同二十枚同三宛

大森 繁 藏

用人 重 松 此 面

留守居助 小島 宇 左衛門

通航一覽卷之七十三

朝鮮國部四十九

○信使登城之節營中諸役當 從元和度至正徳度

按するに、この條は來聘御用掛の外平日營中諸役を命せられしを列擧す、然れども、その年により命ありし日次所見なきは即本日

元和三丁巳年八月廿六日、

朝鮮人拜禮也、板倉伊賀守勝重、本多上野介正純、

土井大炊助利勝、安藤對馬守重信、伺候御前縁、三

官使出於御前、大澤少將基宿奉朝鮮書備御前有式

三獻、近習諸大夫、板倉周防守重宗、永井信濃守尙政

等爲御給仕、羅山文集、紀年錄

寛永元甲子年十二月十九日、朝鮮人御本丸へ出仕、

御前の御給仕、永井信濃守、青山大藏少補、按するに、累代武監

この頃御書院番頭なり、兩人也、三官人之前は何も御小

姓衆なり、異國日記、

此度來聘之處、新規之儀に而格別骨折候に付被下之、

右於檜之間替席柳之間、備前守申渡之、以上、柳營

文化八年十二月廿五日、宗對馬守義功朝鮮使來聘

御用相勤たるに依て、白銀三百枚、時服三十、御刀

來國眞を賜ふ旨、御白書院縁類に於て老中列座、牧野

代千貫備前守忠精傳達せらる、片山兵衛記、

通航一覽卷之七十二終

寛永十三丙子年十一月、朝鮮の聘使登城營のとき、井伊掃部頭直孝三使に對座し、上意をつたへ御答を言上す、のち代々この事をつとむ、井伊系譜、寛永十三年十二月十二日、尾張亞相、水戸黃門登城、於御座間御目見、是明日朝鮮人依御禮之儀也、

寛永十三年十二月十三日三使登營、將軍家出御、土屋兵部少輔、水野右京亮、井伊掃部頭、松平下總守、土井大炊頭、酒井讚岐守御前に祇候す、書簡箱吉良上野介、請取、朝鮮王よりの進物、酒井宮内大輔披露す、御引渡は井伊靑負佐、直孝の子直滋なり、御前御酌大澤右京大夫、加吉良若狹守、三使の酌右同人、三使の引渡加々爪甲斐守、佐野左京亮、朝倉織部正、北條右近大夫、岡田淡路守、瀧川長門守、島田刑部少輔、九條路守、岡田淡路守、瀧川長門守、島田刑部少輔、北條右近大夫、岡田淡路守、瀧川長門守、島田刑部少輔、長門守、御酌太田備中守、二獻朽木民部少輔、亦備中守なり、

大藏少輔、高力攝津守、院番頭兼帶、植村出羽守、内藤石見守、御馳走、御能の時諸大夫布衣之居所、繪圖に而、民部少輔殿え仰渡候、布衣之分者車寄之際に居申候、十六日、御座間御目見、是明日朝鮮人依御禮之儀也、御酌太田備中守、二獻朽木民部少輔、亦備中守なり、

從使

水野右京亮、石丸石見守、院番に、御酌太田備中守、二獻朽木民部少輔、亦備中守なり、

銚子

上上官二人御次之間給仕朝倉織部正、佐野左兵衛、山口出雲守、御酌太田備中守、二獻朽木民部少輔、亦備中守なり、

年寄朽木 役之、三使御盃頂戴、御盃井伊侍從、御酌太田備中守、二獻朽木民部少輔、亦備中守なり、

給仕

尾張大納言殿 内田信濃守、齋藤攝津守、紀伊大納言 岡田淡路守、大屋大和守、水戸中納言殿 松平修理亮、島田刑部少輔、正使 板倉市正、大屋兵部少輔、副使 大久保宮内少輔、瀧川長門守

侍從、關宿侍從、按するに、川越は松平伊豆守信綱、忍は阿部豊後守忠秋、關宿は牧野佐渡守親成なり、書簡箱吉良少將請取之、三使自分之御禮今川少將披露之、三使御盃頂戴、御盃之土器吉良少將、御引渡大澤侍從、御拾土器上杉宮内、按するに、高家吉良若狭守、大澤兵部大輔、上杉宮内大輔なり、三使之引渡給仕牧野因幡守、大久保出羽守、松平美濃守、按するに、朝鮮往來には牧野因幡守富成とあり、主なり、されども叙爵せしは寛文七年なれば、助合せす、さては番頭のうち姓名を誤りしものなるへし、出羽守は御小姓組番頭なり、美濃守は御小姓組番頭なり、御小姓組番頭なり、美濃守は御小姓組番頭なり、御餼子御酌吉良少將、御加大澤侍從、御饗應給仕酌加久世大和守、内藤出雲守、大屋但馬守代代勤之、御日記、

明曆元年十月八日、饗應七五三、給仕板倉市重太、山口出雲守直治、大草主膳正高盛、大澤右近大夫基好、大久保宮内少輔正朝、按するに、市正、主膳正は番頭、宮内少輔は同典頭、右近大夫は右近將監の誤りにや、中興御小姓なり、牧野因幡守富成、大久保出羽守教廣、松平美濃守秀綱、松平紀伊守景綱、牧野長門守種成、永井伊賀守尚庸、青山丹後守幸通役之、按するに、紀伊守、丹後守は中興御小姓、長門守は御小姓膳番なり、伊賀守は今詳ならず、給仕奉行朽木民部少輔種綱、松平伊賀守忠晴、按するに、民部少輔は若年寄、伊賀守は應奉行土屋忠次郎、岩瀬市兵衛、按するに、この二人組十二人役之、御酌加久世大和守、は小十人頭なり、

内藤出雲守、土屋但馬守、自注、替役之、御縁に直孝、正之、忠清、忠勝、直政、頼重、信綱、忠秋、親成列居、御次之間に屏風を立御簾を垂、上上官二人饗應七五三、太田備中守資宗、水野備後守元綱、本多美作守忠相、瀧川長門守利宣指圖之、按するに、備中守、備後守は長門守は御小姓、給仕三好能登守政盛、大久保兵部少輔忠知、安部式部少輔信友、能勢山城守頼綱、按するに、能小姓、式部少輔は家譜によるに御小姓を勤めしも病により、承應四年辭して、寄合に列すあり、兵部少輔山城守の事歴詳ならず、小姓なるへし、御酌加土屋兵部少輔之、直神尾若狹守元彌、按するに、土屋兵部少輔は御書院番頭なり、上官於色代間饗應有、按するに、この日上官の席は御書院番所、七五三饗應之内、御簾を垂る、安藤右京進重長、松平出雲守勝隆、本多豊前守正貫、加々爪甲斐守直澄、北條右近大夫氏利、中根日向守正勝、小出越中守尹貞、戸田備後守指圖之、按するに、備後守は大御番頭、甲斐守右近大夫日給仕御書院番頭、越中守は御小姓組番頭なり、給番十二人役之、次官小童於三柳之間、饗應七五三、役人給仕右同前、朝鮮往來、天和二年八月九日 御徒頭 永見甲斐守 同 小出下野守

右朝鮮人御振舞之節御給仕被仰付、御徒方萬年記、天和二年八月十九日 一朝鮮人拜禮之節、大廣間西縁類着座、被仰付候、

保科肥後守 堀田下總守 河井河内守 松平隠岐守 石川主殿頭 青山大膳亮 牧野因幡守 朽木伊豫守

同月廿一日、朝鮮人登城之節書翰取次吉良上野介、三使自分御禮披露大澤右京大夫被仰付、以上、御日記、天和二年 一八月十一日、朝鮮書翰取次役吉良上野介、少將披露役大澤右京大夫侍從兩人被仰付、

一同月廿五日、甲府殿、紀伊殿三使御相伴可被成旨、三公之家臣、按するに、御相伴は水戸宰相殿と共に三公なり、被仰渡、朝鮮來朝記、

天和二年八月廿二日、書翰取次吉良上野介、三使自分の御禮披露大澤右京大夫、右之通、朝鮮人御目見の節可相勤之旨、被仰付之、萬天日誌、天和二年、御饗應之御座敷、奉行役人等次第、一大廣間下段御座敷奉行

土井周防守 松平因幡守 岡部隠岐守 大草主膳正、按するに、周防守は英者番、隠岐守は御書院番頭、主膳正は御小姓組番頭なり、同所七五三并御茶給仕

稻葉出羽守 阿部志摩守 小笠原佐渡守 内藤上野介 水野備前守 小出下野守 永見甲斐守 小堀土佐守 三枝土佐守 鳥居長門守 岡部阿波守 水野肥前守 田中安藝守、按するに、御役人代は御小姓組番頭、小出下野守永見甲斐守は御徒頭、小堀土佐守、鳥居長門守、岡部阿波守は中興御小姓、三枝土佐守、土屋備前守は寄合なり、また朝鮮來朝記に肥前守は周防守子甲斐守、備前守はとも寄合、安藝守は大番頭大隅守とあり、同所御饗應奉行 小十人番頭三島清左衛門 同 小田切喜兵衛

一松之間御座敷奉行 安藤對馬守 御奏者番 石川美作守 大御番頭 水野周防守 御小姓組番頭 酒井壹岐守、按するに、天和二年朝鮮來朝記に、對馬守は見ゆ、同所給仕 神尾飛騨守 稻垣市正 瀧川相模守 仙石丹波守 三枝伊賀守 岡部志摩守、按するに、飛騨守は御小姓、志摩守は御側御小姓たり、その餘詳ならず、されども、中興の類なるへし、

同所御饗應奉行

小十人番頭

細井金五郎

一柳之間御座敷奉行

大御番頭 稻垣安藝守

御書院番頭 水野長門守

御小

姓組番頭 青山信濃守

同所御饗應奉行

御歩行頭 中山平右衛門組共 同大岡忠右衛門組共

一虎之間御座敷奉行

大御番頭 遠山主殿頭 御小姓組番頭 秋元隼人正同石

川市正

同所御饗應奉行

御歩行頭 稻生七郎右衛門組共 同島田十兵衛組共

一紅葉之間御座敷奉行

大御番頭 本多淡路守 御書院番頭 荒川出羽守 御小

姓組番頭 松平主計頭

同所御饗應奉行

御歩行頭 宮崎善兵衛組共 同新見七右衛門組共

柳間、虎間、紅葉間給仕之役人者、進物番其外御

小姓組御書院番より出人、八十人勤仕、御日記、

天和二年八月廿七日三使登城、御黒書院出御、御太

刀北見若狹守、御劔小出隠岐守、御脇指齋藤飛騨守
御座の御後の方左右に御側三人宛、西の方疊縁に
保科肥後守、酒井河内守、松平隠岐守此三人は三使
御振廻終て此所に着座す、堀田下總守、石川主殿
頭、青山大膳亮、牧野因幡守、朽木伊豫守此五人は
三使御振廻終て退く、書簡箱吉良上野介請取之、三
使自分之御禮大澤右京大夫披露之、三使御盃頂
戴、御盃土器、吉良少將御引渡、大澤侍從御捨土器、
島山民部大輔三使に引渡、正使給仕小出下野守、副
使給仕永見甲斐守、從使給仕水野備前守、御銚子御
酌吉良上野介、御加大澤右京大夫、下段西之方紀伊
殿、水戸殿、甲府殿着座、東三使饗應七五三、紀伊殿
給仕鳥居長門守、水戸殿給仕水野肥前守、甲府殿給
仕松平甲斐守、正使給仕水野備前守、副使給仕岡部
阿波守、從使給仕土屋備前守、東の方御銚子御酌小
笠原佐渡守、御加内藤上野介、西の方御銚子御酌稻
葉出羽守、御加阿部志摩守、御湯の給仕東小出下野
守、西永見甲斐守、御振廻の内は彦根少將古河少
將、御老中は上段の向の方板縁に、於松之間上
上官三人御振廻七五三、朴再興給仕瀧川相模守、十

承業給仕三枝伊賀守、洪禹載給仕稻垣市正、御銚子
御酌神尾飛騨守、御加岡部志摩守、續武家評林、

正徳元辛卯年六月初日

一御城中火之番被仰付、酒井雅樂頭

一朝鮮人登城之節御城廻り、

御用御目付鈴木伊兵衛、河野勘右衛門續談

正徳元年七月六日朝鮮人登城之節、御用可相勤旨、

高家品川豊前守 織田能登守

朝鮮人登城の節肝煎可申旨、

寺社奉行安藤右京進 本多彈正少弼文露叢

正徳元年七月七日

高家織田能登守 品川豊前守

右者朝鮮人登城之節諸事肝煎候様被仰付之、柳營日記

正徳元年七月廿七日

久世大和守 鳥居伊賀守 按するに、この武人若年寄、久世重之鳥居忠敬なり、

韓客御禮之節御前護衛之儀越前守 按するに、御側御用人間部登房、

申渡、御日記

正徳元年七月晦日、朝鮮人御規式御用相勤候に付、

四品被仰付、

通航一覽卷七十三

高家 横瀬駿河守 中條山城守 大友因幡守 織田讚岐守
同年八月初日

高家 品川豊前守、織田能登守、大澤出雲守、長澤

壹岐守、前田隠岐守、横瀬駿河守、中條山城守、大

友近江守、織田讚岐守、奏者番 三浦壹岐守、松平

備前守、池田丹波守、松平宮内少輔、森川出羽守、

高木主水正、林大學頭、同七三郎、

右朝鮮人登城之節、御用被仰付、以上文露叢、

正徳元年八月初日

一今日兩御番頭、百人組之頭、御持頭、御先手御目

付、御使番、御徒頭被爲召之、朝鮮人來聘御用被仰

付之、

右諸役人姓名配役衣服等、別紙有之、柳營日記

正徳元年八月初日、命諸役人朝鮮人聘禮之時可勤

仕品被定之、土屋相模守、按するに、自當春蒙台命指

揮之云々、萬年記、

正徳元年

一八月初日、朝鮮人來聘之節、登城中官之引札、

六位衣冠帶劔 御徒頭 長谷川半四郎

四百十九

江原與右衛門
菅沼 圖 書

右之通、可被相勤候、
右被仰付之、

一朝鮮人登城之節御用之儀、中興御番衆進物御番衆被仰付、以上、御徒方萬年記

正德元年八月四日、朝鮮人御饗應之役人也、自注、十日也、御座敷奉行

土井甲斐守 内藤山城守 池田丹波守 高木主水正 土屋山城守 酒井紀伊守 酒井下總守 宇津出雲守

菊之間

御座敷奉行

阿部遠江守 松平壹岐守 稻葉紀伊守 酒井因幡守 三浦肥後守 川勝能登守 皆川山城守 鈴木能登守 松平伊勢守

右一同

戸田肥前守 朽木土佐守 石川備中守 大島因幡守 内藤日向守 曾我周防守 安藤山城守 松平内匠頭 青山近江守 酒井日向守 森川下

總守 松平阿波守 金田能登守 伏屋備前守 建部民部少輔 山名信濃守 三宅下野守 小濱志摩守 藤本筑後守 木原因幡守 菅谷近江守

右一同

江原與右衛門 大屋數馬 範助兵衛 石丸五左衛門 曾唯權右衛門 飯田惣左衛門

右之通老中列座加賀守、按するに、老中申渡之、御登日大久保忠増、正德元年八月十一日

一朝鮮人來聘登城、御饗應に付、御座敷奉行御給仕等數輩御配役被仰付、着服等之書付渡之、御日記、正德元年

一八月十一日、被爲召左之通被仰付、

朝鮮人御饗應之時

判事學士 殿上之間 土屋數馬 組共
醫師 御饗應奉行
冠官上之間、柳之間、 範助兵衛 組共
軍官次之間、御饗應奉行
大官 紅葉之間、 江原與右衛門 組共
小官 御饗應奉行

右之通可被相勤候、頭者布衣着用、小十人者素袍、御徒之者は麻上下可有着用候、但至九月候は、鬨斗目爲着可被申候、御徒方萬年記、

正德元年八月十九日

菊之間

松浦酒之丞 菅沼民部 石尾織部 脇坂一學

石原市左衛門 按するに、この五人は、ともに寄合なり、

右者朝鮮人登城之節御使番不足に付、假役帶刀可相勤旨、加賀守申渡之、柳按日、

正德元年八月廿六日

御座敷奉行 土屋市之丞

右朝鮮人登城之節御長柄被飾候間、其度に罷出諸事可申付旨、老中申渡之、御日記、御徒方萬年記、文書、

正德元年八月廿八日、寄合星合攝津守、信使御饗應之節、上上官給仕并進物代可相勤旨、申渡、御日記、

正德元年九月朔日、加藤越中守、按するに、若、河野勘右衛門達、

一朝鮮人登城之日、御立關御番所に頭組頭罷在作法能様、可被致候、御徒方萬年記、

正德元年十月十九日、朝鮮人進物獻持出候代り被仰付、
寄合 瀧川讚岐守 蒔田讚岐守 文書

正德元年十月

十一月朔日 同三日 同十一日

朝鮮人登城之節出仕之面々、右日限之内幾日に御出仕候哉、御書付可被出候、且又在番或は病氣差合等に而出仕無之衆、名字名計御書出可有之候、

一右日限之内出仕者有之方者、氏名乘御認、可被差出候、

一組より出御番衆も、名字名計御書記、可被差出候、

右之趣御書付來る廿七日前、横田備中守方 按するに、大目付、可被遣候、以上、

十月 御書付寫

正德元年十一月十五日、今度朝鮮人登城之節、御役被勤候衆、其外出仕之面々、氏名乘入申候間、書付可差出候、

大久保甚右衛門 河野勘右衛門 鈴木伊兵衛

鈴木飛騨守 按するに、この四人とも、御目付なり、文書、

正德元年十一月朔日、請書人品川豊前守、大廣間御着座、御後座御太刀之役、御劔之役間部越前守、按するに、御側本多中務大輔、按するに、中務大輔忠、緑長老御用人登房、

出座、奏者番三浦壹岐守披露、集長老出座奏者番松平備前守披露、御目付鈴木飛騨守、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門、大久保勘右衛門御座敷向御用等之儀勤之、琉球、記事

正徳元年、信使登城三次勤役
進見出御 御先立 阿部豊後守

廉按、先立の前導官也、例上御殿、閣老巡直月番者、奉引而出謂之先立、故豊公前後奉之、如此如執御太刀及御刀者、前期擇定す、

御太刀 大澤右衛門督○御刀 堀川兵部大輔
賜享 御先立 前人○御太刀 宮原刑部大輔○
御刀 大澤右衛門督

辭見 御前立 前人○御太刀 堀川兵部大輔○
御刀 宮原刑部大輔

御前護衛六人 弱老中貳人 鳥居伊賀守、大久保長門守○御書院番頭 松平壹岐守、三浦肥後守
御扈從番頭貳人 鈴木能登守、松平伊勢守
階下護衛十八人

番長貳人御使番 戸川内藏助、津田外記
近衛六人御使番 小田切勲負、遠藤新六郎、須田

助十郎、柴田七左衛門、成瀬吉右衛門、大久保一郎右衛門

帶刀十人 梶田五郎兵衛、黒川與兵衛、鳥居權之助、島田藤十郎、日下部作十郎 右御使番五人○

松浦酒之丞、菅沼民部、石尾織部、脇坂一角、石原市左衛門 右寄合衆五人御前伺候高家貳人
品川豊前守、織田能登守

御前給仕 御土器、中條山城守 御引渡、横瀬駿河守 御捨土器、織田讃岐守 御酌、中條山城守
御加、長澤壹岐守

御幄役 内田若狹守、曾我周防守
三使給仕役 正使、内田若狹守 副使、曾我周防守
守 從事、安藤山城守

館伴三人 宗對馬守、京師相國寺慈照院縁長老、京師建仁寺永源庵集長老

引禮貳人高家 大澤出雲守、前田隠岐守
引禮四人奏者 三浦壹岐守、松平備中守、松平宮内少輔、森川出羽守

引禮貳人御步行頭 長谷川半四郎、江原與右衛門

送迎貳人寺社奉行 安藤右京進、本多彈正 弼

送迎貳人大目付 仙石丹波守、松平石見守

送迎八人御目付 長崎半左衛門、丸毛五郎兵衛、天野彌五右衛門、平岡市右衛門、伊勢平八郎、大岡忠右衛門、村瀬伊左衛門、堀田源右衛門

讀書展書役人 林大學頭、息七三郎
大廣間四之間勤番 大御番衆壹百人

御書院番所勤番 御書院番衆本番壹組、御書院番衆壹組、御扈役衆壹組、右合三組、踐好録、

正徳元年十二月三日
大廣間御座敷奉行 諸衆土井甲斐守 奏者池田丹波守 大番頭酒井下總守 御書院番頭阿部遠江守

同所給仕 戸田肥前守 朽木土佐守 御使番大島因幡守
中奥御小姓曾我周防守 同安藤山城守 同松井内匠頭 同青山近江守 同酒井日向守 御書院番内藤日向守、松平阿波守、金田能登守、伏屋備前守、藤本筑後守

按するに、肥前守、土佐守は御小姓組番頭、日向守御書院番とあるは誤りにてこの頃御小姓寄合なり、能登守もまた御小姓寄合、餘

は詳ならざれども推して知るべし、

初獻 戸田肥前守 加 曾我因幡守

按するに、踐好録にはこの交名のうち戸田肥前守の御役當りを大久保豊前守とし、またこの外山名信濃守、三宅下野守、木原因幡守三人を加へたり、いづれか是なるを知らず、下同し、

二獻 朽木土佐守 加 安藤山城守
三獻 戸田肥前守 加 曾我周防守

同所御饗應奉行 小十人組石丸五左衛門組共 同會唯權右衛門組共
上上官松之間御座敷奉行 諸衆内藤山城守

同所給仕 奏者高木主水正 御書院番頭稻葉紀伊守 御小姓組番頭鈴木能登守 御小姓組番頭石川備中守 中奥御小姓内田若狹守 同森川下總守 寄合小濱志摩守
同建部民部少輔 同平岡和泉守 同菅谷近江守
酌 石川備中守 加 森川下總守

同所御饗應奉行

小十人頭飯田惣左衛門組共
判事學士醫師、殿上間下段御座敷奉行
大番頭宇津出雲守 御書院番頭三浦肥後守 御小姓
組番頭川勝能登守
同給仕 進物番自注、
同所御饗應奉行 御徒頭土屋敷馬組共
冠官上上官軍官上官 柳間御座敷奉行
大番頭土屋山城守 御書院番頭松平壹岐守 御小姓
組番頭松平伊勢守
同給仕
進物番 兩番出人
同所御饗應奉行 御徒頭寬助兵衛組共
次官小童、紅葉間御座敷奉行
大番頭酒井紀伊守 御書院番頭酒井因幡守 御小姓
組番頭皆川山城守
同給仕 進物番 兩番出人
同所御饗應奉行 御徒頭江原與右衛門組共琉球
正徳元年十一月三日 記事、
殿上之間判事學士 大屋敷馬組共
柳之間冠官上間 寬助兵衛組共

紅葉之間次官 江原與右衛門組共
右者饗應奉行也、
樂屋奉行柴田三左衛門組共 三十人 丹羽權兵衛組
より、御徒方、
萬年記、

通航一覽卷之七十三終

通航一覽卷之七十四

朝鮮國部五十

○信使登城之節營中諸御役當 從享保度
享保度は諸事御改革、天和度に准せらるゝにより、信
使拜謁の日、營中諸配役も亦之に倣ふ、以降例となる、
享保四己亥年十月、朝鮮人登城御禮之節
一書簡御請取 中條對馬守 一二使自分御禮披
露 畠山下總守 一二使御盃被下候節 御土
器、前田隱岐守 御引渡、織田讚岐守 御捨土器、
横瀬駿河守 御酌、大友因幡守 御加、堀川兵部大
輔、右之外、御饗應之節、御給仕御番頭衆、中御奥小
姓衆、御寄合衆右大勢被仰付候、月堂見聞集、
享保四年十月朔日、三使一同に出席御下段着座、御
土器三、前田隱岐守御引渡、織田讚岐守御捨土器、
横瀬駿河守 按ずるに、さも 三使わも引渡出之、正使給
仕中奥御小姓藤堂伊豆守、副使給仕宇津采女正、從
事官給仕牧野伊豫守、御酌高家大友因幡守、御加堀
川兵部大輔、御日記、柳繁日記

享保四年十月朔日、御饗應之節役人之次第

三使御家三使、御座敷奉行
鳳之間詰 大久保加賀守 御奏者番朽木民部少輔
大御番頭 松平下野守、稻垣長門守
同所給仕御茶給仕共
御書院番頭森川下總守 酌 本多淡路守 御小姓組
番頭 秋元隼人正 加 松平内匠頭 御書院番頭板
倉下野守 御小姓組番頭安藤伊勢守 高木伊勢守
酒井日向守 御使番 森田讚岐守 伏屋備前守 御
書院番頭建部志摩守 中奥御小姓 松平伊豫守 松平
美作守 牧野伊勢守 醫合建部民部少輔 初獻銚
子、森川下總守 加 秋元隼人正 二獻銚子
本多淡路守 加 松平内匠頭 三獻銚子 森川
下總守 加 秋元隼人正
同所御饗應奉行
小十人頭伊與田新左衛門組共 同小笠原七右衛門
組共
上上官三人、松之間、御座敷奉行
鳳之間土井甲斐守 奏者番高木主水正 大御番頭三
浦肥後守 御書院番頭伊澤播磨守

同所給仕

酌 中奥御小姓藤堂伊豆守 加 稻垣大隅守 宇津采女正 寄合親見伊豫守、安部主計頭、小濱志摩守

御饗應奉行

會我七兵衛組共 大塚織部組共按するに、この二人は小十人頭なり、上官三人學士一人良醫一人、御書院番所、御座敷奉行

大御番頭 土井豐前守 御書院番頭 岡部左衛門佐 御小姓組番頭 酒井對馬守

御饗應奉行

御歩行頭 永田彌左衛門組共 朝岡朝負組共 軍官十七人、柳之間、御座敷奉行

大御番頭 岡野備中守 御書院番頭 稻葉下野守

御饗應奉行

御徒頭 本多久五郎組共 金田惣八郎組共 次官十人小童十六人、紅葉之間、御座敷奉行

大 番頭 板倉筑後守 御小姓組番頭 諏訪若狹守 御饗應奉行

御徒頭 松波其兵衛組共 中山主水組共

御書院番所、柳之間、紅葉之間給仕、進物番兩番出人九十四人、御日記、延享四丁卯年十二月廿一日

井伊掃部頭

右者、信使御禮之節、大老職之積可被得其意候事、按するに、禮ありしは明年寛延元年なり、

一芙蓉之間申渡三使御禮之節、書付請取 三使自分之御禮披露之心得 御土器 御引渡 御捨土器

御酌 御加役の事下に見ゆ

右之外、御給仕、兩番頭、中奥御小姓、同御番衆、寄合御給仕之面々、

石川備中守 室賀下總守 會我伊賀守 青山信濃守 水野山城守 内藤出雲守 阿部周防守

阿部出雲守 阿部出羽守 久世長門守 花房近江守 戸田豐前守 松平若狹守 伊澤播磨守

太田美濃守 岡部伊賀守 森川下總守 松平飛騨守 澁谷采女正 大久保下野守 三浦織部守

武田越前守 蒔田讃岐守 岡部丹波守 小笠原越中守 稻葉紀伊守 淺野備前守 松平對馬守

松平左衛門佐 松前主馬 永井修理 渡邊主水

小出左膳 牧野兵部 山中平吉 美濃部織部 加藤彈正 水野主殿 本多采女 倉橋三左衛門 荒川助九郎 稻葉左衛門以上、鶴林求聘詳録、寛延元戊辰年五月晦日

上使市川出雲守 紀伊大納言殿

同 會我伊賀守 尾張中納言殿

同 内藤出雲守 水戸宰相殿

同 市川出雲守 紀伊宰相殿

同 會我伊賀守 尾張中將殿

右者明朔日朝鮮人登城に付、御登城有之候様、被仰遣候、寛延年録、

寛延元年五月晦日

法眼之奥醫師五人

右明朔日朝鮮人御禮之節罷出候事、大成令續集、

寛延元年

一朝鮮人進物御前々持出候面々

御書院番 阿部出羽守組 同柴山但馬守組 同高力若狹守組 菅沼次郎

右衛門、松平與次右衛門、松平内膳、遠山平太夫、

松平八郎右衛門、京極左門御小姓組市川出雲守組 同内藤出雲守組 室賀多宮、松平左太夫、大岡仁右衛門、山中主水、

小栗十郎右衛門、三枝平三郎、正木大膳○御書院番室賀下總守組 川副金右衛門、柴出政次郎、瀨名傳右衛門、美濃部菅三郎、岡部彈正、丹羽主膳、建部一學○御書院番阿部出羽守組 間宮吉十郎、大久保主殿、青山善十郎、長田新三郎、佐々權右衛門、遠山源兵衛○御小姓組松平備後守組 新見又四郎、平野九左衛門、蔭山數馬、神谷左内、酒井與左衛門、水野要人○御小姓組水野山城守組 石野三次郎、川口隼人、間宮玄蕃、土岐内記、能勢三太郎、新庄鹿之助○御書院番皆川山城守組 奥山政之助、山岡五郎作、加々爪直次郎、小笠原内匠、荒井藤次郎、妻木辨之助○御小姓組市川出雲守組 堀又十郎、岡部隼人、長谷川庄次郎、鶴殿十郎左衛門、太田庄右衛門、遠山權十郎、森川玄蕃、千葉左衛門、新庄伊織○道中奉行 神尾伊賀守、神谷志摩守 諸事念入可相勤候、朝鮮來朝、 寛延元年六月朔日 一三使一同に出席對馬守相添合差圖、御下段東之方上より五疊目に順々着座、

御土器 高家京極近江守 御引渡 島山民部
大輔 御捨土器 織田主計頭 按ずるに、栗園渡抄を長澤土佐守に作る には、島山民部大輔

一三使にも引渡出之

正使給仕 中興御小姓 太田美濃守 副使給仕 松平若狹守 従事官給仕 大久保下野守 御酌

高家前田信濃守 御加 織田飛騨守朝鮮來聘記

寛延元年六月朔日、御饗應初獻酌、石川備中守、加、花房近江守 按ずるに、備中守は御書院番頭、近江守は御小姓組番頭なり、二獻酌、内藤出

雲守、加、曾我伊賀守、按ずるに、出雲守は御書院番頭、伊賀守は御小姓組番頭なり、三獻酌、石川備中守、加、花房近江守、栗園渡抄、

寛延元年六月朔日、朝鮮人登城御禮御徒方御役當御書院番所

柳間 御座敷饗應奉行

堀三左衛門、組共、片頼、高木宇右衛門、組共、片頼、

多賀外記、組共、片頼、松平助之丞、組共、片頼、

紅葉間 御座敷饗應奉行

小林甚五右衛門、組共、片頼、高木左内、組共、片頼、

寛延年録、

寶曆十三癸未年十二月朔日

御白書院縁類 井伊掃部頭

右者朝鮮人御禮之節、前々勤來候通、御使被仰付旨、右近將監 按ずるに、老中松平武元、申渡之、按ずるに、明年明 和元年二月廿七日

はる、

明和元年二月廿三日

松平讃岐守 酒井雅樂頭

右朝鮮人登城之節、着座被仰付候旨、柳營日記、

明和元年二月廿五日

御目付

法印法眼主 奥 醫師

右明廿七日朝鮮人御禮之節、罷出候事、天明集録、令録 明和元年二月廿七日

一大廣間出御、御先立、周防守御刀、小出備前守御

脇差、大井中務少輔 按ずるに、周防守は老中松平康福、備前守中務少輔は御小姓也、

一出御之節、御白書院御上段御着座

紀伊殿 尾張殿 水戸殿

右者順々被出席御對顔

溜之間詰

右一同出席、御目見、年寄共、御取合申上、

一大廣間御上段御着座、松平兵部大輔、板倉佐渡

守、若年寄、鳥居伊賀守西張出着座、按ずるに、兵部少輔佐渡守は御側御用人なり、

一紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿御中段

西之疊縁御列居、御日記、朝鮮人來朝之記、

明和元年二月廿七日

一三使一同に出席、御下段着座、御土器三、前田伊

豆守、御引渡、横瀬駿河守、御捨土器、六角越前守

按ずるに、共に高家なり、

一三使に引渡出之

正使 給仕 中興御小姓 副使同 島山飛騨守

従事官給仕 前田出羽守

但御給仕、三使共に衣冠重を着、太刀不帶之、

御日記、朝鮮人來朝之記、

明和元年二月廿七日、御書院番所

御饗應奉行

野々山源右衛門、組共、片頼、美濃部八郎右衛門

組共、片頼、

柳之間 同斷

倉橋三左衛門、組共、片頼、大島雲四郎、組共、片頼、

紅葉之間 同斷

遠山源兵衛、組共、片頼、諏訪左源太 組共、片頼、御徒

○信使登營前諸式習禮等

信使聘禮及び御饗應等の事に與るの輩、かの登營以前

前あらかしめ各其式の習禮を命せられ、かつ上覽見

分あり、是らの事、寛永元年以前及、今所見なし、

寛永十三丙子年十二月十二日、一午刻大廣間に出

御、是明日朝鮮人御禮に付、御座敷之御様子并御給

仕以下依上覽也、式書載、寛永日記、人見私記、

寛永二十癸未年七月十日、宗對馬守御禮有之、朝

鮮人給仕稽古有之、御徒無名氏之記、按ずるに、この月十八日登城なり、

明曆元己未年十月五日、一宗對馬召之、朝鮮人御禮

之規式被仰渡之、朝鮮使來聘記、○按ずるに、登城ありしは、この月八日なり、

明曆元年十月七日

一黒書院出御、紀伊亞相、水戸黃門、尾張黃門、紀伊

相公、水戸羽林、松平左京大夫、井伊掃部頭、松平左

京大夫御目見、宗對馬守、宗播磨守御目見畢而明日

御禮之次第對馬守に老中相談之、

一申後刻大廣間出御、御座敷上覽、御日記、

明曆元年十月七日、朝鮮人御禮有之付而、規式爲

御稽古大廣間に出御、朝鮮來聘記、

天和二壬戌年八月十九日
 一朝鮮人拜禮之節、御給仕稽古有之、御書院番、御小姓組より出人六十人にて勤之、柳營日次記○按するに、この月廿七日拜禮す。
 天和二年八月廿六日、明廿七日信使御禮爲習禮、甲三按するに、甲府御登城有之、御日記、三家方をさす。
 天和二年八月廿六日、御登城、是明日朝鮮人登城に付、殿様にも相伴被仰出故御座席の様子爲御覽なり、紀伊様、水戸様同様なり、人見私記、載櫻田記、
 天和二年八月廿六日、甲府殿、紀伊殿、水戸殿御作法爲御見習登城、按するに、朝鮮人の御相伴仰付られしは、きのふなり、○朝鮮來朝記。
 天和二年八月廿六日
 一紀伊殿、水戸殿、甲府殿御登城、是は朝鮮人三使に御對座之様子被仰合之、
 一同日に大廣間御書院番所御歩行、番所御懸掛る、對天日録、
 正徳元年辛卯年、新井勘解由進獻儀注を作り、朝鮮人の習禮を仕り、御白書院に而、御老中杯被出修禮あり、叔孫通か遺風なり、中村氏筆記抄、○按するに、聘禮ありしは、翌月朔日なり。
 正徳元年八月八日

一今日朝鮮人登城之節、諸役人習禮之稽古有之候、老中見分、柳營日次記、
 正徳元年八月八日
 一朝鮮人御用懸之御役人、其外諸向不殘登城、習禮有之、御徒頭長谷川半四郎、江原與右衛門代り菅沼圖書罷出、習禮相濟申候、御徒方萬年記、
 正徳元年八月十四日
 一朝鮮人登城、御規式之習禮有之、老中見分、御日記、
 正徳元年八月廿日
 一今日も、大廣間にて、朝鮮人登城、御規式之習禮有之候、老中見分、柳營日次記、
 正徳元年八月廿日
 一朝鮮人登城之節、引禮之稽古、長谷川半四郎、江原與右衛門登城、同廿四日朝鮮人御用懸之衆不殘登城、習禮有之、御徒方萬年記、
 正徳元年八月廿四日
 一朝鮮人登城御規式之習禮有之、老中見分、御日記、
 正徳元年八月廿四日、朝鮮人規式習禮有之、文書叢、
 正徳元年八月廿六日

一朝鮮人登城にて舞樂之節、饗應稽古有之、殿上之間響應之稽古、御徒頭土屋敷馬罷出相勤、
 同月廿九日
 一今日も朝鮮人登城之節、舞樂有之之節稽古有之、
 九月八日
 一朝鮮人御用懸之衆不殘登城、習禮有之、以上、御徒方萬年記、
 正徳元年八月廿九日
 一今日も大廣間にて習禮有之候、柳營日次記、
 正徳元年八月廿九日、朝鮮人登城之節、舞樂等習禮有之、文書叢、
 正徳元年九月八日、一韓使御禮之節之習禮有之、老中越前守、中務大輔少老、按するに、越前守は間部監房、中務大輔は本多忠良にして二人さしに御側御用人なり、少老は若年寄をさすなるへし、御日記、
 正徳元年九月八日、朝鮮人登城之節習禮有之、文書叢
 同年十月廿日、宗對馬守兩長老登城習禮有之、以上、御徒方萬年記、
 正徳元年十月廿日、一宗對馬守登城習禮有之、
 同月廿二日
 一朝鮮人御規式之節之習禮有之、以上、御徒方萬年記、

正徳元年十月廿二日、按するに、傍注イニ廿六日とあり、朝鮮人御暇の習禮、
 同月廿四日、朝鮮人御饗應の習禮、以上、文書叢、
 正徳元年十月廿五日、一朝鮮人御暇節之習禮有之、
 同月廿六日、一今日も、朝鮮人御暇之習禮有之、
 十一月八日、一近々朝鮮人御暇之節之習禮有之、以上、御徒方萬年記、
 正徳元年十一月六日、朝鮮人御暇之節、規式習禮有之、文書叢、
 寛延元戊辰年五月十八日、近日朝鮮人登城前に付、御座敷向、御老中、若年寄衆御見分有之、御徒方萬年記、
 明和元年甲申年二月四日
 一朝鮮國王の之被遺物品々上覽相濟、右に付御座敷向に御出御有之、柳營日次記、
 明和元年二月十九日御目付達書付
 朝鮮人登城御禮に付、來る廿三日、溜詰宗對馬守、習禮有之候間、右之段爲御心得御達申候様、攝津守殿、按するに、若年寄松平忠恒、被仰聞候、依之御達申候、
 二月十九日
 曲淵勝次郎

太田三郎兵衛

同月廿一日大井伊勢守達

明後廿三日、宗對馬守登城、朝鮮人登城之節之習禮有之候間、其御心得可有之旨相達候様、右近將監殿按するに、老中松平武元、被仰開候に付、御達申候、

二月廿一日御開書令條錄、按するに、文化度對馬國にての事も因に、に附す、

○文化八辛未年五月十一日

一 對馬守於屋敷、按するに、こゝし對馬國まで來聘にして、二日聘禮行はる、詳に信使屋敷とあるもその間の屋敷なり、この月廿二日聘禮行はる、兩上使始御役人一同、來簡請取之習禮有之、對馬守出席有之、但支配向之儀者、申合罷出、

同月廿四日

一 對馬守屋しきにおゐて、兩上使御役人一同、廣間御饗應、御返簡渡習禮有之、但支配向者、申合罷越、

一 岩千代出席習禮有之、近藤集取藏留書、○按するに、岩千代交に代りて事にあつたり、○信使登城之節諸向出入井供廻等

信使登城の日、諸大名以下諸向出仕の輩、出入の御城門及び供廻り等の事、兼て御書付を出さる、寛永二十年まにその記載を欠く、

明曆元乙未年十月七日

一 明日者惣様出仕衆、蓮池通也、朝鮮使來聘記、天和二千戌年八月廿日、朝鮮人登城之日、諸出入之由被仰渡、柳營日記○按するに、の月二十七日登城あり、

天和二年八月廿日、朝鮮人登城之當日、諸大名衆、紅葉山の下坂下御門より、蓮池通、出仕有之間、其趣を可存之旨御先手衆老中被仰渡之、萬天日錄、

天和二年八月、朝鮮人登城の日、諸大名坂下御門より蓮池通出仕有之由、御先手へ被申渡、甘露、天和二年八月廿七日

一 紀伊中納言殿、水戸宰相殿、甲府宰相殿、尾張中納言殿、紀伊中將殿早旦より被登營、三使退出以後、各退散、

但紀伊中納言殿、水戸宰相殿雖爲忌中、依御免被致出仕、水戸少將殿忌中故無御登城、

一 國主領主、四品以上、其外之諸大名者、三使出仕之前、大手、櫻田御門より登城、朝鮮人退出終て順順退去、

一 紅葉山下、坂下御門、今朝より開、當番之諸士其外之輩、蓮池通より出仕、

拂、尤居残り候分は、御用屋敷按するに、江戸繪圖による邊な、折廻迄差置之、乗物者、櫻田御番所際に置之、但對馬守、御馳走人乗物者、櫻田御番所際に置之、

一 御立關前、腰掛置板敷之上に薄縁敷、中官差置之、尤對馬守家來罷在、

一 大手腰掛者、不殘下官共差置之、

一同所南之方、腰掛并御疊小屋新外繫迄者、對馬守、御馳走人之人馬差置之、

一出仕之面々供之者、蓮池馬場邊差引者、蓮池御門當番之御先手與力同心勤之、

一 喰違御門者、中之御門、加番、御先手與力同心、出人にて固之、

一 御立關前、二丸御門外、大手下馬にも對馬守家來、役人等差置候、

一 殿上之間、前拭板邊に對馬守家來差置、此外御座敷向にも、朝鮮人相越候席わ者、右之家來差添遣之、

但御用掛り之面々、合差圖之、最前之書付に者、舞樂之節、御目見無之と有之、候

一 御立關前より中之御門外迄差敷、御日記、正徳元辛卯年十月十五日、鳥居伊賀守按するに、若渡御書付之寫、

一 朝鮮人登城之日、按するに、十一月朝日聘禮登城なり、表向諸役人、登城退出共、坂下御門出入之事、御番方も右同斷、柳營記、

正徳元年十月十六日御書付、鈴木伊兵衛渡之、一 朝鮮人登城之日、表向諸役人、登城退出共に、坂下御門出入之事、御徒萬年記、

正徳元年十月廿日、朝鮮人御饗應之節書付按するに、日聘禮登營なり、

一出仕之面々、登城之時者、大手櫻田兩所より罷出、退出之節は、櫻田御門之方計通る、

一 表向諸役人御番衆者、登城退出共、坂下御門相通る、

一 奥向之面々者、登城退出共に、平川口御門相通る、

一 御立關前より中之御門迄、差敷之、中之口も同前、

一出仕之面々供廻り、和田倉御門内馬場之内外に

此度之書付に者御目見有之由、相見申候、
 一朝鮮人、登城出仕之面々、登城者、大手櫻田兩所より罷出、退出者、櫻田御門之方計、
 一萬石以上、下乗より、刀持貳人、草履取壹人、但中之御門より内、刀持壹人、
 一萬石以下、□□刀持壹人、草履取壹人、但中之御門より内、刀持壹人、
 一挾箱乗物一所に差置、一切入不申候事、
 一刀持手代り、出入無之事、
 但病氣無據用事之節者、斷之上、入申候事、
 一留守居共、一切出不申候事、
 十月廿日御書付寫
 正徳元年十月廿七日、御目付石谷七之助達、
 一表向諸役人、御番衆登城退出共に、坂下御門可罷通候、部屋無之面々者、坂下御門之内へ侍壹人、草履取壹人、召連可申事、
 一中之御門より内へ、侍壹人召連可申事、御徒方萬
 正徳元年十月、覺
 追而朝鮮人、登城之度々、左之通可被相心得候、以上、

一朝鮮人登城之節、表向諸役人、登城退出共に、坂下御門出入之事、
 十月 踐好録
 正徳元年十一月朔日、水戸殿者紅葉山下御門、紀伊殿者坂下御門より登城退出も同前、手廻り之者、并乗物は二丸銅御門之内へ入置之、其外人馬は、紅葉山下外矢來門坂下御門外に溜置之、琉球記事
 享保四己亥年九月晦日、井上河内守、按するに、老中正等、渡候、御書付
 一朝鮮人登城之節、按するに、十月朔日なり、何も登城之面々は、大手櫻田勝手次第候、退出之節者、櫻田より退出之事、
 一國持大名初萬石以上、下乗橋より内、侍貳人草履取壹人之外、召連申間敷候、中御門蔭際より、刀持侍壹人計召連、此侍も御立關にて拂候事、
 一下乗橋通に、乗物一切差置不申、櫻田へ拂追而退出之節、下乗へ入候間差置無之内、入込不申候様、可被申付候、以上、
 九月 大目付、御書付次記、
 寛延元戊辰年四月、朝鮮人來朝に付、登城之節、

按するに、六月朔日登城す、下乗より内、供廻り召連候、覺、
 一四品以上并萬石以上、下乗より内中之御門迄者、侍貳人草履取壹人、雨天之節者、傘持壹人召連、中御門より内者、刀持壹人雨天之節は、手傘用候事、
 一萬石以下者、下乗より内、侍壹人草履取壹人召連、中御門より内は、刀持壹人、雨天之節者、手傘用候事、
 一萬石以上以下共、挾箱下乗内へ、一切入申間敷候事、
 但部屋有之面々は、挾箱内へ入候事、
 右之通御心得可有之候、以上、
 四月 中山五郎左衛門
 神尾市左衛門
 一朝鮮人、御本丸登城、同日西丸へも登城有之に付、御本丸より西丸へ被相越候面々、何茂蓮池御門通罷越、中之口より登城、退出之節者、何も西丸大手御門通り、退散之事、
 一西丸に登城無之面々は、三使、御本丸より退散後、大手御門より退散之事、
 但内櫻田御門之方々者、一切退散無之事、

一大手御門内櫻田御門西丸大手御門下馬に相殘候、供之分は、主人登城候は、直神田橋御門外并大名小路、松平大炊頭屋敷前通り外櫻田御門之外に相拂差置可申候、且又、下乗所に相殘候乗物挾箱并供之分者、神田橋御門之内小笠原右近將監屋敷後通り本多伊豫守屋敷後明き地は、相拂差置可申候、出仕之面々、退散之節、屋敷向寄之方へ相廻居候様に、御申付可在之候、尤供廻り差引之ため場所は、御徒目付、御小人目付差出置候間、何も差置用候様に、御申付可有之候事、
 一和田倉御門内馬場先御門内外櫻田御門内往來之者、留切申候、
 右之通、御心得可在之候、以上、
 四月 中山五郎左衛門
 神尾市左衛門
 一朝鮮人登城、同日西丸にも登城有之、若夜に入候は、西丸大手御門之外にて、貳ヶ所衛士焚候、場所之儀其節可申談候、以上、
 四月 中山五郎左衛門
 神尾市左衛門 公制 觸事

錄御書付留

寬延元年五月廿九日、覺

朝鮮人登城、退散之節、夜に入候得者、西九大御門外にて衛士焚候付、其旨可相心得候、大成令續集、明和元年甲申年二月十一日、曲淵勝次郎相達候、書付貳通、

朝鮮人登城之節、按するに、この月、下乗より内、供廻召連候、覺

一四品以上并萬石以上、下乗より内、中御門迄者、侍貳人草履取壹人、雨天之節、傘持壹人召連、中御門より内は刀持壹人、雨天之節者手傘用候事、一萬石より以下、下乗より内者、侍壹人草履取壹人召連、中御門より内者刀持壹人、雨天之節手傘用候事、一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内は、一切入申間敷候事、但部屋有之面々者、挾箱内は入申候事、一中之口登城之内、部屋無之分は、侍壹人草履取壹人中之口迄召連、夫より相拂候事、右之通、御心得可有之候、以上、

二月

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎御書

明和元年二月、朝鮮人登城之節、出仕之面々供廻り差置候場所、

一中之御門外に相殘候、四品以上之侍草履取は、蓮池御門内御藏之向通の片寄差置、御玄關前まで召つれ、刀持之儀者、主人登城候て直に、臺部屋御門内は相拂候事、

一中之御門外に相殘候、萬石以上、侍草履取は、二九御玄關前腰懸邊へ差置、御玄關まで召連候、刀持之義は主人登城候て、右同所へ相拂候事、

一出仕之面々、下乗まで召連候、供廻并乗物之義は、内櫻田御門外下馬は、相拂候事、

一大手御門より出仕之面々、供廻之義は、和田倉御門内松平肥後守屋敷前通は、拂置候事、

一出仕之面々、供廻り退散之節、屋敷向寄方へ相廻居候様、御申付可被成候、尤供廻り差引として、御徒目付御小人目付差出置候間、何れも差圖相用候様に、是又御申可被成候、一諸大名留守居、御座敷は勿論、中之口御門内とも

通航一覽卷之七十五

朝鮮國部五十一

○信使登城に付、衣服制限觸、

聘使登營により、衣服及び出仕制限、御書付をもて諸向に達せらる、慶長十二年の事詳ならず、但し台録院殿、御直衣にて出御と見ゆ、

元和三丁巳年八月廿六日、朝鮮人拜禮也、昵近公家衆、諸大名諸士、各著裝束而出仕、羅山文集、紀年錄、

寬永元甲子年十二月十九日、朝鮮人御本丸に出仕、諸大名各冠裝束、吳國日記、

寬永元年十二月十九日、三使登城、諸大名何も裝束にて登城、寬永日記補闕、

寬永十三丙子年十二月十三日、信使登營、今日依別仰井伊掃部頭直孝、松平下總守清匡、按するに、累代武鑑等による、二人

さしこの頃執事職と稱す、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝にこの二人はともに各著束帶、先是信使勤禮之時無束帶、皆老中なり、著衣冠、紀年錄、

寬永十三年十二月十三日、朝鮮人登城御目見に付、殿中伺候之者共、井伊掃部頭、松平下總守、土井利

に一切差置不申候、刀持差置候場所は、相拂候事、但病氣又幼少之面々、介添之者は、品により中之口御門内に、差置候、右之通御心得可被成候、以上、

二月

吉田三郎兵衛

曲淵勝次郎御書
記、御觸書、御書付留、

通航一覽卷之七十四終

勝等束帶也、宰相以下諸大夫之分者、衣冠各太刀帶之、御給仕者、配膳之間者、太刀不帶、其外布衣素袍袴也、人見私記、

寛永二十癸未年七月十八日、朝鮮人御禮、惣様六半に出仕、云々、國持衆、諸大名出仕也、書院大番、花島より見世男出る何も装束なり、諸大夫以上衣冠裝束也、廣蓋、腰脚持、布衣なり、御徒頭無名氏之記、
寛永二十年七月十八日、朝鮮人御禮裝束之次第、諸大夫以上、何も衣冠太刀を帶、國持衆は、御禮之間御次之間に有て御能始以前何も退出、御給仕之面々は、衣冠に下重を著し練の足袋をはく、但太刀を略す、彦根少將、按ずるに、大津守忠勝、累代武監によるに、寛永十五年十一月大老少將とあれば、こゝに侍従とあるは誤りなるへし、佐倉侍従、按ずるに、中堀田加賀、古河侍従、按ずるに、土井大炊頭利勝、累代武監によるに、守正盛、寛永十五年十一月大老少將とあれば、また侍従と記せし、厩橋侍従、按ずるに、酒井雅樂頭忠、會津侍従、伊豫侍従、牧野内匠頭、按ずるに、會津は松平肥後守正頭は、この頃嚴有院殿の御傳なり、右何も、束帶腰脚、廣蓋之役人何も布衣、上官以下之給仕何も、襖袴、朝鮮人御禮次第、
明暦元乙未年、在府之諸大名、其外諸大夫面々、衣

冠着太刀帶、可登城旨、依上意申觸之、御日記、
明暦元年十月八日、朝鮮人登城、御目見故、諸大名衆、衣冠之裝束にて太刀を佩出仕、寛明日記、
明暦元年十月八日、朝鮮信使御禮に依て、御一門之歷々、諸大名御譜代御家人御旗本物頭諸役人以下平番之輩等、出仕、自注、火消當諸大名以上、衣冠を着し鞘卷の太刀を帶し、雷不出仕布衣平士裝束皆如例、朝鮮往來、明暦元年十月八日、左馬頭様、右馬頭様、紀伊殿、尾張殿、水戸殿、紀伊宰相殿、水戸中將殿、松平右京大夫、按ずるに、左京大松平左兵衛督大廣間西之縁にて、御禮之儀式御覽、何も衣冠束帶太刀帶也、朝鮮使來見私記載、
天和二年八月廿四日、朝鮮信使來る廿七日、御禮の由にて、諸大名衆、衣冠にて出仕之由、萬天日錄、
天和二年八月廿六日、明廿七日、信使御禮に付、在府諸侯、衣冠束帶太刀、五時登城之儀達之、御日記、人見私記載二田錄、
天和二年八月廿六日、信使御禮に付、諸大名、衣冠束帶太刀、五時登城可仕旨、捻或は切紙にて、御觸在之候、朝鮮來朝記、
天和二年八月廿七日、信使御禮、殿中諸大夫以上、

衣冠、老中は束帶着之、其外諸士之面々裝束也、柳營日記記、

天和二年八月廿七日、朝鮮人出仕有之に付、御三方、甲府殿、諸大名諸役人登城、御老中束帶、諸大名衣冠、諸役人裝束、御徒方萬年記、
天和二年八月廿七日、今日辰刻、御連枝方、國持大名御譜代衆諸役人旗本の面々、殘らず登城、官位これある輩は、昨日按ずるに、この間御觸、衣冠下襲帶劔、天和二年朝鮮來朝記、

正徳元辛卯年五月被仰出、一當七八月朝鮮國信使來朝に付、諸大夫以上、衣冠并狩衣、承寬錄、
正徳元年六月三日御書付

今度、朝鮮人來聘に付、諸大夫以上、衣冠并狩衣之心掛、可被仕候、

侍従以上 薄紫 四品 濃紫
諸大夫 淺黃

裝束之節、差貫之色、向後右之通、可被相心得候、以上、御徒方萬年記、大成令

一 正徳元年八月九日御書付
朝鮮人登城、衣冠着用之時者、奥表共惣様下襲帶

劔、御徒方萬年記、
正徳元年十月廿日、秋元但馬守、按ずるに、老中御觸、渡、御書付之寫、

一 朝鮮人登城に付、公仕之面々、鞘卷野太刀之内を用之、衛府之太刀用候義、可爲無用事、

一品川豊前守、織田能登守、大澤出雲守、前田隱岐守、按ずるに、この四人は高家配役とあり、宗對馬守此外者、末廣持候事、右之通、可被相達候、御日記、大成令補遺、御徒方萬年記、但し十月廿二日御目付永井三郎右衛門達すあり、

正徳元年十月廿五日、御目付鈴木飛騨守達、一舞樂之節、狩衣着候、諸大夫之面々、鬘斗目可有着用候、御徒方萬年記、

正徳元年十月廿七日
詰衆 同嫡子 詰衆並 同嫡子
奏者番衆手明 同嫡子

明廿九日、朝鮮人信使御禮付而、衣冠下襲太刀帶之、五時可有登城候、無官之面々は、不及出仕候、

十月
按ずるに、かく仰を出されしなれども、廿九日は雨によりて御延引十一月朔日御禮あり、
御 役 人
老中支配之布衣以上

明後廿九日、朝鮮人信使御禮付而衣冠下襲太刀帶之、布衣之面々者、布衣着用五時登城候様、可被相觸候、以上、
十月

若年寄支配之布衣以上

御役人
法印 法眼

右同文言

十月 大成令補遺、御徒方萬年記、

正徳元年十月廿八日

明廿九日、朝鮮人御禮に付、衣冠下襲太刀帶之、布衣之面々者、着布衣、五時登城之事、

一明日表向足袋はき候様にと被申觸之、柳警日次記、正徳元年

一十月廿九日、今日朝鮮人登城有之筈、去廿七日被仰出、出役等有之候處、今日相延、明後朔日登城之段被仰出、
一同日御書付

若年寄支配

布衣以上御役人

法印 法眼

右明後朔日、朝鮮信使、就御禮諸事最前相觸候通、被心得、可有登城候、
右之通、可被相觸候、
十月廿九日御徒方萬年記、

正徳元年十月廿九日

一雨天に付、信使御禮相延、明後朔日與被仰出候、同月晦日

一明朔日、月次之御禮無之、信使御禮、五時揃に候、以上柳警日次記、

正徳元年韓人登城の時々、諸家或は束帯衣冠、狩衣の差あるへき由、狩衣の時々は、諸大夫以上、其すかた等しき故、指貫の色を命し給ふ、如左、

三家は 禁色 侍従以上は 濃紫

四品は 淺紫 諸大夫は 淺縹○按す異説なれども、参考に存す、

正徳元年十一月朔日

一朝鮮信使御禮に付、水戸殿、紀伊殿始國持大名及萬石以上之面々同嫡子、布衣以上之御役人并法印法眼、登城、萬石以上之嫡子無官は出仕、無之、但尾張殿、松平加賀守は在國、

一今日出仕之面々、諸大夫以上、衣冠下襲帶劔、其外假六位衣冠下襲帶劔布衣素袍等、着之、
一表向五時揃

同日

一明後三日、三官使御饗宴、且又舞樂被仰付之間、狩衣着之、五半時登城可有之旨、對馬守按するに、宗對馬守義方、從老中觸手紙、遣之、

一右同斷付而、御譜代衆は、狩衣着之、五時登城、可有之旨、老中より觸手紙、遣之、
一左之書付渡之

高家衆手明

詰衆

同嫡子

詰衆並

奏者番手明

同嫡子

水野肥前守

同

周防守按するに、肥前守は、この年九月四日御饗宴より大坂御定番に轉せしなり、周防守はその養子なり

明後三日朝鮮人は、舞樂見物被仰付候間、狩衣着用、五時可有登城、無官之面々は、不及出仕候、

柳原越中守

老中支配

布衣以上御役人

明後三日、朝鮮人は、舞樂見物被仰付候間、五位之面々狩衣着用、布衣は布衣着之、五時可有登城候、右大目付は、豊後守按するに、老中阿部正高、渡之、

若年寄支配
布衣以上御役人
法印 法眼
一明後三日、朝鮮人は、舞樂見物被仰付候間、五位之面々、狩衣着用、布衣は布衣着之、五時登城候様、可被相觸候、
十一月朔日
右御目付は、大和守按するに、若年寄久世重之、以上柳警日次記、
正徳元年十一月朔日、初て朝鮮人登城、儀式別書有之、

若年寄支配

布衣以上御役人

法印 法眼

明後三日、舞樂見物被仰付候間、五位之面々は、狩衣着用、布衣着用、五時揃候様に登城可仕候、露敷、
正徳元年十一月三日

正徳元年十一月三日

朝鮮人登城舞樂被仰付候節之書付、
一水戸殿、紀伊殿并國持等并外様萬石以上之面々、登城無之、
一大御番出人百人四之間に勤仕素袍、

一今日殿中、伺公之面々、狩衣素袍着之、御書付寫、○
警日次記に載する衣服制限觸に、
御書代案五時登城と見へたり、

正徳元年

一十一月三日、朝鮮人登城、御白書院、舞樂見物被
仰付、諸役人、裝束にて登城、揃刻限朝五時、
一十一月九日、御書付大久保甚右衛門達之、

布衣以上御役人

法 印 法 眼

明後十一日、朝鮮信使御暇、裝束等、諸事御禮之
時之通にて、五時登城候様、可被相觸候、以上、
十一月九日、以上、御徒方萬年記、

正徳元年十一月九日

一明後十一日、朝鮮人御暇に付て、衣冠下襲太刀被
帶之、五時可被爲登城旨、上使被遣之、

上使御小姓組番頭
皆川山城守

水戸中納言殿

同御書院番頭
井上讀波守

紀伊中納言殿

右之通被遣之、但登城之道筋、御禮之時之通也、
一右同斷に付、明後十一日五時可有登城旨、在府一

萬石以上之面々、從老中切紙を以相達之、

寄合

榊原越中守

老中支配
布衣以上御役人

右書付豊後守より、大目付に渡之、

若年寄支配之

布衣以上御役人

法 印 法 眼

右書付御目付に、久世大和守渡之、

但委細者、朝鮮方日記に有之、柳營日次記、

正徳元年十一月十日、明日朝鮮人信使御暇に付、布
衣以上御役人法印法眼、下襲太刀帶之、布衣之面々
は布衣着用、可被罷出由、文路兼、

正徳元年、各官服色、進見

御三家以下、諸大夫以上、各衣冠下襲して帶劔せら
る、布衣之輩は、常時の服を着す、但し來聘に因て
勤役する衆は、六位の袍を着す、其外の無官爵の面
面は、素襖長袴なり、御前護衛は衣冠下襲して帶劔
す、階下護衛の内番長は闕腋束帶帶劔して、壺胡絛
を負て弓箭を執り胡床に座せり、近衛は褐の下襲
に帶劔し壺胡絛弓箭して同しく胡床に座せり、帶

享保四年九月廿九日

鷹間詰 同嫡子

菊之間縁頼詰 同嫡子

御奏者番 同嫡子

明後朔日、朝鮮人信使御禮に付而、衣冠重を着太刀
帶之、五時可有登城候、無官之面々者、不及出仕候、
以上、柳營日次記、
先例政典續編、

享保四年九月廿九日、御目付稻生次郎左衛門相渡
候御書付、

若年寄支配

布衣以上御役人

法 印 法 眼

明後朔日、朝鮮人御禮付而、五時可有登城候、諸大
夫者、衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々は布衣着用
候様、可被相觸候、御徒方萬年記、
御書付留、

享保四年、朝鮮人登城之節、諸大名不殘檜扇子御持
被成候様にと、松平石見守より、按するに、向寄之大
名方に、順達被成候由、月堂見聞集、
享保年先々御代、按するに、文昭、朝鮮人來朝の節、布衣
の御役人には、薄緑の袍、六位の裝束始りしかと、
後の來朝には被爲取除之、天和來朝の舊例に任せ
られ、大紋布衣に被復しなり、此等の趣は、彼白石

刀は、布直垂に帶劔し、各縁を取て是も胡床に座せ
り、各門鎮護の諸物頭は、皆各六位の袍を着して帶
劔す、

右其大略如此にして、進見、辭見、兩度俱に同し、

賜享

御三家方并外様之面々、出仕なし、又今日は、中官
等入拜せざるに因て、階下護衛は設けられず、御前
護衛并各川鎮護之輩、皆狩衣にて勤役す、執政老
中以下諸大夫并布衣輩の來聘勤役する分は、皆同
しく狩衣を着す、無官は、素袍長袴を着せるなり、
踐好録、

一將軍家、當時衣冠に野劔を用る事、朝鮮人來聘よ
り此事あり、朝鮮人來聘の時、六位の袍野劔黒塗銀
作りにして、布衣の官人の貸給ひしより、野劔を衣
冠に帶劔すと覺るは非なり、新益柳營總覽○按するに、前
文によるに寶永年中の事な
るへし、

享保四年九月十日、井上河内守按するに、渡御書付、
今度、朝鮮人御禮之節、諸大夫之面々、衣冠重を着
太刀帶候等之間、其段向々、可被達之候、寄合に
者、被達不及候、柳營日次記、
大成令補遺、

子文學にのみ拘りて、武備の要を失へるもの歟、明君德行録、

寛延元戊辰年四月廿四日

御本丸
大御所様
大納言様

御目付々

今度朝鮮人、御禮之節、諸大夫之面々、衣冠重を着太刀帶候等候間、其段向々々可被達候、尤寄合に者、被相達不及候、

四月

同年同月

今度朝鮮人御禮之節、萬石以上、其外諸大夫之面、衣冠重を着太刀帶候等候間、其段向々々可被達候、

四月以上大成令續集、

寛延元年五月十七日

朝鮮人登城之節、冠之緒こより之由、酒井雅樂頭殿按ずるに、老中忠知、御徒方萬年記、御徒方萬年記、御目付留、被仰渡候段、御目付神尾市左衛門被申聞、

寛延元年五月十八日

足袋相用候儀、先達而願相濟有之候分も、此度衣冠之節川候儀、不相成旨、可被達候、御書付寫

一寛延元年五月廿八日、朝鮮人登城之節者、年始御禮之通之旨、中山五郎左衛門被相觸候、寛延年録、

寛延元年五月廿九日

鷹間詰 同嫡子 御奏者番 同嫡子

菊間縁類詰 同嫡子

明後朔日、朝鮮之信使御禮に付而、衣冠重を着太刀帶之、五時可有登城候、無官之面々者、不及出仕候、

五月

老中支配布衣以上
御役人

明後朔日、朝鮮之信使御禮に付て、衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々者布衣着用、五時登城候様、可相觸候、

五月

若年寄支配之布衣以上
御役人

明後朔日、朝鮮之信使御禮に付、五時可有登城候、

諸大夫者、衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々者、布衣着用候様、可被相觸候、尤西九御目付々も、可有通達候、大成令續集、御徒方萬年記、

寛延元年五月廿九日

一左之御書付、雅樂頭殿御渡被成候由、中山五郎左衛門被相觸候、

若年寄支配之布衣以上
御役人

法印 法眼

明後朔日、朝鮮信使御禮に付、五時可有登城候、諸大夫者、衣冠重を着し太刀帶之、布衣之面々者、布衣着用候様に可被相觸候、寛元年録、

寛延元年五月晦日佐渡守按ずるに、若年寄、寛元年録、渡、

御目付々

明朔日例月之御禮無之候、以上、

五月晦日、令條録、

寛延元年

一朝鮮人御禮申上るに付、紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、尾張中將殿を始め國持大名、其外萬石以上同嫡子并布衣以上之御役人登城、出御以前席々列座、出仕之諸大夫以上之者、衣冠襲を

着し太刀を帶、布衣之輩は布衣着之、且御門御門之飾美麗を盡せり、鶴林來聘記、栗園漫抄、

寛延元年六月初日、

一朝鮮之信使登城、御表出御、御禮相濟其外御目見有之、

一御三家始御譜代衆、布衣以下之御役人、年始之通、

其裝束着之各登城、

一御老中方若年寄衆、五時前御登城寛延年録、

明和元年甲申年二月六日、松平右近將監按ずるに、老中武元、相渡御書付、大目付大井伊勢守達、

今度朝鮮人、御禮之節萬石以上其外諸大夫之面々、衣冠重を着太刀帶候等候間、此段面々々可被相達候、以上、御國書、天明集録、

明和元年二月六日

一左之書付、松平攝津守按ずるに、若年寄忠恒、被相達候、

今度朝鮮人御禮之節、諸大夫之面々、衣冠重を着太刀を帶候等に候間、其段向々々可被達候、尤寄合に者、被相達候不及候、

二月是迄天明集録、令條記同、但し廿五日に録く、

同年同月十七日

一朝鮮人登城之節、冠之紐紙捻相用候、
一布衣以下殿中衣服之儀、年始元日之通、同日裝束
下足袋用間敷事、
右之書付、攝津守渡之、
同月廿一日

一左之書付、自注、これは先日出る書付也
一朝鮮人登城之節、冠紐紙捻相用候事、
一朝鮮人登城之節、布衣以下之面々、殿中衣服之
儀、年始元日之通、且裝束下足袋相用申間鋪事、
但痛所有之、相願足袋相用候儀者、勝手次第之
事、以上、柳營日次記、

明和元年二月十八日

一朝鮮人登城之節、冠之紐紙捻相用候事、
一朝鮮人登城之節、布衣以下之面々、殿中衣服之
儀、年始元日之通、同日裝束下足袋用申間鋪事、
但痛所有之、相願足袋相用候儀者、勝手次第之事、
右之通、右將近監殿被仰開候に付、相達候、御同席
在府之分、不殘様可有通達候、答之儀者、先々銘
銘より不及挨拶候、各より可被申開候、以上、
寶曆十四申年二月十八日 大井伊勢守

小笠原伊豫守殿
柳原式部大輔殿 各留守居令條錄、

明和元年二月廿五日
一明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付、五時登城可
有之候、諸大夫衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々
布衣着候様、尤前々御書付之通、諸事可被相心得候
事、
同日

御使 稻葉紀伊守 紀伊中納言殿
同 石川伊豫守 水戸宰相殿
同 稻葉紀伊守 紀伊中將殿
同 石川伊豫守 水戸少將殿
右者、明後廿七日、朝鮮人登城之節、御登城有之候
様、被仰遣之、

鷹之間詰 同嫡子 御奏者番 同嫡子
菊之間縁類詰 同嫡子 若年寄支配之布衣以上 御役人
法印 醫師、
右者、明後廿七日、朝鮮人之信使御禮に付、五時登
城可有之、諸大夫衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々
者布衣着用候様、可被相觸候、

二月廿五日、以上、柳營日次記、

明和元年二月廿五日松平右近將監渡、

御用掛に無之 高 家 衆

明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付而、衣冠重を着太
刀帶之、五時可有登城候、

二月廿五日令條錄、

明和元年二月廿五日

鷹之間詰 同嫡子 御奏者番 同嫡子

菊之間縁類詰 同嫡子

明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付而、衣冠重を着太
刀帶之、五時可有登城候、無官之面々者、不及出仕
候、

御目付

若年寄支配之布衣以上
御 役 人

法 印 法 眼

明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付而、五時可有登城
候、諸大夫衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々者、布
衣着用候様可被相觸候、尤西丸御目付も、可有通
達候、天明集錄、
令條錄、

明和元年二月廿六日

通航一覽卷之七十五終

一明廿七日、朝鮮人登城有之候、揃刻限五時之由候
得共、諸向御門明登城之由、

一明日登城之衆、裝束に而可致出仕候、且先達而被
仰出候通、年始元日之通、供廻り麻上下着用之事、
柳營日次記、

明和元年二月廿七日、朝鮮人信使御禮之次第、

朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、尾張中納言
殿、水戸宰相殿始國持大名、其外萬石以上同嫡子并
布衣以上出仕之諸大夫以上、衣冠重を着太刀帶之
檜扇、布衣之輩は布衣着之、御日記、
朝鮮人來朝之記、

通航一覽卷之七十六

朝鮮國部五十二

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗 從慶長度 至寬永度

按するに、信使來聘の事實は信使參向道中條に出す、この日捧るこの國書及び進物の事は、參考便覽のため、別に兩國書儀物并信使御暇等の條を起して、これに收む、またこの條すへて、信使聘禮之節諸御役當の條、信使聘禮前諸式習禮の條、信使登城之節諸向出入口并供廻等の條、信使登城に付衣服刻附圖の條どもに併せ見るべし、下并ひ辨せす。

慶長十二年丁未年五月六日、宗對馬守義智朝鮮國信使正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寬等を率ゐて江戸城に登り、着府ありしは、前、台徳院殿に拜謁し、かの國王李昭の書牘及び方物を獻す、廿日駿府城において、東照宮に拜謁あり、その事及び後年江戸四丸に登營拜禮の事は、信使險城并江戸四城拜禮の條に出す、下これを註せす。

慶長十二年丁未夏五月、朝鮮遣使來聘二國修好實始于此、是歲四月對馬守平義智迎接信使來致京師、先是乙巳夏神祖傳國遷居于駿之府城、因命義智吾今老矣、宜諭外使使往聘江城、閏月使等到來都下、方策新篇。

慶長十一年の秋朝鮮の禮曹、對馬守に書を贈りて、まつ我國の御書を賜ふべき由を望申、是によりて此年の冬東照宮彼國王に書をなさる、十二年の春朝鮮の通信使始て來れり、閏四月江戸に到り、台徳院殿に其國王の書信を獻れり、五月駿府に到りて東照宮に信物を獻る、こゝにおいて、日本朝鮮修好の事成りぬ、國朝舊章錄。

慶長十二年四月、朝鮮の正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寬來朝す、對馬守義智これか先客となる、大權現の仰によりて、先江戸に到り、台徳院殿に拜謁したてまつる、寬永宗義智譜。

慶長十二年、秀忠様爲御代初之御祝儀、從朝鮮信使來聘、按するに、和好なりてはしめて、三使參着す、この書及び紀年錄等御代初の賀使といひしは、後世の例によりて誤りしなる。

正使 呂祐吉 副使 慶暹 從事 丁好寬 右者祖父對馬守同道仕、貞享宗對馬守書上、白石叢書。

慶長十二年五月六日、於江戸御城高麗人御目見、本泉寺に旅宿、坂氏慶長古日記、○按するに、慶長年錄、古本慶長日記に、本誓寺旅館に作るを是とす。

慶長十二年五月六日、朝鮮國三使來聘、大夫禮曹參議兼知制教呂祐吉、副使通訓大夫司導守兼春秋館編修官慶暹、從事官通訓大夫別曹正郎兼春秋館編修官丁好寬、其餘從者四百八人。

將軍家に拜謁し、書翰を捧げ自注、御返翰は、相國方物を獻す、日記摘要。

慶長十二年朝鮮王通交之爲、信使通政大夫呂祐吉、通訓大夫慶暹、通訓大夫丁好寬、相從人數四百六十九人對州に差越候、故義智則信使を伴ひ參府仕候處、依御差圖、同年閏四月按するに、閏四月に、係しは誤りなり。三使先於江府城台徳院様に御目見仕、其後於駿府城權現様に拜禮仕、首尾好御暇被下之、同年六月義智三使を朝鮮に送還し申候、日本朝鮮修好本末、兩國和好再興、對馬編年略。

慶長十二年、日本への使古は大方二人也、慶長十二年より始て三使也、朝鮮發足の日、正使一人を召て國王直に申渡さる由也、其次に副使と從事とを召て正使に附て渡海せよとはかり申し渡さる、由也、但し正使副使兩人は聘禮の事をのみ專す、從事は其砌り武官兼たる壯年新に進士に昇て學問の聞へある人を撰て定めらる、故に相從上下者も皆從事の下知にして罪あれば法に行ふ、正使副使は從事に云ひ渡して直に沙汰せず、聘禮儀式諸事舊禮に違はざる様にとのみ心掛る由也、假初にも文字の上の事に念入て必しも日本にて賜の多少を喜は

す、朝鮮物語、

この日大廣間上段に出御、三使は下段に列座し御前監せしめ給ふ、上上官以下御振舞の事所見なし○御饗應の事、元和入御の後に饗應を賜はり、御三家等のうちにて相伴せしめ給ふ例なり、但し正徳度は饗導の輩に伴食を命せらる、また御馳走につき、寬永十三年同二十年は御能罷され、正徳度は舞樂を奏せしめらる、その餘今詳ならず。

慶長十二年、神君命して三使を先つ江戸へ召連將軍へ謁せしむへしと有ければ、對馬守三使同道にて江戸に趣き、五月六日朝鮮王の書并に方物を獻す、台徳院殿三使を營中へ召出され饗應を賜ふ、大廣間上壇に縹緗二間をしき、其上に錦の茵をしきて、台徳院殿御直衣にて端座し玉ふ、御下壇の左に座を設け武使通政大夫呂祐吉、副使通訓大夫慶暹、從事官丁好寬列座す、宗對馬守に仰付られ馳走挨拶す、盃盤皆金銀を飾りて八珍美を盡す、台徳院殿御前には四方膳なり、三使には脚付の膳を設く、按す、成功記には、盃盤不用朱漆、皆以金銀飾之、珍羞盡在美、然大樹與蕃客盤脚之高低形樣異製異名、記し、また爲大樹設者名曰四方膳、三公所用也、爲蕃客設者名曰脚附膳、享禮畢て、三使退出す、四位以下所用也、以分尊卑、さあり、武徳大成記、成功記。